



東京海上日動

団体総合生活保険

普通保険約款および特約

ケガ
病気
その他



この冊子は、保険証券とともに大切に保管してください。

DAI

はじめに

日頃より東京海上日動をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

弊社はこれからもお客様の信頼を原点に、安心と安全の提供を通じて、豊かで快適な社会生活と経済の発展に貢献すべく努めてまいります。

どうぞ今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

- この冊子は、保険証券とともに大切に保管してください。
- ご不明な点がある場合は、代理店または弊社までお問い合わせください。また、ご契約者と保険の対象となる方が異なる場合は、ご契約者から保険の対象となる方にご契約内容をご説明ください。
- ご契約の際は、その内容を必ずご家族にもお知らせください。
- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店と有効に成立したご契約につきましては弊社と直接締結されたものとなります。
- 弊社代理店には、告知受領権があります。
- 保険料払込みの際は、弊社所定の保険料領収証を発行しますので、お確かめください。
- ご契約手続きから1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、弊社までお問い合わせください。到着後、保険証券は大切に保管してください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人 日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。また、損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況等について確認を行っています。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明な点は、弊社までお問い合わせください。

東京海上日動のホームページのご案内 www.tokiomarine-nichido.co.jp

「普通保険約款および特約」の内容は、ホームページでもご確認いただけます。
上記URLよりアクセスのうえ、是非ご参照ください。



1 普通保険約款のもくじ

(1) 用語の説明

【用語の定義】	10
---------	----

普通保険約款および特約に使用される用語の定義を記載しています。

(2) 基本的な補償

第1章 補償条項	13
----------	----

第1条（この条項の補償内容）、第2条（保険金をお支払いしない場合）については、ご契約の特約の内容をあわせてご参照ください。

(3) ご契約の手続き、保険料の払込方法等のとりきめ

第2章 基本条項	13
----------	----

第1節 契約手続および保険契約者等の義務	13
----------------------	----

ご契約にあたって、正しくご申告いただく必要がある事項や、ご契約の内容に変更があった場合にご通知いただく必要がある事項等について記載しています。

第2節 保険料の払込み	14
-------------	----

保険料の払込方法や払込期日、払込みが滞った場合のご契約の取扱い（保険金をお支払いしなくなること等）について記載しています。

第3節 事故発生時等の手続	16
---------------	----

保険金支払事由またはその原因が発生した時に行っていただきたいことやご注意いただきたいことについて記載しています。

第4節 保険金請求手続	16
-------------	----

保険金のお支払い方法や手続き、ご注意いただきたいことについて記載しています。

第5節 保険契約の取消し、無効、失効または解除	18
-------------------------	----

保険料の払込みが滞った場合や、告知義務や通知義務に違反した場合等、弊社からご契約を解除させていただくことがあります。このほか、ご契約が取消し・無効となる場合や、ご契約を解約される場合等についても記載しています。

第6節 保険料の返還、追加または変更	21
--------------------	----

ご契約内容に変更が生じた場合の、変更後の保険料の払込方法や払込期日、また、払込みが滞った場合のご契約の取扱い（保険金をお支払いしなくなること等）について記載しています。このほか、第5節の規定によりご契約が取消し・解除・解約等となった場合の、保険料の返還についても記載しています。

第7節 その他事項	24
-----------	----

補償の対象となる期間や地域、保険金のお支払いにより弊社に移転（代位）する権利、保険金請求権の時効等について記載しています。

別表 後遺障害等級表	27
付表1-1 失効・当会社による解除の場合の返還保険料	30
付表1-2 保険金の支払による失効の場合の返還保険料	30
付表2 保険契約者による解除の場合の返還保険料	30
付表3 短期料率	31

2 特約のもくじ

団体総合生活保険の特約は下表の通りです。

ご契約内容により自動セットされる特約（下表に◆のある特約）、お申出により任意でご契約いただくことができる特約があります。

1. からだに関する補償の特約

特約	記載 ページ	ご契約者（団体）にお渡しする タイプ内容表上の表示*	ご加入者にお渡しする 加入者票上の表示（例）*
◆自動セットされる条件等			
傷害補償に関する特約			
① 傷害補償基本特約	32	傷害補償基本特約	傷害補償基本特約
② 被保険者の範囲に関する特約（傷害用）	37	「被保険者の型」欄に「本人型」以外を表示	被保険者の範囲特約（傷害用）
③ 交通事故傷害危険のみ補償特約	39	交通事故のみ特約	交通事故傷害危険のみ補償特約
④ ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約	40	ゴルフ中のみ特約	ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約
⑤ 就業中のみの危険補償特約	41	就業中のみ特約	就業中のみ危険補償特約
⑥ 後遺障害保険金不担保特約	41	後遺障害保険金不担保特約	後遺障害保険金不担保特約
⑦ 死亡保険金不担保特約	42	死亡保険金不担保特約	死亡保険金不担保特約
⑧ 手術保険金不担保特約（傷害用）	42	手術保険金不担保特約（傷害用）	手術保険金不担保特約（傷害用）
⑨ 特定感染症危険補償特約	42	特定感染症特約（葬祭費用無）	特定感染症危険補償特約
⑩ 天災危険補償特約（傷害用）	46	天災危険特約（傷害）	天災危険補償特約（傷害用）
⑪ 育英費用補償特約	46	該当の「保険金額」欄に補償金額を表示	育英費用補償特約
⑫ 学業費用補償特約	50	該当の「保険金額」欄に補償金額を表示	学業費用補償特約
⑬ 疾病による学業費用補償特約	55	該当の「保険金額」欄に補償金額を表示	疾病による学業費用補償特約
⑭ 教育継続支援特約	58	教育継続支援特約	教育継続支援特約
⑮ 医療費用補償特約	64	医療費用補償特約	医療費用補償特約
⑯ 治療費用保険金不担保特約（医療費用補償用）	71	治療費用保険金不担保特約	治療費用保険金不担保特約
⑰ 待機期間の不設定に関する特約（医療費用補償用） ◆「⑮医療費用補償特約」をご契約の場合	72	待機期間の不設定に関する特約（医療費用補償用）	待機期間不設定特約（医療費用）
⑱ 入院諸費用保険金に係る免責金額方式への変更に関する特約（医療費用補償用） ◆「⑮医療費用補償特約」をご契約の場合	72	入院諸費用保険金に係る免責金額方式への変更に関する特約（医療費用補償用）	入院諸費用免責金額方式への変更
⑲ 入院療養一時金支払特約	73	該当の「保険金額」欄に補償金額を表示	入院療養一時金支払特約
⑳ 入院・手術医療保険金支払特約	76	該当の「保険金額」欄に補償金額を表示	入院・手術医療保険金支払特約
㉑ 天災危険補償特約（傷害、育英費用および学業費用用）	81	天災危険特約（傷害・育英・学業費用）	天災補償（傷害・育英・学業用）
㉒ 細菌性食中毒等補償特約 ◆こども傷害補償をご契約の場合	82	細菌性食中毒等補償特約	細菌性食中毒等補償特約
㉓ 傷害一時金払保険金特約	82	傷害一時金払保険金特約	傷害一時金払保険金特約
㉔ 後遺障害等級限定補償特約（第3級以上）	84	後遺障害等級限定（第3級以上）	後遺障害等級限定（第3級以上）
㉕ 後遺障害等級限定補償特約（第7級以上）	84	後遺障害等級限定（第7級以上）	後遺障害等級限定（第7級以上）
㉖ 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約 ◆傷害補償をご契約の場合	84	（「証券」に表示します。）	（表示されません。）
㉗ 訴訟の提起に関する特約	85	訴訟の提起に関する特約	訴訟の提起に関する特約

*これと異なる表示を行う場合や表示しない場合があります。

特約 ◆自動セットされる条件等	記載 ページ	ご契約者（団体）にお渡しする タイプ内容表上の表示*	ご加入者にお渡しする 加入者票上の表示（例）*
所得補償に関する特約			
28 所得補償基本特約	85	所得補償基本特約	所得補償基本特約
29 葬祭費用補償特約（所得補償用）	89	該当の「保険金額」欄に補償金額を表示	葬祭費用補償特約（所得補償用）
30 事業主費用補償特約（所得補償用）	92	事業主費用補償特約（所補用）	事業主費用補償特約（所補用）
31 家事従事者特約	94	家事従事者特約	家事従事者特約
32 入院のみ補償特約	94	入院のみ特約	入院のみ補償特約
33 特定疾病等不担保特約（所得補償用）	95	（被保険者ごとにセットされるため、表示されません。）	特定疾病等不担保特約
34 天災危険補償特約（所得補償用）	95	天災危険特約（所補）	天災危険補償特約（所得補償用）
35 骨髄採取手術に伴う入院補償特約 ◆所得補償をご契約の場合	95	骨髄採取手術入院補償	骨髄採取手術入院補償
36 精神障害補償特約（所得補償用）	97	精神障害補償特約（所得補償用）	精神障害補償特約（所得補償用）
37 入院による就業不能時追加補償特約	97	入院による就業不能追加補償特約	入院による就業不能追加補償特約
26 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約 ◆所得補償をご契約の場合	84	（「証券」に表示します。）	（表示されません。）

団体長期障害所得補償に関する特約			
38 団体長期障害所得補償基本特約	98	団体長期障害所得補償基本特約	団体長期障害所得補償基本特約
39 精神障害補償特約（D）（団体長期障害所得補償用）	102	認知症・メンタル疾患補償特約	認知症・メンタル疾患補償特約
40 治療と仕事の両立支援特約（三大疾病用）	103	治療と仕事の両立支援特約	治療と仕事の両立支援特約
41 介護と仕事の両立支援特約	104	介護と仕事の両立支援特約	介護と仕事の両立支援特約
42 妊娠に伴う身体障害補償特約（団体長期障害所得補償用）	109	妊娠に伴う身体障害補償特約	妊娠に伴う身体障害補償特約
43 特定疾病等不担保特約（団体長期障害所得補償用）	109	（被保険者ごとにセットされるため、表示されません。）	特定疾病等不担保特約
44 天災危険補償特約（団体長期障害所得補償用）	109	天災危険特約（団体長期障害所得補償）	天災補償（団体長期障害所補用）
45 業務上の身体障害不担保特約	110	業務上の身体障害不担保特約	業務上の身体障害不担保特約
26 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約 ◆団体長期障害所得補償をご契約の場合	84	（「証券」に表示します。）	（表示されません。）

医療補償に関する特約			
46 医療補償基本特約	110	医療補償基本特約	医療補償基本特約
47 配偶者特約（医療用）	115	「被保険者の型」欄に「配偶者」を表示	配偶者特約（医療用）
48 子供特約（医療用）	116	「被保険者の型」欄に「子供」を表示	子供特約（医療用）
49 退院後通院保険金特約	117	該当の「保険金額」欄に補償金額を表示	退院後通院保険金特約
50 傷害不担保特約（退院後通院保険金用）	118	退院後通院傷害不担保特約	退院後通院傷害不担保特約
51 総合先進医療特約（医療用）	118	総合先進医療特約	総合先進医療特約
52 入院一時金特約	119	該当の「保険金額」欄に補償金額を表示	入院一時金特約
53 三大疾病・重度傷害一時金特約（医療用）	119	該当の「保険金額」欄に補償金額を表示	三大疾病・重度傷害一時金特約
54 三大疾病のみ補償特約（三大疾病・重度傷害一時金（医療用）用）	123	三大疾病のみ特約（三大疾病一時金）	三大疾病のみ（三大疾病一時金）
55 女性医療特約	124	該当の「保険金額」欄に補償金額を表示	女性医療特約
56 葬祭費用補償特約（医療用）	130	該当の「保険金額」欄に補償金額を表示	葬祭費用補償特約（医療用）

*これと異なる表示を行う場合や表示しない場合があります。

特約	記載 ページ	ご契約者（団体）にお渡しする タイプ内容表上の表示*	ご加入者にお渡しする 加入者票上の表示（例）*
◆自動セットされる条件等			
⑤7 成人病追加支払特約	132	成人病追加支払特約	成人病追加支払特約
⑤8 成人病手術保険金等不担保特約	135	成人病手術保険金不担保特約	成人病手術保険金不担保特約
⑤9 特定傷害特約	135	該当の「保険金額」欄に補償金額を表示	特定傷害特約
⑥0 特定疾患保険金特約	136	特定疾患保険金特約	特定疾患保険金特約
⑥1 特定疾病等不担保特約（医療用）	138	（被保険者ごとにセットされるため、表示されません。）	特定疾病等不担保特約
⑥2 手術保険金等不担保特約（医療用）	139	手術保険金不担保特約	手術保険金不担保特約（医療用）
⑥3 重大手術の支払倍率変更に関する特約	139	重大手術の支払倍率変更に関する特約	重大手術の支払倍率変更特約
◆医療補償をご契約の場合			
⑥4 法人契約特約（医療用）	140	法人契約特約（医療用）	法人契約特約（医療用）

がん補償に関する特約			
⑥5 がん補償基本特約	140	がん補償基本特約	がん補償基本特約
⑥6 がん通院保険金の対象期間延長特約（三大治療）	146	がん通院期間延長特約・三大治療	がん通院期間延長特約・三大治療
◆がん補償をご契約の場合で、「⑥5がん補償基本特約 のがん通院保険金」をご契約のとき			
⑥7 配偶者特約（がん用）	147	「被保険者の型」欄に「配偶者」を表示	配偶者特約（がん用）
⑥8 子供特約（がん用）	148	「被保険者の型」欄に「子供」を表示	子供特約（がん用）
⑥9 がん再発転移補償特約	149	がん再発転移補償特約	がん再発転移補償特約
⑦0 がん生活支援特約	151	がん生活支援特約	がん生活支援特約
⑦1 がん先進医療特約（がん用）	153	がん先進医療特約	がん先進医療特約
⑦2 がん患者申出療養特約（がん用）	154	がん患者申出療養特約（がん用）	がん患者申出療養特約（がん用）
⑦3 抗がん剤治療補償特約	155	抗がん剤治療補償特約	抗がん剤治療補償特約
⑦4 がん女性特定手術特約	156	該当の「保険金額」欄に補償金額を表示	がん女性特定手術特約
⑦5 がん特定手術特約	157	該当の「保険金額」欄に補償金額を表示	がん特定手術特約
⑦6 がん葬祭費用補償特約	158	該当の「保険金額」欄に補償金額を表示	がん葬祭費用補償特約
⑦7 待機期間の不設定に関する特約（がん用）	160	待機期間不設定特約（がん用）	待機期間不設定特約（がん用）
◆がん補償をご契約の場合			

介護補償に関する特約			
⑦8 介護補償基本特約	160	介護補償基本特約	介護補償基本特約
⑦9 年金払介護補償特約	163	年金払介護補償特約	年金払介護補償特約
⑧0 公的介護保険制度連動補償部分の要介護3以上から 要介護2以上への補償拡大に関する特約	165	公的介護連動部分の要介護2 拡大	公的介護連動部分の要介護2 拡大
⑧1 所定の要介護状態（要介護3用）の追加補償特約	165	所定の要介護（要介護3）追加	所定の要介護（要介護3）追加
⑧2 所定の要介護状態（要介護2用）の追加補償特約	168	所定の要介護（要介護2）追加	所定の要介護（要介護2）追加

*これと異なる表示を行う場合や表示しない場合があります。

2. 賠償・財産・費用に関する補償の特約

特約 ◆自動セットされる条件等	記載 ページ	ご契約者（団体）にお渡しする タイプ内容表上の表示*	ご加入者にお渡しする 加入者票上の表示（例）*
83 個人賠償責任補償特約	171	個人賠償責任補償特約	個人賠償責任補償特約
84 ゴルフ賠償責任補償特約	174	ゴルフ賠償責任補償特約	ゴルフ賠償責任補償特約
85 賠償事故解決に関する特約 ◆「83個人賠償責任補償特約」をご契約の場合	175	賠償事故解決に関する特約	賠償事故解決に関する特約
86 個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約 ◆こども傷害補償をご契約の場合で、「83個人賠償責任補償特約」をご契約のとき	178	個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約	個人賠償責任補償特約の一部変更特約
87 本人のみ補償特約（個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約用）	179	本人のみ補償（一部変更特約用）	本人のみ補償（一部変更特約用）
88 借家人賠償責任補償特約	180	借家人賠償責任補償特約	借家人賠償責任補償特約
89 借家人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約 ◆こども傷害補償をご契約の場合で、「88借家人賠償責任補償特約」をご契約のとき	183	借家人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約	借家人賠償責任補償特約の一部変更特約
90 基本条項特約（賠償） ◆「83個人賠償責任補償特約」、「88借家人賠償責任補償特約」をご契約の場合	183	基本条項特約（賠償）	基本条項特約（賠償）
91 携行品特約	186	携行品特約	携行品特約
92 ゴルフ用品補償特約	189	ゴルフ用品補償特約	ゴルフ用品補償特約
93 携行品特約の一部変更に関する特約 ◆こども傷害補償をご契約の場合で、「91携行品特約」をご契約のとき	190	携行品特約の一部変更に関する特約	携行品特約の一部変更特約
94 住宅内生活用動産特約	190	住宅内生活用動産特約	住宅内生活用動産特約
95 臨時費用保険金不担保特約	194	臨時費用不担保	臨時費用不担保
96 残存物取片づけ費用保険金不担保特約	194	残存物片付不担保	残存物片付不担保
97 失火見舞費用保険金不担保特約	194	失火見舞不担保	失火見舞不担保
98 住宅外等追加補償特約 ◆こども傷害補償をご契約の場合で、「94住宅内生活用動産特約」をご契約のとき	194	住宅外等追加補償特約	住宅外等追加補償特約
99 基本条項特約（財産） ◆「91携行品特約」、「94住宅内生活用動産特約」をご契約の場合	195	基本条項特約（財産）	基本条項特約（財産）
100 ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	198	ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	ホールインワン費用特約
101 救援者費用等補償特約	200	救援者費用等補償特約	救援者費用等補償特約
102 救援者費用等補償特約の一部変更に関する特約 ◆こども傷害補償をご契約の場合で、「101救援者費用等補償特約」をご契約のとき	202	救援者費用等補償特約の一部変更に関する特約	救援者費用特約の一部変更特約
103 一事故支払限度額の適用に関する特約 ◆「101救援者費用等補償特約」をご契約の場合	203	一事故支払限度額の適用に関する特約	一事故支払限度額の適用特約
104 基本条項特約（費用） ◆「100ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」、「101救援者費用等補償特約」をご契約の場合	203	基本条項特約（費用）	基本条項特約（費用）
105 弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）	205	弁護士費用特約（人格権侵害等）	弁護士費用特約（人格権侵害等）
106 本人のみ補償特約（弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）用）	213	本人のみ補償（弁護士費用等用）	本人のみ補償（弁護士費用等用）
107 トラブル対策費用補償特約	213	トラブル対策費用補償特約	トラブル対策費用補償特約
25 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約 ◆賠償・財産・費用に関する補償をご契約の場合	84	（「証券」に表示します。）	（表示されません。）

*これと異なる表示を行う場合や表示しない場合があります。

特約		記載 ページ	ご契約者（団体）にお渡しする タイプ内容表上の表示*	ご加入者にお渡しする 加入者票上の表示（例）*
◆自動セットされる条件等				
27	訴訟の提起に関する特約	85	訴訟の提起に関する特約	訴訟の提起に関する特約
108	共通補償特約の失効に関する特約	219	共通補償特約の失効に関する特約	共通補償特約の失効に関する特約
	◆「 ⑩ 基本条項特約（賠償）」、「 ⑨ 基本条項特約（財産）」、「 ⑧ 基本条項特約（費用）」をご契約の場合			

*これと異なる表示を行う場合や表示しない場合があります。

3. ご契約の手続きに関する特約ほか

特約		記載 ページ	ご契約者（団体）にお渡しする タイプ内容表上の表示*	ご加入者にお渡しする 加入者票上の表示（例）*
◆自動セットされる条件等				
加入者への個別適用に関する特約		220	〔証券〕に〔加入者個別適用に関する 特約〕を表示します。）	（表示されません。）
109	◆所定の団体で、加入者が保険料を負担して任意で加入 するご契約の場合			
返還保険料または追加保険料の計算方法の変更に 関する特約		222	〔証券〕に〔返還保険料または追加保 険料の計算方法の変更に 関する特約〕 を表示します。）	（表示されません。）
110	◆〔109加入者への個別適用に関する特約〕がセットさ れないご契約の場合			
保険料支払手段に関する特約		222	（表示されません。）	（表示されません。）
111	◆すべてのご契約			
共同保険に関する特約		222	〔証券〕に表示します。）	（表示されません。）
112	◆共同保険でご契約の場合			

*これと異なる表示を行う場合や表示しない場合があります。

約款をご覧くださいにあたって

約款の文中で太字・下線で表示されている用語^{*}については、普通保険約款の【用語の定義】で定義しています。
詳しくは、普通保険約款 【用語の定義】(P.10)をご参照ください。

^{*} 原則として、各節、各特約において最初に出てきたものを太字・下線で表示しています。

総合生活保険 普通保険約款

【用語の定義】

普通保険約款および特約に共通する用語の定義は、下表のとおりです。ただし、別途定義のある場合はそれを優先します。

用 語	定 義
ア 医学的他覚所見	レントゲン検査、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
医師等	法令に定める医師および歯科医師または当会社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師をいいます。ただし、被保険者が医師等である場合は、その本人を除きます。
カ 既経過期間	保険期間の初日からその日を含めて保険期間中の特定の日までの、既に経過した期間のことをいいます。
契約内容変更日	保険契約の内容が変更となる日をいいます。
後遺障害	身体の一部を失いまたはその機能に重大な障害を永久に残した状態であって、次のア.またはイ.に該当するものをいいます。 ア. 基本条項別表に掲げる後遺障害 イ. 基本条項別表に掲げる後遺障害に該当しない状態であっても、当会社が、身体の障害の程度に応じて、同表の後遺障害に相当すると認めたもの
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機(*1)、ジャイロプレーンをいいます。 (*1) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいいます。
公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ア. 健康保険法 イ. 国民健康保険法 ウ. 国家公務員共済組合法 エ. 地方公務員等共済組合法 オ. 私立学校教職員共済法 カ. 船員保険法 キ. 高齢者の医療の確保に関する法律
告知事項	危険(*1)に関する重要な事項のうち、保険契約の締結の際、保険契約申込書等の記載事項とすることによって、当会社が告知を求めたもの(*2)をいいます。 (*1) 危険とは、損害もしくは傷害の発生または疾病の発病の可能性をいいます。 (*2) 他の保険契約等に関する事実を含みます。
サ 再取得価額	保険の対象の構造、質、用途、規模、型、能力等が同一の物を再築または再取得するのに必要な金額をいいます。
財物	財産的価値のある有体物(*1)をいいます。 (*1) 有形的存在を有する固体、液体および気体をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物、漁業権、特許権、著作権その他の権利または電気もしくはエネルギーを含みません。
敷地内	囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
事故の拡大	事故の形態や規模等が大きくなることをいい、延焼を含みます。
失効	保険契約の全部または一部の効力が、保険期間開始後の一定の時点以降失われることをいいます。ただし、保険契約が解除されることにより保険契約の全部または一部の効力が失われる場合を除きます。
疾病	被保険者が被った傷害以外の身体の障害(*1)で、医師等によりその発病が診断されたものをいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。 (*1) 正常分娩は除きます。
修理費	損害が生じた地および時において、損害が生じた物を事故の発生の直前の状態(*1)に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、損害が生じた物の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。 (*1) 構造、質、用途、規模、型、能力等において事故の発生の直前と同一の状態をいいます。
手術	治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいい、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表(*1)により手術等管理料として算定されるものは含みません。 (*1) 手術を受けた時点において有効な厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
傷害	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(*1)を含み、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒または精神的衝動による障害および被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のない傷害(*2)を含みません。 (*1) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。 (*2) その症状の原因が何であるかによりません。

乗車券等	鉄道またはバスの乗車券、船舶の乗船券もしくは航空機の航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券を除きます。
商品・製品等	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。
初回保険料	保険契約の締結の後、最初に払い込まれる保険料をいいます。保険料の払込方法が一時払の場合の一時払保険料を含みます。
書面等	書面または当会社の定める通信方法をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者(*1)または3親等内の姻族をいいます。 (*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。
身体障害	傷害または疾病をいい、この場合の傷害には傷害の原因となった事故を含みます。
身体障害を被った時	次のいずれかの時をいいます。 ア. 傷害については、傷害の原因となった事故発生の時 イ. 疾病については、医師等の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師等の診断によりはじめて発見された時
正規の乗車装置	乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた「道路運送車両の保安基準」に定める乗車装置をいいます。
設備・ じきぐ 器具等	設備、装置、機械、器具、工具、 じきぐ 器または備品をいいます。ただし、屋外設備装置は含みません。
船舶	ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。
損壊	滅失(*1)、破損(*2)または汚損(*3)をいいます。ただし、ウイルス、細菌、原生動物等の付着、接触等またはそれらの疑いがある場合を除きます。 (*1) 滅失とは、財物がその物理的存在を失うことをいい、紛失、盗取、詐取、横領を含みません。 (*2) 破損とは、財物が予定または意図されない物理的、化学的、生物学的変化によりその客観的な経済的価値が減少することをいいます。 (*3) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。
タ 建物	土地に定着し、屋根および柱もしくは壁を有する物をいいます。ただし、屋外設備装置は含みません。
他の保険契約等	この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。また、名称が何であるかによりません。
追加保険料	契約内容変更時等に当会社が追加して請求する保険料をいいます。
通院	医師等による治療(*1)が必要であり、病院等において、外来による診察、投薬、処置、手術その他の治療(*1)を受けること(*2)をいい、治療処置を伴わない薬剤および治療材料の購入、受け取りのみのもの等は含みません。 (*1) 当会社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師による施術を含みます。 (*2) 医師等による往診を含みます。
通貨等	通貨、小切手、印紙、切手、有価証券、手形(*1)、プリペイドカード、商品券、電子マネーおよび乗車券等をいいます。ただし、小切手および手形(*1)は、被保険者が第三者より受け取った物に限ります。 (*1) 約束手形および為替手形をいいます。
電氣的または機械的事故	不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない、電気的作用や機械の稼動に伴って発生した事故をいいます。
電子マネー	通貨と同程度の価値および流通性を持った電子データであって、その電子データを記録したICチップ等が搭載されたカードまたは携帯電話等に記録されたものをいいます。
同居	同一家屋(*1)に居住している状態をいい、生計の同一性や扶養関係の有無または住民票記載の有無は問いません。台所等の生活用設備を有さない「はなれ」、独立した建物である「勉強部屋」等に居住している場合も、同居しているものとして取り扱います。 (*1) 建物の主要構造部のうち、外壁、柱、小屋組、はり、屋根のいずれをも独立して具備したものを1単位の同一家屋とします。ただし、マンション等の集合住宅や、建物内に複数の世帯が居住する住宅で、各戸室の区分が明確な場合は、それぞれの戸室を1単位の同一家屋とします。
盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
ナ 入院	医師等による治療(*1)が必要であり、自宅等(*2)での治療が困難なため、病院等または介護保険法に定める介護医療院に入り、常に医師等の管理下において治療(*1)に専念することをいい、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のためのもの、入院治療を必要としない介護を主たる目的とするもの等は含みません。 (*1) 当会社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師による施術を含みます。 (*2) 老人福祉法に定める有料老人ホームおよび老人福祉施設ならびに介護保険法に定める介護保険施設等を含みます。
ハ 被保険者	保険の補償を受けることができる者をいいます。傷害補償基本特約、医療補償基本特約、がん補償基本特約および介護補償基本特約においては、保険の対象となる者をいいます。
病院等	病院または診療所をいい、次のいずれかに該当するものをいいます。 ア. 医療法に定める日本国内にある病院または診療所(*1)。ただし、介護保険法に定める介護医療院を除きます。 イ. 上記ア.と同程度と当会社が認めた日本国外にある医療施設 (*1) 四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、当会社が認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。

暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
保険契約申込書等	保険契約の締結のために必要なものとして、保険契約申込書その他の当会社の定める書類(*1)をいいます。 (*1) 電子媒体によるものを含みます。
保険年度	初年度については、保険期間が1年以上の場合には保険期間の初日からその日を含めて1年間とし、保険期間が1年未満の場合には保険期間の末日までとします。次年度以降については、保険期間の初日応当日からその日を含めてそれぞれ1年間とし、保険期間の初日応当日から保険期間の末日までが1年未満の場合には保険期間の末日までとします。ただし、保険証券にこれと異なる記載がある場合には、保険証券の記載によります。
補償に関する特約	傷害補償基本特約、所得補償基本特約、医療補償基本特約、がん補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約、介護補償基本特約および共通補償特約をいいます。
マ 未経過期間	保険期間中の特定の日の翌日から保険期間の末日までの期間のことをいいます。
未婚	これまでに一度も法律上の婚姻歴がないことをいいます。
無効	保険契約の全部または一部の効力が、当初から生じないことをいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって差し引く金額をいいます。
ヤ 預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引き出し用の現金自動支払機用カードを含みます。

第1章 補償条項

第1条（この条項の補償内容）

当社は、この普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約に従い、保険金を支払います。

第2条（保険金をお支払いしない場合）

当社が保険金を支払わない場合は、この普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約の規定によります。

第2章 基本条項

第1節 契約手続および保険契約者等の義務

第1条（告知義務）

- (1) 保険契約の締結の際、保険契約者または被保険者になる者は、**保険契約申込書等**の記載事項のうち、**告知事項**について、事実を当社の定める方法により正確に告知し、その他の事項について、当社の定める方法により正確に記載しなければなりません。
- (2) 所得補償基本特約、医療補償基本特約、がん補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約および介護補償基本特約において、この保険契約が継続契約である場合には、被保険者の**身体障害**の発生の有無については、告知事項とはしません。ただし、この保険契約の支払条件が、この保険契約の継続前契約に比べて当社の保険責任を加重するものである場合には、これを告知事項とします。
- (3) 当社は、保険契約の締結の際、事実の調査を行うことまたは被保険者に対して当社の指定する**医師等**の診断を求めることができます。

第2条（通知義務）

- (1) 保険契約の締結の後、下表のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、そのことを当会社に通知しなければなりません。ただし、保険契約者または被保険者が当会社に通知する前に、その事実がなくなった場合は、当会社に通知する必要はありません。

① 所得補償基本特約において、この規定を適用します。	ア. 被保険者が保険証券記載の職業または職務を変更したこと。 イ. 職業に就いていない被保険者が新たに職業に就いたことまたは保険証券記載の職業に就いていた被保険者がその職業をやめたこと。
② 団体長期障害所得補償基本特約において、この規定を適用します。	保険証券記載の業種が変更となったこと。

- (2) 当社は、(1)の通知を受けた場合には、保険契約者または被保険者に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができます。

第3条（保険契約者の住所等変更に関する通知義務）

- (1) 保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、そのことを当会社に**書面等**によって通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者が(1)の規定による通知をしなかった場合において、当社が保険契約者の住所または通知先を確認できなかったときは、当社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に保険契約者に到達したものとみなします。

第4条（被保険者による保険契約の解除請求）

傷害補償基本特約、医療補償基本特約、がん補償基本特約および介護補償基本特約においては、次の規定を適用します。

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、下表のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対し、この保険契約のその被保険者に対する部分を解除することを求めることができます。

①	この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
②	保険契約者または保険金の受取人に、第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の①または②に該当する行為のいずれかがあった場合

〈第1節第1条(1)〉

保険契約申込書等に★や☆のマークが付された事項は、ご契約に関する重要な事項（告知事項）ですので、ご契約時に正確に記載してください。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

〈第1節第2条(1)〉

保険契約申込書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご契約の代理店または弊社までご連絡ください。ご連絡がない場合はご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

〈第1節第4条〉

「所得補償基本特約」、「団体長期障害所得補償基本特約」、「被保険者の範囲に関する特約（傷害用）」等をご契約の場合、各特約の規定をご参照ください。

③	保険契約者または保険金の受取人が、第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の③AからEまでのいずれかに該当する場合
④	第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の④に規定する事由が生じた場合
⑤	②から④までのほか、保険契約者または保険金の受取人が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
⑥	保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

- (2) 保険契約者は、(1)の表のいずれかに該当する場合において、被保険者から(1)に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約のその被保険者に対する部分を解除しなければなりません。
- (3) 被保険者は、(1)の表の①に該当する場合は、当会社に対する通知をもって、この保険契約のその被保険者に対する部分を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限りです。
- (4) (3)の規定により保険契約が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対して、そのことを書面により通知するものとします。
- (5) 当会社は、(2)または(3)の通知を受けた場合には、(2)の通知のときは保険契約者に対して、(3)の通知のときは被保険者に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができます。

第2節 保険料の払込み

第1条（保険料の払込方法等）

- (1) 保険契約者は、この保険契約に対する保険料を、この保険契約の締結(*1)の際に定めた回数および金額に従い、払込期日(*2)までに払い込まなければなりません。ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合には、初回保険料は、この保険契約の締結(*1)と同時に払い込まなければなりません。
- (2) 次の①および②のすべてを満たしている場合において、当会社は、初回保険料払込前に保険金支払事由またはその原因が発生したときは、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に規定する初回保険料領収前に生じた保険金支払事由およびその原因の取扱いに関する規定を適用しません。
- ① 保険証券に初回保険料の払込期日の記載があること。
- ② 次に規定する期日までに初回保険料の払込みがあること。

初回保険料の払込期日(*2)の属する月の翌月末

- (3) 下表のすべてに該当する場合に、最初に保険料の払込みを怠った払込期日(*2)の属する月の翌月末までに被保険者または保険金の受取人が保険金の支払を受けるときは、その支払を受ける前に、保険契約者は、既に到来した払込期日(*2)までに払い込むべき保険料の全額を当会社に払い込まなければなりません。保険契約者がその払い込むべき保険料の全額を払い込む前に当会社が保険金を支払っていた場合は、当会社は既に支払った保険金の返還を請求することができます。

①	保険証券に保険料の払込期日の記載がある場合
②	保険契約者が、保険金支払事由が発生した日以前に到来した払込期日(*2)に払い込むべき保険料について払込みを怠った場合

- (4) 下表のすべてに該当する場合は、当会社は、初回保険料が払い込まれたものとしてその保険金支払事由に対して保険金を支払います。

①	保険金支払事由が発生した日が、保険証券記載の初回保険料の払込期日以前である場合
②	保険契約者が、初回保険料をその保険料の払込期日(*2)までに払い込むことの確約を行った場合
③	当会社が②の確約を承認した場合

- (5) (4)の表の②の確約に反して、保険契約者が(2)②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対して、既に支払った保険金相当額の返還を請求することができます。
- (6) 保険契約者は、当会社に書面等により通知して承認を請求した場合において、当会社がこれを承認したときは、保険料払込方法を変更することができます。

(*1) 保険契約の締結には、この契約に新たな補償に関する特約を付帯する場合および被保険者を追加する場合を含みません。

(*2) 保険証券記載の払込期日をいいます。

第2条（保険料の払込方法－口座振替方式）

- (1) 保険契約の締結(*1)の際に、下表のすべてを満たしている場合は、保険契約者は、払込期日(*2)に保険料(*3)を口座振替の方式により払い込むものとします。この場合において、保険契約者は、払込期日(*2)の前日までにその払込期日(*2)に払い込むべき保険料相当額を指定口座(*4)に預けておかなければなりません。

①	指定口座(*4)が、提携金融機関(*5)に設定されていること。
②	当会社の定める損害保険料口座振替依頼手続がなされていること。

- (2) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、払込期日(*2)が(1)の表の①の提携金融機関(*5)の休業日に該当し、指定口座

〈第2節第1条(1)〉

団体総合生活保険の保険料払込方法は、直接集金のみとなります。初回保険料の払込期日は、原則として集金日の翌月末となります。

(*4)からの保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、払込期日(*2)に払込みがあったものとみなします。

(3) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、初回保険料の払込期日(*2)に初回保険料の払込みがないときは、保険契約者は、その保険料を第1条（保険料の払込方法等）(2)②に規定する期日までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。

(4) 保険契約者が第1条（保険料の払込方法等）(2)②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合において、下表の左欄のいずれかの事由に該当するときは、それに対応する下表の右欄の規定を適用します。

① 初回保険料の払込みを怠った理由が、提携金融機関(*5)に対して口座振替請求が行われなかったことによる とき。 ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。	初回保険料の払込期日(*2)の属する月の翌月の応当日をその初回保険料の払込期日(*2)とみなしてこの条項の規定を適用します。
② 初回保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認めたとき。	第1条（保険料の払込方法等）(2)②の「初回保険料の払込期日(*2)の属する月の翌月末」を「初回保険料の払込期日(*2)の属する月の翌々月末」に読み替えてこの条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対して初回保険料の払込期日(*2)の属する月の翌々月の払込期日(*2)に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。

(5) 保険料払込方法が口座振替の方式以外の場合で、下表のすべてに該当するときは、保険契約者は、当会社が定める時以降に請求する保険料(*6)を口座振替の方式により払い込むものとします。この場合は、口座振替の方式により初めて払い込む保険料を初回保険料とみなして(1)から(3)までの規定を適用します。

① 保険契約者から当会社に書面等により、保険料払込方法を口座振替の方式に変更する申出があるとき。
② 当会社が①の申出を承認するとき。

(*1) 保険契約の締結には、この契約に新たな補償に関する特約を付帯する場合および被保険者を追加する場合を含みません。

(*2) 保険証券記載の払込期日をいいます。

(*3) 追加保険料を含みます。

(*4) 指定口座とは、保険契約者の指定する口座をいいます。

(*5) 提携金融機関とは、当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

(*6) 当会社が定める時以降に請求する保険料には、保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料および追加保険料を含みます。

第3条（保険料の払込方法－クレジットカード払方式）

(1) 保険契約の締結(*1)の際に、下表のすべてに該当する場合は、保険契約者は、保険料(*2)をクレジットカード払の方式により払い込むものとします。

① 保険契約者からクレジットカード払の方式による保険料払込みの申出がある場合
② 当会社が①の申出を承認する場合

(2) (1)の場合、下表の規定の適用においては、当会社が保険料の払込みに関し、クレジットカード会社に対して、払込みに使用されるクレジットカード(*3)が有効であること等の確認を行ったことをもって、保険料が払い込まれたものとみなします。

① 第1条（保険料の払込方法等）(1)および同条(2)
② 第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）(1)

(3) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合は、(2)の規定は適用しません。

① 当会社が、クレジットカード会社からその払込期日(*4)に払い込むべき保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカード(*3)を使用し、クレジットカード会社に対してその払込期日(*4)に払い込むべき保険料相当額を既に払い込んでいるときは、保険料が払い込まれたものとみなして(2)の規定を適用します。
② 会員規約等に規定する手続が行われない場合

(4) (3)の表の①の保険料相当額を領収できない場合は、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。ただし、保険契約者が、クレジットカード会社に対して保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当会社は、その払い込んだ保険料相当額について保険契約者に直接請求できないものとします。

(5) 当会社がクレジットカード会社から払込期日(*4)に払い込むべき保険料相当額を領収できない場合は、保険契約者は、それ以降の保険料(*2)については、当会社が承認しない限り、クレジットカード払の方式による払込みは行わないものとします。

(6) 保険料払込方法がクレジットカード払の方式以外の場合で、下表のすべてに該当するときは、保険契約者は、当会社が定める時以降に請求する保険料(*5)をクレジットカード払の方式により払い込むものとします。この場合は、(1)から(5)までの規定を準用します。

① 保険契約者から当会社に書面等により、保険料払込方法をクレジットカード払の方式に変更する申出があるとき。
② 当会社が①の申出を承認するとき。

(*1) 保険契約の締結には、この契約に新たな補償に関する特約を付帯する場合および被保険者を追加する場合を含みません。

(*2) 追加保険料を含みます。

(*3) 当会社の指定するクレジットカードに限りです。

(*4) 保険証券記載の払込期日をいいます。

(※5) 当会社が定める時以降に請求する保険料には、保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料および追加保険料を含みます。

第4条（口座振替方式・クレジットカード払方式以外への変更）

保険料払込方法が口座振替の方式またはクレジットカード払の方式の場合で、下表のいずれかに該当するときは、保険契約者は当会社が定める時以降に請求する保険料(※1)を当会社が定める方式および払込期日に従って払い込むものとします。ただし、当会社が定める方式には、口座振替の方式またはクレジットカード払の方式を含みません。

①	保険契約者から当会社に書面等により、口座振替の方式またはクレジットカード払の方式以外の方式による保険料の払込みの申出があり、当会社がこれを承認する場合
②	第3条（保険料の払込方法－クレジットカード払方式）(5)の規定に基づき当会社がクレジットカード払の方式による払込みを承認しない場合で、保険契約者が第2条（保険料の払込方法－口座振替方式）(5)の規定に基づく口座振替の方式による保険料の払込みを行わないとき。

(※1) 当会社が定める時以降に請求する保険料には、保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料および追加保険料を含みます。

第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）

(1) 第2回目以降の保険料について、保険契約者が次に規定する期日までにその払込みを怠った場合において、次の①から③までのいずれかに該当するときは、当会社は、保険金を支払いません。

その保険料を払い込むべき払込期日(※1)の属する月の翌月末

- ① その保険料の払込期日(※1)の翌日から、その保険料を領収した時までの期間中に保険金支払事由の原因が発生していた場合
 - ② その保険料の払込期日(※1)の翌日から、その保険料を領収した時までの期間中に保険金支払事由が発生していた場合
 - ③ 保険金支払事由の原因の発生がこの保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険契約のその保険料の払込期日(※1)の翌日から、その保険料を領収した時までの期間中であった場合
- (2) 下表のすべてに該当する場合は、当会社は、(1)の「その保険料を払い込むべき払込期日(※1)の属する月の翌月末」を「その保険料を払い込むべき払込期日(※1)の属する月の翌々月末」に読み替えてこの条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対してその保険料を払い込むべき払込期日(※1)の属する月の翌々月の払込期日(※1)に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が1年を超えない保険契約において、この規定が既に適用されている保険契約者に対して、当会社は、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。

①	保険料払込方法が口座振替の方式の場合
②	保険契約者が(1)に規定する期日までの第2回目以降の保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認めた場合

(※1) 保険証券記載の払込期日をいいます。

第3節 事故発生時等の手続

第1条（保険金支払事由またはその原因が発生した時の義務）

保険契約者、**被保険者**または保険金の受取人は、保険金支払事由またはその原因が発生したことを知った場合は、この保険契約に付帯される特約に規定する事項を履行しなければなりません。

第4節 保険金請求手続

第1条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、この保険契約に付帯される特約に規定する時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) **被保険者**または保険金の受取人が保険金の支払を請求する場合は、この保険契約に付帯される特約に規定する書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

第2条（保険金の支払）

(1) 当会社は、請求完了日(※1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①	保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故または 身体障害 の原因、事故または身体障害発生の状況、保険金支払事由の発生の有無および被保険者に該当する事実
②	保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において規定する事由に該当する事実の有無
③	保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(※2)または身体障害の程度、保険金支払事由とその原因との関係、治療の経過および内容

〈第3節第1条〉

事故発生時等の手続については、ご契約の特約の規定をご参照ください。

〈第4節第1条〉

団体総合生活保険では、第4節第2条(4)に規定する保険金の内払を行います。

④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において規定する解除、 無効 、 失効 または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤	①から④までのほか、 他の保険契約等 の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項(*3)

(2) (1)に規定する確認をするため、下表の左欄の特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(*1)からその日を含めて下表の右欄の日数(*4)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金の受取人に対して通知するものとします。

①	災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
②	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③	(1)の表の③の事項のうち、 後遺障害 の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会(*5)	180日
⑤	(1)の表の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(3) (1)および(2)に規定する確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(*6)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(4) 被保険者または保険金の受取人から保険金の内払の請求がある場合で、当会社が承認したときに限り、当会社の定める方法により保険金の内払を行います。

(5) 保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金の受取人と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(*1) 被保険者または保険金の受取人が第1条（保険金の請求）(2)の手続を完了した日をいいます。

(*2) 保険価額を含みます。

(*3) 傷害補償基本特約、医療補償基本特約、がん補償基本特約および介護補償基本特約には、この規定は適用しません。

(*4) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(*5) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(*6) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第3条（保険金の支払を請求できる者が複数の場合の取扱い）

(1) この保険契約について、保険金の支払を請求できる者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険金の支払を請求できる者を代理するものとします。

(2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険金の支払を請求できる者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険金の支払を請求できる者に対しても効力を有するものとします。

第4条（指定代理請求人）

(1) 被保険者または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金の支払を受けるべきその被保険者または保険金の受取人の代理人がいなない場合は、下表に規定する者のいずれかが保険金を請求することができます。この場合において、その事情を示す書類をもってそのことを当会社に申し出て、当会社の承認を得るものとします。

①	その被保険者または保険金の受取人と 同居 または生計を共にする配偶者(*1)
②	①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者または保険金の受取人と同居または生計を共にする 親族 (*2)のうち3親等内の者
③	①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(*1)または②以外の親族(*2)のうち3親等内の者

(2) (1)の規定による代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(*1) 法律上の配偶者に限ります。

(*2) 法律上の親族に限ります。

第5条（当会社の指定する医師等の診断書提出等）

(1) 当会社は、被保険者の身体障害に関して、保険金支払事由発生等の通知または保険金の請求を受けた場合は、身体障害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、下表の①の者に対して下表の②のものの提出を求めることができます。

①	保険契約者、被保険者または保険金の受取人その他の関係者
②	被保険者に関する当会社の指定する 医師等 の診断書(*1)その他医学的検査の対象となった標本等

(2) (1)の提出のために必要とした費用(*2)は、当会社が負担します。

(※1) 医師等の診断書には、死体検案書を含みます。
(※2) 収入の喪失を含みません。

第5節 保険契約の取消し、無効、失効または解除

第1条（保険契約の取消し）

保険契約の締結の際、保険契約者、**被保険者**または保険金の受取人に詐欺または強迫の行為があった場合は、当会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合の取消しは、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

第2条（保険契約の無効または失効）

(1) 下表のいずれかに該当する事実があった場合は、この保険契約は**無効**とします。

①	保険契約の締結の際、保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもってしたこと。
② 傷害補償基本特約において、この規定を適用します。	保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について死亡保険金受取人を定める場合において、その被保険者の同意を得なかったこと。ただし、その被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合は、この規定を適用しません。
③ がん補償基本特約において、この規定を適用します。	ア. 保険期間開始前(※1)に、被保険者ががんと診断確定(※2)されていたこと(※3)。 イ. 保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について保険金受取人を定める場合において、その被保険者の同意を得なかったこと。ただし、その被保険者を保険金受取人にする場合は、この規定を適用しません。

(2) 保険契約の締結の後、下表のいずれかに該当する事実があった場合は、その事実が発生した時にこの保険契約は**失効**します。

①	被保険者が死亡し、この保険契約に付帯される特約に規定する被保険者がいなくなったこと。
② 所得補償基本特約において、この規定を適用します。	被保険者がこの保険契約に基づき保険金が支払われる就業不能の原因となった 身体障害 以外の原因によって、所得を得ることができなくなる業務にも従事する見込みがなくなったこと。
③ 団体長期障害所得補償基本特約において、この規定を適用します。	被保険者がこの保険契約に基づき保険金が支払われる就業障害の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができなくなる業務にも従事しなくなったことまたは従事できなくなったこと。
④ 介護補償基本特約において、この規定を適用します。	被保険者がこの保険契約に基づき保険金が支払われる要介護状態となったこと。

(※1) この保険契約が継続契約である場合は、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間開始前をいいます。
(※2) 被保険者が**医師等**である場合は、被保険者自身による診断確定を含みます。
(※3) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人の、その事実の知、不知を問いません。

第3条（告知義務違反による保険契約の解除）

(1) 当会社は、第1節第1条（告知義務）の告知の際に、**告知事項**について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、下表のいずれかに該当する場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。ただし、所得補償基本特約、医療補償基本特約、がん補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約および介護補償基本特約において、同条(2)のただし書の規定が適用される場合には当会社の保険責任が加重された合意部分を解除することができます。

①	保険契約者または被保険者が事実を告知しなかった場合
②	保険契約者または被保険者が事実と異なることを告知した場合

(2) (1)の規定は、下表のいずれかに該当する場合には適用しません。

①	(1)の事実がなくなった場合
②	当会社が保険契約の締結の際、(1)の事実を知っていた場合、または過失によってこれを知らなかった場合(※1)
③	保険契約者または被保険者が、保険金支払事由の原因が発生する前に、告知事項について、 書面等 によって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、訂正の申出を受けた場合においては、保険契約の締結の際、保険契約者または被保険者がその訂正すべき事実を当会社に告知していたとしても当会社が保険契約の締結を承認していたと認められるときに限り、当会社は、これを承認するものとします。
④	当会社が(1)に規定する解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合、または保険契約の締結の時から5年を経過した場合

〈第5節第3条〉

第5節第3条の規定によりご契約が解除された場合は、既にお支払いした保険金を返還していただくことがあります。なお、保険料の返還については第6節第1条(8)の表の①および付表1－1をご参照ください。

⑤	所得補償基本特約、医療補償基本特約、がん補償基本特約および団体長期障害所得補償基本特約においては、(1)の表のいずれかに該当した保険契約の支払責任の開始する日(*2)(*3)からその日を含めて1年（保険期間が1年を超えるご契約の場合には2年となります。）を経過した場合に、被保険者の身体障害を原因とする保険金支払事由がこの保険契約またはこの保険契約から保険期間が継続された以降の保険契約に生じていなかったとき。なお、この規定は、(1)の表のいずれかに該当する都度それぞれ独立して適用します。
⑥	介護補償基本特約においては、(1)の表のいずれかに該当した保険契約の支払責任の開始する日(*2)(*3)からその日を含めて1年を経過した場合に、被保険者に傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由を原因とする要介護状態がこの保険契約またはこの保険契約から保険期間が継続された以降の保険契約に生じていなかったとき。なお、この規定は、(1)の表のいずれかに該当する都度それぞれ独立して適用します。

(3) (1)の規定による解除が保険金支払事由またはその原因が発生した後になされた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。

(4) (3)の規定は、(1)の事実に基づかずに発生した保険金支払事由またはその原因については適用しません。

(*1) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

(*2) 保険期間の初日から一定の期間内に発生した身体障害に対しては保険金を支払わないことが規定されている場合は、その期間の終了する日の翌日とします。

(*3) この保険契約の支払条件について、当会社の保険責任が加重された場合は、加重後の支払責任の開始する日(*2)とします。

第4条（通知義務違反による保険契約の取扱い）

所得補償基本特約および団体長期障害所得補償基本特約においては、次の規定を適用します。

(1) 職業もしくは職務の変更または業種の変更の事実(*1)の発生によって、変更後の保険料(*2)が変更前の保険料(*3)よりも高くなる場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく第1節第2条(通知義務)(1)に規定する通知をしなかったときに、職業もしくは職務の変更または業種の変更の事実(*1)があった後に保険金支払事由またはその原因が発生したときは、当会社は、変更前の保険料(*3)の変更後の保険料(*2)に対する割合により、保険金を削減して支払います。

(2) (1)の規定は、当会社が(1)の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から1か月を経過した場合、または職業もしくは職務の変更または業種の変更の事実(*1)が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

(3) (1)の規定は、職業もしくは職務の変更または業種の変更の事実(*1)に基づかずに発生した保険金支払事由またはその原因については適用しません。

(4) 当会社は、職業もしくは職務の変更または業種の変更の事実(*1)が生じ、この保険契約の引受範囲(*4)を超えることとなった場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

(5) (4)の規定による解除が保険金支払事由またはその原因が発生した後になされた場合であっても、当会社は、職業もしくは職務の変更または業種の変更の事実(*1)が生じた時から解除がなされた時までには保険金支払事由またはその原因が発生したときは、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。

(*1) 第1節第2条(通知義務)(1)の表のいずれかの変更の事実をいいます。

(*2) 変更後の職業もしくは職務または変更後の業種に対して適用されるべき保険料をいいます。

(*3) 変更前の職業もしくは職務または変更前の業種に対して適用された保険料をいいます。

(*4) 保険料を増額することにより保険契約を継続できる範囲として保険契約の締結の際に当会社が交付する書類等において定めたものをいいます。

第5条（重大事由による保険契約の解除）

(1) 下表のいずれかに該当する事由がある場合には、当会社は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

①	保険契約者、被保険者または保険金の受取人(*1)が当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせたこと(*2)。
②	この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者または保険金の受取人(*3)に詐欺の行為があったこと(*2)。
③	保険契約者が、次のいずれかに該当すること。 ア. 反社会的勢力(*4)に該当すると認められること。 イ. 反社会的勢力(*4)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。 ウ. 反社会的勢力(*4)を不当に利用していると認められること。 エ. 法人である場合において、反社会的勢力(*4)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。 オ. その他反社会的勢力(*4)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

〈第5節第4条〉

第5節第4条の規定によりご契約が解除された場合は、既にお支払いした保険金を返還していただくことがあります。なお、保険料の返還については、第6節第1条(8)の表の②および付表1-1をご参照ください。

〈第5節第5条〉

第5節第5条の規定によりご契約が解除された場合は、既にお支払いした保険金を返還していただくことがあります。なお、保険料の返還については、第6節第1条(8)の表の③および付表1-1をご参照ください。

④	傷害補償基本特約、医療補償基本特約、がん補償基本特約および介護補償基本特約においては、 他の保険契約等 との重複によって、保険金額の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
⑤	①から④までのほか、保険契約者、被保険者または保険金の受取人(*1)が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に対する部分を解除することができます。

①	被保険者が、(1)の表の③ア.からウ.までまたはオ.のいずれかに該当すること。
②	被保険者に生じた保険金支払事由に対して支払う保険金について、その保険金の受取人が、(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当すること。

(3) (1)または(2)の規定による解除が保険金支払事由またはその原因が発生した後になされた場合であっても、(1)の表または(2)の表のいずれかの事由が発生した時から解除がなされた時までには保険金支払事由またはその原因が発生したときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。

(4) (2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、下表の保険金支払事由については適用しません。

(1)の表の③ア.からウ.までまたはオ.のいずれにも該当しない被保険者に生じた保険金支払事由。ただし、(2)の表の②の規定による解除がなされた場合において、その保険金支払事由に対して支払う保険金について、その保険金の受取人が(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当するときには、その保険金の受取人の受け取るべき金額に限り、(3)の規定を適用するものとします。

(*1) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*2) 未遂の場合を含みます。

(*3) 被保険者または保険金の受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*4) 暴力団、暴力団員(*5)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(*5) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

第6条（保険料不払による保険契約の解除）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

①	初回保険料 について、第2節第1条（保険料の払込方法等）(2)②に規定する期日までに、その払込みがない場合。ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合は、保険期間の初日の属する月の翌月末までに、初回保険料の払込みがないときとします。
②	保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料について、第2節第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）(1)に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがない場合
③	保険料の払込方法が月払の場合において、払込期日(*1)までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日(*2)までに、次回払込期日(*2)に払い込むべき保険料の払込みがないとき。
④	第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の 追加保険料 の払込みを怠った場合(*3)。ただし、変更手続き完了のお知らせに追加保険料払込期日(*4)が記載されている場合は、この規定を適用しません。
⑤	第6節第1条(4)の追加保険料払込期日(*4)を設定した場合において、同条(4)に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みがないとき。
⑥	保険料の払込方法が月払の場合において、保険契約者が保険料を第2節第1条(2)②に規定する期日または第2節第5条(1)に規定する期日までに払い込んだときであっても、保険契約者がこの保険契約における保険料の払込みを免れることを目的として、故意にその翌月の払い込むべき保険料の払込みを怠ったと当会社が認めるとき。

(2) (1)の表の⑥の規定に基づきこの保険契約を解除する場合において、当会社が既に支払った保険金(*5)があるときは、当会社はこの保険金(*5)相当額の返還を請求することができます。

(*1) 保険証券記載の払込期日をいいます。

(*2) 払込期日(*1)の翌月の払込期日(*1)をいいます。

(*3) 第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(1)の表の①または②の場合は、当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。

(*4) 追加保険料払込期日とは、当会社が第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(1)の表の①の通知を受けた場合または同節第1条(1)の表の②もしくは同節第1条(2)の承認をする場合において、当会社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。

(*5) 払込みを怠ったと当会社が認めた保険料を払い込むべき払込期日(*1)の前月の払込期日(*1)の翌日以降に発生した保険金支払事由に対して、支払った保険金に限ります。

《第5節第6条》

・保険料不払によりご契約が解除された場合における保険料の返還については、第6節第1条(8)の表の④および付表1-1をご参照ください。

・ご加入者ごとの保険料不払の取り扱いについては「加入者への個別適用に関する特約」をご参照ください。

《第5節第6条(1)の表の④》

「変更手続き完了のお知らせ」とは、保険契約者からご契約内容の変更（ご契約の住所の変更や補償内容の変更等）のお申出をいただいた場合にお送りする、変更手続きが完了したことのお知らせをいいます。保険証券とあわせて最新のご契約内容をご確認いただけますので、いずれも大切に保管していただくようお願いいたします。

第7条（保険契約者による保険契約の解除）

- (1) 保険契約者は、当会社に対する書面等による通知をもって保険契約を解除することができます。ただし、この通知が行われた場合において、当会社が保険料を請求したときは、保険契約者は、その保険料を払い込まなければ保険契約を解除することができません。また、保険金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面等による同意を得た後でなければ行使できません。
- (2) (1)の規定による保険契約の解除後に当会社が保険料を請求し、第6条（保険料不払による保険契約の解除）(1)の表のいずれかに該当した場合には、当会社は、(1)に規定する保険契約者による解除を取り消し、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

第8条（保険契約解除の効力）

- (1) 保険契約の解除は、解除した時から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、第6条（保険料不払による保険契約の解除）(1)または第7条（保険契約者による保険契約の解除）(2)の規定により保険契約を解除した場合、解除の効力は、下表の左欄に対応する下表の右欄に規定する時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

① 第6条(1)の表の①の規定による解除の場合	保険期間の初日
② 第6条(1)の表の②の規定による解除の場合	第6条(1)の表の②に規定する保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日
③ 第6条(1)の表の③の規定による解除の場合	第6条(1)の表の③に規定する次回払込期日(*1)または保険期間の末日のいずれか早い日
④ 第6条(1)の表の④の規定による解除の場合	第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の追加保険料の払込みを怠った日
⑤ 第6条(1)の表の⑤の規定による解除の場合	第6節第1条(4)に規定する期日または保険期間の末日のいずれか早い日
⑥ 第6条(1)の表の⑥の規定による解除の場合	第6条(1)の表の⑥に規定する期日の前月の払込期日(*2)
⑦ 第7条(2)の規定による解除の場合	第7条(1)の規定により解除した日

(*1) 払込期日(*2)の翌月の払込期日(*2)をいいます。

(*2) 保険証券記載の払込期日をいいます。

第6節 保険料の返還、追加または変更

第1条（保険料の返還、追加または変更）

- (1) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(3)に規定する方法により取り扱います。

① 第1節第2条（通知義務）(1)の通知を受けた場合
② 第5節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）(2)の表の③の承認をする場合

- (2) 当会社は、(1)のほか、保険契約の締結の後、保険契約者が当会社に書面等により通知した保険契約の条件の変更または補償に関する特約の追加を承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(3)に規定する方法により取り扱います。この場合において、保険契約者は、正当な理由があり、かつ、当会社が認めるときを除いてこの通知を撤回することはできません。

- (3) (1)および(2)の場合においては、下表の規定により取り扱います。

① 保険料払込方法が一時払の場合(*1)	保険契約の条件の変更前の保険料と変更後の保険料の差額に基づき当会社が算出した、 未經過期間 に対する保険料(*2)を返還し、または 追加保険料 を請求します。	
② 保険料払込方法が一時払以外の場合(*1)	下表に規定する保険料を保険契約の条件の変更後の保険料(*2)に変更します。ただし、 契約内容変更日 の属する 保険年度 においては、当会社が認める場合は、①に規定する方法により取り扱います。	
	ア. 保険証券に 初回保険料 の払込期日の記載がある場合	当会社が通知を受けた日または承認した日の属する月の翌月以降の保険料
	イ. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合	当会社が通知を受けた日または承認した日以降の保険料

- (4) 保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを怠った場合(*3)は、次の①から③までの規定に従います。ただし、追加保険料払込期日(*4)を設定した場合で、次に規定する期日までに保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを行ったときは、この規定は適用しません。

追加保険料払込期日(*4)の属する月の翌月末

〈第5節第7条(1)〉

保険契約者からの通知により保険契約を解除することを解約といいます。この場合、未払いの保険料を解約日以降にご請求することがあります。このお支払いがない場合、第5節第7条(2)および第8条(2)の表の⑦の規定により、解約を取り消して解除させていただきます。

- ① 追加保険料が、(1)の表の①および(3)の規定により請求したものである場合において、職業もしくは職務の変更または業種の変更の事実(*5)があった後に保険金支払事由またはその原因が発生したときは、当会社は、変更前の保険料(*6)の変更後の保険料(*7)に対する割合により、保険金を削減して支払います(*8)(*9)。
- ② 追加保険料が、(1)の表の②および(3)の規定により請求したものである場合において、**告知事項**について、事実を当会社へ告げなかった保険契約の保険期間の開始時以降に保険金支払事由またはその原因が発生したときは、当会社は、保険金を支払いません(*8)(*9)。
- ③ 追加保険料が、(2)および(3)の規定により請求したものである場合において、次のいずれかに該当するときは、当会社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。
- ア. 追加保険料を領収した時までの期間中に保険金支払事由の原因が発生していたとき
- イ. 追加保険料を領収した時までの期間中に保険金支払事由が発生していたとき
- ウ. 保険金支払事由の原因の発生がこの保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険契約において、その保険契約の追加保険料を領収した時までの期間中であったとき
- (5) 第5節第1条（保険契約の取消し）に規定する保険契約の取消しの場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。
- (6) 第5節第2条（保険契約の無効または失効）(1)に規定する保険契約の**無効**の場合は、下表のとおり取り扱います。

① 第5節第2条(1)の表の①に該当する場合	保険料は返還しません。
② 第5節第2条(1)の表の②または同表の③のイ.に該当する場合	既に払い込まれた保険料の全額を返還します。
③ 第5節第2条(1)の表の③のア.に該当する場合	ア. 保険契約の締結(*10)の際に、 被保険者 ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のすべてが知らなかった場合は、既に払い込まれた保険料の全額を保険契約者に返還します。 イ. 保険契約の締結(*10)の際に、被保険者のがんと診断確定されていた事実を、保険契約者または被保険者のいずれか一人でも知っていた場合は、既に払い込まれた保険料は返還しません。 ウ. 保険契約の締結(*10)時からその保険契約の保険期間の開始時までに、被保険者が初めてがんと診断確定されていた場合には、既に払い込まれた保険料の全額を返還します。

- (7) 保険契約の**失効**の場合は、当会社は、付表1－1に規定する保険料を返還します。ただし、傷害補償基本特約において、傷害補償基本特約第6条（お支払いする保険金）(1)の死亡保険金を支払うべき**傷害**によって被保険者(*11)が死亡した場合または介護補償基本特約において、被保険者が保険金を支払うべき要介護状態となった場合には、下表のとおり取り扱います。

① 保険期間が1年を超える保険契約の場合	付表1－2に規定する保険料を返還します。
② 保険期間が1年以下の保険契約の場合	保険料は返還しません。

- (8) 下表のいずれかの規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、付表1－1に規定する保険料を返還します。

① 第5節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）(1)
② 第5節第4条（通知義務違反による保険契約の取扱い）(4)
③ 第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)
④ 第5節第6条（保険料不払による保険契約の解除）(1)
⑤ 第5節第7条（保険契約者による保険契約の解除）(2)

- (9) 第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(2)の規定により、当会社がこの保険契約のその被保険者に対する部分を解除した場合は、当会社は、下表のとおり取り扱います。

付表1－1に規定する保険料を返還します。

- (10) 第5節第7条（保険契約者による保険契約の解除）(1)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、当会社は、付表2に規定する保険料を返還し、または請求できます。

- (*1) 保険料払込方法が一時払以外であっても、第2節第1条（保険料の払込方法等）(1)に規定するすべての回数の払込みが終了した場合で、第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の表の②の規定により変更すべき保険料がないときは、(3)の表の①に規定する方法により取り扱います。
- (*2) (1)の表の①の場合は、保険契約者または被保険者の通知に基づき、第1節第2条（通知義務）(1)の表のいずれかの変更の事実が発生した時以降の期間に対して、算出した保険料をいいます。
- (*3) 当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。
- (*4) 追加保険料払込期日とは、当会社が(1)の表の①の通知を受けた場合または(1)の表の②もしくは(2)の承認をする場合において、当会社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。
- (*5) 第1節第2条(通知義務)(1)の表のいずれかの変更の事実をいいます。
- (*6) (1)の表の①の場合は、変更前の職業もしくは職務または変更前の業種に対して適用された保険料をいいます。
- (*7) (1)の表の①の場合は、変更後の職業もしくは職務または変更後の業種に対して適用されるべき保険料をいいます。
- (*8) 第5節第6条（保険料不払による保険契約の解除）(1)の表の④の規定により解除できるときに限ります。
- (*9) 既に保険金を支払っていた場合は、当会社は、保険金の返還を請求することができます。
- (*10) この保険契約が継続契約である場合は、この保険契約が継続されてきた初年度契約の締結をいいます。
- (*11) 傷害補償基本特約およびこれに付帯される特約に規定する被保険者全員をいいます。

第2条（追加保険料の払込み等一口座振替方式の場合の特則）

- (1) 下表の規定に基づき当社が請求した追加保険料について、追加保険料払込期日(*1)に追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、追加保険料を第1条（保険料の返還、追加または変更）(4)に規定する期日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。

①	第2節第2条（保険料の払込方法－口座振替方式）
②	第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)

- (2) 下表のすべてに該当する場合は、当社は、第1条（保険料の返還、追加または変更）(4)の「追加保険料払込期日(*4)の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日(*4)の属する月の翌々月末」に読み替えてこの条項の規定を適用します。この場合において、当社は保険契約者に対して追加保険料払込期日(*1)の属する月の翌々月の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が1年の保険契約において、保険契約者がこの規定を既に適用しているときは、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。

①	保険契約者が追加保険料払込期日(*1)までの追加保険料の払込みを怠った場合
②	①の払込みを怠ったことについて保険契約者に故意および重大な過失がなかったと当社が認めた場合

- (3) 当社は、次の①および②のすべてに該当する場合においては、追加保険料払込期日(*1)の属する月の翌月の応当日を追加保険料払込期日(*1)とみなして下表の規定を適用します。

- ① 保険契約者が追加保険料払込期日(*1)までの追加保険料の払込みを怠った場合
② ①の払込みを怠った理由が、提携金融機関(*2)に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

ア.	第5節第6条（保険料不払による保険契約の解除）
イ.	第5節第8条（保険契約解除の効力）
ウ.	第6節第2条（追加保険料の払込み等一口座振替方式の場合の特則）(1)および(2)
エ.	第6節第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）

- (4) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、当社が保険料を返還するときは、当社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にまたは当社の定める回数に分割し、当社の定める日に指定口座(*3)に振り込むことによって行うことができるものとします。

- (5) (4)の規定は、保険契約者からあらかじめ当社に反対の意思表示がされている場合は適用しません。

(*1) 追加保険料払込期日とは、当社が第1条（保険料の返還、追加または変更）(1)の表の①の通知を受けた場合または第1条(1)の表の②もしくは第1条(2)の承認をする場合において、当社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。

(*2) 提携金融機関とは、当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

(*3) 指定口座とは、この保険契約の保険料に関して、当社が提携金融機関(*2)に対して口座振替請求を行う口座をいいます。

第3条（追加保険料の払込み等クレジットカード払方式の場合の特則）

- (1) 下表の規定に基づき当社が請求した追加保険料について、第1条（保険料の返還、追加または変更）(4)の規定の適用においては、当社が追加保険料の払込に関し、クレジットカード会社に対して、追加保険料の払込みに使用されるクレジットカード(*1)が有効であること等の確認を行ったことをもって、その追加保険料が払い込まれたものとみなします。

①	第2節第3条（保険料の払込方法－クレジットカード払方式）
②	第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)

- (2) 当社は、下表のいずれかに該当する場合は(1)の規定を適用しません。

①	当社がクレジットカード会社から追加保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカード(*1)を使用し、クレジットカード会社に対して追加保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、その追加保険料が払い込まれたものとみなして(1)の規定を適用します。
②	会員規約等に規定する手続が行われない場合

- (3) (2)の表の①の追加保険料相当額を領収できない場合は、当社は、保険契約者に追加保険料を直接請求できるものとします。ただし、保険契約者が、クレジットカード会社に対して追加保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当社は、その払い込んだ追加保険料相当額について保険契約者に直接請求できないものとします。

- (4) 保険料払込方法がクレジットカード払の方式の場合で、当社が保険料を返還するときは、当社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にまたは当社の定める回数に分割し、当社の定める日に下表のいずれかの方法によって行うことができるものとします。

①	保険契約者の指定する口座への振込み
②	クレジットカード会社経由の返還

- (5) (4)の規定は、保険契約者からあらかじめ当社に反対の意思表示がされている場合は適用しません。

(*1) 当社の指定するクレジットカードに限りです。

第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）

- (1) 当社が第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日(*1)を設定した場合において、下表のすべてに該当するときは、当社は、同条(4)の規定にかかわらず、追加保険料が払い込まれたものとして、その保険金支払事由に対して保険金を支払います。

①	保険金支払事由の発生の日が、追加保険料払込期日(*1)以前であること。
②	保険金支払事由の発生の日の前日までに到来した払込期日(*2)までに払い込むべき保険料の全額が払い込まれていること。

(2) (1)の場合において、保険金支払事由の発生の日が初回保険料払込期日以前のときは、(1)に規定する「保険金支払事由の発生の日の前日までに到来した払込期日(*2)までに払い込むべき保険料の全額」を「初回保険料」と読み替えて適用します。ただし、保険契約者が第2節第1条（保険料の払込方法等）(4)の表の②に規定する確約を行い、かつ、当会社が承認した場合は、当会社は、追加保険料が払い込まれたものとしてその保険金支払事由に対して保険金を支払います。

(3) 当会社が第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日(*1)を設定した場合において、保険契約者が同条(4)に規定する期日までに追加保険料の払込みを怠ったときは、下表の規定に従います。

①	追加保険料が、第1条(1)の表の①および(3)の規定により請求したものである場合において、その払込期日の翌日以後に保険金支払事由またはその原因が発生したときは、当会社は、変更前の保険料(*3)の変更後の保険料(*4)に対する割合により、保険金を削減して支払います。
②	追加保険料が、第1条(1)の表の②および(3)の規定により請求したものである場合において、その払込期日の翌日以後に保険金支払事由またはその原因が発生したときは、当会社は、保険金を支払いません。
③	追加保険料が、第1条(2)および(3)の規定により請求したものである場合において、次のいずれかに該当したときは、当会社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。 ア. その払込期日の翌日から追加保険料を領収した時までの期間中に保険金支払事由の原因が発生していたとき イ. その払込期日の翌日から追加保険料を領収した時までの期間中に保険金支払事由が発生していたとき ウ. 保険金支払事由の原因の発生がこの保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険契約において、その保険契約のその払込期日の翌日から追加保険料を領収した時までの期間中であったとき

(4) 第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の表の②の規定に基づき、当会社が保険料を変更した場合、(1)から(3)までの「追加保険料」を「保険料変更後の最初の払い込むべき保険料」と読み替えて適用します。

(5) 第1条（保険料の返還、追加または変更）(4)ただし書の規定が適用され、かつ、保険金支払事由が発生した場合において、下表に規定する日時を確認に関して、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めたときには、保険契約者または被保険者は、遅滞なくこれを提出しなければなりません。また、当会社が行う確認に協力しなければなりません。

①	第1節第2条（通知義務）(1)または第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(2)に規定する通知が行われた日時
②	第5節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）(2)の表の③に規定する訂正の申出が行われた日時
③	保険金支払事由の発生の日時

(*1) 追加保険料払込期日とは、当会社が第1条（保険料の返還、追加または変更）(1)の表の①の通知を受けた場合または同条(1)の表の②もしくは同条(2)の承認をする場合において、当会社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。

(*2) 保険証券記載の払込期日をいいます。

(*3) 第1条（保険料の返還、追加または変更）(1)の表の①の場合は、変更前の職業もしくは職務または変更前の業種に対して適用された保険料をいいます。

(*4) 第1条（保険料の返還、追加または変更）(1)の表の①の場合は、変更後の職業もしくは職務または変更後の業種に対して適用されるべき保険料をいいます。

第5条（被保険者の請求により保険契約を解除する場合の保険料の返還）

保険契約者または被保険者が、第1節第4条（被保険者による保険契約の解除請求）(2)または(3)の規定により、この保険契約のその被保険者に対する部分を解除した場合は、付表2に規定する保険料を返還します。

第7節 その他事項

第1条（保険責任の始期および終期）

- 当会社の保険責任は、保険証券記載の保険期間の初日の午後4時(*1)に始まり、末日の午後4時(*1)に終わります。
- (1)の規定にかかわらず、保険期間が開始した後でも、当会社は下表のいずれかに該当する場合は、保険金を支払いません。

①	この保険契約の保険期間の開始時から、 <u>初回保険料</u> を領収した時までの期間中に保険金支払事由の原因が発生していた場合
②	この保険契約の保険期間の開始時から、初回保険料を領収した時までの期間中に保険金支払事由が発生していた場合
③	保険金支払事由の原因の発生がこの保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険契約の保険期間の開始時から、その保険契約の初回保険料を領収した時までの期間中であった場合

(3) (1)の規定において、時刻は日本国の標準時によるものとします。

(*1) 保険証券に異なる時刻が記載されている場合は、その時刻とします。

第2条（代 位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその身体障害について第三者に対して有す

〈第7節第2条〉

「所得補償基本特約」、「団体長期障害所得補償基本特約」、「基本条項特約（賠償）」、「基本条項特約（財産）」、「基本条項特約（費用）」等をご契約の場合、各特約の規定をご参照ください。

る損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第3条（保険契約者の変更）

- (1) 保険契約の締結の後、保険契約者は、**書面等**をもって当会社に保険契約者の変更の承認の請求を行い、当会社がこれを承認した場合は、当会社が認める範囲内でこの保険契約の権利および義務(*1)を第三者に移転させることができます。
- (2) 保険契約の締結の後、保険契約者が死亡した場合、この保険契約が**失効**するときを除き、この保険契約の権利および義務(*1)は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人に移転するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
- (4) (3)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合は、保険契約者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとします。
- (5) 保険契約者が2名以上である場合は、各保険契約者は連帯してこの保険契約の義務(*2)を負うものとします。

(*1) この保険契約の権利および義務とは、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務をいいます。

(*2) この保険契約の義務とは、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務をいいます。

第4条（保険証券等の不発行の特則）

当会社は、保険契約者の申出により、保険証券またはこれに代わる書面の発行を行わないことがあります。この場合において、この保険契約の内容として電磁的方法で提供した事項を、保険証券の記載事項とみなして、この保険契約の普通保険約款(*1)の規定を適用します。

(*1) 付帯される特約を含みます。

第5条（時効）

保険金請求権は、第4節第1条（保険金の請求）(1)に規定する時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第6条（保険責任のおよぶ地域）

当会社は、日本国内または国外において保険金支払事由またはその原因が発生した場合に、保険金を支払います。

第7条（死亡保険金受取人の変更）

傷害補償基本特約においては、次の規定を適用します。

- (1) 保険契約の締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人としてします。
- (2) 保険契約締結の後、その被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。
- (3) (2)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その事実を当会社に通知しなければなりません。
- (4) (3)の規定による通知が当会社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 保険契約者は、(2)の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (6) (5)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその事実を当会社に通知しなければ、その変更を当会社に対抗することができません。なお、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。
- (7) (2)および(5)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、その被保険者の同意がなければその効力は生じません。
- (8) 死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人(*1)を死亡保険金受取人としてします。
- (9) 保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人をその被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。
- (10) 当会社は、(3)または(6)の通知を受けた場合には、(3)の通知のときは保険契約者に対して、(6)の通知のときは保険契約者の法定相続人に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができます。

(*1) 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人としてします。

第8条（被保険者の年齢および性別の取扱い）

- (1) 被保険者の契約年齢は保険期間の初日の満年齢で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
- (2) 保険契約の締結の後の被保険者の年齢は、**保険年度**の初日応当日をむかえるごとに、その日の満年齢で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
- (3) 保険契約の締結の際に告げられた被保険者の契約年齢または生年月日に誤りがあった場合は、次の下表のいずれかの方法により取り扱います。

①	保険期間の初日における実際の年齢が、当会社の定める契約年齢の範囲内であった場合は、初めから実際の年齢に基づいて保険契約を締結したものとみなします。
---	---

②	保険期間の初日における実際の年齢が、当会社の定める契約年齢の範囲外であった場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、その補償に関する特約を取り消すことができるものとし、これによりその補償に関する特約を取り消したときは、既に払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
---	---

(4) 保険契約の締結の際に告げられた被保険者の性別に誤りがあった場合には、初めから実際の性別に基づいて保険契約を締結したものとみなします。

(5) (3)または(4)の規定により、初めから実際の年齢または性別に基づいて保険契約を締結したものとみなす場合において、保険料を変更する必要があるときは、第6節の規定に準じ、保険料を返還または請求します。

(6) 保険契約者が(5)の**追加保険料**の払込みを怠った場合(*1)において、当会社は、契約年齢または性別を誤った保険契約の保険期間の開始時以降に保険金支払事由またはその原因が発生したときは、変更前の保険料の変更後の保険料に対する割合により、保険金を削減して支払います(*2)。

(*1) 当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。

(*2) 第5節第6条（保険料不払による保険契約の解除）(1)の規定により解除できるときに限ります。

第9条（契約内容の登録）

傷害補償基本特約、医療補償基本特約およびがん補償基本特約においては、次の規定を適用します。

(1) 当会社は、この保険契約の締結、新たな補償に関する特約の付帯または被保険者の追加その他の契約内容の変更の際、この保険契約またはこれに付帯する特約に関して、次の下表の事項を協会(*1)に登録することができるものとします。

①	保険契約者の氏名、住所および生年月日
②	被保険者の氏名、住所、生年月日および性別
③	死亡保険金受取人の氏名
④	保険証券記載の保険金額等および被保険者の同意の有無
⑤	保険期間
⑥	当会社名

(2) 各損害保険会社は、(1)の規定により登録された被保険者について、**他の保険契約等**の内容を調査するため、(1)の規定により登録された契約内容を協会(*1)に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。

(3) 各損害保険会社は、(2)の規定により照会した結果を、(2)に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。

(4) 協会(*1)および各損害保険会社は、(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果を、下表に規定するもの以外に公開しないものとします。

①	(1)の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結、補償に関する特約の追加または被保険者の追加その他の契約内容の変更に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店
②	犯罪捜査等にあたる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関

(5) 保険契約者または被保険者は、その本人に係る(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果について、当会社または協会(*1)に照会することができます。

(*1) 協会とは、一般社団法人日本損害保険協会をいいます。

第10条（用語および特約ごとの適用等）

(1) この条項に規定されていない用語については、この保険契約に付帯される各特約における規定を準用します。

(2) 普通保険約款または各特約において、特に記載のないかぎり、【用語の定義】に規定する用語は、【用語の定義】に定めるところに従います。

(3) この条項において保険契約の締結には、更新(*1)、ならびに、特に記載のないかぎり、この保険契約に新たな補償に関する特約を付帯する場合および被保険者を追加する場合を含むものとします。

(4) 普通保険約款(*2)または各補償に関する特約(*2)により規定される用語は、特に記載のないかぎり、普通保険約款(*2)または補償に関する特約(*2)ごとに適用します。

(5) この条項は、特に記載のないかぎり、普通保険約款(*2)または補償に関する特約(*2)ごとに適用します。

(6) 被保険者が2人以上である場合は、それぞれの被保険者ごとに、この普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約の規定を適用します。

(*1) 更新とは、保険期間の末日においてこの保険契約に適用されている普通保険約款と同一の普通保険約款を、引き続き締結することをいいます。

(*2) 付帯される特約を含みます。

第11条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第12条（準拠法）

この保険契約に適用される普通保険約款および特約に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 後遺障害等級表

1. 介護を要する後遺障害

等 級	介護を要する後遺障害
第1級	(1) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (2) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
第2級	(1) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (2) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの

2. 1. 以外の後遺障害

等 級	後 遺 障 害
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼および言語の機能を廃したもの (3) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (4) 両上肢の用を全廃したもの (5) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両下肢の用を全廃したもの
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 両上肢を手関節以上で失ったもの (4) 両下肢を足関節以上で失ったもの
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指またはおや指を含み4の手指を失ったもの

第7級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手のおや指を含み3の手指を失ったものまたはおや指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指またはおや指を含み4の手指の用を廃したもの (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睪丸を失ったもの
第8級	(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手のおや指を含み2の手指を失ったものまたはおや指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手のおや指を含み3の手指の用を廃したものまたはおや指以外の4の手指の用を廃したもの (5) 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの
第9級	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼くおおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手のおや指またはおや指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手のおや指を含み2の手指の用を廃したものまたはおや指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの
第10級	(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面を見た場合に複視の症状を残すもの (3) 咀嚼くまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手のおや指またはおや指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの

上肢の3大関節

- 肩関節
- 肘関節
- 手関節

下肢の3大関節

- 股関節
- ひざ関節
- 足関節

骨格

- 鎖骨
- 肋骨
- 胸骨
- 肩甲骨
- 上腕骨
- 前腕骨
- 手根骨
- 手骨
- 指骨
- 趾骨
- 骨盤骨
- 股骨
- 脛骨
- 腓骨
- 跗骨
- 趾骨

手

- ひとさし指
- 末節骨
- おや指
- 末節骨
- 指節間関節
- 中手指節間関節
- なか指
- くすり指
- こ指
- 遠位指節間関節
- 近位指節間関節
- 中手指節間関節

足

- 第2の足指
- 第1の足指
- 末節骨
- 指節間関節
- リスフラン関節
- 第3の足指
- 遠位指節間関節
- 近位指節間関節
- 中足指節間関節

付表 1-1 失効・当会社による解除の場合の返還保険料

保険期間	払込方法	返還保険料の額
1 年	一時払、 一時払以外	(1) 保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1)(*2) (2) 未払込保険料(*3)がある場合は、(1)の額からその未払込保険料(*3)を差し引いた額
1 年未満	一時払、 一時払以外	保険期間が 1 年の場合の算出方法に準じて算出した額
1 年超	一時払	保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づき、経過年月数により算出した額(*2)
	一時払以外	保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づき、保険料払込期間中の保険契約についてはその払込年月数および経過年月数により、その他の保険契約についてはその経過年月数により算出した額(*2)

(*1) 第 5 節第 3 条（告知義務違反による保険契約の解除）(1)ただし書の規定により解除する場合には、解除された日の保険契約の条件に基づく解除部分の年間の保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した解除部分の保険料を差し引いた額とします。

(*2) 保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。

(*3) 未経過期間に対応する保険料を含みます。第 5 節第 3 条（告知義務違反による保険契約の解除）(1)ただし書の規定により解除する場合には、解除された日の保険契約の条件に基づく解除部分の未払込保険料とします。

付表 1-2 保険金の支払による失効の場合の返還保険料

払込方法	返還保険料の額
一時払	当保険年度(*1)の翌保険年度以降の保険料について、保険契約が失効した日の保険契約の条件に基づき、当保険年度(*1)を経過した時点における経過年月数により算出した額(*2)
一時払以外	返還する保険料はありません。

(*1) 保険契約が失効した日の属する保険年度をいいます。

(*2) 保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。

(*3) 未経過期間に対応する保険料を含みます。

付表 2 保険契約者による解除の場合の返還保険料

保険期間	払込方法	返還保険料の額
1 年	一時払	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して付表 3 の「短期料率」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (2) (1)にかかわらず、契約条件の変更に伴い、中途更新(*2)を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額。ただし、この保険契約の契約条件を変更する方法が、保険契約引受に関する制度上、中途更新(*2)に限られる場合は、その年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (3) 未払込保険料(*3)がある場合は、(1)または(2)の額からその未払込保険料(*3)を差し引いた額
	一時払以外	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (2) (1)にかかわらず、この保険契約の契約条件を変更する場合において、その変更方法が、保険契約引受に関する制度上、中途更新(*2)に限られるときは、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (3) 未払込保険料(*3)がある場合は、(1)または(2)の額からその未払込保険料(*3)を差し引いた額
1 年未満	一時払、 一時払以外	保険期間が 1 年の場合の算出方法に準じて算出した額
1 年超	一時払	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき、経過年月数により算出した額(*1) (2) (1)の額は保険証券に例示します。
	一時払以外	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき、保険料払込期間中の保険契約についてはその払込年月数および経過年月数により、その他の保険契約についてはその経過年月数により算出した額(*1) (2) (1)の額は保険証券に例示します。

(*1) 保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。

(*2) 保険契約が解除された日を保険期間の初日として当会社と保険契約を締結することをいいます。

(*3) 未経過期間に対応する保険料を含みます。

付表3 短期料率

既経過期間	短期料率
7日まで	10%
15日まで	15%
1か月まで	25%
2か月まで	35%
3か月まで	45%
4か月まで	55%
5か月まで	65%
6か月まで	70%
7か月まで	75%
8か月まで	80%
9か月まで	85%
10か月まで	90%
11か月まで	95%
12か月まで	100%

① 傷害補償基本特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

- (1) 当会社は、**被保険者**が身体に**傷害**を被り、その直接の結果として、第6条（お支払いする保険金）(1)の表の「保険金をお支払いする場合」欄に該当する場合は、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約にしたがい、同条に規定する保険金を支払います。
- (2) 当会社は、この特約により、普通保険約款【用語の定義】の規定にかかわらず、この特約およびこれに付帯される特約における傷害には、日射または熱射によって生ずる熱中症を含むものとします。
- (3) この特約において、保険金支払事由とは、(1)に規定する傷害をいいます。
- (4) 当会社は、(1)の保険金のうち、保険証券に記載のものについてののみ支払責任を負うものとします。

第3条（被保険者）

- (1) この特約において被保険者とは、保険証券記載の被保険者をいいます。
- (2) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第4条（保険金をお支払いしない場合—その1）

- (1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

①	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
②	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*1)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
④	次のいずれかに該当する事由 ア. ①から③までの事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるにかかわらず、第2条（この特約の補償内容）(1)に規定する傷害の原因となった事故の①から③までの事由による拡大(*2) ウ. ①から③までの事由に伴う秩序の混乱

- (2) 当会社は、下表のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失によって生じた傷害 ア. 被保険者。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。 イ. 保険金の受取人(*3)。ただし、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
②	被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
③	被保険者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで自動車(*4)を運転している場合に生じた傷害。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
④	被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(*5)、シンナー等(*6)を使用した状態で自動車(*4)を運転している場合に生じた傷害。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
⑤	被保険者が、酒気を帯びて(*7)自動車(*4)を運転している場合に生じた傷害。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
⑥	被保険者の脳疾患、 疾病 または心神喪失によって生じた傷害。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
⑦	被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって生じた傷害
⑧	被保険者に対する外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
⑨	被保険者に対する刑の執行によって生じた傷害

(*1) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*2) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

(*3) 保険金の受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*4) 自動車には、原動機付自転車を含みます。

(*5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。

(*6) 毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。

〈傷害補償基本特約 第4条(2)の表の③〉

「法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転」とは、以下のいずれかに該当する者が自動車を運転している状態等をいいます。

1. 道路交通法等法令に定められた運転免許を持たない者*
2. 運転免許効力の一時停止処分を受けている者
3. 運転免許によって運転できる自動車の種類以外の自動車を運転している者

*運転免許証記載事項の変更届出中、紛失等による再交付申請中または運転免許証不携帯の者は該当しません。

(*7) 道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。

第5条（保険金をお支払いしない場合—その2）

当会社は、被保険者が下表のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。
ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。

①	被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間
②	被保険者の職業が別表2に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間
③	被保険者が次のいずれかに該当する間 ア. 乗用具(*1)を用いて競技等(*2)をしている間。ただし、下記ウ.に該当する場合を除き、自動車(*3)を用いて道路上で競技等(*2)をしている間については、保険金を支払います。 イ. 乗用具(*1)を用いて競技等(*2)を行うことを目的とする場所において、競技等(*2)に準ずる方法または態様により乗用具(*1)を使用している間。ただし、下記ウ.に該当する場合を除き、道路上で競技等(*2)に準ずる方法または態様により自動車(*3)を使用している間については、保険金を支払います。 ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車(*3)を用いて競技等(*2)をしている間または競技等(*2)に準ずる方法もしくは態様により自動車(*3)を使用している間

(*1) 乗用具とは、自動車(*3)、モーターボート(*4)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。

(*2) 競技等とは、競技、競争、興行(*5)または試運転(*6)をいいます。

(*3) 自動車には、原動機付自転車を含みます。

(*4) 水上オートバイを含みます。

(*5) いずれもそのための練習を含みます。

(*6) 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。

第6条（お支払いする保険金）

(1) 1回の事故について、当会社は下表の規定にしたがい、保険金を支払います。

保険金の名称	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金の受取人
① 死亡保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	死亡・後遺障害保険金額(*1)の全額	死亡保険金受取人
② 後遺障害保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合	$\begin{array}{l} \text{死亡・後遺障害保険} \\ \text{金額}(*1) \end{array} \times \begin{array}{l} \text{保険金支払割} \\ \text{合}(*2) \\ \hline = \text{保険金の額} \end{array}$	被保険者(*3)
③ 入院保険金	医師等の治療を必要とし、病院等または介護保険法に定める介護医療院に、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合。 ただし、事故の発生の日からその日を含めて入院・手術保険金対象日数(*4)以内の期間の入院に限ります。	$\begin{array}{l} \text{入院保険金日額}(*5) \times \text{入院日数}(*6) \\ \hline = \text{保険金の額} \end{array}$ ただし、1事故に基づく傷害について、入院保険金支払限度日数(*7)分の保険金額を限度とします。	被保険者(*3)
④ 手術保険金	病院等(*8)または介護保険法に定める介護医療院(*8)において、傷害の治療を直接の目的として次のいずれかに定める手術を受けた場合。 ただし、事故の発生の日からその日を含めて入院・手術保険金対象日数(*4)以内の期間に受けた手術に限ります。 ア. 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表(*9)により手術料の算定対象として列挙されている手術(*10)(*11)。ただし、次に定める手術を除きます。 (ア) 傷の処置(創傷処理、デブリードマン) (イ) 皮膚切開術 (ウ) 骨・関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術 (エ) 抜歯手術 イ. 先進医療(*12)に該当する手術(*13)	$\begin{array}{l} \text{入院保険金} \\ \text{日額}(*5) \end{array} \times \begin{array}{l} \text{手術の種類に対応する} \\ \text{別表3に規定する倍率} \\ \hline = \text{保険金の額} \end{array}$ ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります。	被保険者(*3)

〈傷害補償基本特約 第5条の表の③〉

「競技等」のうち、競技、競争とは、ロードレース（山岳ラリー、タイムラリー）やサーキットレース等をいい、興行とは、サーカスやスタントカー等をいいます。

〈傷害補償基本特約 第6条(1)〉

「傷害補償基本特約」における各保険金は、他の傷害保険契約の保険金等が支払われる場合でも、重ねてお支払いします。また、各保険金は、別々にご請求いただくことも可能です。例えば、入院保険金または通院保険金を先にご請求いただき、後日、後遺障害が残存した場合には後遺障害保険金をご請求いただくことができます。

⑤	通院保険金	医師等の治療を必要とし、病院等または介護保険法に定める介護医療院に、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院した場合。 ただし、事故の発生の日からその日を含めて通院保険金対象日数(*14)以内の通院に限ります。 また、被保険者が治療を終了した時以降の通院に対しては、通院保険金を支払いません。	$\text{通院保険金日額}(*15) \times \text{通院日数}(*16) = \text{保険金の額}$ ただし、1事故に基づく傷害について、通院保険金支払限度日数(*17)分の保険金額を限度とします。	被保険者(*3)
---	-------	---	--	----------

- (2) 死亡保険金において、普通保険約款基本条項第7節第7条（死亡保険金受取人の変更）(1)または(2)の規定によりその被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
- (3) 死亡保険金において、普通保険約款基本条項第7節第7条（死亡保険金受取人の変更）(8)の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
- (4) 後遺障害保険金において、同一事故により、普通保険約款基本条項別表の2に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、下表の「生じた後遺障害」欄に対応する「適用する保険金支払割合」欄の割合を適用します。ただし、同一事故により、同条項別表の1に掲げる後遺障害が生じた場合は、その後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合(*2)と、下表の規定による保険金支払割合(*2)のいずれか高い割合を適用します。

	生じた後遺障害	適用する保険金支払割合
①	普通保険約款基本条項別表の2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合	最も重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対応する保険金支払割合(*2)
②	①以外の場合で、普通保険約款基本条項別表の2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対応する保険金支払割合(*2)
③	①および②のいずれにも該当しない場合で、普通保険約款基本条項別表の2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対応する保険金支払割合(*2)。 ただし、それぞれの後遺障害に対応する保険金支払割合(*2)の合計が、最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対応する保険金支払割合(*2)に達しない場合は、その合計した割合を適用します。
④	①から③までのいずれにも該当しない場合で、普通保険約款基本条項別表の2に掲げる後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合(*2)

- (5) 後遺障害保険金において、既に後遺障害のある被保険者が第2条（この特約の補償内容）(1)の傷害を被ったことによって、同一部位について後遺障害の程度が加重された場合は、次の算式によって算出される保険金支払割合を適用します。

加重された後の後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合(*2)	−	既にあった後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合(*2)	=	適用する保険金支払割合
------------------------------------	---	----------------------------------	---	-------------

- (6) 後遺障害保険金において、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を必要とする状態にある場合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師等の診断に基づき、発見の見込まれる後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金を支払います。
- (7) 入院保険金において、入院日数には、臓器の移植に関する法律第6条の規定によって、同条第4項に定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた場合は、その後の、その身体への処置日数を含みます。ただし、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(*18)である場合に限りします。
- (8) 入院保険金において、被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。
- (9) 手術保険金において、当会社は、被保険者が1事故に基づく傷害に対して別表3の1. および2. の手術を受けた場合には、別表3の1. に規定する倍率により、手術保険金を支払います。
- (10) 通院保険金において、通院日数には、被保険者が通院しない場合であっても、下表のいずれかに掲げる部位にギプス等(*19)を常時装着したときは、その装着日数を含みます。ただし、診断書に下表のいずれかに該当する部位にギプス等(*19)の装着をした旨の医師の証明が記載されており、かつ、診療報酬明細書等にギプス等(*19)の装着に関する記載がなされている場合に限りします。

①	長管骨(*20)または脊柱
②	長管骨(*20)に接続する上肢または下肢の三大関節部分(*21)
③	肋骨または胸骨(*22)
④	顎骨または顎関節(*23)

- (11) 通院保険金において、当会社は、入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- (12) 通院保険金において、被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。
- (13) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由により、第2条（この特約の補償内容）(1)の傷害が重大となった場合は、その事由がなかったときに相当する額を支払います。

①	被保険者が第2条(1)の傷害を被った時に、既に存在していた身体の障害または疾病が影響したこと。
②	被保険者が第2条(1)の傷害を被った後に、その原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病が影響したこと。
③	正当な理由がなくて被保険者が治療を怠ったこと。
④	正当な理由がなくて保険契約者または保険金の受取人が被保険者に治療をさせなかったこと。

(14) 当会社は、死亡保険金を支払う場合において、1回の事故について、同一被保険者に対して既に支払った後遺障害保険金があるときは、次の算式によって算出される額を死亡保険金として支払います。

$$\boxed{\text{死亡・後遺障害保険金額}(*1)} - \boxed{\text{既に支払った後遺障害保険金の額}} = \boxed{\text{死亡保険金の額}}$$

(15) 1回の事故について、被保険者1名に対し当会社が支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、(1)から(6)まで、(13)および(14)の規定による額とし、かつ、死亡・後遺障害保険金額(*1)を限度とします。

(16) 当会社は、(15)に規定する保険金のほか、1回の事故について、被保険者1名に対して(1)および(7)から(13)までの規定による入院保険金、手術保険金または通院保険金を支払います。

(*1) 死亡・後遺障害保険金額とは、保険証券に記載されたその被保険者の死亡・後遺障害保険金額をいいます。

(*2) 保険金支払割合とは、下表に規定する保険金支払割合をいいます。

後遺障害の等級	保険金支払割合
第1級	100%
第2級	89%
第3級	78%
第4級	69%
第5級	59%
第6級	50%
第7級	42%
第8級	34%
第9級	26%
第10級	20%
第11級	15%
第12級	10%
第13級	7%
第14級	4%

(*3) 第2条（この特約の補償内容）(1)の傷害を被り、(1)の表の「保険金をお支払いする場合」欄に該当したその被保険者をいいます。

(*4) 入院・手術保険金対象日数とは、保険証券記載の入院・手術保険金対象日数をいいます。

(*5) 入院保険金日額とは、保険証券に記載されたその被保険者の入院保険金日額をいいます。

(*6) 入院日数とは、(1)の表の③の「保険金をお支払いする場合」欄に該当する入院の日数をいいます。

(*7) 入院保険金支払限度日数とは、保険証券記載の入院保険金支払限度日数をいいます。

(*8) 患者が入院するための施設を有しないものを含みます。

(*9) 医科診療報酬点数表とは、手術を受けた時点において有効な厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

(*10) 美容整形上等の手術は含みません。

(*11) 公的医療保険制度における歯科診療報酬点数表(*24)により手術料の算定対象として列挙されている手術のうち、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表(*9)においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。

(*12) 先進医療とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、主務官庁が定める先進医療をいいます。ただし、先進医療ごとに主務官庁が定める施設基準に適合する病院等または介護保険法に定める介護医療院において行われるものに限りします。

(*13) 診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。

(*14) 通院保険金対象日数とは、保険証券記載の通院保険金対象日数をいいます。

(*15) 通院保険金日額とは、保険証券に記載されたその被保険者の通院保険金日額をいいます。

(*16) 通院日数とは、(1)の表の⑤の「保険金をお支払いする場合」欄に該当する通院の日数をいいます。

(*17) 通院保険金支払限度日数とは、保険証券記載の通院保険金支払限度日数をいいます。

(*18) 臓器の移植に関する法律附則第11条に定める医療給付関係各法の適用がない場合は、同法附則第11条に定める医療給付関係各法の適用があれば医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(*19) ギプス等とは、ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース(*25)、線副子等およびハローベストをいいます。なお、頸椎固定用シーネ、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーターその他着脱が容易なものを含みません。

(*20) 長管骨とは、上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。

(*21) 三大関節部分とは、肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節および足関節をいいます。

(*22) 体幹部を固定した場合に限りします。

(*23) 線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限りします。

(*24) 歯科診療報酬点数表とは、手術を受けた時点において有効な厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

(*25) 下腿骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限りします。

第7条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第2条（この特約の補償内容）(1)の傷害によって死亡したものと推定します。

第8条（事故発生時の義務）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人は、事故が発生したことを知った場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

① 事故発生の通知	事故の発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
② 事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、当会社に書面等により通知すること。 ア. 事故の状況 イ. 事故の発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
③ 調査の協力等	①および②のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う傷害の調査に協力すること。

- (2) 保険契約者または保険金の受取人は、被保険者が搭乗している航空機または船舶に下表の左欄に該当する事由が生じた場合は、その事由が発生した日からその日を含めて30日以内に、下表の右欄に規定することを履行しなければなりません。

① 行方不明となった場合	行方不明の状況を当会社に書面等により通知すること。
② 遭難した場合	遭難発生の状況を当会社に書面等により通知すること。

第9条（事故発生時の義務違反）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて第8条（事故発生時の義務）(1)の表または(2)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて第8条（事故発生時の義務）(1)の表の②、同表の③もしくは(2)の表に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、下表の左欄に規定する保険金ごとに、それぞれ対応する下表の右欄に規定する時から発生し、これを行行使することができるものとします。

① 死亡保険金	その被保険者が死亡した時
② 後遺障害保険金	その被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
③ 入院保険金	その被保険者が医師等の治療を必要としない程度になおった時、入院保険金の支払われる日数が保険証券記載の入院保険金支払限度日数に到達した時または事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の入院・手術保険金対象日数を経過した時のいずれか早い時
④ 手術保険金	その被保険者が傷害の治療を目的として手術を受けた時
⑤ 通院保険金	その被保険者が医師等の治療を必要としない程度になおった時、通院保険金の支払われる日数が保険証券記載の通院保険金支払限度日数に到達した時または事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の通院保険金対象日数を経過した時のいずれか早い時

- (2) 被保険者または保険金の受取人が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 傷害の程度を証明する書類(*1) (*2) (*3)
- ③ 被保険者または保険金の受取人が死亡した場合は、被保険者または保険金の受取人の除籍および被保険者または保険金の受取人のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
- ④ 普通保険約款基本条項第4節第4条（指定代理請求人）に規定する被保険者または保険金の受取人の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類
- ⑤ ①から④までのほか、下表の書類または証拠

- | |
|--------------------------------|
| ア. 公の機関が発行する事故証明書またはこれに代わるべき書類 |
| イ. 傷害に対する治療内容を証明する書類(*4) |

- ⑥ ①から⑤までのほか、当会社が普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当会社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対して、(2)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

〈傷害補償基本特約 第8条〉

事故が発生したことを知った場合は、上記の記載事項のご対応をお願いいたします。

- (※1) 死亡に関して支払われる保険金の請求の場合は、死亡診断書または死体検案書をいいます。
- (※2) 後遺障害に関して支払われる保険金の請求の場合は、後遺障害もしくは傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MR I等の各種検査資料をいいます。
- (※3) 傷害に関して支払われる保険金の請求の場合は、傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MR I等の各種検査資料および治療等に必要とした費用の領収書をいいます。
- (※4) 傷害に対する治療内容を記載した診断書および診療報酬明細書等をいいます。

第11条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

<別表1> 第5条（保険金をお支払いしない場合—その2）の表の①の運動等

山岳登山(※1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(※2)操縦(※3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(※4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

- (※1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。
- (※2) グライダーおよび飛行船を除きます。
- (※3) 職務として操縦する場合を除きます。
- (※4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(※5)を除きます。
- (※5) パラプレーン等をいいます。

<別表2> 第5条（保険金をお支払いしない場合—その2）の表の②の職業

オートテスター(※1)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(※2)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(※3)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

- (※1) テストライダーをいいます。
- (※2) 動物園の飼育係を含みます。
- (※3) レフリーを含みます。

<別表3> 第6条（お支払いする保険金）(1)の表の④の手術

手術番号	手術の種類	倍率
1. 入院(※1)中に受けた手術		10
2. 1. 以外の手術		5

- (※1) 以下の i. および ii. の条件を満たす入院をいいます。
- i. 傷害を被り、その直接の結果として、医師等の治療を必要としたことによる入院
- ii. i. の傷害の治療を直接の目的とする入院

②被保険者の範囲に関する特約（傷害用）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に傷害補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
①	家族	本人のほか、第3条（被保険者の範囲）(1)の②から④までのいずれかに該当する者をいいます。
②	被保険者の型	保険証券記載の被保険者の型をいいます。
③	本人	保険証券の本人欄に記載の者をいいます。

第3条（被保険者の範囲）

(1) この特約により、傷害補償基本特約第3条（被保険者）(1)の規定にかかわらず、傷害補償基本特約における被保険者は、被保険者の型により下表の右欄に記載の者とします。

- ① 本人
- ② 本人の配偶者(※1)
- ③ 本人またはその配偶者(※1)の同居の親族
- ④ 本人またはその配偶者(※1)の別居の未婚の子
- ⑤ 本人の同居の親族および別居の未婚の子。ただし、②を除きます。

被保険者の型	被保険者の範囲
夫婦型	①および②
家族型	①から④まで
家族型（配偶者不担保）	①および⑤

(2) (1)の本人またはその配偶者との続柄は、傷害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。

(※1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

第4条（当会社の責任限度額）

1回の事故について、当会社が傷害補償基本特約第6条（お支払いする保険金）(1)に基づき支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、下表に掲げる額をもって限度とします。

①	本人および配偶者については、保険証券に記載されたそれぞれの死亡・後遺障害保険金額
②	①以外の被保険者については、その被保険者ごとに、保険証券に記載された死亡・後遺障害保険金額

第5条（本人である被保険者に対する部分の解除の特則）

(1) 本人から普通保険約款基本条項第1節第4条（被保険者による保険契約の解除請求）(2)の規定による解除請求があった場合、本人により同条(3)に規定する解除が行われた場合または第7条（重大事由による保険契約の解除の特則）(1)の表の④の規定により本人である被保険者に対する部分の解除が行われた場合(※1)には、保険契約者は下表のいずれかのことを行わなければなりません。

①	家族のうち新たに本人となる者の同意を得て、本人をその者に変更すること。
②	この保険契約のその家族に対する部分を解除すること。

(2) 普通保険約款基本条項第1節第4条（被保険者による保険契約の解除請求）(3)の規定により本人が同条(3)に規定する解除を行った場合または第7条（重大事由による保険契約の解除の特則）(1)の表の④の規定により当会社が本人である被保険者に対する部分について同条(1)に規定する解除を行った場合でも、(1)の手続が行われるまでの間、第3条（被保険者の範囲）の規定の適用は、その本人またはその配偶者との続柄によるものとします。

(3) (1)の表の②の規定により、保険契約者がこの保険契約のその家族に対する部分を解除した場合には、普通保険約款基本条項付表2に規定する保険料を返還します。

(※1) 保険契約締結の後、本人が傷害補償基本特約第6条（お支払いする保険金）(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合を除きます。

第6条（本人に対する部分の失効）

(1) 保険契約の締結の後、本人が傷害補償基本特約第6条（お支払いする保険金）(1)の死亡保険金を支払うべき傷害以外の事由によって死亡した場合(※1)には、死亡した時にこの保険契約の本人に対する部分は**失効**します。

(2) (1)の場合は、当会社は、普通保険約款基本条項付表1－1中「保険契約」とあるのを「保険契約の本人に対する部分」に読み替えて適用した保険料を返還します。

(3) (1)の規定によりこの保険契約の本人に対する部分が失効した場合でも、第3条（被保険者の範囲）の規定の適用は、その本人またはその配偶者との続柄によるものとします。

(4) (2)に規定する保険料の返還を行わない場合は、保険契約者は、家族のうち新たに本人となる者の同意を得て、新たにその者を本人とすることができます。

(5) (4)の場合において、第3条（被保険者の範囲）の規定の適用は、(4)の手続が行われた時より、新たな本人またはその配偶者との続柄によるものとします。

(※1) 普通保険約款基本条項第5節第2条（保険契約の無効または失効）(2)に該当する場合を除きます。

第7条（重大事由による保険契約の解除の特則）

(1) 普通保険約款基本条項第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(2)の規定にかかわらず、当会社は、下表のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(※1)を解除することができます。

①	本人が、普通保険約款基本条項第5節第5条(1)の表の③ア.からウ.までまたはオ.のいずれかに該当すること。
②	本人以外の被保険者が、普通保険約款基本条項第5節第5条(1)の表の③ア.からウ.までまたはオ.のいずれかに該当すること。
③	被保険者に生じた保険金支払事由に対して支払う保険金について、その保険金の受取人が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていた場合で、普通保険約款基本条項第5節第5条(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当すること。
④	被保険者に生じた保険金支払事由に対して支払う保険金について、その保険金の受取人が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていなかった場合で、普通保険約款基本条項第5節第5条(1)の表の③ア.からウ.までまたはオ.のいずれかに該当すること。

(2) (1)の規定による解除が保険金支払事由またはその原因が発生した後になされた場合であっても、(1)の表のいずれかの事由が発生した時から解除がなされた時までに保険金支払事由またはその原因が発生したときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。

(3) (1)の表の②から④までの規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、普通保険約款基本条項第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の③ア.からウ.までまたはオ.のいずれにも該当しない被保険者に生じた保険金支払事由については適用しません。ただし、(1)の表の③または④の規定による解除がなされた場合において、その保険金支払事由に対して支払う保険金について、その保険金の受取人が普通保険約款基本条項第5節第5条(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当するときには、その保険金の受取人の受け取るべき金額に限り、(2)の規定を適用するものとします。

(4) (1)の表の①または③の規定により、当会社がこの保険契約のその家族に対する部分を解除した場合は、普通保険約款基本条項付表1－1に規定する保険料を返還します。

(※1) (1)の表の①または③の事由がある場合には、その家族に対する部分に限り、(1)の表の②または④の事由がある場合には、その被保険者に対する部

分に限ります。

第8条（死亡保険金受取人の変更）

普通保険約款基本条項第7節第7条（死亡保険金受取人の変更）（1）、（2）および（5）の規定にかかわらず、保険契約者は、本人以外の被保険者について、死亡保険金受取人を定め、または変更することはできません。

第9条（家族が複数の場合の約款の適用）

家族が2以上である場合は、それぞれの家族ごとに普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約の規定を適用します。

第10条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または傷害補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

③交通事故傷害危険のみ補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に傷害補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当会社は、この特約により、**被保険者**が下表に掲げるいずれかの事故によって、傷害補償基本特約第2条（この特約の補償内容）（1）の**傷害**を被った場合に限り、保険金を支払います。

①	被保険者が運行中の交通乗用具に搭乗していない間の運行中の交通乗用具（*1）との衝突もしくは接触等の交通事故または運行中の交通乗用具（*1）の衝突、接触、火災もしくは爆発等の交通事故
②	被保険者（*2）が運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内（*3）に搭乗している間または被保険者が乗客（*4）として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内（*5）にいる間の事故
③	被保険者が道路通行中の次のいずれかの事故 ア. 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突または接触等 イ. 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の衝突、接触、火災または爆発等
④	交通乗用具（*1）の火災

（*1）交通乗用具に積載されているものを含みます。

（*2）極めて異常かつ危険な方法で搭乗している者を除きます。

（*3）隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

（*4）入場客を含みます。

（*5）改札口の内側をいいます。

第3条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用 語	定 義
①	工作用自動車	建築工事、土木工事、農耕等の作業の用途をもつ自走式の車両をいい、各種クレーン車、パワーショベル、フォークリフト、ショベルローダー、ブルドーザー、コンクリートミキサートラック、耕運機、トラクター等をいいます。
②	運行中	交通乗用具が通常の目的にしたがって使用されている間をいいます。
③	保険金	傷害補償基本特約およびこれに付帯される他の特約の規定により支払われる保険金をいいます。

第4条（保険金をお支払いしない場合）

（1）当会社は、被保険者が下表のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。

①	被保険者が次のいずれかに該当する間 ア. 交通乗用具を用いて競技等（*1）をしている間。ただし、下記ウ.に該当する場合を除き、第5条（交通乗用具の範囲）の軌道を有しない陸上の乗用具を用いて道路上で競技等（*1）をしている間については、保険金を支払います。 イ. 交通乗用具を用いて競技等（*1）を行うことを目的とする場所において、競技等（*1）に準ずる方法または態様により交通乗用具を使用している間。ただし、下記ウ.に該当する場合を除き、道路上で競技等（*1）に準ずる方法または態様により第5条の軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間については、保険金を支払います。 ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、第5条の軌道を有しない陸上の乗用具を用いて競技等（*1）をしている間または競技等（*1）に準ずる方法もしくは態様により第5条の軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間
---	---

〈交通事故傷害危険のみ補償特約 第4条（1）の表の①〉

「競技等」のうち、競技、競争とは、ロードレース（山岳ラリー、タイムラリー）やサーキットレース等をいい、興行とは、サーカスやスタントカー等をいいます。

②	船舶乗組員、漁業従事者その他の船舶に搭乗することを職務とする者またはこれらの者の養成所の職員もしくは生徒である被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間
③	航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機(*2)以外の航空機を被保険者が操縦している間またはその航空機に搭乗することを職務とする被保険者が職務上搭乗している間
④	被保険者が次に掲げる航空機のいずれかに搭乗している間 ア. グライダー イ. 飛行船 ウ. 超軽量動力機 エ. ジャイロプレーン

(2) 当会社は、被保険者が職務として下表に掲げる作業のいずれかに従事中にその作業に直接起因する事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。

①	交通乗用具への荷物等(*3)の積み込み作業、交通乗用具からの荷物等(*3)の積卸し作業または交通乗用具上での荷物等(*3)の整理作業
②	交通乗用具の修理、点検、整備または清掃の作業

- (*)1 競技等とは、競技、競争、興行(*4)、訓練(*5)または試運転(*6)をいいます。
(*)2 定期便であると不定期便であることを問いません。
(*)3 荷物、貨物等をいいます。
(*)4 いずれもそのための練習を含みます。
(*)5 自動車または原動機付自転車の運転資格を取得するための訓練を除きます。
(*)6 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。

第5条（交通乗用具の範囲）

この特約において、交通乗用具とは、下表のいずれかに該当するものをいいます。

分 類	交 通 乗 用 具
軌道上を走行する陸上の乗用具(*1)	汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフト
軌道を有しない陸上の乗用具(*2)	自動車(*3)、原動機付自転車、移動用小型車、遠隔操作型小型車(*4)、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両により牽引される車、そり、身体障害者用の車(*5)、乳母車、ベビーカー、歩行補助車(*6)
空の乗用具(*7)	航空機
水上の乗用具(*8)	船舶
その他の乗用具(*9)	エレベーター、エスカレーター、動く歩道

- (*)1 ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。
(*)2 作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地等で専ら遊戯用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、原動機を用いないキックボード、ペダルのない二輪遊具等は除きます。
(*)3 スノーモービルを含みます。
(*)4 搭乗装置のあるものに限ります。
(*)5 車いすを含みます。
(*)6 原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるものに限ります。
(*)7 ドローンその他の無人航空機および模型航空機、ハンググライダー、気球、パラシュート等は除きます。
(*)8 幼児用のゴムボート、ウィンドサーフィン、サーフボード等は除きます。
(*)9 立体駐車場のリフト等専ら物品輸送用に設置された装置等は除きます。

第6条（傷害補償基本特約の適用除外）

この特約については、傷害補償基本特約第5条（保険金をお支払いしない場合—その2）の規定は適用しません。

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または傷害補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

④ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に傷害補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

- (1) 当会社は、この特約により、被保険者がゴルフ場敷地内において、ゴルフの練習、競技または指導(*1)中に傷害補償基本特約第2条（この特約の補償内容）(1)の傷害を被った場合に限り、保険金(*2)を支払います。
(2) (1)のゴルフには、ケイマンゴルフ、ターゲットバードゴルフまたはパターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツは含みません。
(*)1 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事または入浴等の行為を含みます。

(※2) 傷害補償基本特約およびこれに付帯される他の特約の規定により支払われる保険金をいいます。

第3条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用 語	定 義
①	ゴルフの練習	ゴルフの技術の維持または向上を目標に、クラブ等(*1)を使用して繰り返しスイングを行うこと(*2)をいい、これに付随してその場所で通常行われる準備または整理等の行為を含みます。
②	ゴルフの競技	ゴルフ場においてゴルフをプレーすることをいいます。
③	ゴルフの指導	他人が行うゴルフの練習または競技に対し、指示、助言または監督等を行うことをいいます。
④	スイング	クラブ等(*1)を動かす意思でクラブ等(*1)を前後方向へ動かすことをいいます。
⑤	ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行う施設で、かつ、名目為何であるかにかかわらず、施設の利用について料金を徴収するものをいいます。
⑥	ゴルフ場敷地内	ゴルフ場として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。

(※1) ゴルフクラブまたはゴルフ練習用に特に考案され市販されている器具をいいます。

(※2) 場所がどこであるかにかかりません。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または傷害補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

⑤ 就業中のみの危険補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に傷害補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当会社は、この特約により、**被保険者**がその職業または職務に従事している間(*1)に傷害補償基本特約第2条（この特約の補償内容）(1)の**傷害**を被った場合に限り、保険金(*2)を支払います。

(※1) 通勤途上を含みます。

(※2) 傷害補償基本特約およびこれに付帯される他の特約の規定により支払われる保険金をいいます。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または傷害補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

⑥ 後遺障害保険金不担保特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に傷害補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（後遺障害保険金の不担保）

当会社は、この特約により、傷害補償基本特約に規定する後遺障害保険金を支払いません。

第3条（死亡保険金のみを支払う保険契約の特則）

この保険契約が**傷害**または**疾病**に対して一定額を支払う保険金のうち、死亡保険金のみを支払う保険契約である場合においては、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えて適用します。

	簡 所	読み替え後
①	第5節第2条（保険契約の無効または失効）(1)の表の②	第三者を 被保険者 とする保険契約について、その者の同意を得なかったこと。
②	第7節第7条（死亡保険金受取人の変更）(7)	第三者を被保険者とする保険契約については、(2)および(5)の規定による死亡保険金受取人の変更は、その被保険者の同意がなければ効力を生じません。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または傷害補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

⑦死亡保険金不担保特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に傷害補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（死亡保険金の不担保）

当会社は、この特約により、傷害補償基本特約に規定する死亡保険金を支払いません。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または傷害補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

⑧手術保険金不担保特約（傷害用）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に傷害補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（手術保険金の不担保）

当会社は、この特約により、傷害補償基本特約に規定する手術保険金を支払いません。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または傷害補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

⑨特定感染症危険補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に傷害補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

- (1) 当会社は、**被保険者**がこの保険契約の保険期間中に特定感染症を発病し、その直接の結果として、第6条（お支払いする保険金）(1)の表の「保険金をお支払いする場合」欄に該当する場合は、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約にしたがい、保険金を支払います。
- (2) (1)の発病の認定は、**医師等**の診断によります。
- (3) この特約において、保険金支払事由とは、(1)に規定する特定感染症の発病をいいます。

第3条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、次の定義によります。

用 語	定 義
特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。

第4条（保険金をお支払いしない場合—その1）

- (1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

①	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
②	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*1)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
④	次のいずれかに該当する事由 ア. ①から③までの事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるにかかわらず、傷害補償基本特約第2条（この特約の補償内容）(1)に規定する 傷害 の原因となった事故の①から③までの事由による拡大(*2) ウ. ①から③までの事由に伴う秩序の混乱

- (2) 当会社は、下表のいずれかに該当する特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失によって発病した特定感染症 ア. 被保険者。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の発病した特定感染症に限ります。 イ. 保険金の受取人(*3)。ただし、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
②	被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した特定感染症。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の発病した特定感染症に限ります。
③	被保険者に対する刑の執行によって発病した特定感染症

(3) 当会社は、傷害補償基本特約の規定にしたがい保険金を支払うべき傷害に起因する特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

(※1) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(※2) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

(※3) 保険金の受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第5条（保険金をお支払いしない場合—その2）

(1) 当会社は、保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

(2) (1)の規定は、この保険契約が継続契約(*1)である場合には、適用しません。

(※1) 特定感染症危険補償保険契約(*2)の保険期間の末日またはその保険契約(*2)が保険期間の末日前に解除されていた場合にはその解除日を保険期間の初日とする保険契約(*2)をいいます。

(※2) この特定感染症危険補償特約またはこの特定感染症危険補償特約以外のこの保険契約と支払責任が同一である普通保険約款もしくは特約に基づく保険契約をいいます。

第6条（お支払いする保険金）

(1) 同一の特定感染症について、当会社は下表の規定にしたがい、保険金を支払います。

	保険金の名称	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金の受取人
①	後遺障害保険金	発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合	$\begin{array}{l} \text{死亡・後遺障害保険} \\ \text{金額}(*1) \end{array} \times \begin{array}{l} \text{保険金支払割} \\ \text{合}(*2) \\ \hline = \text{保険金の額} \end{array}$	被保険者(*3)
②	入院保険金	医師等の治療を必要とし、病院等または介護保険法に定める介護医療院に、発病の日からその日を含めて180日以内に入院した場合。 ただし、発病の日からその日を含めて入院・手術保険金対象日数(*4)以内の期間の入院に限ります。	$\begin{array}{l} \text{入院保険金日額}(*5) \times \text{入院日数}(*6) \\ \hline = \text{保険金の額} \end{array}$ ただし、同一の特定感染症について、入院保険金支払限度日数(*7)分の保険金額を限度とします。	被保険者(*3)
③	通院保険金	医師等の治療を必要とし、病院等または介護保険法に定める介護医療院に、発病の日からその日を含めて180日以内に通院した場合。 ただし、発病の日からその日を含めて通院保険金対象日数(*8)以内の通院に限ります。 また、被保険者が治療を終了した時以降の通院に対しては、通院保険金を支払いません。	$\begin{array}{l} \text{通院保険金日額}(*9) \times \text{通院日数}(*10) \\ \hline = \text{保険金の額} \end{array}$ ただし、同一の特定感染症について、通院保険金支払限度日数(*11)分の保険金額を限度とします。	被保険者(*3)

(2) 後遺障害保険金において、同一の特定感染症の発病により、普通保険約款基本条項別表の2に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、下表の「生じた後遺障害」欄に対応する「適用する保険金支払割合」欄の割合を適用します。ただし、同一の特定感染症の発病により、同条項別表の1に掲げる後遺障害が生じた場合は、その後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合(*2)と、下表の規定による保険金支払割合(*2)のいずれか高い割合を適用します。

	生じた後遺障害	適用する保険金支払割合
①	普通保険約款基本条項別表の2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合	最も重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対応する保険金支払割合(*2)
②	①以外の場合で、普通保険約款基本条項別表の2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対応する保険金支払割合(*2)

〈特定感染症危険補償特約 第6条(1)〉

「特定感染症危険補償特約」における各保険金は、別々にご請求いただくことも可能です。例えば、入院保険金または通院保険金を先にご請求いただき、後日、後遺障害が残存した場合には後遺障害保険金をご請求いただくことができます。

③	①および②のいずれにも該当しない場合で、普通保険約款基本条項別表の2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対応する保険金支払割合(*2)。 ただし、それぞれの後遺障害に対応する保険金支払割合(*2)の合計が、最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対応する保険金支払割合(*2)に達しない場合は、その合計した割合を適用します。
④	①から③までのいずれにも該当しない場合で、普通保険約款基本条項別表の2に掲げる後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合(*2)

(3) 後遺障害保険金において、既に後遺障害のある被保険者が第2条（この特約の補償内容）(1)の特定感染症を発病したことによって、同一部位について後遺障害の程度が加重された場合は、次の算式によって算出される保険金支払割合を適用します。

加重された後の後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合(*2)	－	既にあった後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合(*2)	=	適用する保険金支払割合
------------------------------------	---	----------------------------------	---	-------------

(4) 後遺障害保険金において、被保険者が発病の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を必要とする状態にある場合は、発病の日からその日を含めて181日目における医師等の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金を支払います。

- (5) 当会社は、被保険者に就業制限(*12)が課された場合は、(1)の表の②の入院した場合に該当したものとみなします。
- (6) 入院保険金において、被保険者がこの特約または傷害補償基本特約の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。
- (7) 通院保険金において、当会社は、この特約または傷害補償基本特約の規定による入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- (8) 通院保険金において、被保険者がこの特約または傷害補償基本特約の規定による通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。
- (9) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由により、第2条（この特約の補償内容）(1)の特定感染症が重大となった場合は、その事由がなかったときに相当する額を支払います。

①	被保険者が第2条(1)の特定感染症を発病した時に、既に存在していた身体の障害または 疾病 が影響したこと。
②	被保険者が第2条(1)の特定感染症を発病した後に、その特定感染症と関係なく発生した傷害または疾病が影響したこと。
③	正当な理由がなくて被保険者が治療を怠ったこと。
④	正当な理由がなくて保険契約者または保険金の受取人が被保険者に治療をさせなかったこと。

(10) 同一の特定感染症について、被保険者1名に対し当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、(1)から(4)までおよび(9)の規定による額とし、かつ、死亡・後遺障害保険金額(*1)を限度とします。

(11) 当会社は、(10)に規定する保険金のほか、同一の特定感染症について、被保険者1名に対して(1)および(5)から(9)までの規定による入院保険金または通院保険金を支払います。

(*1) 死亡・後遺障害保険金額とは、保険証券に記載されたその被保険者の死亡・後遺障害保険金額をいいます。

(*2) 保険金支払割合とは、下表に規定する保険金支払割合をいいます。

後遺障害の等級	保険金支払割合
第1級	100%
第2級	89%
第3級	78%
第4級	69%
第5級	59%
第6級	50%
第7級	42%
第8級	34%
第9級	26%
第10級	20%
第11級	15%
第12級	10%
第13級	7%
第14級	4%

(*3) 第2条（この特約の補償内容）(1)の特定感染症を発病し、(1)の表の「保険金をお支払いする場合」欄に該当したその被保険者をいいます。

(*4) 入院・手術保険金対象日数とは、保険証券記載の入院・手術保険金対象日数をいいます。

(*5) 入院保険金日額とは、保険証券に記載されたその被保険者の入院保険金日額をいいます。

(*6) 入院日数とは、(1)の表の②の「保険金をお支払いする場合」欄に該当する入院の日数をいいます。

(*7) 入院保険金支払限度日数とは、保険証券記載の入院保険金支払限度日数をいいます。

(*8) 通院保険金対象日数とは、保険証券記載の通院保険金対象日数をいいます。

(*9) 通院保険金日額とは、保険証券に記載されたその被保険者の通院保険金日額をいいます。

(*10) 通院日数とは、(1)の表の③の「保険金をお支払いする場合」欄に該当する通院の日数をいいます。

(*11) 通院保険金支払限度日数とは、保険証券記載の通院保険金支払限度日数をいいます。

(*12) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条第2項の規定による就業制限をいいます。

第7条（傷害補償基本特約の支払保険金に関する特則）

- (1) 被保険者がこの特約の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中、新たに傷害補償基本特約第2条（この特約の補償内容）(1)の傷害を被ったとしても、当会社は、傷害補償基本特約に規定する入院保険金を支払いません。
- (2) この特約の規定による入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、当会社は、傷害補償基本特約に規定する通院保険金を支払いません。
- (3) 被保険者がこの特約の規定による通院保険金の支払を受けられる期間中、新たに傷害補償基本特約第2条（この特約の補償内容）(1)の傷害を被ったとしても、当会社は、傷害補償基本特約に規定する通院保険金を支払いません。

第8条（特定感染症発病時の義務）

保険契約者、被保険者または保険金の受取人は、被保険者が特定感染症を発病したことを知った場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

① 特定感染症の内容の通知	その特定感染症の発病の状況および経過を遅滞なく、当会社に書面等により通知すること。
② 調査の協力等	①のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う疾病の調査に協力すること。

第9条（特定感染症発病時の義務違反）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて第8条（特定感染症発病時の義務）の表の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて第8条（特定感染症発病時の義務）の表に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、下表の左欄に規定する保険金ごとに、それぞれ対応する下表の右欄に規定する時から発生し、これを行行使することができるものとします。

① 後遺障害保険金	その被保険者に後遺障害が生じた時または発病の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
② 入院保険金	その被保険者が医師等の治療を必要としない程度になおった時、入院保険金の支払われる日数が保険証券記載の入院保険金支払限度日数に到達した時または発病の日からその日を含めて保険証券記載の入院・手術保険金対象日数を経過した時のいずれか早い時
③ 通院保険金	その被保険者が医師等の治療を必要としない程度になおった時、通院保険金の支払われる日数が保険証券記載の通院保険金支払限度日数に到達した時または発病の日からその日を含めて保険証券記載の通院保険金対象日数を経過した時のいずれか早い時

- (2) 被保険者または保険金の受取人が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 特定感染症の程度を証明する書類(*1) (*2)
- ③ 被保険者または保険金の受取人が死亡した場合は、被保険者または保険金の受取人の除籍および被保険者または保険金の受取人のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
- ④ 普通保険約款基本条項第4節第4条（指定代理請求人）に規定する被保険者または保険金の受取人の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類
- ⑤ ①から④までのほか、下表の書類または証拠

ア. 被保険者に就業制限が課されたことおよび就業制限日数を記載した公の機関が発行する証明書またはこれに代わるべき書類
--

- ⑥ ①から⑤までのほか、当会社が普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当会社は、特定感染症の内容または程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対して、(2)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 後遺障害に関して支払われる保険金の請求の場合は、後遺障害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料をいいます。

(*2) 入院および通院に関して支払われる保険金の請求の場合は、特定感染症の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料および治療等に必要とした費用の領収書をいいます。

第11条（傷害補償基本特約の適用除外）

この特約については、傷害補償基本特約の下表の規定は適用しません。

① 第4条（保険金をお支払いしない場合－その1）
② 第5条（保険金をお支払いしない場合－その2）

③	第6条（お支払いする保険金）
④	第7条（死亡の推定）

第12条（被保険者の範囲に関する特約（傷害用）の読み替え）

この保険契約に被保険者の範囲に関する特約（傷害用）が付帯される場合は、同特約第3条（被保険者の範囲）(2)を下表のとおり読み替えて適用します。

読み替え前	読み替え後
傷害の原因となった事故発生の時	特定感染症を発病した時

第13条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または傷害補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

⑩天災危険補償特約（傷害用）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に傷害補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当会社は、この特約により、傷害補償基本特約第4条（保険金をお支払いしない場合—その1）(1)の表の②および④の規定にかかわらず、下表に掲げる事由のいずれかによって生じた**傷害**に対しても、保険金(*1)を支払います。

①	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
②	次のいずれかに該当する事由 ア. ①の事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるにかかわらず、傷害補償基本特約第2条（この特約の補償内容）(1)に規定する傷害の原因となった事故の①の事由による拡大(*2) ウ. ①の事由に伴う秩序の混乱

(*1) 傷害補償基本特約およびこれに付帯される他の特約の規定により支払われる保険金をいいます。

(*2) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

第3条（保険金の支払時期）

当会社は、普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）(2)の表の⑤の次に、⑥として次のとおり追加して適用します。

⑥	災害対策基本法に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における(1)の表の①から④までの事項の確認のための調査	365日
---	---	------

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または傷害補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

⑪育英費用補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に傷害補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

(1) 当会社は、扶養者が身体に**傷害**を被り、その直接の結果として、下表のいずれかに該当する状態になった場合には、それによって扶養者に扶養されなくなることにより**被保険者**が被る損害に対して、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約にしたがい、保険証券記載の育英費用保険金額を保険金として被保険者に支払います。

①	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
②	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に 後遺障害 が生じ、保険金支払割合(*1)が100%の割合に認定された場合

(2) (1)の傷害については、普通保険約款【用語の定義】の表の傷害を下表のとおり読み替えて適用します。

読み替え前	読み替え後
被保険者	扶養者

(3) (1)の表の②の規定にかかわらず、扶養者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を必要とする状態に

ある場合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師等の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度を認定します。

- (4) 同一事故により、普通保険約款基本条項別表の2に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合において、下表の「生じた後遺障害」欄に対応する「適用する保険金支払割合」欄の割合が100%に達するときは、保険金を支払います。ただし、同一事故により、同条項別表の1に掲げる後遺障害が生じた場合は、その後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合(*1)と、下表の規定による保険金支払割合(*1)のいずれか高い割合が100%に達するときに、保険金を支払います。

	生じた後遺障害	適用する保険金支払割合
①	普通保険約款基本条項別表の2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合	最も重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対応する保険金支払割合(*1)
②	①以外の場合で、普通保険約款基本条項別表の2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対応する保険金支払割合(*1)
③	①および②のいずれにも該当しない場合で、普通保険約款基本条項別表の2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対応する保険金支払割合(*1)。 ただし、それぞれの後遺障害に対応する保険金支払割合(*1)の合計が、最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対応する保険金支払割合(*1)に達しない場合は、その合計した割合を適用します。
④	①から③までのいずれにも該当しない場合で、普通保険約款基本条項別表の2に掲げる後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合(*1)

- (5) (1)の表の②において、既に後遺障害のある扶養者が(1)の傷害を被ったことによって、同一部位について後遺障害の程度が加重された場合は、加重された後の後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合(*1)を適用します。

(*1) 保険金支払割合とは、下表に規定する保険金支払割合をいいます。

後遺障害の等級	保険金支払割合
第1級	100%
第2級	89%
第3級	78%
第4級	69%
第5級	59%
第6級	50%
第7級	42%
第8級	34%
第9級	26%
第10級	20%
第11級	15%
第12級	10%
第13級	7%
第14級	4%

第3条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用 語	定 義
①	扶養者	被保険者を扶養する者で保険証券記載の者をいいます。
②	扶養不能状態	扶養者が身体に傷害を被り、その直接の結果として、第2条（この特約の補償内容）(1)の表のいずれかに該当する状態をいいます。
③	医師等	法令に定める医師および歯科医師または当社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師をいいます。ただし、扶養者または被保険者が医師等である場合は、その本人を除きます。

第4条（被保険者）

- (1) この特約において被保険者とは、保険証券記載の被保険者をいいます。
(2) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第5条（保険金をお支払いしない場合）

- (1) 当社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた傷害の直接の結果として、扶養者が扶養不能状態になった場合の損害に対しては、保険金を支払いません。

①	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
②	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*1)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染

④	次のいずれかに該当する事由 ア. ①から③までの事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、第2条（この特約の補償内容）(1)に規定する傷害の原因となった事故の①から③までの事由による拡大(*2) ウ. ①から③までの事由に伴う秩序の混乱
---	--

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する傷害の直接の結果として、扶養者が扶養不能状態になった場合の損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失によって生じた傷害 ア. 保険契約者(*3) イ. 被保険者 ウ. 扶養者 エ. 保険金の受取人(*3)。ただし、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
②	扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
③	扶養者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで自動車(*4)を運転している場合に生じた傷害
④	扶養者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(*5)、シンナー等(*6)を使用した状態で自動車(*4)を運転している場合に生じた傷害
⑤	扶養者が、酒気を帯びて(*7)自動車(*4)を運転している場合に生じた傷害
⑥	扶養者の脳疾患、 疾病 または心神喪失によって生じた傷害
⑦	扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって生じた傷害
⑧	扶養者に対する外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
⑨	扶養者に対する刑の執行によって生じた傷害

(3) 当会社は、扶養者が扶養不能状態になった時に、扶養者が被保険者を扶養していない場合には、保険金を支払いません。

- (*1) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
(*2) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。
(*3) 保険契約者または保険金の受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(*4) 自動車には、原動機付自転車を含みます。
(*5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。
(*6) 毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。
(*7) 道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。

第6条（死亡の推定）

扶養者が搭乗している**航空機**または**船舶**が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお扶養者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、扶養者が第2条（この特約の補償内容）(1)の傷害によって死亡したものと推定します。

第7条（事故発生時の義務）

(1) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人は、事故が発生したことを知った場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

① 損害の発生および拡大の防止	損害の発生および拡大の防止に努めること。
② 事故発生の通知	事故の発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
③ 事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、当会社に 書面等 により通知すること。 ア. 事故の状況 イ. 事故の発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
④ 他の保険契約等 の通知	他の保険契約等の有無および内容(*1)について、遅滞なく、当会社に通知すること。
⑤ 調査の協力等	①から④までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害または傷害の調査に協力すること。

(2) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人は、扶養者が搭乗している航空機または船舶に下表の左欄に該当する事由が生じた場合は、その事由が発生した日からその日を含めて30日以内に、下表の右欄に規定することを履行しなければなりません。

① 行方不明となった場合	行方不明の状況を当会社に書面等により通知すること。
② 遭難した場合	遭難発生の状況を当会社に書面等により通知すること。

(*1) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第8条（事故発生時の義務違反）

(1) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて第7条（事故発生時の義務）(1)の表または(2)の規定

に違反した場合は、当会社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

① 第7条(1)の表の①	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 第7条(1)の表の②から⑤ までまたは(2)	第7条(1)の表の②から⑤までまたは(2)の規定に違反したことによって当会社が被った損害の額

(2) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて第7条（事故発生時の義務）(1)の表の③、同表の⑤もしくは(2)に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、扶養者が第2条（この特約の補償内容）(1)の表の状態になった時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金の受取人が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 傷害の程度を証明する書類(*1)(*2)
- ③ 被保険者または保険金の受取人が死亡した場合は、被保険者または保険金の受取人の除籍および被保険者または保険金の受取人のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
- ④ 普通保険約款基本条項第4節第4条（指定代理請求人）に規定する被保険者または保険金の受取人の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類
- ⑤ ①から④までのほか、下表の書類または証拠

- | |
|--|
| ア. 公の機関が発行する事故証明書またはこれに代わるべき書類
イ. 扶養者が死亡した時に、扶養者が被保険者を扶養していたことを証明する書類 |
|--|

- ⑥ ①から⑤までのほか、当会社が普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当会社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対して、(2)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 死亡に関して支払われる保険金の請求の場合は、死亡診断書または死体検案書をいいます。

(*2) 後遺障害に関して支払われる保険金の請求の場合は、後遺障害もしくは傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料をいいます。

第10条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

- (1) 他の保険契約等がある場合には、下表の額を支払保険金の額とします。

- | |
|---|
| ① この特約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額
② 他の保険契約等によってこの特約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合は、(2)に規定する支払限度額から、他の保険契約等から支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額を限度とします。 |
|---|

- (2) 支払限度額は、それぞれの保険契約または共済契約のうち最も保険金額の高い保険契約または共済契約により、その契約において他の保険契約等がないものとした場合に支払われるべき保険金または共済金の額とします。

第11条（扶養者の変更）

保険契約の締結の後、被保険者を扶養する者が変更になった場合に、保険契約者または被保険者は書面等をもって当会社に扶養者の変更の承認の請求を行い、当会社がこれを承認したときは、新たに保険証券に記載された扶養者について、この特約を適用します。

第12条（特約の失効）

この特約は、扶養者が扶養不能状態になった場合には、その事実が発生した時に失効します。

第13条（特約の失効による保険料の返還）

第12条（特約の失効）による特約の失効の場合は、当会社は、普通保険約款基本条項付表1-1に規定する保険料を返還します。

第14条（普通保険約款の適用除外）

この特約については、普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）の(*3)の規定は適用しません。

第15条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第4節第2条（保険金の支払）(1)の表の①	被保険者	被保険者または扶養者
②	第4節第5条（当会社の指定する医師等の診断書提出等）(1)	被保険者の <u>身体障害</u>	扶養者の身体障害
③	第4節第5条(1)の表の②	被保険者に関する	扶養者に関する

第16条（重大事由による解除の特則）

- (1) 当会社は、保険契約者または被保険者が、普通保険約款基本条項第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約(*1)を解除することができます。
- (2) (1)の規定による解除が保険金支払事由またはその原因が発生した後になされた場合であっても、(1)の解除の原因となる事由が発生した時から解除がなされた時までには、保険金支払事由またはその原因が発生したときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。
- (3) (1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、普通保険約款基本条項第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の③ア.からウ.までまたはオ.のいずれにも該当しない被保険者に生じた保険金支払事由については適用しません。
- (*1) 被保険者が該当する場合には、その被保険者に対する部分に限ります。

第17条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または傷害補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

⑫学業費用補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に傷害補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

- (1) 当会社は、扶養者が保険期間中に身体に傷害を被り、その直接の結果として、下表のいずれかに該当する状態になった場合には、それによって扶養者に扶養されなくなることにより被保険者が被る損害に対して、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約にしたがい、第6条（お支払いする保険金）に規定する保険金を被保険者に支払います。

①	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
②	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に <u>後遺障害</u> が生じ、保険金支払割合(*1)が100%の割合に認定された場合

- (2) (1)の傷害については、普通保険約款【用語の定義】の表の傷害を下表のとおり読み替えて適用します。

読み替え前	読み替え後
被保険者	扶養者

- (3) (1)の表の②の規定にかかわらず、扶養者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を必要とする状態にある場合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師等の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度を認定します。
- (4) 同一事故により、普通保険約款基本条項別表の2に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合において、下表の「生じた後遺障害」欄に対応する「適用する保険金支払割合」欄の割合が100%に達するときは、後遺障害の認定割合を100%とみなします。ただし、同一事故により、同条項別表の1に掲げる後遺障害が生じた場合は、その後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合(*1)と、下表の規定による保険金支払割合(*1)のいずれか高い割合が100%に達するときに、後遺障害の認定割合を100%とみなします。

	生じた後遺障害	適用する保険金支払割合
①	普通保険約款基本条項別表の2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合	最も重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対応する保険金支払割合(*1)
②	①以外の場合で、普通保険約款基本条項別表の2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対応する保険金支払割合(*1)
③	①および②のいずれにも該当しない場合で、普通保険約款基本条項別表の2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対応する保険金支払割合(*1)。ただし、それぞれの後遺障害に対応する保険金支払割合(*1)の合計が、最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対応する保険金支払割合(*1)に達しない場合は、その合計した割合を適用します。

④	①から③までのいずれにも該当しない場合で、普通保険約款基本条項別表の2に掲げる後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合(*1)
---	--	---------------------------------

(5) (1)の表の②において、既に後遺障害のある扶養者が(1)の傷害を被ったことによって、同一部位について後遺障害の程度が加重された場合は、加重された後の後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合(*1)を適用します。

(6) 当会社は、(1)の保険金のうち保険証券に記載のものについてのみ支払責任を負うものとします。

(*1) 保険金支払割合とは、下表に規定する保険金支払割合をいいます。

後遺障害の等級	保険金支払割合
第1級	100%
第2級	89%
第3級	78%
第4級	69%
第5級	59%
第6級	50%
第7級	42%
第8級	34%
第9級	26%
第10級	20%
第11級	15%
第12級	10%
第13級	7%
第14級	4%

第3条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用 語	定 義
①	扶養者	被保険者を扶養する者で保険証券記載の者をいいます。
②	扶養不能状態	扶養者が身体に傷害を被り、その直接の結果として、第2条（この特約の補償内容）(1)の表のいずれかに該当する状態をいいます。
③	医師等	法令に定める医師および歯科医師または当会社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師をいいます。ただし、扶養者または被保険者が医師等である場合は、その本人を除きます。
④	支払対象期間	支払対象期間開始日から、支払対象期間終了日までの期間をいいます。
⑤	支払対象期間開始日	扶養者が扶養不能状態となった日の翌日をいいます。
⑥	支払対象期間終了日	保険証券記載の学業費用支払終期をいいます。
⑦	支払年度	初年度については、支払対象期間開始日から1年以内に到来する支払対象期間終了日の応当日までとし、次年度以降については、支払対象期間終了日の応当日から1年間をいいます。
⑧	保険金支払事由	第2条（この特約の補償内容）に規定する傷害をいいます。

第4条（被保険者）

- (1) この特約において被保険者とは、保険証券記載の被保険者をいいます。
- (2) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第5条（保険金をお支払いしない場合）

- (1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた傷害の直接の結果として、扶養者が扶養不能状態になった場合の損害に対しては、保険金を支払いません。

①	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
②	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*1)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
④	次のいずれかに該当する事由 ア. ①から③までの事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるにかかわらず、第2条（この特約の補償内容）(1)に規定する傷害の原因となった事故の①から③までの事由による拡大(*2) ウ. ①から③までの事由に伴う秩序の混乱

- (2) 当会社は、下表のいずれかに該当する傷害の直接の結果として、扶養者が扶養不能状態になった場合の損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失によって生じた傷害 ア. 保険契約者(*3) イ. 被保険者 ウ. 扶養者 エ. 保険金の受取人(*3)。ただし、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
②	扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
③	扶養者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで自動車(*4)を運転している場合に生じた傷害
④	扶養者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(*5)、シンナー等(*6)を使用した状態で自動車(*4)を運転している場合に生じた傷害
⑤	扶養者が、酒気を帯びて(*7)自動車(*4)を運転している場合に生じた傷害
⑥	扶養者の脳疾患、 疾病 または心神喪失によって生じた傷害
⑦	扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって生じた傷害
⑧	扶養者に対する外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
⑨	扶養者に対する刑の執行によって生じた傷害

(3) 当会社は、扶養者が扶養不能状態になった時に、扶養者が被保険者を扶養していない場合には、保険金を支払いません。

(*1) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*2) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

(*3) 保険契約者または保険金の受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*4) 自動車には、原動機付自転車を含みます。

(*5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。

(*6) 毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。

(*7) 道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。

第6条（お支払いする保険金）

当会社は、下表の規定にしたがい、保険金を支払います。

	保険金の名称	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金の受取人
①	学資費用保険金	扶養者が扶養不能状態となり、被保険者が支払対象期間中に学資費用(*1)を負担した場合	負担した学資費用(*1)の額。 ただし、支払対象期間中の各支払年度について、保険証券記載の学資費用保険金額を限度とします。	被保険者
②	進学費用保険金	扶養者が扶養不能状態となり、被保険者が支払対象期間中に進学費用(*2)を負担した場合	負担した進学費用(*2)の額。 ただし、支払対象期間を通じて保険証券記載の進学費用保険金額を限度とします。	被保険者

(*1) 被保険者が在学または進学するために必要となる費用のうち、在学期間中に毎年必要となる費用(*3)および教材費(*4)をいいます。ただし、被保険者が在学または進学する学校から納付または購入の指示を受け、その学校に納付または業者から購入する費用に限ります。

(*2) 被保険者が進学する際に、進学する学校から納付の指示を受け、その学校に納付する費用のうち、学資費用(*1)以外の費用(*5)をいいます。

(*3) 授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等をいいます。

(*4) 制服代を含みます。

(*5) 入学金、納付が義務付けられている寄付金等をいいます。

第7条（死亡の推定）

扶養者が搭乗している**航空機**または**船舶**が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお扶養者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、扶養者が第2条（この特約の補償内容）(1)の傷害によって死亡したものと推定します。

第8条（事故発生時の義務）

(1) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人は、事故が発生したことを知った場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

① 損害の発生および拡大の防止	損害の発生および拡大の防止に努めること。
② 事故発生の通知	事故の発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
③ 事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、当会社に 書面等 により通知すること。 ア. 事故の状況 イ. 事故の発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
④ 他の保険契約等 の通知	他の保険契約等の有無および内容(*1)について、遅滞なく、当会社に通知すること。
⑤ 請求権の保全等	他人に損害賠償の請求(*2)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。

⑥ 調査の協力等	①から⑤までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害または傷害の調査に協力すること。
----------	--

(2) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人は、扶養者が搭乗している航空機または船舶に下表の左欄に該当する事由が生じた場合は、その事由が発生した日からその日を含めて30日以内に、下表の右欄に規定することを履行しなければなりません。

① 行方不明となった場合	行方不明の状況を当会社に書面等により通知すること。
② 遭難した場合	遭難発生状況を当会社に書面等により通知すること。

(※1) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

(※2) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第9条（事故発生時の義務違反）

(1) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて第8条（事故発生時の義務）(1)の表または(2)の規定に違反した場合は、当会社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

① 第8条(1)の表の①	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 第8条(1)の表の②から④まで、同表の⑥または(2)	第8条(1)の表の②から④まで、同表の⑥または(2)の規定に違反したことによって当会社が被った損害の額
③ 第8条(1)の表の⑤	他人に損害賠償の請求(※1)をすることによって取得することができたと認められる額

(2) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて第8条（事故発生時の義務）(1)の表の③、同表の⑥もしくは(2)に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(※1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第10条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、下表の左欄に規定する保険金ごとに、それぞれに対応する下表の右欄に規定する時から発生し、これを行行使することができるものとします。

① 学資費用保険金	第6条（お支払いする保険金）の表の①の費用を負担した時
② 進学費用保険金	第6条の表の②の費用を負担した時

(2) 被保険者または保険金の受取人が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 傷害の程度を証明する書類(※1)(※2)
- ③ 被保険者または保険金の受取人が死亡した場合は、被保険者または保険金の受取人の除籍および被保険者または保険金の受取人のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
- ④ 普通保険約款基本条項第4節第4条（指定代理請求人）に規定する被保険者または保険金の受取人の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類
- ⑤ ①から④までのほか、下表の書類または証拠

- ア. 公の機関が発行する事故証明書またはこれに代わるべき書類
- イ. 被保険者が学資費用または進学費用を負担したことおよびその金額を証明する書類
- ウ. 扶養者が死亡した時に、扶養者が被保険者を扶養していたことを証明する書類
- エ. 被保険者が在学または進学することを証明する書類
- オ. 被保険者が在学または進学する学校から納付または購入の指示を受けたことを証明する書類

⑥ ①から⑤までのほか、当会社が普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(3) 当会社は、事故の内容、損害の額または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対して、(2)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(※1) 死亡に関して支払われる保険金の請求の場合は、死亡診断書または死体検案書をいいます。

(※2) 後遺障害に関して支払われる保険金の請求の場合は、後遺障害もしくは傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料をいいます。

第11条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

(1) 他の保険契約等がある場合には、下表の額を支払保険金の額とします。

- ① この特約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額
- ② 他の保険契約等によってこの特約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合は、(2)に規定する支払限度額から、他の保険契約等から支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額を限度とします。

(2) 支払限度額は、それぞれの保険契約または共済契約のうち最も保険金額の高い保険契約または共済契約により、その契約において他の保険契約等がないものとした場合に支払われるべき保険金または共済金の額とします。

(3) (1)および(2)の規定は、学資費用保険金および進学費用保険金ごとに適用します。

第12条（扶養者の変更）

保険契約の締結の後、被保険者を扶養する者が変更になった場合に、保険契約者または被保険者は書面等をもって当会社に扶養者の変更の承認の請求を行い、当社がこれを承認したときは、新たに保険証券に記載された扶養者について、この特約を適用します。

第13条（特約の失効）

この特約は、扶養者が扶養不能状態になった場合には、その事実が発生した時に失効します。

第14条（特約の失効による保険料の返還）

第13条（特約の失効）による特約の失効の場合は、当社は、普通保険約款基本条項付表 1－1 に規定する保険料を返還します。

第15条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者または保険金の受取人が損害賠償請求権その他の債権(*1)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合は、被保険者または保険金の受取人が取得した債権の全額
②	①以外の場合は、被保険者または保険金の受取人が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1)の表の②の場合において、当社に移転せずに被保険者または保険金の受取人が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(*1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第16条（普通保険約款の適用除外）

この特約については、普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）の(*3)の規定は適用しません。

第17条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第4節第2条（保険金の支払）(1)の表の①	被保険者	被保険者または扶養者
②	第4節第5条（当社の指定する医師等の診断書提出等）(1)	被保険者の身体障害	扶養者の身体障害
③	第4節第5条(1)の表の②	被保険者に関する	扶養者に関する

第18条（重大事由による解除の特則）

(1) 当社は、保険契約者または被保険者が、普通保険約款基本条項第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約(*1)を解除することができます。

(2) (1)の規定による解除が保険金支払事由またはその原因が発生した後になされた場合であっても、(1)の解除の原因となる事由が発生した時から解除がなされた時までには、保険金支払事由またはその原因が発生したときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、保険金の返還を請求することができます。

(3) (1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、普通保険約款基本条項第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の③ア.からウ.までまたはオ.のいずれにも該当しない被保険者に生じた保険金支払事由については適用しません。

(*1) 被保険者が該当する場合には、その被保険者に対する部分に限ります。

第19条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または傷害補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

⑩疾病による学業費用補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に傷害補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

(1) 当社は、学業費用補償特約第2条（この特約の補償内容）(1)の規定にかかわらず、扶養者が**疾病**を発病し、その直接の結果として、この保険契約の保険期間中に死亡した場合には、それによって扶養者に扶養されなくなることにより**被保険者**が被る損害に対して、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約にしたがい、第5条（お支払いする保険金）に規定する保険金を被保険者に支払います。

(2) (1)の疾病については、普通保険約款【用語の定義】の表の疾病を下表のとおり読み替えて適用します。

読み替え前	読み替え後
被保険者	扶養者

(3) (1)の規定にかかわらず、当社が学業費用補償特約により保険金を支払うべき**身体障害**に対しては保険金を支払いません。

(4) (1)の発病の認定は**医師等**の診断によります。

(5) 当社は、(1)の保険金のうち保険証券に記載のものについてのみ支払責任を負うものとします。

第3条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
① 扶養不能状態	扶養者が疾病を発病し、その直接の結果として、死亡したことをいいます。
② 継続契約	疾病学業費用保険契約(*1)の保険期間の末日(*2)を保険期間の初日とする疾病学業費用保険契約(*1)をいいます。
③ 初年度契約	継続契約以外の疾病学業費用保険契約(*1)をいいます。
④ 保険金支払事由	扶養不能状態に該当することをいいます。

(*1) この疾病による学業費用補償特約またはこの疾病による学業費用補償特約以外のこの保険契約と支払責任が同一である普通保険約款もしくは特約に基づく保険契約をいいます。

(*2) その疾病学業費用保険契約(*1)が末日前に解除されていた場合にはその解除日とします。

第4条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当社は、下表のいずれかに該当する事由によって発病した疾病により、扶養者が扶養不能状態になった場合の損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、これらに該当した扶養者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、当社は、その程度に応じ、保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

①	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
②	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*1)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
④	次のいずれかに該当する事由 ア. ①から③までの事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、第2条（この特約の補償内容）(1)に規定する疾病の原因となった事故の①から③までの事由による拡大(*2) ウ. ①から③までの事由に伴う秩序の混乱

(2) 当社は、下表のいずれかに該当する疾病により、扶養者が扶養不能状態になった場合の損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失によって発病した疾病 ア. 保険契約者(*3) イ. 被保険者 ウ. 扶養者 エ. 保険金の受取人(*3)。ただし、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
②	扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した疾病
③	扶養者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで自動車(*4)を運転している場合に発病した疾病
④	扶養者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(*5)、シンナー等(*6)を使用した状態で自動車(*4)を運転している場合に発病した疾病
⑤	扶養者が、酒気を帯びて(*7)自動車(*4)を運転している場合に発病した疾病
⑥	扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって発病した疾病
⑦	扶養者に対する刑の執行によって発病した疾病

- (3) 当会社は、扶養者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(*5)、シンナー等(*6)の使用によって発病した疾病により、扶養不能状態になった場合の損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、治療を目的として医師等が用いた場合には、保険金を支払います。
- (4) 当会社は、扶養者が扶養不能状態になった時に、扶養者が被保険者を扶養していない場合には、保険金を支払いません。
- (*)1 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (*)2 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。
- (*)3 保険契約者または保険金の受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (*)4 自動車には、原動機付自転車を含みます。
- (*)5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。
- (*)6 毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。
- (*)7 道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。

第5条（お支払いする保険金）

当会社は、下表の規定にしたがい、保険金を支払います。

	保険金の名称	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金の受取人
①	疾病学資費用保険金	扶養者が扶養不能状態となり、被保険者が支払対象期間中に学資費用(*1)を負担した場合	負担した学資費用(*1)の額。 ただし、支払対象期間中の各支払年度について、保険証券記載の疾病学資費用保険金額を限度とします。	被保険者
②	疾病進学費用保険金	扶養者が扶養不能状態となり、被保険者が支払対象期間中に進学費用(*2)を負担した場合	負担した進学費用(*2)の額。 ただし、支払対象期間を通じて保険証券記載の疾病進学費用保険金額を限度とします。	被保険者

- (*)1 被保険者が在学または進学するために必要となる費用のうち、在学期間中に毎年必要となる費用(*3)および教材費(*4)をいいます。ただし、被保険者が在学または進学する学校から納付または購入の指示を受け、その学校に納付または業者から購入する費用に限りま。
- (*)2 被保険者が進学する際に、進学する学校から納付の指示を受け、その学校に納付する費用のうち、学資費用(*1)以外の費用(*5)をいいます。
- (*)3 授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等をいいます。
- (*)4 制服代を含みます。
- (*)5 入学金、納付が義務付けられている寄付金等をいいます。

第6条（保険期間と支払責任の関係）

- (1) 第2条（この特約の補償内容）(1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、扶養不能状態の原因となった疾病の発病が保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。
- (2) 第2条（この特約の補償内容）(1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、扶養不能状態の原因となった疾病の発病が、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。
- (3) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、この保険契約の保険期間の初日からその日を含めて1年（保険期間が1年を超えるご契約の場合には2年となります。）を経過した後に扶養不能状態になったときは、当会社は、その扶養不能状態はこの保険契約の保険期間の開始時より後に発病した疾病を原因とするものとみなして取り扱います。
- (4) (2)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて1年（保険期間が1年を超えるご契約の場合には2年となります。）を経過した後に扶養不能状態になったときは、当会社は、その扶養不能状態はこの保険契約の保険期間の開始時より後に発病した疾病を原因とするものとみなして取り扱います。

第7条（扶養不能状態になった時の義務）

保険契約者、被保険者または保険金の受取人は、扶養不能状態になったことを知った場合は、下表のことを履行しなければなりません。

①	扶養不能状態になった日からその日を含めて30日以内に、疾病の内容等の詳細を当会社に書面等により通知すること。
②	他の保険契約等の有無および内容(*1)について、遅滞なく、当会社に通知すること。
③	他人に損害賠償の請求(*2)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
④	①から③までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害または疾病の調査に協力すること。

- (*)1 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。
- (*)2 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第8条（扶養不能状態になった時の義務違反）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて第7条（扶養不能状態になった時の義務）の表の規定に違反した場合は、当会社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

① 第7条の表の①、同表の②または同表の④	第7条の表の①、同表の②または同表の④の規定に違反したことによって当会社が被った損害の額
② 第7条の表の③	他人に損害賠償の請求(*1)をすることによって取得することができたと認められる額

- (2) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて第7条（扶養不能状態になった時の義務）の表の①も

しくは同表の④に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第9条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、下表の左欄に規定する保険金ごとに、それぞれ対応する下表の右欄に規定する時から発生し、これを行使用することができるものとします。

①疾病学資費用保険金	第5条（お支払いする保険金）の表の①の費用を負担した時
②疾病進学費用保険金	第5条の表の②の費用を負担した時

(2) 被保険者または保険金の受取人が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 死亡診断書または死体検案書
- ③ 被保険者または保険金の受取人が死亡した場合は、被保険者または保険金の受取人の除籍および被保険者または保険金の受取人のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
- ④ 普通保険約款基本条項第4節第4条（指定代理請求人）に規定する被保険者または保険金の受取人の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類
- ⑤ ①から④までのほか、下表の書類または証拠

- | |
|--|
| ア. 公の機関が発行する事故証明書またはこれに代わるべき書類
イ. 被保険者が学資費用または進学費用を負担したことおよびその金額を証明する書類
ウ. 扶養者が死亡した時に、扶養者が被保険者を扶養していたことを証明する書類
エ. 被保険者が在学または進学することを証明する書類
オ. 被保険者が在学または進学する学校から納付または購入の指示を受けたことを証明する書類 |
|--|

⑥ ①から⑤までのほか、当会社が普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(3) 当会社は、損害の額、疾病の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対して、(2)に規定するものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条（特約の失効）

この特約は、下表のいずれかに該当する事実があった場合には、その事実が発生した時に失効します。

① 扶養者が扶養不能状態となったこと。
② この保険契約に付帯されている学業費用補償特約が失効したこと。

第11条（特約の失効による保険料の返還）

第10条（特約の失効）による特約の失効の場合は、当会社は、普通保険約款基本条項付表1-1に規定する保険料を返還します。

第12条（普通保険約款および学業費用補償特約の読み替え）

(1) この特約については、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第1節第1条（告知義務）(2)	所得補償基本特約、医療補償基本特約、がん補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約および介護補償基本特約において、	この特約において、
②	第1節第1条(2)	被保険者の身体障害の発生	扶養者の疾病の発病
③	第5節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）(1)	所得補償基本特約、医療補償基本特約、がん補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約および介護補償基本特約において、	この特約において、
④	第5節第3条(2)の表の⑤	所得補償基本特約、医療補償基本特約、がん補償基本特約および団体長期障害所得補償基本特約においては、	この特約においては、
⑤	第5節第3条(2)の表の⑤	被保険者の身体障害	扶養者の疾病

(2) この特約については、学業費用補償特約を下表のとおり読み替えて適用します。

	簡 所	読み替え前	読み替え後
①	第11条（他の保険契約等がある場合の取扱い）(3)	学資費用保険金	疾病学資費用保険金
②	第11条(3)	進学費用保険金	疾病進学費用保険金

第13条（重大事由による解除の特則）

- (1) 当会社は、保険契約者または被保険者が、普通保険約款基本条項第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約（*1）を解除することができます。
- (2) (1)の規定による解除が保険金支払事由またはその原因が発生した後になされた場合であっても、(1)の解除の原因となる事由が発生した時から解除がなされた時までには保険金支払事由またはその原因が発生したときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。
- (3) (1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、普通保険約款基本条項第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の③ア.からウ.までまたはオ.のいずれにも該当しない被保険者に生じた保険金支払事由については適用しません。
- （*1）被保険者が該当する場合には、その被保険者に対する部分に限ります。

第14条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または傷害補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

14教育継続支援特約

第 1 条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に傷害補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第 2 条（この特約の補償内容）

- (1) 当会社は、扶養者が別表 1 に定める**疾病**を発病し、その直接の結果として保険金支払事由が発生した場合は、それによって扶養者に扶養されなくなることにより**被保険者**が被る損害に対して、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約にしたがい、第 6 条（お支払いする保険金）に規定する保険金を被保険者に支払います。
- (2) (1)の疾病については、普通保険約款【用語の定義】の表の疾病を下表のとおり読み替えて適用します。

読み替え前	読み替え後
被保険者	扶養者

- (3) (1)の発病の認定は**医師等**の診断によります。

第 3 条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
① 扶養者	被保険者を扶養する者で保険証券記載の者をいいます。
② 扶養不能状態	扶養者が別表 1 に定める疾病を発病し、その直接の結果として、第 6 条（お支払いする保険金）(1)の表の「保険金をお支払いする場合」欄に該当する状態をいいます。
③ 医師等	法令に定める医師および歯科医師または当会社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師をいいます。ただし、扶養者または被保険者が医師等である場合は、その本人を除きます。
④ 継続契約	教育継続支援保険契約(*1)の保険期間の末日(*2)を保険期間の初日とする教育継続支援保険契約(*1)をいいます。
⑤ 初年度契約	継続契約以外の教育継続支援保険契約(*1)をいいます。
⑥ 入院・在宅療養期間	扶養者の 入院 ・在宅療養状態の日数をいいます。なお、入院していることによる入院・在宅療養状態の日数には、臓器の移植に関する法律第 6 条の規定によって、同条第 4 項に定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた場合は、その後の、その身体への処置日数を含みます。ただし、その処置が同法附則第 11 条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(*3)である場合に限りま
⑦ 入院・在宅療養状態	次のア.またはイ.のいずれかの状態をいいます。ただし、死亡した後または入院・在宅療養状態の直接の原因となった別表 1 に定める疾病が治癒した後(*4)は、いかなる場合でも入院・在宅療養状態とはいいません。 ア. 別表 1 に定める疾病の治療を目的として入院をしている状態 イ. 別表 1 に定める疾病により別表 2 に定める在宅療養をしている状態
⑧ てん補期間	第 1 回教育継続支援保険金の保険金支払事由に該当した日の翌日から起算して保険証券記載の期間をいいます。

⑨	保険金支払基準日	次のアおよびイをいいます。 ア. 第1回教育継続支援保険金の保険金支払事由に該当した日 イ. 第1回教育継続支援保険金の保険金支払事由に該当した日を含む月の翌月以降、毎月のその日の 応当日。毎月の応当日がない場合は、その月の末日をいうものとします。
⑩	保険金支払事由	第6条(1)の表の「保険金をお支払いする場合」欄に該当する事由をいいます。
⑪	免責期間	入院・在宅療養状態が開始した日から起算して、継続して入院・在宅療養状態である保険証券記載の日 数をいいます。

(※1) この教育継続支援特約またはこの教育継続支援特約以外のこの保険契約と支払責任が同一である普通保険約款もしくは特約に基づく保険契約をいいます。

(※2) その教育継続支援保険契約(※1)が末日前に解除されていた場合にはその解除日とします。

(※3) 臓器の移植に関する法律附則第11条に定める医療給付関係各法の適用がない場合は、同法附則第11条に定める医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(※4) 入院・在宅療養状態の直接の原因となった別表1に定める疾病を治療したことにより、その症状が固定しまたは別表1に定める疾病が認められない状態となった後を含みます。

第4条（被保険者）

(1) この特約において被保険者とは、保険証券記載の被保険者をいいます。

(2) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第5条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって発病した疾病により、扶養者が扶養不能状態になった場合の損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、これらに該当した扶養者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、当会社は、その程度に応じ、保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

①	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
②	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(※1)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
④	次のいずれかに該当する事由 ア. ①から③までの事由によって発生した事故の拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、第2条（この特約の補償内容）(1)に規定する疾病の原因となった事故の①から③までの事由による拡大(※2) ウ. ①から③までの事由に伴う秩序の混乱

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する疾病により、扶養者が扶養不能状態になった場合の損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失によって発病した疾病 ア. 保険契約者(※3) イ. 被保険者 ウ. 扶養者 エ. 保険金の受取人(※3)。ただし、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
②	扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した疾病
③	扶養者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで自動車(※4)を運転している場合に発病した疾病
④	扶養者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(※5)、シンナー等(※6)を使用した状態で自動車(※4)を運転している場合に発病した疾病
⑤	扶養者が、酒気を帯びて(※7)自動車(※4)を運転している場合に発病した疾病
⑥	扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって発病した疾病
⑦	扶養者に対する刑の執行によって発病した疾病

(3) 当会社は、扶養者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(※5)、シンナー等(※6)の使用によって発病した疾病により、扶養不能状態になった場合の損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、治療を目的として医師等が用いた場合には、保険金を支払います。

(4) 当会社は、扶養者が扶養不能状態になった時に、扶養者が被保険者を扶養していない場合には、保険金を支払いません。

(※1) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(※2) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

(※3) 保険契約者または保険金の受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(※4) 自動車には、原動機付自転車を含みます。

(※5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。

(※6) 毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。

(※7) 道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。

第6条（お支払いする保険金）

(1) 当会社は、下表の規定にしたがい、保険金を支払います。

	保険金の名称	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金の受取人
①	第1回教育継続支援保険金	扶養者が別表1に定める疾病を直接の原因としてこの保険契約の保険期間中に入院・在宅療養状態になり、その入院・在宅療養状態の日数が、入院・在宅療養状態になった日からその日を含めて免責期間を超えて継続したと、医師等によって診断された場合	保険証券記載の教育継続支援保険金額	被保険者
②	第2回以後教育継続支援保険金	既に第1回教育継続支援保険金を支払われた場合で、保険金支払基準日の翌日から翌月の応当日(*1)まで①の入院・在宅療養状態が継続したと、医師等によって診断されたとき。		

(2) 当会社は、原因または時を異にして発生した疾病により入院・在宅療養期間が重複する場合において、下表のいずれかの期間に既に教育継続支援保険金の支払を受けられる他の保険金支払基準日があるときは、その入院・在宅療養期間に対して重ねては保険金を支払いません。

①	入院・在宅療養状態になった日から第1回教育継続支援保険金の保険金支払事由に該当した日まで
②	保険金支払基準日の翌日から翌月の応当日まで

(3) 免責期間を超えて継続する入院・在宅療養状態が終了した後、その入院・在宅療養状態の原因となった疾病と同一の疾病(*2)によって再び入院・在宅療養状態になった場合であっても、後の入院・在宅療養状態については、新たに免責期間およびてん補期間の規定を適用します。

(4) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由により、第2条(1)（この特約の補償内容）の疾病が重大となった場合は、その事由がなかったときに相当する額を支払います。

①	保険金支払の対象となっていない 身体障害 が影響したこと。
②	正当な理由がなくて扶養者が治療を怠ったこと。
③	正当な理由がなくて保険契約者、被保険者または保険金の受取人が扶養者に治療をさせなかったこと。

(5) 当会社は、被保険者、扶養者または保険金の受取人の故意または重大な過失により、入院・在宅療養期間が延長した場合も、(4)と同様の方法で支払います。

(6) 同一の疾病(*2)による扶養不能状態について、被保険者1名に対し当会社が支払うべき保険金の額は、(1)から(5)までの規定による額とします。

(*1) てん補期間中に限ります。

(*2) 医学上重要な関係がある疾病は、同一の疾病とみなします。

第7条（保険期間と支払責任の関係）

(1) 第6条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、扶養不能状態の原因となった疾病の発病が保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。

(2) 第6条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、扶養不能状態の原因となった疾病の発病が、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。

(3) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、この保険契約の保険期間の初日からその日を含めて1年（保険期間が1年を超えるご契約の場合には2年となります。）を経過した後に扶養不能状態になったときは、当会社は、その扶養不能状態はこの保険契約の保険期間の開始時より後に発病した疾病を原因とするものとみなして取り扱いします。

(4) (2)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて1年（保険期間が1年を超えるご契約の場合には2年となります。）を経過した後に扶養不能状態になったときは、当会社は、その扶養不能状態はこの保険契約の保険期間の開始時より後に発病した疾病を原因とするものとみなして取り扱いします。

(5) (1)から(4)までの規定にかかわらず、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の開始時より前に診断確定されたがんおよびそのがんが再発または転移したと診断確定されたがんにより、扶養者が扶養不能状態になった場合については、当会社は、保険金を支払いません。

第8条（扶養不能状態になった時の義務）

保険契約者、被保険者または保険金の受取人は、扶養不能状態になったことを知った場合は、下表のことを履行しなければなりません。

①	扶養不能状態になった日からその日を含めて30日以内に、疾病の内容等の詳細を当会社に書面等により通知すること。
②	他の保険契約等の有無および内容(*1)について、遅滞なく、当会社に通知すること。
③	他人に損害賠償の請求(*2)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。

④	①から③までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害または疾病の調査に協力すること。
---	---

(※1) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

(※2) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第9条（扶養不能状態になった時の義務違反）

(1) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて第8条（扶養不能状態になった時の義務）の表の規定に違反した場合は、当社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

① 第8条の表の①、同表の②または同表の④	第8条の表の①、同表の②または同表の④の規定に違反したことによって当社が被った損害の額
② 第8条の表の③	他人に損害賠償の請求(※1)をすることによって取得することができたと認められる額

(2) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて第8条（扶養不能状態になった時の義務）の表の①もしくは同表の④に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(※1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第10条（保険金の請求）

(1) 当社に対する保険金請求権は、下表の左欄に規定する保険金ごとに、それぞれ対応する下表の右欄に規定する時から発生し、これを行行使することができるものとします。

① 第1回教育継続支援保険金	第6条（お支払いする保険金）(1)の表の①の「保険金をお支払いする場合」欄に該当した時
② 第2回以後教育継続支援保険金	第6条(1)の表の②の「保険金をお支払いする場合」欄に該当した時

(2) 被保険者または保険金の受取人が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 疾病の程度を証明する書類(※1)
- ③ 被保険者または保険金の受取人が死亡した場合は、被保険者または保険金の受取人の除籍および被保険者または保険金の受取人のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
- ④ 普通保険約款基本条項第4節第4条（指定代理請求人）に規定する被保険者または保険金の受取人の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類
- ⑤ ①から④までのほか、下表の書類または証拠

- | |
|--|
| ア. 公の機関が発行する事故証明書またはこれに代わるべき書類
イ. 扶養者が被保険者を扶養していたことを証明する書類
ウ. 当社の定める入院・在宅療養状態を証明する書類 |
|--|

⑥ ①から⑤までのほか、当社が普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(3) 当社は、疾病の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対して、(2)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(※1) 疾病の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料および治療等に必要とした費用の領収書をいいます。

第11条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

(1) 他の保険契約等がある場合には、下表の額を支払保険金の額とします。

① この特約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当社の支払うべき保険金の額
② 他の保険契約等によってこの特約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合は、(2)に規定する支払限度額から、他の保険契約等から支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、他の保険契約等がないものとして算出した当社の支払うべき保険金の額を限度とします。

(2) 支払限度額は、それぞれの保険契約または共済契約のうち最も保険金額の高い保険契約または共済契約により、その契約において他の保険契約等がないものとした場合に支払われるべき保険金または共済金の額とします。

第12条（扶養者の変更）

保険契約の締結の後、被保険者を扶養する者が変更になった場合に、保険契約者または被保険者は書面等をもって当社に扶養者の変更の承認の請求を行い、当社がこれを承認したときは、新たに保険証券に記載された扶養者について、この特約を適用します。

第13条（普通保険約款の適用除外）

この特約については、普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）の(*3)の規定は適用しません。

第14条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第1節第1条（告知義務）(2)	所得補償基本特約、医療補償基本特約、がん補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約および介護補償基本特約において、	この特約において、
②	第1節第1条(2)	被保険者の身体障害の発生	扶養者の疾病の発病
③	第4節第2条（保険金の支払）(1)の表の①	被保険者	被保険者または扶養者
④	第4節第5条（当会社の指定する医師等の診断書提出等）(1)	被保険者の身体障害	扶養者の疾病
⑤	第4節第5条(1)の表の②	被保険者に関する	扶養者に関する
⑥	第5節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）(1)	所得補償基本特約、医療補償基本特約、がん補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約および介護補償基本特約において、	この特約において、
⑦	第5節第3条（2）の表の⑤	所得補償基本特約、医療補償基本特約、がん補償基本特約および団体長期障害所得補償基本特約においては、	この特約においては、
⑧	第5節第3条(2)の表の⑤	被保険者の身体障害	扶養者の疾病

第15条（重大事由による解除の特則）

- (1) 当会社は、保険契約者または被保険者が、普通保険約款基本条項第5節第5条(重大事由による保険契約の解除) (1)の表の③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約(*1)を解除することができます。
- (2) (1)の規定による解除が保険金支払事由またはその原因が発生した後になされた場合であっても、(1)の解除の原因となる事由が発生した時から解除がなされた時までには保険金支払事由またはその原因が発生したときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。
- (3) (1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、普通保険約款基本条項第5節第5条(重大事由による保険契約の解除) (1)の表の③アからウ、またはエ、のいずれにも該当しない被保険者に生じた保険金支払事由については適用しません。

(*1) 被保険者が該当する場合には、その被保険者に対する部分に限ります。

第16条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または傷害補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

<別表1>

対象となる疾病は、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、下記の基本分類コードに規定される内容によるものとします。なお、がんの診断確定は、病理組織学的所見（*1）により、医師等によって診断されることを必要とします。ただし、病理組織学的検査（*1）が行われない場合には、病理組織学的検査（*1）が行われなかった理由が明らかであり、その他の所見（*2）による診断確定の根拠が合理的であると認められるときに限り、その他の所見（*2）による診断確定も認めることがあります。

疾病の種類	分類項目	基本分類コード
がん（*3）（*4）	○口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞ ○消化器の悪性新生物＜腫瘍＞ ○呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞ ○骨及び関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞ ○皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞ ○中皮及び軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞ ○乳房の悪性新生物＜腫瘍＞ ○女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞ ○男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞ ○腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞ ○眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞ ○甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞ ○部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞ ○リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞、原発と記載された又は推定されたもの ○独立した（原発性）多部位の悪性新生物＜腫瘍＞ ○真正赤血球増加症＜多血症＞ ○骨髓異形成症候群 ○リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物＜腫瘍＞（D47）中の ・慢性骨髓増殖性疾患 ・本態性（出血性）血小板血症 ・骨髓線維症 ・慢性好酸球性白血球病 [好酸球増加症候群]	C00-C14 C15-C26 C30-C39 C40-C41 C43-C44 C45-C49 C50 C51-C58 C60-C63 C64-C68 C69-C72 C73-C75 C76-C80 C81-C96 C97 D45 D46 D47.1 D47.3 D47.4 D47.5
急性心筋梗塞	○虚血性心疾患（I20-I25）中の ・急性心筋梗塞 ・再発性心筋梗塞	I21 I22
脳卒中	○脳血管疾患（I60-I69）中の ・くも膜下出血 ・脳内出血 ・脳梗塞	I60 I61 I63
肝硬変	○肝疾患（K70-K77）中の ・アルコール性肝疾患（K70）中の ・アルコール性肝線維症及び肝硬化症 ・アルコール性肝硬変 ・肝線維症及び肝硬変（K74）中の ・肝線維症 ・肝硬化症を伴う肝線維症 ・原発性胆汁性肝硬変 ・続発性胆汁性肝硬変 ・胆汁性肝硬変、詳細不明 ・その他及び詳細不明の肝硬変	K70.2 K70.3 K74.0 K74.2 K74.3 K74.4 K74.5 K74.6
慢性腎不全	○腎不全（N17-N19）中の ・慢性腎臓病（N18）中の ・慢性腎臓病、ステージ4 ・慢性腎臓病、ステージ5	N18.4 N18.5

（*1）生検を含みます。

（*2）細胞学的検査、臨床検査等により認められる異常所見をいいます。

（*3）厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を含みます。

（*4）厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学（NCC監修）第3版（2012年改正版）」により、新生物の性状を表す第5桁コードとしてそれぞれ次のコード番号が付されたものであることを必要とします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁コードが「悪性新生物」とされた新生物があるときには、その新生物を含みます。

<教育継続支援特約 <別表1>（*4）>

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）編「国際疾病分類－腫瘍学（NCC監修）第3.1版」を対象としています（新たな分類が施行された場合には変更となることがあります）。

なお、国立がん研究センターが公表している「国際疾病分類腫瘍学第3.2版（ICD-O-3.2）院内がん登録実務用」等は、「厚生労働省大臣官房統計情報部編『国際疾病分類－腫瘍学』において、新たな分類が施行された場合」には含みません。

新生物の性状を表す第5桁コード	
悪性新生物	コード番号
	／3 悪性、原発部位
	／6 悪性、転移部位
	／9 悪性、続発部位
	悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

<別表2>

対象となる在宅療養とは、次のア.およびイ.の条件のすべてを満たした状態をいいます。

- ア. 医師等による治療が必要であるため、医師等の指示により自宅等(*1)において療養していること。(公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表(*2)により在宅患者診療・指導料(*3)の算定対象として列挙されている診療行為が自宅等(*1)においてなされる場合を含みます。)
- イ. ア.の療養または受療に関して、医師等の指示により、職種を問わず、すべての業務に終日従事することなく、自宅等(*1)において治療に専念することを必要とするものであること(*4)。

(*1) 老人福祉法に定める有料老人ホームおよび老人福祉施設ならびに介護保険法に定める介護保険施設等を含みます。

(*2) 医科診療報酬点数表とは、診療行為がなされた時点において有効な厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

(*3) 往診料および救急搬送診療料を除きます。

(*4) 医師の指示に従わず、業務に従事し、または必要な治療を行わない場合は、対象となる在宅療養とはいいません。

⑮医療費用補償特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に傷害補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条 (用語の定義)

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用 語	定 義
①	一部負担金	「療養の給付」等の支払の対象となる療養に要する費用について、 被保険者が公的医療保険制度 を定める法令の規定により負担した一部負担金、一部負担金に相当する費用、入院時の食事療養または生活療養に要した費用(*1)のうち、食事療養標準負担額または生活療養標準負担額をいいます。
②	入院等	入院 または 通院 (*2)をいいます。
③	ホームヘルパー	炊事、掃除、洗濯等の世話をを行うことを職業とする者をいいます。
④	家事従事者	被保険者の家庭において炊事、掃除、洗濯等の家事を行う 親族 (*3)の中で主たる者をいいます。
⑤	「療養の給付」等	公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「入院時生活療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。
⑥	労働者災害補償制度	次のいずれかの法律に基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。 ア. 労働者災害補償保険法 イ. 国家公務員災害補償法 ウ. 裁判官の災害補償に関する法律 エ. 地方公務員災害補償法 オ. 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律
⑦	継続契約	医療費用保険契約(*4)の保険期間の末日(*5)を保険期間の初日とする医療費用保険契約(*4)をいいます。
⑧	初年度契約	継続契約以外の医療費用保険契約(*4)をいいます。
⑨	先進医療	公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、主務官庁が定める先進医療をいいます。ただし、先進医療ごとに主務官庁が定める施設基準に適合する 病院等 において行われるものに限りします。
⑩	特例退職被保険者制度	健康保険組合、国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合または日本私立学校振興・共済事業団のうち、主務官庁の認可を受けたものが、退職者について医療給付を実施する制度をいいます。
⑪	保険金支払事由	保険金の種類ごとに第7条（お支払いする保険金）(1)の表の「保険金をお支払いする場合」欄に該当する事由をいいます。
⑫	支払限度日数	治療費用支払限度日数(*6)、入院諸費用支払限度日数(*7)または先進医療費用支払限度日数(*8)のいずれかをいいます。

(*1) 食事の提供である療養に要した費用に限りします。

(*2) 通院については、歯科疾病の治療を受けることを除きます。

(*3) 被保険者本人を含みます。

(*4) この医療費用補償特約またはこの医療費用補償特約以外のこの保険契約と支払責任が同一である普通保険約款もしくは特約に基づく保険契約をいいます。

(*5) その医療費用保険契約(*4)が末日前に解除されていた場合にはその解除日とします。

(*6) 保険証券記載の治療費用支払限度日数をいいます。

(*7) 保険証券記載の入院諸費用支払限度日数をいいます。

(※8) 保険証券記載の先進医療費用支払限度日数をいいます。

第3条（この特約の補償内容）

当会社は、被保険者が**身体障害**を被り、その直接の結果として入院等を開始（※1）した場合は、被保険者が日本国内での入院等により生じた費用を負担したことによって被った損害に対して、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約にしたがい、第7条（お支払いする保険金）に規定する保険金を支払います。

（※1）通院は、同一の身体障害（※2）を原因として最初に通院した日に開始されたものとします。

（※2）医学上重要な関係がある身体障害は、同一の身体障害とみなします。

第4条（被保険者）

- （1）この特約において被保険者とは、保険証券記載の被保険者をいいます。
- （2）この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第5条（保険金をお支払いしない場合－その1）

- （1）当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた身体障害による入院等に対しては、保険金を支払いません。

①	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
②	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物（※1）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
④	次のいずれかに該当する事由 ア. ①から③までの事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、第3条（この特約の補償内容）に規定する身体障害の原因となった事故の①から③までの事由による拡大（※2） ウ. ①から③までの事由に伴う秩序の混乱

- （2）当会社は、下表のいずれかに該当する身体障害による入院等に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失によって生じた身体障害 ア. 被保険者 イ. 保険金の受取人（※3）。ただし、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
②	被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた身体障害
③	被保険者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで自動車（※4）を運転している場合に生じた身体障害
④	被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ（※5）、シンナー等（※6）を使用した状態で自動車（※4）を運転している場合に生じた身体障害
⑤	被保険者が、酒気を帯びて（※7）自動車（※4）を運転している場合に生じた身体障害
⑥	被保険者に対する刑の執行によって生じた身体障害

- （3）当会社は、被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ（※5）、シンナー等（※6）の使用によって生じた身体障害による入院等に対しては、保険金を支払いません。ただし、治療を目的として**医師等**が用いた場合には、保険金を支払います。
- （4）当会社は、下表のいずれかに該当する入院等に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者の先天性疾患（※8）による入院等
②	被保険者が精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害（※9）を被り、これを原因として生じた入院等
③	被保険者の妊娠または出産による入院等。ただし、「療養の給付」等の支払の対象となる場合は、この規定は適用しません。
④	被保険者の痔核、裂肛または痔瘻による入院等

（※1）核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

（※2）事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

（※3）保険金の受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（※4）自動車には、原動機付自転車を含みます。

（※5）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。

（※6）毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。

（※7）道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。

（※8）平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号Q00からQ99に規定された内容に準拠します。

（※9）平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F00からF99に規定された内容に準拠します。

第6条（保険金をお支払いしない場合－その2）

当会社は、被保険者が下表のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った**傷害**による入院等に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間
---	------------------------

②	被保険者が次のいずれかに該当する間 ア. 乗用具(*1)を用いて競技等(*2)をしている間。ただし、下記ウ.に該当する場合を除き、自動車(*3)を用いて道路上で競技等(*2)をしている間については、保険金を支払います。 イ. 乗用具(*1)を用いて競技等(*2)を行うことを目的とする場所において、競技等(*2)に準ずる方法または態様により乗用具(*1)を使用している間。ただし、下記ウ.に該当する場合を除き、道路上で競技等(*2)に準ずる方法または態様により自動車(*3)を使用している間については、保険金を支払います。 ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車(*3)を用いて競技等(*2)をしている間または競技等(*2)に準ずる方法もしくは態様により自動車(*3)を使用している間
---	--

(*1) 乗用具とは、自動車(*3)、モーターボート(*4)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。

(*2) 競技等とは、競技、競争、興行(*5)または試運転(*6)をいいます。

(*3) 自動車には、原動機付自転車を含みます。

(*4) 水上オートバイを含みます。

(*5) いずれもそのための練習を含みます。

(*6) 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。

第7条（お支払いする保険金）

(1) 当会社は、下表の規定にしたがい、保険金を支払います。

保険金の名称	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金の受取人
① 治療費用保険金	身体障害を被り、その直接の結果として、この保険契約の保険期間中に入院等を開始(*1) (*2)し、日本国内での入院等により、一部負担金を負担した場合	$\begin{array}{r} \text{被保険者が負担した一部負担金の額} \\ - \text{治療費用免責金額(*3)} \\ = \text{保険金の額} \end{array}$ ただし、1回の入院または同一の身体障害(*4)を原因とする通院について、入院等を開始(*1) (*2)した日からその日を含めて治療費用支払限度日数(*5)を経過した日の属する月の翌月1日以降の入院等により負担した一部負担金は、保険金支払の対象から除きます。	被保険者
② 入院諸費用保険金	身体障害を被り、その直接の結果としてこの保険契約の保険期間中に入院を開始(*1)し、日本国内での入院により、(3)の表に規定された費用を負担した場合。 ただし、入院免責日数(*6)を超えて入院した場合に限ります。	$\begin{array}{r} \text{(3)の表に規定された費用の合計額。} \\ \text{ただし、1回の入院について、以下の算式によって算出した額を限度とします。} \\ \text{支払限度基礎日額(*7)} \times \\ \left(\text{入院日数} - \text{入院免責日数(*6)} \right) \\ = \text{保険金の支払限度額} \end{array}$ また、1回の入院について、入院を開始(*1)した日からその日を含めて入院諸費用支払限度日数(*8)を経過した日の属する月の翌月1日以降の入院により負担した(3)の表の費用は、保険金支払の対象から除きます。	被保険者
③ 先進医療費用保険金	身体障害を被り、その直接の結果として、この保険契約の保険期間中に入院等を開始(*1) (*2)、日本国内での入院等により、(7)の表に規定された費用を負担した場合	$\begin{array}{r} \text{(7)の表に規定された費用の合計額。} \\ \text{ただし、1回の入院または同一の身体障害(*4)を原因とする通院について、先進医療費用支払限度額(*9)を限度とします。} \\ \text{また、1回の入院または同一の身体障害(*4)を原因とする通院について、入院等を開始(*1) (*2)した日からその日を含めて先進医療費用支払限度日数(*10)を経過した日の属する月の翌月1日以降の入院等により負担した(7)の表の費用は、保険金支払の対象から除きます。} \end{array}$	被保険者

(2) 治療費用保険金について、下表のいずれかの給付等がある場合は、その額を被保険者が負担した一部負担金の額から差し引くものとします。

①	公的医療保険制度を定める法令の規定により支払われるべき高額療養費
②	公的医療保険制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った被保険者に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付(*11)
③	被保険者が負担した一部負担金について第三者により支払われた損害賠償金

(14) この保険契約が継続契約である場合において、被保険者が入院等の原因となった身体障害を被った時が、この保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、保険金支払事由が発生した時のこの保険契約の支払条件により算出された

保険金の額と、身体障害を被った時の保険契約の支払条件により算出された保険金の額のうち、いずれか低い金額を支払います。

- (15) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由により、第3条（この特約の補償内容）の身体障害が重大となった場合は、その事由がなかったときに相当する額を支払います。

①	保険金支払の対象となっていない身体障害が影響したこと。
②	正当な理由がなくて被保険者が治療を怠ったこと。
③	正当な理由がなくて保険契約者または保険金の受取人が被保険者に治療をさせなかったこと。

(*1) 被保険者が、保険金支払の対象となっていない入院中に、保険金を支払うべき他の身体障害を被った場合は、その身体障害の治療を開始した時に入院したものとしなします。

(*2) 通院は、同一の身体障害(*4)を原因として最初に通院した日に開始されたものとしなします。

(*3) 保険証券記載の治療費用免責金額をいいます。

(*4) 医学上重要な関係がある身体障害は、同一の身体障害とみなします。

(*5) 保険証券記載の治療費用支払限度日数をいいます。

(*6) 保険証券記載の入院免責日数をいいます。

(*7) 保険証券記載の支払限度基礎日額をいいます。

(*8) 保険証券記載の入院諸費用支払限度日数をいいます。

(*9) 保険証券記載の先進医療費用支払限度額をいいます。

(*10) 保険証券記載の先進医療費用支払限度日数をいいます。

(*11) いわゆる「附加給付」をいいます。

(*12) **他の保険契約等**により支払われた治療費用保険金に相当する保険金を除きます。

(*13) 主務官庁の認可を得た所定の方法により計算された額とします。

(*14) ホームヘルパーの紹介料および交通費を含みます。

(*15) 他の保険契約等により支払われた入院諸費用保険金に相当する保険金を除きます。

(*16) 臓器の移植に関する法律附則第11条に定める医療給付関係各法の適用がない場合は、同法附則第11条に定める医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(*17) 保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。

(*18) 他の保険契約等により支払われた先進医療費用保険金に相当する保険金を除きます。

第8条（保険期間と支払責任の関係）

- (1) 第7条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、被保険者が身体障害を被った時が下表のいずれかに該当するときは、当会社は、保険金を支払いません。

①	身体障害が傷害の場合には、保険期間の開始時より前であるとき。
②	身体障害が 疾病 の場合には、保険期間の初日からその日を含めて60日を経過した日の翌日の午前0時より前であるとき。

- (2) 第7条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、被保険者が身体障害を被った時が下表のいずれかに該当するときは、当会社は、保険金を支払いません。

①	身体障害が傷害の場合には、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の開始時より前であるとき。
②	身体障害が疾病の場合には、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて60日を経過した日の翌日の午前0時より前であるとき。

- (3) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、下表の左欄の保険金支払事由が発生したときは、当会社は、その保険金支払事由はそれぞれ対応する下表の右欄に規定する時より後に被った身体障害を原因とするものとみなして取り扱います。

①	身体障害が傷害の場合において、保険期間の初日からその日を含めて1年（保険期間が1年を超えるご契約の場合には2年となります。）を経過した後に保険金支払事由が発生したとき。	保険期間の開始時
②	身体障害が疾病の場合において、保険期間の初日からその日を含めて60日を経過した日の翌日からその日を含めて1年（保険期間が1年を超えるご契約の場合には2年となります。）を経過した後に保険金支払事由が発生したとき。	保険期間の初日からその日を含めて60日を経過した日の翌日の午前0時

- (4) (2)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、下表に規定する日からその日を含めて1年（保険期間が1年を超えるご契約の場合には2年となります。）を経過した後に保険金支払事由が発生したときは、当会社は、その保険金支払事由はこの保険契約の保険期間の開始時より後に被った身体障害を原因とするものとみなして取り扱います。

①	身体障害が傷害の場合には、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の初日
②	身体障害が疾病の場合には、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて60日を経過した日の翌日

- (5) 第7条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約の保険期間中に発生した保険金支払事由が、この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかにおいて既に保険金支払事由に該当していたときは、当会社は、重複しては保険金を支払いません。

第9条（公的医療保険制度からの脱退および加入等に関する通知義務）

- (1) 保険契約の締結の後、下表のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、そのことを当会社に通知しなければなりません。ただし、保険契約者または被保険者が当会社に通知する前に、その事実がなくなった場合は、当会社に通知する必要はありません。

①	被保険者が保険証券記載の公的医療保険制度から脱退して、他の公的医療保険制度に加入したこと。
②	同一の公的医療保険制度の下で、被保険者の地位の変更によって一部負担金の負担割合が変わったこと。

(2) 健康保険組合の被保険者、共済組合等(*1)の組合員等またはこれらの者の被扶養者が、特例退職被保険者制度の対象となる被保険者もしくは組合員等またはこれらの者の被扶養者となった場合も(1)と同様とします。

(*1) 第2条（用語の定義）の表の⑩に規定された共済組合または事業団をいいます。

第10条（被保険者による特約の解除請求）

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合には、保険契約者との別段の合意があるときを除き、その被保険者は、保険契約者に対し、この特約のその被保険者に対する部分を解除することを求めることができます。
- (2) 保険契約者は、被保険者から(1)に規定する解除請求があった場合は、当会社に対する通知をもって、この特約のその被保険者に対する部分を解除しなければなりません。
- (3) 当会社は、(2)の通知を受けた場合には、保険契約者に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができます。

第11条（入院等を開始した時の義務）

保険契約者、被保険者または保険金の受取人は、被保険者が入院等を開始した場合は、下表のことを履行しなければなりません。

①	入院等を開始した日からその日を含めて30日以内に、保険金支払事由の内容等の詳細を当会社に書面等により通知すること。
②	他の保険契約等の有無および内容(*1)について、遅滞なく、当会社に通知すること。
③	他人に損害賠償の請求(*2)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
④	①から③までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

(*1) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

(*2) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第12条（入院等を開始した時の義務違反）

(1) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて第11条（入院等を開始した時の義務）の表の規定に違反した場合は、当会社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

① 第11条の表の①、同表の②または同表の④	第11条の表の①、同表の②または同表の④の規定に違反したことによって当会社が被った損害の額
② 第11条の表の③	他人に損害賠償の請求(*1)をすることによって取得することができたと認められる額

(2) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて第11条（入院等を開始した時の義務）の表の①もしくは同表の④に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第13条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、下表のいずれか早い時から発生し、これを行使することができるものとします。

①	入院等が終了した時
②	入院等が支払限度日数を超えて継続した場合は、支払限度日数を経過した日の属する月の末日の午後12時
③	被保険者が、入院等を開始(*1)した日から支払限度日数を経過した日までの入院または通院中に死亡した場合は、被保険者が死亡した時

(2) 入院等が1か月以上継続する場合には、当会社は、被保険者または保険金の受取人の申し出によって、保険金の内払を行います。この場合、(1)の規定にかかわらず、保険金請求権は、入院等の期間が1か月に達した時ごとに発生し、これを行使することができるものとします。なお、この場合において保険金請求権の対象となる入院等は、下表のとおりとします。

①	その保険金請求権が発生した日が月の末日にあたる時。	保険金請求権が発生した日までの入院等
②	①以外の場合。	保険金請求権が発生した日の前月の末日までの入院等

(3) 被保険者または保険金の受取人が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 身体障害の程度を証明する書類(*2)
- ③ 被保険者または保険金の受取人が死亡した場合は、被保険者または保険金の受取人の除籍および被保険者または保険金の受取人のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
- ④ 普通保険約款基本条項第4節第4条（指定代理請求人）に規定する被保険者または保険金の受取人の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類
- ⑤ ①から④までのほか、下表の書類または証拠

- ア. 公の機関が発行する事故証明書またはこれに代わるべき書類
イ. 身体障害に対する治療内容を証明する書類(*3)
ウ. 第7条（お支払いする保険金）(3)の表(*4)および同条(7)の表の②の費用を支払ったことを示す領収書

- ⑥ ①から⑤までのほか、当会社が普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
(4) 当会社は、身体障害の内容または程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対して、(3)に規定するものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
(5) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて(4)の規定に違反した場合または(3)もしくは(4)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- (*1) 通院は、同一の身体障害(*5)を原因として最初に通院した日に開始されたものとします。
(*2) 身体障害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料および治療等に必要とした費用の領収書をいいます。
(*3) 身体障害に対する治療内容を記載した診断書および診療報酬明細書等をいいます。
(*4) 第7条（お支払いする保険金）(3)の表の②ア.および同表の④を除きます。
(*5) 医学上重要な関係がある身体障害は、同一の身体障害とみなします。

第14条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

- (1) 他の保険契約等がある場合は、下表の額を支払保険金の額とします。

- | |
|--|
| ① この特約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額 |
| ② 他の保険契約等によってこの特約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合において、費用が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額(*1) |

- (2) (1)の規定は、治療費用保険金、入院諸費用保険金および先進医療費用保険金ごとならびに入院および通院ごとに適用します。
(3) (1)の表の②に規定する費用は、被保険者が実際に負担した費用(*2)の額から、第7条（お支払いする保険金）(2)の表、(5)の表または(8)の表に規定された給付等の額をそれぞれ控除した額をいい、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額をそれぞれ差し引いた額とします。

- (*1) 他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額を限度とします。
(*2) 第7条（お支払いする保険金）(1)の一部負担金または費用(*3)をいいます。
(*3) 第7条（お支払いする保険金）(3)の表の②ア.および同表の④については、重複する保険契約の数にかかわらず、1日について同条の(*13)の額とします。

第15条（公的医療保険制度からの脱退および加入等に関する通知義務違反による特約の取扱い）

- (1) 当会社は、公的医療保険制度または被保険者の地位の変更の事実(*1)の発生によって、変更後の保険料(*2)が変更前の保険料(*3)よりも高くなる場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく第9条（公的医療保険制度からの脱退および加入等に関する通知義務）(1)または(2)に規定する通知をしなかったときに、公的医療保険制度または被保険者の地位の変更の事実(*1)があった後に保険金支払事由またはその原因が発生したときは、変更前の保険料(*3)の変更後の保険料(*2)に対する割合により、保険金を削減して支払います。
(2) (1)の規定は、当会社が(1)の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から1か月を経過した場合、または公的医療保険制度または被保険者の地位の変更の事実(*1)が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
(3) (1)の規定は、公的医療保険制度または被保険者の地位の変更の事実(*1)に基づかずに発生した保険金支払事由またはその原因については適用しません。
(4) (1)から(3)までの規定は治療費用保険金についてのみ適用します。

- (*1) 第9条（公的医療保険制度からの脱退および加入等に関する通知義務）(1)または(2)の変更の事実をいいます。
(*2) 変更後の公的医療保険制度または被保険者の地位に対して適用されるべき保険料をいいます。
(*3) 変更前の公的医療保険制度または被保険者の地位に対して適用された保険料をいいます。

第16条（公的医療保険制度からの脱退および加入等に関する通知義務に伴う保険料の返還または請求）

- (1) 当会社は、公的医療保険制度または被保険者の地位の変更の事実(*1)の発生によって、保険料を変更する必要がある場合は、普通保険約款基本条項の規定に準じ、保険料を返還し、または追加保険料を請求します。
(2) 当会社は、保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合(*2)には、この特約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。
(3) 追加保険料が、(1)の規定により請求したものである場合において、公的医療保険制度または被保険者の地位の変更の事実(*1)があった後に保険金支払事由またはその原因が発生したときは、当会社は、変更前の保険料(*3)の変更後の保険料(*4)に対する割合により、保険金を削減して支払います(*5) (*6)。
(4) (1)から(3)までの規定は治療費用保険金についてのみ適用します。

- (*1) 第9条（公的医療保険制度からの脱退および加入等に関する通知義務）(1)または(2)の変更の事実をいいます。
(*2) 当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。
(*3) 変更前の公的医療保険制度または被保険者の地位に対して適用された保険料をいいます。

- (※4) 変更後の公的医療保険制度または被保険者の地位に対して適用されるべき保険料をいいます。
 (※5) (2)の規定により解除できる場合に限りです。
 (※6) 既に保険金を支払っていた場合は、当会社は、保険金の返還を請求することができます。

第17条（被保険者の請求により特約を解除する場合の保険料の返還）

保険契約者が、第10条（被保険者による特約の解除請求）(2)の規定により、この特約のその被保険者に対する部分を解除した場合は、普通保険約款基本条項付表2に規定する保険料を返還します。

第18条（代 位）

- (1) 損害が生じたことにより、被保険者が損害賠償請求権その他の債権(※1)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合は、被保険者が取得した債権の全額
②	①以外の場合は、被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2) (1)の表の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(※1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第19条（普通保険約款の適用除外）

この特約については、普通保険約款基本条項の下表の規定は適用しません。

①	第1節第4条（被保険者による保険契約の解除請求）
②	第4節第2条（保険金の支払）の(※3)

第20条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇 所	読み替え前	読み替え後
①	第1節第1条（告知義務）(2)	所得補償基本特約、医療補償基本特約、がん補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約および介護補償基本特約において、	この特約において、
②	第5節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）(1)	所得補償基本特約、医療補償基本特約、がん補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約および介護補償基本特約において、	この特約において、
③	第5節第3条(2)の表の⑤	所得補償基本特約、医療補償基本特約、がん補償基本特約および団体長期障害所得補償基本特約においては、	この特約においては、

第21条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または傷害補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

＜別表1＞ 第6条（保険金をお支払いしない場合—その2）の表の①の運動等

山岳登山(※1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(※2)操縦(※3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(※4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

- (※1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。
 (※2) グライダーおよび飛行船を除きます。
 (※3) 職務として操縦する場合を除きます。
 (※4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(※5)を除きます。
 (※5) パラプレーン等をいいます。

＜別表2＞ 第7条（お支払いする保険金）(3)の表の②の状態

- 病状が重篤であって、絶対安静を必要とし、看護人の常時監視を必要とし、随時適切な処置を講ずる必要がある場合
- 病状は必ずしも重篤ではないが、手術のため術前または術後の一定期間にわたり、看護人の常時監視を必要とし、随時適切な処置を講ずる必要がある場合
- 病状から判断し、常態として次のいずれかに該当する場合
 - 体位変換または床上起座が不可または不能であること。
 - 食事および用便について介助を必要とすること。
- 被保険者の年齢、体質や病状等の影響により1. から3. までに準ずる状態にあり、常時監視や介護が必要不可欠な場合

⑩治療費用保険金不担保特約（医療費用補償用）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に傷害補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されて

いる場合に適用されます。

第2条（治療費用保険金の不担保）

当会社は、この特約により、医療費用補償特約に規定する治療費用保険金を支払いません。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または傷害補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

⑰待機期間の不設定に関する特約（医療費用補償用）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に傷害補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（待機期間の不設定）

当会社は、この特約により、医療費用補償特約第8条（保険期間と支払責任の関係）(1)から(4)までを次のとおり読み替えます。

「

- (1) 第7条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、**被保険者が身体障害を被った時**が、保険期間の開始時より前であるとき、または、被保険者が出生した日からその日を含めて7日を経過した日の翌日の午前0時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。
- (2) 第7条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、被保険者が身体障害を被った時が、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の開始時より前であるとき、または、被保険者が出生した日からその日を含めて7日を経過した日の翌日の午前0時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。
- (3) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、保険期間の初日または被保険者が出生した日からその日を含めて7日を経過した日の翌日のいずれか遅い日からその日を含めて1年（保険期間が1年を超えるご契約の場合には2年となります。）を経過した後に保険金支払事由が発生したときは、当会社は、その保険金支払事由は、この保険契約の保険期間の開始時または被保険者が出生した日からその日を含めて7日を経過した日の翌日の午前0時のいずれか遅い時より後に被った**身体障害**を原因とするものとみなして取り扱います。
- (4) (2)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の初日または被保険者が出生した日からその日を含めて7日を経過した日の翌日のいずれか遅い日からその日を含めて1年（保険期間が1年を超えるご契約の場合には2年となります。）を経過した後に保険金支払事由が発生したときは、当会社は、その保険金支払事由はこの保険契約の保険期間の開始時または被保険者が出生した日からその日を含めて7日を経過した日の翌日の午前0時のいずれか遅い時より後に被った身体障害を原因とするものとみなして取り扱います。

」

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または傷害補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

⑱入院諸費用保険金に係る免責金額方式への変更に関する特約（医療費用補償用）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に傷害補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（入院諸費用保険金の一部修正）

- (1) 当会社は、この特約により、医療費用補償特約第7条（お支払いする保険金）(1)の表の②の規定を次のとおり読み替えて適用します。

② 入院諸費用保険金	身体障害 を被り、その直接の結果としてこの保険契約の保険期間中に 入院 を開始(*1)し、日本国内での入院により、(3)の表に規定された費用を負担した場合	(3)の表に規定された費用の合計額 保険証券記載の入院諸費用免責金額 = 保険金の額 ただし、1回の入院について、以下の算式によって算出した額を限度とします。 支払限度基礎日額(*7) × 入院日数 = 保険金の支払限度額 また、1回の入院について、入院を開始(*1)した日からその日を含めて入院諸費用支払限度日数(*8)を経過した日の属する月の翌月1日以降の入院により負担した(3)の表の費用は、保険金支払の対象から除きます。	被保険者
------------	---	---	-------------

(2) 当社は、この特約により、医療費用補償特約第7条（お支払いする保険金）(10)および(11)の規定を下表のとおり読み替えて適用します。

読み替え前	読み替え後
入院免責日数(*6)	保険証券記載の入院諸費用免責金額

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または傷害補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

⑩入院療養一時金支払特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に傷害補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
① 疾病を被った時	医師等 の診断による 疾病 の発病の時
② 継続契約	入院療養一時金支払特約付保険契約(*1)の保険期間の末日(*2)を保険期間の初日とする入院療養一時金支払特約付保険契約(*1)をいいます。
③ 初年度契約	継続契約以外の入院療養一時金支払特約付保険契約(*1)をいいます。
④ 保険金支払事由	第6条（お支払いする保険金）(1)に規定する事由をいいます。

(*1) この入院療養一時金支払特約またはこの入院療養一時金支払特約以外のこの保険契約と支払責任が同一である普通保険約款もしくは特約に基づく保険契約をいいます。

(*2) その入院療養一時金支払特約付保険契約(*1)が末日前に解除されていた場合にはその解除日とします。

第3条（この特約の補償内容）

- 当社は、**被保険者**が疾病を被り、その直接の結果として保険金支払事由が発生した場合は、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約にしたがい、第6条（お支払いする保険金）に規定する保険金を支払います。
- (1)の規定にかかわらず、当社が傷害補償基本特約により保険金を支払うべき**身体障害**に対しては保険金を支払いません。

第4条（被保険者）

- この特約において被保険者とは、保険証券記載の被保険者をいいます。
- この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第5条（保険金をお支払いしない場合）

- 当社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた疾病に対しては、保険金を支払いません。ただし、これらに該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、当社は、その程度に応じ、保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

①	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
②	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*1)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
④	次のいずれかに該当する事由 ア. ①から③までの事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるにかかわらず、第3条（この特約の補償内容）(1)に規定する疾病の原因となった事故の①から③までの事由による拡大(*2) ウ. ①から③までの事由に伴う秩序の混乱

(2) 当社は、下表のいずれかに該当する疾病に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失によって生じた疾病 ア. 被保険者 イ. 保険金の受取人(*3)。ただし、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
②	被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた疾病
③	被保険者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで自動車(*4)を運転している場合に生じた疾病
④	被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(*5)、シンナー等(*6)を使用した状態で自動車(*4)を運転している場合に生じた疾病
⑤	被保険者が、酒気を帯びて(*7)自動車(*4)を運転している場合に生じた疾病
⑥	被保険者に対する刑の執行によって生じた疾病

(3) 当社は、被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(*5)、シンナー等(*6)の使用によって生じた疾病に対しては、保険金を支払いません。ただし、治療を目的として医師等が用いた場合には、保険金を支払います。

(4) 当社は、被保険者のアルコール依存および薬物依存(*8)により発生した保険金支払事由に対しては、保険金を支払いません。

(5) 当社は、被保険者の先天性疾患(*9)により発生した保険金支払事由に対しては、保険金を支払いません。

(*1) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*2) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

(*3) 保険金の受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*4) 自動車には、原動機付自転車を含みます。

(*5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。

(*6) 毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。

(*7) 道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。

(*8) 平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」に定められた分類項目中の基本分類コードF11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、あへん、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

(*9) 平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」に定められた分類項目中の基本分類コードQ00からQ99に規定される内容によるものとします。

第6条（お支払いする保険金）

(1) 当社は、被保険者が疾病を被り、この保険契約の保険期間中に医師等がその疾病の治療のために継続して保険証券記載の日数以上の**入院**(*1)が必要であると診断した場合(*2)には、保険証券記載の入院療養一時金額の全額を入院療養一時金として被保険者に支払います。ただし、介護保険法に定める介護医療院における入院を除きます。

(2) (1)の日数には、臓器の移植に関する法律第6条の規定によって、同条第4項に定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた場合は、その後の、その身体への処置日数を含みます。ただし、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(*3)である場合に限り、(1)の日数に含みます。

(3) 同一の疾病(*4)に対する入院療養一時金は、保険期間を通じ、1回の支払に限ります。

(4) 被保険者が同時に2以上の疾病を被った場合または既に疾病を被っている被保険者が新たに疾病を被った場合には、その加重された状態に対して(1)および(2)の規定を適用します。ただし、(9)の規定に該当する場合は、この規定は適用しません。

(5) 疾病に対する医師等の治療が終了した後、その疾病に対し医師等の治療が再び必要となった場合は、後の疾病は前の疾病と同一の疾病(*4)とみなし、(3)の規定を適用します。

(6) (5)の規定にかかわらず、下表のいずれかに該当する場合には、後の疾病は前の疾病とは異なった疾病として取り扱います。

①	疾病の治療のため入院した場合で、その入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再びその疾病に関する入院治療が必要となったとき。
②	疾病の治療のための入院をしなかった場合には、その疾病に関する治療が終了した日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再びその疾病に関する入院治療が必要となったとき。

(7) 当社は、保険金支払事由が発生した時のこの保険契約の支払条件により算出された保険金の額と、被保険者が疾病を被った時のこの保険契約の支払条件により算出された保険金の額のうち、いずれか低い金額を支払います。

(8) この保険契約が継続契約である場合において、被保険者が疾病を被った時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、当社は、保険金支払事由が発生した時のこの保険契約の支払条件により算出された保険金の額と、疾病を被った時

の保険契約の支払条件により算出された保険金の額のうち、いずれか低い金額を支払います。

- (9) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由により、第3条（この特約の補償内容）(1)の疾病が重大となった場合は、その事由がなかったときに相当する額を支払います。

①	保険金支払の対象となっていない疾病が影響したこと。
②	正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったこと。
③	正当な理由がなく保険契約者または保険金の受取人が被保険者に治療をさせなかったこと。

- (※1) 美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院、入院治療を必要としない介護を主たる目的とする入院等は除きます。分娩のための入院は、別表に規定する異常分娩と認められる場合に限り、疾病の治療を目的とする入院とみなします。
- (※2) 被保険者が、保険金支払の対象となっていない入院中に、保険金を支払うべき他の疾病を被った場合は、その疾病の治療を開始した時に入院が必要と診断されたものとみなします。
- (※3) 臓器の移植に関する法律附則第11条に定める医療給付関係各法の適用がない場合は、同法附則第11条に定める医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
- (※4) 医学上重要な関係がある疾病は、同一の疾病とみなします。

第7条（保険期間と支払責任の関係）

- (1) 第6条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、被保険者が疾病を被った時が保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。
- (2) 第6条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、被保険者が疾病を被った時が、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。
- (3) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、この保険契約の保険期間の初日からその日を含めて1年（保険期間が1年を超えるご契約の場合には2年となります。）を経過した後に保険金支払事由が発生したときは、当会社は、その保険金支払事由はこの保険契約の保険期間の開始時より後に被った疾病を原因とするものとみなして取り扱います。
- (4) (2)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて1年（保険期間が1年を超えるご契約の場合には2年となります。）を経過した後に保険金支払事由が発生したときは、当会社は、その保険金支払事由はこの保険契約の保険期間の開始時より後に被った疾病を原因とするものとみなして取り扱います。
- (5) 第6条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約の保険期間中に発生した保険金支払事由であっても、この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかにおいて同一の疾病(※1)に対して既に保険金支払事由に該当していたときは、当会社は、重複しては保険金を支払いません。

- (※1) 医学上重要な関係がある疾病は、同一の疾病とみなします。

第8条（医師等の診断の取扱い）

被保険者が被った疾病に対して医師等の診断を受けることができない特別な事情があり、被保険者または保険金の受取人がその事情を示す書類その他所定の書類を提出し、当会社がこれを認めた場合には、当会社は、他の客観的な所見をもって医師等の診断に代えることを認めることがあります。

第9条（保険金支払事由が発生した時の義務）

保険契約者、被保険者または保険金の受取人は、被保険者に保険金支払事由が発生した場合は、下表のことを履行しなければなりません。

①	保険金支払事由が発生した日からその日を含めて30日以内に、保険金支払事由の内容等の詳細を当会社に書面等により通知すること。
②	①のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う疾病の調査に協力すること。

第10条（保険金支払事由が発生した時の義務違反）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなく第9条（保険金支払事由が発生した時の義務）の表の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなく第9条（保険金支払事由が発生した時の義務）の表に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当会社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第11条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、第6条（お支払いする保険金）(1)の診断がなされた時から発生し、これを行使することができます。
- (2) 被保険者または保険金の受取人が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
- ① 保険金の請求書

- ② 疾病の程度を証明する書類(*1)および疾病に対する治療内容を証明する書類(*2)
- ③ 被保険者または保険金の受取人が死亡した場合は、被保険者または保険金の受取人の除籍および被保険者または保険金の受取人のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
- ④ 普通保険約款基本条項第4節第4条（指定代理請求人）に規定する被保険者または保険金の受取人の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類
- ⑤ ①から④までのほか、下表の書類または証拠

7. 公の機関が発行する事故証明書またはこれに代わるべき書類

- ⑥ ①から⑤までのほか、当会社が普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当会社は、疾病の内容または程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対して、(2)に規定するものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 疾病の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料および治療等に必要とした費用の領収書をいいます。

(*2) 疾病に対する治療内容を記載した診断書および診療報酬明細書等をいいます。

第12条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇 所	読み替え前	読み替え後
①	第1節第1条（告知義務）(2)	所得補償基本特約、医療補償基本特約、がん補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約および介護補償基本特約において、	この特約において、
②	第5節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）(1)	所得補償基本特約、医療補償基本特約、がん補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約および介護補償基本特約において、	この特約において、
③	第5節第3条(2)の表の⑤	所得補償基本特約、医療補償基本特約、がん補償基本特約および団体長期障害所得補償基本特約においては、	この特約においては、

第13条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または傷害補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

<別表> 対象となる異常分娩^{べん}

平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容を伴う分娩^{べん}とし、保険期間の開始時以降に開始したものに限り、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年度版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
妊娠、分娩及び産じょく ^{けい} <褥>における浮腫、タンパク<蛋白>尿及び高血圧性障害	O10-O16
主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20-O29
胎児及び羊膜腔に関連する母体ケア並びに予想される分娩の諸問題	O30-O48
分娩の合併症	O60-O75
分娩（単胎自然分娩（O80）は除く）	O81-O84
主として産じょく<褥>に関連する合併症	O85-O92
その他の産科的病態、他に分類されないもの	O94-O99

㊦入院・手術医療保険金支払特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に傷害補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用 語	定 義
①	疾病を被った時	医師等の診断による疾病の発病の時
②	継続契約	入院・手術医療保険金支払特約付保険契約(*1)の保険期間の末日(*2)を保険期間の初日とする入院・手術医療保険金支払特約付保険契約(*1)をいいます。

③	初年度契約	継続契約以外の入院・手術医療保険金支払特約付保険契約(*1)をいいます。
④	保険金支払事由	保険金の種類ごとに第6条（お支払いする保険金）(1)の表の「保険金をお支払いする場合」欄に該当する事由をいいます。

(*1) この入院・手術医療保険金支払特約またはこの入院・手術医療保険金支払特約以外のこの保険契約と支払責任が同一である普通保険約款もしくは特約に基づく保険契約をいいます。

(*2) その入院・手術医療保険金支払特約付保険契約(*1)が末日前に解除されていた場合にはその解除日とします。

第3条（この特約の補償内容）

- (1) 当社は、**被保険者**が疾病を被り、その直接の結果として保険金支払事由が発生した場合は、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約にしたがい、第6条（お支払いする保険金）に規定する保険金を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、当社が傷害補償基本特約により保険金を支払うべき**身体障害**に対しては保険金を支払いません。
- (3) 当社は、(1)の保険金のうち、保険証券に記載のものについてのみ支払責任を負うものとします。

第4条（被保険者）

- (1) この特約において被保険者とは、保険証券記載の被保険者をいいます。
- (2) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第5条（保険金をお支払いしない場合）

- (1) 当社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた疾病に対しては、保険金を支払いません。ただし、これらに該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、当社は、その程度に応じ、保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

①	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
②	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*1)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
④	次のいずれかに該当する事由 ア. ①から③までの事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、第3条（この特約の補償内容）(1)に規定する疾病の原因となった事故の①から③までの事由による拡大(*2) ウ. ①から③までの事由に伴う秩序の混乱

- (2) 当社は、下表のいずれかに該当する疾病に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失によって生じた疾病 ア. 被保険者 イ. 保険金の受取人(*3)。ただし、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
②	被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた疾病
③	被保険者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで自動車(*4)を運転している場合に生じた疾病
④	被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(*5)、シンナー等(*6)を使用した状態で自動車(*4)を運転している場合に生じた疾病
⑤	被保険者が、酒気を帯びて(*7)自動車(*4)を運転している場合に生じた疾病
⑥	被保険者に対する刑の執行によって生じた疾病

- (3) 当社は、被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(*5)、シンナー等(*6)の使用によって生じた疾病に対しては、保険金を支払いません。ただし、治療を目的として医師等が用いた場合には、保険金を支払います。
- (4) 当社は、被保険者のアルコール依存および薬物依存(*8)により発生した保険金支払事由に対しては、保険金を支払いません。
- (5) 当社は、被保険者の先天性疾患(*9)により発生した保険金支払事由に対しては、保険金を支払いません。

(*1) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*2) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

(*3) 保険金の受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*4) 自動車には、原動機付自転車を含みます。

(*5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。

(*6) 毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。

(*7) 道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。

(*8) 平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」に定められた分類項目中の基本分類コードF11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、あへん、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

(*9) 平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」に定められた分類項目中の基本分類コードQ00からQ99に規定される内容によるものとします。

第6条（お支払いする保険金）

(1) 当会社は、下表の規定にしたがい、保険金を支払います。

	保険金の名称	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金の受取人
①	入院医療保険金	疾病を被り、その直接の結果として、医師等の治療を必要とし、かつ、この保険契約の保険期間中に開始した 入院 (※1)が入院医療保険金免責日数(※2)を超えて継続した場合(※3)。 ただし、介護保険法に定める介護医療院における入院を除きます。	$\begin{array}{l} \text{入院医療保険金} \\ \text{日額(※4)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{入院した日数} \\ \hline \text{保険金の額} \end{array}$ ただし、同一の疾病(※5)による入院について、入院医療保険金支払限度日数(※6)を限度とします。	被保険者
②	手術医療保険金	疾病を被り、この保険契約の保険期間中(※7)に病院等(※8)において、その疾病の治療を直接の目的として次のいずれかに定める手術等を受けた場合(※9) ア. 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表(※10)により手術料の算定対象として列挙されている手術(※11)(※12)(※13)。ただし、次に定める手術を除きます。 (ア) 傷の処置（創傷処理、デブリードマン） (イ) 切開術（皮膚、鼓膜） (ウ) 骨・関節の非観血整復術、非観血整復固定術および非観血的授動術 (エ) 抜歯(※14) (オ) 異物除去（外耳、鼻腔内） (カ) 鼻焼灼術（鼻粘膜、下甲介粘膜） (キ) 魚の目、タコ手術（鶏眼・胼胝切除術） イ. 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表(※10)により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療(※12)(※15)(※16)	$\begin{array}{l} \text{手術医療保険金} \\ \text{額(※17)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{手術等の種類に} \\ \text{対応する別表1に} \\ \text{規定する倍率} \\ \hline \text{保険金の額} \end{array}$ ただし、「保険金をお支払いする場合」欄のイ.においては、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。	被保険者

(2) 入院医療保険金において、(1)の表の入院した日数には、臓器の移植に関する法律第6条の規定によって、同条第4項に定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた場合は、その後の、その身体への処置日数を含みます。ただし、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(※18)である場合に限りま。

(3) 入院医療保険金において、被保険者が入院医療保険金の支払を受けられる入院中にさらに入院医療保険金の支払を受けられる疾病を被った場合においても、当会社は、重複しては入院医療保険金を支払いません。

(4) 入院医療保険金において、入院が終了した後、被保険者が、その入院の原因となった疾病と同一の疾病(※5)によって再入院した場合は、後の入院は前の入院と同一の入院とみなし、後の入院については、新たに入院医療保険金免責日数(※2)、入院医療保険金支払限度日数(※6)の規定を適用しません。

(5) (4)の規定にかかわらず、入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、その再入院は前の入院とは異なった入院として取り扱います。この場合において、再入院については新たに入院医療保険金免責日数(※2)、入院医療保険金支払限度日数(※6)の規定を適用します。

(6) 手術医療保険金において、当会社は、被保険者が時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ手術医療保険金を支払います。

(7) 当会社は、被保険者が、手術医療保険金の保険金支払事由に該当する同一の手術を複数回受けた場合で、それらの手術が公的医療保険制度における医科診療報酬点数表(※10)において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術に該当するときは、それらの手術のうち支払う保険金の額の高いいずれか1回の手術についてのみ保険金を支払います。

(8) 当会社は、被保険者が、手術医療保険金の保険金支払事由に該当する手術を受けた場合で、その手術が公的医療保険制度における医科診療報酬点数表(※10)において手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当するときは、その手術を受けた1日目についてのみ手術医療保険金を支払います。

(9) 当会社は、保険金支払事由が発生した時(※19)のこの保険契約の支払条件により算出された保険金の額と、被保険者が疾病を被った時のこの保険契約の支払条件により算出された保険金の額のうち、いずれか低い金額を支払います。

(10) この保険契約が継続契約である場合において、被保険者が疾病を被った時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、当会社は、保険金支払事由が発生した時(※19)のこの保険契約の支払条件により算出された保険金の額と、疾病を被っ

〈入院・手術医療保険金支払特約 第6条(6)〉

「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

た時の保険契約の支払条件により算出された保険金の額のうち、いずれか低い金額を支払います。

- (11) 当社は、下表のいずれかに該当する事由により、第3条（この特約の補償内容）(1)の疾病が重大となった場合は、その事由がなかったときに相当する額を支払います。

①	保険金支払の対象となっていない疾病が影響したこと。
②	正当な理由がなくて被保険者が治療を怠ったこと。
③	正当な理由がなくて保険契約者または保険金の受取人が被保険者に治療をさせなかったこと。

- (※1) 美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院、入院治療を必要としない介護を主たる目的とする入院等は除きます。分娩のための入院は、別表2に規定する異常分娩と認められる場合に限り、疾病の治療を目的とする入院とみなします。
- (※2) 保険証券記載の入院医療保険金免責日数をいいます。
- (※3) 被保険者が、保険金支払の対象となっていない入院中に、保険金を支払うべき他の疾病を被った場合は、その疾病の治療を開始した時に入院したものとみなします。
- (※4) 保険証券記載の入院医療保険金日額をいいます。
- (※5) 医学上重要な関係がある疾病は、同一の疾病とみなします。
- (※6) 保険証券記載の入院医療保険金支払限度日数をいいます。
- (※7) この保険契約を継続前契約とする継続契約が締結されなかった場合においては、この保険契約が終了した後で、かつ、入院医療保険金の支払対象となる入院中に行われた、その疾病の治療を目的とする手術または放射線治療については、この保険契約の保険期間中に行われたものとみなします。
- (※8) 患者が入院するための施設を有しないものを含みます。
- (※9) 手術または放射線治療開始後、手術または放射線治療中に死亡した場合であっても、手術または放射線治療を受けたものとし、麻酔処理の段階は除きます。
- (※10) 手術または放射線治療を受けた時点において有効な厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
- (※11) 公的医療保険制度における歯科診療報酬点数表(※20)により手術料の算定対象として列挙されている手術のうち、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表(※10)においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
- (※12) 分娩のための手術または放射線治療は、別表2に規定する異常分娩と認められる場合に限り、疾病の治療を目的とする手術または放射線治療とみなします。
- (※13) 美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断、検査(※21)のための手術等は含みません。
- (※14) 抜歯に伴い、骨の開削等を行った場合を含みます。
- (※15) 公的医療保険制度における歯科診療報酬点数表(※20)により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療のうち、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表(※10)においても放射線治療料の算定対象として列挙されているものを含みます。
- (※16) 血液照射を除きます。
- (※17) 保険証券記載の手術医療保険金額をいいます。
- (※18) 臓器の移植に関する法律附則第11条に定める医療給付関係各法の適用がない場合は、同法附則第11条に定める医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
- (※19) この保険契約を継続前契約とする継続契約が締結されなかった場合において、この保険契約が終了した後の保険金支払の対象となる入院中に行われた手術または放射線治療については、その入院を開始した時とします。
- (※20) 手術または放射線治療を受けた時点において有効な厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。
- (※21) 生検、腹腔鏡検査等をいいます。

第7条（保険期間と支払責任の関係）

- (1) 第6条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、被保険者が疾病を被った時が保険期間の開始日より前であるときは、当社は、保険金を支払いません。
- (2) 第6条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、被保険者が疾病を被った時が、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の開始日より前であるときは、当社は、保険金を支払いません。
- (3) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、この保険契約の保険期間の初日からその日を含めて1年（保険期間が1年を超えるご契約の場合には2年となります。）を経過した後に保険金支払事由が発生したときは、当社は、その保険金支払事由はこの保険契約の保険期間の開始日より後に被った疾病を原因とするものとみなして取り扱いします。
- (4) (2)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて1年（保険期間が1年を超えるご契約の場合には2年となります。）を経過した後に保険金支払事由が発生したときは、当社は、その保険金支払事由はこの保険契約の保険期間の開始日より後に被った疾病を原因とするものとみなして取り扱いします。
- (5) 第6条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約の保険期間中に発生した保険金支払事由が、この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかにおいて既に保険金支払事由に該当していたときは、当社は、重複しては保険金を支払いません。

第8条（保険金支払事由が発生した時の義務）

保険契約者、被保険者または保険金の受取人は、被保険者に保険金支払事由が発生した場合は、下表のことを履行しなければなりません。

①	保険金支払事由が発生した日からその日を含めて30日以内に、保険金支払事由の内容等の詳細を当会社に書面等により通知すること。
②	①のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う疾病の調査に協力すること。

第9条（保険金支払事由が発生した時の義務違反）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて第8条（保険金支払事由が発生した時の義務）の表の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて第8条（保険金支払事由が発生した時の義務）の表に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、下表の左欄に規定する保険金ごとに、それぞれ対応する下表の右欄に規定する時から発生し、これを行行使することができるものとします。

① 入院医療保険金	被保険者の疾病の治療を直接の目的とする入院が終了した時または同一の疾病による入院にあたる入院日数の合計が保険証券記載の入院医療保険金支払限度日数に到達した時のいずれか早い時
② 手術医療保険金	被保険者が疾病の治療を目的として手術等を受けた時

- (2) 入院が1か月以上継続する場合には、当会社は、被保険者または保険金の受取人の申し出によって、保険金の内払を行います。この場合、(1)の規定にかかわらず、入院医療保険金の保険金請求権は、入院が1か月に到達した時ごとに発生し、これを行行使することができるものとします。
- (3) 被保険者または保険金の受取人が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 疾病の程度を証明する書類(*1)
- ③ 被保険者または保険金の受取人が死亡した場合は、被保険者または保険金の受取人の除籍および被保険者または保険金の受取人のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
- ④ 普通保険約款基本条項第4節第4条（指定代理請求人）に規定する被保険者または保険金の受取人の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類
- ⑤ ①から④までのほか、下表の書類または証拠

- | |
|--------------------------------|
| ア. 公の機関が発行する事故証明書またはこれに代わるべき書類 |
| イ. 疾病に対する治療内容を証明する書類(*2) |

- ⑥ ①から⑤までのほか、当会社が普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (4) 当会社は、疾病の内容または程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対して、(3)に規定するものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (5) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて(4)の規定に違反した場合または(3)もしくは(4)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 疾病の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料および治療等に必要とした費用の領収書をいいます。

(*2) 疾病に対する治療内容を記載した診断書および診療報酬明細書等をいいます。

第11条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇 所	読み替え前	読み替え後
①	第1節第1条（告知義務）(2)	所得補償基本特約、医療補償基本特約、がん補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約および介護補償基本特約において、	この特約において、
②	第5節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）(1)	所得補償基本特約、医療補償基本特約、がん補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約および介護補償基本特約において、	この特約において、
③	第5節第3条(2)の表の⑤	所得補償基本特約、医療補償基本特約、がん補償基本特約および団体長期障害所得補償基本特約においては、	この特約においては、

第12条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または傷害補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

<別表1>

第6条（お支払いする保険金）(1)の表の②の手術等

手術番号	手術等の種類	倍率
1. 入院(*1)中に受けた第6条(1)の表の②ア.の手術		1
2. 1. 以外の第6条(1)の表の②ア.の手術		0.5
3. 第6条(1)の表の②イ.の放射線治療		1

- (*1) 以下の i. および ii. の条件を満たす入院をいいます。ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設または介護医療院における入院を除きます。
- i. 疾病を被り、その直接の結果として医師等の治療を必要としたことによる入院
 - ii. i. の疾病の治療を直接の目的とする入院

＜別表2＞ 対象となる異常分娩

平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容を伴う分娩とし、保険期間の開始時以降に開始したものに限ります。分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年度版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
妊娠、分娩及び産じょく＜褥＞における浮腫、タンパク＜蛋白＞尿及び高血圧性障害	O10-O16
主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20-O29
胎児及び羊膜腔に関連する母体ケア並びに予想される分娩の諸問題	O30-O48
分娩の合併症	O60-O75
分娩（単胎自然分娩（O80）は除く）	O81-O84
主として産じょく＜褥＞に関連する合併症	O85-O92
その他の産科的病態、他に分類されないもの	O94-O99

④天災危険補償特約（傷害、育英費用および学業費用用）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に傷害補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

- (1) 当社は、この特約により、傷害補償基本特約第4条（保険金をお支払いしない場合－その1）(1)の表の②および④の規定にかかわらず、下表のいずれかに該当する事由のいずれかによって生じた傷害に対しても、保険金(*1)を支払います。

①	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
②	次のいずれかに該当する事由 ア. ①の事由によって発生した <u>事故の拡大</u> イ. 発生原因が何であるにかかわらず、傷害補償基本特約第2条（この特約の補償内容）(1)に規定する傷害の原因となった事故の①の事由による拡大(*2) ウ. ①の事由に伴う秩序の混乱

- (2) 当社は、この特約により、育英費用補償特約第5条（保険金をお支払いしない場合）(1)の表の②および④の規定にかかわらず、下表のいずれかに該当する事由によって生じた傷害の直接の結果として、扶養者が扶養不能状態になった場合の損害に対しても、保険金(*3)を支払います。

①	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
②	次のいずれかに該当する事由 ア. ①の事由によって発生した事故の拡大 イ. 発生原因が何であるにかかわらず、育英費用補償特約第2条（この特約の補償内容）(1)に規定する傷害の原因となった事故の①の事由による拡大(*2) ウ. ①の事由に伴う秩序の混乱

- (3) 当社は、この特約により、学業費用補償特約第5条（保険金をお支払いしない場合）(1)の表の②および④の規定にかかわらず、下表のいずれかに該当する事由によって生じた傷害の直接の結果として、扶養者が扶養不能状態になった場合の損害に対しても、保険金(*4)を支払います。

①	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
②	次のいずれかに該当する事由 ア. ①の事由によって発生した事故の拡大 イ. 発生原因が何であるにかかわらず、学業費用補償特約第2条（この特約の補償内容）(1)に規定する傷害の原因となった事故の①の事由による拡大(*2) ウ. ①の事由に伴う秩序の混乱

- (*)1 傷害補償基本特約およびこれに付帯される他の特約の規定により支払われる保険金をいいます。
(*)2 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。
(*)3 育英費用補償特約およびこれに付帯される他の特約の規定により支払われる保険金をいいます。
(*)4 学業費用補償特約およびこれに付帯される他の特約の規定により支払われる保険金をいいます。

第3条（保険金の支払時期）

当会社は、普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）（2）の表の⑤の次に、⑥として次のとおり追加して適用します。

⑥ 災害対策基本法に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における（1）の表の①から⑤までの事項の確認のための調査	365日
---	------

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または傷害補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

㉔細菌性食中毒等補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に傷害補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当会社は、この特約により、傷害補償基本特約第2条（この特約の補償内容）（4）の次に、（5）として次のとおり追加して適用します。

（5）当会社は、普通保険約款【用語の定義】の規定にかかわらず、この特約における傷害には、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含むものとします。

第3条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、この保険契約に特定感染症危険補償特約または特定感染症危険補償特約（B）が付帯されている場合には、その特約の規定にしたがい保険金を支払うべき特定感染症による中毒症状に対しては、この特約による保険金（*1）は支払いません。

（*1）傷害補償基本特約およびこれに付帯される他の特約の規定により支払われる保険金をいいます。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または傷害補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

㉕傷害一時金払保険金特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に傷害補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

- （1）当会社は、被保険者が傷害補償基本特約第2条（この特約の補償内容）（1）の傷害を被り、その直接の結果として、第3条（お支払いする保険金）（1）の表の「保険金をお支払いする場合」欄に該当する場合は、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約にしたがい、同条に規定する保険金を支払います。
- （2）当会社は、（1）の保険金のうち、保険証券に記載のものについてののみ支払責任を負うものとします。

第3条（お支払いする保険金）

- （1）1回の事故について、当会社は下表の規定にしたがい、保険金を支払います。

	保険金の名称	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金の受取人
①	傷害一時金払治療給付金	医師等の治療を必要とし、 <u>病院等</u> または介護保険法に定める介護医療院に、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に <u>入院</u> または <u>通院</u> し、治療日数（*1）の合計が1日以上5日未満となった場合	傷害一時金払治療給付金額（*2）	被保険者（*3）

②	傷害一時金払入通院給付金	医師等の治療を必要とし、病院等または介護保険法に定める介護医療院に、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院または通院し、治療日数(*1)の合計が5日以上となった場合	下表に規定する額(*4)		被保険者(*3)
			被保険者が被った傷害(*5)	傷害一時金払入通院給付金の額	
			ア. イ.からI.までのいずれにも該当しない傷害	傷害一時金払入通院給付金額(*6)	
			イ. (ア) 手指・足指・歯を除く部位の骨折・脱臼・神経損傷・神経断裂 (イ) 上肢・下肢(手指・足指を除きます。)の腱・筋・靱帯の断裂	傷害一時金払入通院給付金額(*6) × 3	
			ウ. (ア) 上肢・下肢(手指・足指を除きます。)の欠損・切断 (イ) 眼球の内出血・血腫・破裂	傷害一時金払入通院給付金額(*6) × 5	
			I. (ア) 脳挫傷・脳挫創等の脳損傷 (イ) 頭蓋内血腫(頭蓋内出血を含みます。) (ウ) 頸髄損傷 (I) 脊髄損傷 (オ) 胸腹部臓器等の破裂・損傷	傷害一時金払入通院給付金額(*6) × 10	

(2) 当会社は、1回の事故について、被保険者1名に対して(1)および傷害補償基本特約第6条（お支払いする保険金）(13)の規定による傷害一時金払治療給付金または傷害一時金払入通院給付金を支払います。

(※1) 治療日数については、以下のとおり取り扱います。

- 治療日数とは、病院等または介護保険法に定める介護医療院に入院または通院した治療日数をいいます。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の治療日数に限り、また、通院した治療日数には、医師等による往診日数を含みます。
- 治療日数には、臓器の移植に関する法律第6条の規定によって、同条第4項に定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた場合は、その後の、その身体への処置日数を含みます。ただし、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(*7)である場合に限り、また、
- 治療日数には、被保険者が入院または通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位にギプス等(*8)を常時装着したときは、その装着日数を含みます。ただし、診断書に次のいずれかに該当する部位にギプス等(*8)の装着をした旨の医師の証明が記載されており、かつ、診療報酬明細書等にギプス等(*8)の装着に関する記載がなされている場合に限り、また、
 - 長管骨(*9)または脊柱
 - 長管骨(*9)に接続する上肢または下肢の三大関節部分(*10)
 - 肋骨または胸骨(*11)
 - 顎骨または顎関節(*12)

(※2) 傷害一時金払治療給付金額とは、保険証券に記載されたその被保険者の傷害一時金払治療給付金額をいいます。

(※3) 傷害補償基本特約第2条（この特約の補償内容）(1)の傷害を被り、(1)の表の「保険金をお支払いする場合」欄に該当したその被保険者をいいます。

(※4) 同一事故により被った傷害が、ア.からI.までの複数に該当する場合、当会社はそれぞれの傷害により支払うべき傷害一時金払入通院給付金の額のうち、最も高い額を傷害一時金払入通院給付金として支払います。

(※5) 被保険者が被った傷害がイ.からI.までのいずれにも該当しない傷害であっても、イ.からI.までのいずれかの傷害に相当すると認められるものについては、傷害の程度に応じ、それぞれの相当する傷害に該当したものとみなします。

(※6) 傷害一時金払入通院給付金額とは、保険証券に記載されたその被保険者の傷害一時金払入通院給付金額をいいます。

(※7) 臓器の移植に関する法律附則第11条に定める医療給付関係各法の適用がない場合は、同法附則第11条に定める医療給付関係各法の適用があれば医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(※8) ギプス等とは、ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース(*13)、線副子等およびハローベストをいいます。なお、頸椎固定用シーネ、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーターその他装着が容易なものを含みません。

(※9) 長管骨とは、上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。

(※10) 三大関節部分とは、肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節および足関節をいいます。

(※11) 体幹部を固定した場合に限り、また、

(※12) 線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限り、また、

(※13) 下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限り、また、

第4条（保険金の請求）

当会社に対する傷害一時金払治療給付金および傷害一時金払入通院給付金の請求権は、事故の発生の日からその日を含めて180日以内でその被保険者が治療を開始した時から発生し、これを行行使することができるものとします。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または傷害補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

㉔後遺障害等級限定補償特約（第3級以上）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に傷害補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当会社は、この特約により、**被保険者**に、死亡・後遺障害保険金額(*1)に普通保険約款基本条項別表の第3級に対応する保険金支払割合(*2)を乗じた額以上の額が支払われるべき**後遺障害**が生じた場合に限り、後遺障害保険金を支払います。

(*)1 死亡・後遺障害保険金額とは、保険証券に記載されたその被保険者の死亡・後遺障害保険金額をいいます。

(*)2 保険金支払割合とは、傷害補償基本特約第6条（お支払いする保険金）の(*)2に規定する保険金支払割合をいいます。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または傷害補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

㉕後遺障害等級限定補償特約（第7級以上）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に傷害補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当会社は、この特約により、**被保険者**に、死亡・後遺障害保険金額(*1)に普通保険約款基本条項別表の第7級に対応する保険金支払割合(*2)を乗じた額以上の額が支払われるべき**後遺障害**が生じた場合に限り、後遺障害保険金を支払います。

(*)1 死亡・後遺障害保険金額とは、保険証券に記載されたその被保険者の死亡・後遺障害保険金額をいいます。

(*)2 保険金支払割合とは、傷害補償基本特約第6条（お支払いする保険金）の(*)2に規定する保険金支払割合をいいます。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または傷害補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

㉖条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（戦争危険等免責の一部修正）

(1) 当会社は、この特約により、傷害補償基本特約第4条（保険金をお支払いしない場合—その1）(1)の表の①の規定を次のとおり読み替えて適用します。

①	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動 。ただし、これらに該当するかどうかにかかわらず、テロ行為（政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体もしくは個人またはこれと連帯するものがその主義または主張に関して行う暴力的行動をいいます。）を除きます。
---	--

(2) 当会社は、傷害補償基本特約第4条（保険金をお支払いしない場合—その1）(1)の表の①以外の規定およびこの保険契約に付帯される他の特約に、同条(1)の表の①と同じ規定がある場合には、その規定についても(1)と同様に読み替えて適用します。

第3条（この特約の解除）

当会社は、第2条（戦争危険等免責の一部修正）(1)により読み替えた傷害補償基本特約第4条（保険金をお支払いしない場合—その1）(1)の表の①のただし書の危険が著しく増加しこの保険契約の引受範囲(*1)を超えることとなった場合は、保険契約者に対する48時間以前の予告により、この特約を解除することができます。

(*)1 保険契約を引き受けできる範囲として保険契約の締結の際に当会社が交付する**書面等**において定めたものをいいます。

第4条（特約解除の効力）

第3条（この特約の解除）の規定により当会社がこの特約を解除する場合には、将来に向かってのみ第2条（戦争危険等免責の一部修正）(1)および(2)の読み替えはなかったものとします。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

㉗訴訟の提起に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（訴訟の提起）

訴訟の当事者となる保険契約者、**被保険者**または保険金の受取人が、日本国以外の国籍を有し、かつ、日本国外に居住する者である場合または日本国外に主たる事務所を有する法人もしくは団体である場合には、普通保険約款基本条項第7節第11条（訴訟の提起）の規定にかかわらず、日本国外の裁判所に訴訟を提起することができます。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

㉘所得補償基本特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
① 継続契約	所得補償保険契約(*1)の保険期間の末日(*2)を保険期間の初日とする所得補償保険契約(*1)をいいます。
② 就業不能	被保険者が身体障害 を被り、次のいずれかの事由により保険証券記載の職業または職務に終日従事できない状態をいいます。 ア. その身体障害の治療のため、 入院 していること。 イ. 上記ア.以外で、その身体障害について、 医師等 の治療を受けていること。 ただし、てん補期間が2年を超える契約である場合において、免責期間が終了する日の翌日から起算して24か月経過後については、被保険者がその経験、能力に応じたいかなる業務にも終日従事できないことをいいます。 なお、被保険者が死亡した後または身体障害が治癒した後、いかなる場合であっても、この特約においては、就業不能とはいいません。
③ 就業不能期間	てん補期間内における被保険者の就業不能の日数をいいます。なお、入院していることによる就業不能の日数には、臓器の移植に関する法律第6条の規定によって、同条第4項に定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた場合は、その後の、その身体への処置日数を含みます。ただし、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(*3)である場合に限り、ます。
④ 所得	保険証券記載の職業または職務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除きます。
⑤ 初年度契約	継続契約以外の所得補償保険契約(*1)をいいます。
⑥ てん補期間	免責期間が終了する日の翌日から起算して保険証券記載の期間をいいます。
⑦ 平均月間所得額	免責期間が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。
⑧ 保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。
⑨ 免責期間	就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である保険証券記載の日数をいいます。

(*1) この所得補償基本特約またはこの所得補償基本特約以外のこの保険契約と支払責任が同一である普通保険約款もしくは特約に基づく保険契約をいいます。

(*2) その所得補償保険契約(*1)が末日前に解除されていた場合にはその解除日とします。

(*3) 臓器の移植に関する法律附則第11条に定める医療給付関係各法の適用がない場合は、同法附則第11条に定める医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

第3条（この特約の補償内容）

当社は、第4条（被保険者）に規定する被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として第6条（お支払いする保険金）

(1)の表の「保険金をお支払いする場合」欄に該当する場合は、被保険者が被る損失について、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約にしたがい、同条に規定する保険金を支払います。

第4条（被保険者）

(1) この特約において被保険者とは、保険証券記載の被保険者をいいます。

(2) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第5条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた身体障害による就業不能に対しては、保険金を支払いません。

①	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
②	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*1)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
④	次のいずれかに該当する事由 ア. ①から③までの事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、第3条（この特約の補償内容）に規定する身体障害の原因となった事故の①から③までの事由による拡大(*2) ウ. ①から③までの事由に伴う秩序の混乱

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する身体障害による就業不能に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失によって生じた身体障害 ア. 被保険者 イ. 保険金の受取人(*3)。ただし、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
②	被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた身体障害
③	被保険者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで自動車(*4)を運転している場合に生じた身体障害
④	被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(*5)、シンナー等(*6)を使用した状態で自動車(*4)を運転している場合に生じた身体障害
⑤	被保険者が、酒気を帯びて(*7)自動車(*4)を運転している場合に生じた身体障害
⑥	被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって生じた身体障害
⑦	被保険者に対する刑の執行によって生じた身体障害

(3) 当会社は、被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(*5)、シンナー等(*6)の使用によって生じた身体障害による就業不能に対しては、保険金を支払いません。ただし、治療を目的として医師等が用いた場合には、保険金を支払います。

(4) 当会社は、被保険者が精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害(*8)を被り、これを原因として生じた就業不能に対しては、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、被保険者の妊娠または出産による就業不能に対しては、保険金を支払いません。

- (*1) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
(*2) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。
(*3) 保険金の受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(*4) 自動車には、原動機付自転車を含みます。
(*5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。
(*6) 毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。
(*7) 道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。
(*8) 平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F00からF99に規定された内容に準拠します。

第6条（お支払いする保険金）

(1) 当会社は、就業不能期間に対して、下表の規定にしたがい、保険金を支払います。

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金の受取人									
この保険契約の保険期間中に就業不能になった場合	<table><tr><td>保険金額または平均月間所得額のいずれか小さい額</td><td>×</td><td>就業不能期間(*1)</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>=</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>保険金の額</td></tr></table> ただし、同一の身体障害(*2)による就業不能に対してはてん補期間を限度とします。	保険金額または平均月間所得額のいずれか小さい額	×	就業不能期間(*1)			=			保険金の額	被保険者
保険金額または平均月間所得額のいずれか小さい額	×	就業不能期間(*1)									
		=									
		保険金の額									

(2) この保険契約が継続契約である場合において、被保険者が就業不能の原因となった**身体障害を被った時**が、この保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、この保険契約の支払条件により算出された保険金の額と、身体障害を被った時の保険契約の支払条件により算出された保険金の額のうち、いずれか低い金額を支払います。

(3) 当会社は、原因または時を異にして発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合、その重複する期間に対して重ね

〈所得補償基本特約 第5条(2)の表の③〉

「法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転」とは、以下のいずれかに該当する者が自動車を運転している状態等をいいます。

- 道路交法等法令に定められた運転免許を持たない者*
 - 運転免許効力の一時停止処分を受けている者
 - 運転免許によって運転できる自動車の種類以外の自動車を運転している者
- *運転免許証記載事項の変更届出中、紛失等による再交付申請中または運転免許証不携帯の者は該当しません。

ては保険金を支払いません。

- (4) 免責期間を超えて継続する就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害と同一の身体障害(*2)によって再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなし、後の就業不能については、新たに免責期間および補期間の規定を適用しません。
- (5) (4)の規定にかかわらず、就業不能が終了した日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能として取り扱います。この場合において、後の就業不能について保険金を支払うべきときは、新たに免責期間および補期間の規定を適用します。
- (6) 当社は、下表のいずれかに該当する事由により、第3条（この特約の補償内容）の身体障害が重大となった場合は、その事由がなかったときに相当する額を支払います。

①	保険金支払の対象となっていない身体障害が影響したこと。
②	正当な理由がなくて被保険者が治療を怠ったこと。
③	正当な理由がなくて保険契約者または保険金の受取人が被保険者に治療をさせなかったこと。

- (7) 当社は、被保険者または保険金の受取人の故意または重大な過失により、就業不能期間が延長した場合も、(6)と同様の方法で支払います。
- (8) 同一の身体障害(*2)による就業不能について、被保険者1名に対し当社が支払うべき保険金の額は、(1)から(7)までの規定による額とします。

(※1) 第2条（用語の定義）の表の③の規定にかかわらず、月数単位とし、1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割計算により算出します。

(※2) 医学上重要な関係がある身体障害は、同一の身体障害とみなします。

第7条（保険期間と支払責任の関係）

- (1) 第6条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、就業不能の原因となった身体障害を被った時が保険期間の開始時より前であるときは、当社は、保険金を支払いません。
- (2) 第6条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、就業不能の原因となった身体障害を被った時が、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の開始時より前であるときは、当社は、保険金を支払いません。
- (3) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、この保険契約の保険期間の初日からその日を含めて1年を経過した後に就業不能が始まったときは、当社は、その就業不能はこの保険契約の保険期間の開始時より後に被った身体障害を原因とするものとみなして取り扱います。
- (4) (2)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて1年を経過した後に就業不能が始まったときは、当社は、その就業不能はこの保険契約の保険期間の開始時より後に被った身体障害を原因とするものとみなして取り扱います。
- (5) 第6条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約の保険期間中に始まった就業不能が、この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかにおいて既に就業不能に該当していたときは、当社は、重複しては保険金を支払いません。

第8条（保険金額の調整）

- (1) 保険契約の締結の際、保険金額が保険期間が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額を超えていたことについて、保険契約者および被保険者が善意で、かつ、重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当社にそのことを通知し、その超過していた部分について、この特約を取り消すことができます。
- (2) 保険契約の締結の後、直近12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、保険契約者は、当社にそのことを通知し、将来に向かって、保険金額について、減少後の直近12か月における被保険者の所得の平均月間額に至るまでの減額を請求することができます。
- (3) 当社は、(1)または(2)の通知を受けた場合には、保険契約者に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができます。

第9条（被保険者による特約の解除請求）

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合には、保険契約者との別段の合意があるときを除き、その被保険者は、保険契約者に対し、この特約のその被保険者に対する部分を解除することを求めることができます。
- (2) 保険契約者は、被保険者から(1)に規定する解除請求があった場合は、当社に対する通知をもって、この特約のその被保険者に対する部分を解除しなければなりません。
- (3) 当社は、(2)の通知を受けた場合には、保険契約者に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができます。

第10条（就業不能が開始した時の義務）

保険契約者、被保険者または保険金の受取人は、就業不能が開始した場合は、下表のことを履行しなければなりません。

〈所得補償基本特約 第8条〉

超過していた部分について保険契約を取り消した場合には、第14条の規定により取り消した分の保険料を返還します。

〈所得補償基本特約 第10条〉

就業不能が開始した場合は、上記の記載事項のご対応をお願いいたします。

①	就業不能が開始した日からその日を含めて30日以内に、身体障害の内容ならびに就業不能の状況および程度等の詳細を当 会社に書面等により通知すること。
②	他の保険契約等の有無および内容(*1)について、遅滞なく、当会社に通知すること。
③	他人に損害賠償の請求(*2)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
④	①から③までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、 また当社が行う損害または身体障害の調査に協力すること。

(*1) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

(*2) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第11条（就業不能が開始した時の義務違反）

(1) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて第10条（就業不能が開始した時の義務）の表の規定に違反した場合は、当社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

① 第10条の表の①、同表の②または同表の④	第10条の表の①、同表の②または同表の④の規定に違反したことによって 当社が被った損害の額
② 第10条の表の③	他人に損害賠償の請求(*1)をすることによって取得することができたと認められる額

(2) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて第10条（就業不能が開始した時の義務）の表の①もしくは同表の④に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第12条（保険金の請求）

(1) 当社に対する保険金請求権は、下表のいずれか早い時から発生し、これを行使することができるものとします。

①	就業不能が終了した時
②	就業不能の期間がてん補期間を超えて継続した場合は、てん補期間が終了した時
③	被保険者がその経験および能力に応じたいかなる業務にも従事できる見込みのないことが判明した場合は、判明した時(*1)
④	被保険者が、てん補期間の初日からてん補期間の末日までの就業不能中に死亡した場合は、被保険者が死亡した時

(2) 就業不能期間が1か月以上継続する場合または医師等の診断により就業不能期間が1か月以上継続することがあらかじめ想定される場合には、当社は、被保険者または保険金の受取人の申し出によって、保険金の内払を行います。この場合、(1)の規定にかかわらず、保険金請求権は、就業不能期間が1か月に到達した時ごと、または医師等の診断があった時に発生し、これを行使することができるものとします。

(3) 被保険者または保険金の受取人が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 身体障害の程度を証明する書類(*2)
- ③ 被保険者または保険金の受取人が死亡した場合は、被保険者または保険金の受取人の除籍および被保険者または保険金の受取人のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
- ④ 普通保険約款基本条項第4節第4条（指定代理請求人）に規定する被保険者または保険金の受取人の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類
- ⑤ ①から④までのほか、下表の書類または証拠

- ア. 公の機関が発行する事故証明書またはこれに代わるべき書類
- イ. 当社の定める就業不能状況報告書
- ウ. 所得を証明する書類

⑥ ①から⑤までのほか、当社が普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(4) 当社は、身体障害の内容または程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対して、(3)に規定するものの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(5) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて(4)の規定に違反した場合または(3)もしくは(4)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) てん補期間が2年を超える契約である場合に限りです。

(*2) 身体障害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MR I等の各種検査資料、治療等に必要とした費用の領収書および休業損害の額を示す書類をいいます。

第13条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

他の保険契約等がある場合において、保険金を支払うべき就業不能期間が重複したときは、当社は、下表の額を就業不能

期間 1 か月あたりの保険金として支払います。

①	この保険契約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、この保険契約の支払責任額(*1)
②	他の保険契約等によってこの保険契約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合において、平均月間所得額が他の保険契約等によって支払われる、または支払われた、就業不能期間 1 か月あたりの保険金または共済金の合計額を超えるとときは、その超過額。ただし、この保険契約の支払責任額(*1)を限度とします。

(*1) 他の保険契約等がないものとして算出した就業不能期間 1 か月あたりの保険金の額をいいます。

第14条（保険金額の調整に伴う保険料の返還）

- (1) 第8条（保険金額の調整）(1)の規定により、保険契約者が特約の一部を取り消した場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料のうち、取り消した部分に対応する保険料を返還します。
- (2) 当会社は、第8条（保険金額の調整）(2)の通知を受けた場合において、保険料を変更する必要があるときは、普通保険約款基本条項の規定に準じ、保険料を返還します。

第15条（被保険者の請求により特約を解除する場合の保険料の返還）

保険契約者が、第9条（被保険者による特約の解除請求）(2)の規定により、この特約のその被保険者に対する部分を解除した場合は、普通保険約款基本条項付表2に規定する保険料を返還します。

第16条（代 位）

- (1) 就業不能が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(*1)を取得した場合において、当会社がその就業不能に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合は、被保険者が取得した債権の全額
②	①以外の場合は、被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2) (1)の表の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(*1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第17条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

㊤葬祭費用補償特約（所得補償用）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に所得補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当会社は、**被保険者が身体障害**を被り、その直接の結果としてこの保険契約の保険期間中に死亡した場合は、被保険者の**親族**が葬祭費用を負担することによって被る損害(*1)に対して、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約にしたがい、保険証券記載の葬祭費用保険金額を限度としてその費用の負担者に、保険金を支払います。

(*1) 被保険者の生前中に発生した損害は含みません。また、第5条（死亡の推定）の規定により死亡したものと推定した場合には、死亡したものと推定された日より前に発生した損害は含みません。

第3条（保険金をお支払いしない場合）

- (1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由による被保険者の死亡に対しては、保険金を支払いません。

①	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
②	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*1)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
④	次のいずれかに該当する事由 ア. ①から③までの事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるにかかわらず、第2条（この特約の補償内容）に規定する身体障害の原因となった事故の①から③までの事由による拡大(*2) ウ. ①から③までの事由に伴う秩序の混乱

- (2) 当会社は、下表のいずれかに該当する被保険者の死亡に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失による死亡 ア. 保険契約者(*3) イ. 被保険者 ウ. 保険金の受取人(*4)。ただし、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
②	被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による死亡
③	被保険者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで自動車(*5)を運転している間に生じた事故による死亡
④	被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(*6)、シンナー等(*7)を使用した状態で自動車(*5)を運転している間に生じた事故による死亡
⑤	被保険者が、酒気を帯びて(*8)自動車(*5)を運転している間に生じた事故による死亡
⑥	被保険者に対する刑の執行による死亡

(*1) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*2) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

(*3) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*4) 保険金の受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*5) 自動車には、原動機付自転車を含みます。

(*6) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。

(*7) 毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。

(*8) 道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。

第4条（保険期間と支払責任の関係）

- 第2条（この特約の補償内容）の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、死亡の原因となった**身体障害を被った時**が保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。
- 第2条（この特約の補償内容）の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、死亡の原因となった身体障害を被った時が、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。
- (1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、この保険契約の保険期間の初日からその日を含めて1年を経過した後に死亡したときは、当会社は、その死亡はこの保険契約の保険期間の開始時より後に被った身体障害を原因とするものとみなして取り扱います。
- (2)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて1年を経過した後に死亡したときは、当会社は、その死亡はこの保険契約の保険期間の開始時より後に被った身体障害を原因とするものとみなして取り扱います。

第5条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している**航空機**または**船舶**が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第2条（この特約の補償内容）の身体障害によって死亡したものと推定します。

第6条（死亡時の義務）

- 保険契約者または保険金の受取人は、被保険者が死亡した場合は、下表のことを履行しなければなりません。

①	被保険者が死亡した日からその日を含めて30日以内に、死亡の状況および経過を当会社に 書面等 により通知すること。
②	他の保険契約等 の有無および内容(*1)について、遅滞なく、当会社に通知すること。
③	損害賠償の請求(*2)についての訴訟を提起し、または提起された場合には、遅滞なく当会社に通知すること。
④	他人に損害賠償の請求(*2)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
⑤	①から④までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

- 保険契約者または保険金の受取人は、被保険者が搭乗している航空機または船舶に下表の左欄に該当する事由が生じた場合は、その事由が発生した日からその日を含めて30日以内に、下表の右欄に規定することを履行しなければなりません。

① 行方不明となった場合	行方不明の状況を当会社に書面等により通知すること。
② 遭難した場合	遭難発生状況を当会社に書面等により通知すること。

(*1) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

(*2) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第7条（死亡時の義務違反）

- 保険契約者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて第6条（死亡時の義務）(1)の表または(2)の規定に違反した場合は、当会社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

① 第6条(1)の表の①から③までもしくは同表の⑤または(2)	第6条(1)の表の①から③までもしくは同表の⑤または(2)の規定に違反したことによって当会社が被った損害の額
---------------------------------	--

② 第6条(1)の表の④	他人に損害賠償の請求(*1)をすることによって取得することができたと認められる額
--------------	--

(2) 保険契約者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて第6条（死亡時の義務）(1)の表の①、同表の⑤もしくは(2)の表に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第8条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者の親族が第2条（この特約の補償内容）の費用を負担した時から発生し、これを行行使することができるものとします。

(2) 保険金の受取人が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 死亡診断書または死体検案書
- ③ 被保険者の除籍および被保険者のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本ならびに保険金の受取人が死亡した場合は、保険金の受取人の除籍および保険金の受取人のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
- ④ 普通保険約款基本条項第4節第4条（指定代理請求人）に規定する保険金の受取人の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類
- ⑤ ①から④までのほか、下表の書類または証拠

- | |
|--------------------------------|
| ア. 公の機関が発行する事故証明書またはこれに代わるべき書類 |
| イ. 葬祭費用の支出を証明する書類 |

⑥ ①から⑤までのほか、当会社が普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(3) 当会社は、費用の額等に応じ、保険契約者または保険金の受取人に対して、(2)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 保険契約者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

他の保険契約等がある場合は、下表の額を支払保険金の額とします。

- | |
|--|
| ① この特約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額 |
| ② 他の保険契約等によってこの特約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合において、被保険者の親族が負担した費用が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額(*1) |

(*1) 他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額を限度とします。

第10条（普通保険約款および所得補償基本特約の適用除外）

(1) この特約については、普通保険約款基本条項第1節第2条（通知義務）の規定は適用しません。

(2) この特約については、所得補償基本特約の下表の規定は適用しません。

① 第5条（保険金をお支払いしない場合）
② 第8条（保険金額の調整）

第11条（普通保険約款および所得補償基本特約の読み替え）

(1) この特約については、普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）(1)の表の⑤を下表のとおり読み替えて適用します。

読み替え前	読み替え後
被保険者	被保険者の親族

(2) この特約については、所得補償基本特約を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第2条（用語の定義）の(*1)	この所得補償基本特約	この特約
②	第16条（代位）	被保険者	被保険者の親族
③	第16条(1)	就業不能が生じた	この特約第2条（この特約の補償内容）の損害が生じた
④	第16条(1)	その就業不能	その損害

第12条（重大事由による解除の特則）

- (1) 当会社は、保険契約者または保険金の受取人が、普通保険約款基本条項第5節第5条(重大事由による保険契約の解除) (1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約(*1)を解除することができます。
- (2) (1)の規定による解除が保険金支払事由またはその原因が発生した後になされた場合であっても、(1)の解除の原因となる事由が発生した時から解除がなされた時までには保険金支払事由またはその原因が発生したときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。
- (3) (1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、普通保険約款基本条項第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の③ア.からウ.までまたはオ.のいずれにも該当しない保険金の受取人に生じた保険金支払事由については適用しません。
- (*1) 保険金の受取人が該当する場合には、その保険金の受取人に対する部分に限ります。

第13条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または所得補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

③事業主費用補償特約（所得補償用）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に所得補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当会社は、**被保険者**がこの保険契約の保険期間中に所得補償基本特約に規定する保険金を支払うべき就業不能に該当した結果、事業主が事業主費用を負担することによって被る損失に対して、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約にしたがい、保険金を支払います。

第3条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用 語	定 義
①	事業主	保険証券記載の事業主をいいます。
②	事業主費用	事業主が被保険者に支払い続ける給与等の費用または事業主が代行者(*1)の雇い入れのために必要とした費用のうち、保険証券記載のものをいいます。

(*1) 就業不能になった被保険者の行うべき業務を代行させる者をいいます。

第4条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、下表のいずれかに該当する**身体障害**による就業不能に対しては、保険金を支払いません。

①	保険契約者(*1)の故意または重大な過失によって生じた身体障害
②	保険契約者(*1)の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた身体障害

(*1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第5条（保険金の支払額）

- (1) 当会社は、てん補期間内に発生した事業主費用に対して、事業主に保険金を支払います。
- (2) 当会社がこの保険契約に基づいて支払うべき保険金の額は1回の就業不能について次の算式によって算出した額を限度とします。

保険証券に記載されたこの特約の保険金額

×

就業不能期間(*1)(*2)

=

保険金の額

- (3) この保険契約が継続契約である場合において、被保険者が就業不能の原因となった**身体障害を被った時**が、この保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、この保険契約の支払条件により算出された保険金の額と、身体障害を被った時の保険契約の支払条件により算出された保険金の額のうち、いずれか低い金額を支払います。
- (*1) 同一の身体障害(*3)による就業不能に対してはてん補期間を限度とします。
- (*2) 所得補償基本特約第2条（用語の定義）の表の③の規定にかかわらず、月数単位とし、1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により算出します。
- (*3) 医学上重要な関係がある身体障害は、同一の身体障害とみなします。

第6条（雇用、委任等の契約関係の消滅）

当会社は、被保険者と事業主との間に締結されていた雇用、委任等の契約関係が消滅した日以降に被る損失については、この特約に規定する保険金を支払いません。

第7条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

他の保険契約等がある場合は、下表の額を支払保険金の額とします。

- ① この特約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額
- ② 他の保険契約等によってこの特約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合において、事業主が負担した費用が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額(*1)

(*1) 他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額を限度とします。

第8条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、下表のいずれか早い時から発生し、これを行行使することができるものとします。

①	就業不能が終了し、事業主が負担する事業主費用の額が確定した時。ただし、②から⑤までに該当する場合を除きます。
②	就業不能の期間がてん補期間を超えて継続した場合は、てん補期間が終了し、事業主が負担する事業主費用の額が確定した時
③	被保険者がその経験および能力に応じたいかなる業務にも従事できる見込みのないことが判明した場合は、判明し、事業主が負担する事業主費用の額が確定した時(*1)
④	被保険者が、てん補期間の初日からてん補期間の末日までの就業不能中に死亡した場合は、被保険者が死亡し、事業主が負担する事業主費用の額が確定した時
⑤	てん補期間の初日からてん補期間の末日までの就業不能中に被保険者と事業主との間に締結されていた雇用、委任等の契約関係が消滅した場合は、その契約関係が消滅し、事業主が負担する事業主費用の額が確定した時

(2) 就業不能期間が1か月以上継続する場合には、当会社は、事業主の申し出によって、保険金の内払を行います。この場合、(1)の規定にかかわらず、保険金請求権は、就業不能期間が1か月に到達し、事業主が事業主費用を負担した時ごとに発生し、これを行行使することができるものとします。

(3) 事業主が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 身体障害の程度を証明する書類(*2)
- ③ 事業主が死亡した場合は、事業主の除籍および事業主のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
- ④ 普通保険約款基本条項第4節第4条（指定代理請求人）に規定する保険金の受取人の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類
- ⑤ ①から④までのほか、下表の書類または証拠

- ア. 公の機関が発行する事故証明書またはこれに代わるべき書類
- イ. 当会社の定める就業不能状況報告書
- ウ. 事業主費用の支出を証明する書類
- エ. 被保険者が在籍していることを証明する書類
- オ. 事業主の印鑑証明書
- カ. 当会社が被保険者の症状または治療内容等について医師等に照会し説明を求めることについての同意書

⑥ ①から⑤までのほか、当会社が普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(4) 当会社は、身体障害の内容または程度等に応じ、保険契約者、被保険者または事業主に対して、(3)に規定するものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(5) 保険契約者、被保険者または事業主が、正当な理由がなくて(4)の規定に違反した場合または(3)もしくは(4)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) てん補期間が2年を超える契約である場合に限りです。

(*2) 身体障害の程度を証明する被保険者もしくは事業主以外の医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料、治療等に必要とした費用の領収書および休業損害の額を示す書類をいいます。

第9条（普通保険約款および所得補償基本特約の読み替え）

(1) この特約については、普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）(1)の表の⑤を下表のとおり読み替えて適用します。

読み替え前	読み替え後
被保険者	事業主

(2) この特約については、所得補償基本特約を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇 所	読み替え前	読み替え後
①	第2条（用語の定義）の(*1)	この所得補償基本特約	この特約
②	第7条（保険期間と支払責任の関係）(1)、(2)および(5)	第6条（お支払いする保険金）(1)の規定	この特約第2条（この特約の補償内容）の規定
③	第16条（代位）	被保険者	事業主

第10条（重大事由による解除の特則）

- (1) 当会社は、保険契約者または事業主が、普通保険約款基本条項第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約(*1)を解除することができます。
- (2) (1)の規定による解除が保険金支払事由またはその原因が発生した後になされた場合であっても、(1)の解除の原因となる事由が発生した時から解除がなされた時までには保険金支払事由またはその原因が発生したときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。
- (3) (1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、普通保険約款基本条項第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の③ア.からオ.までのいずれにも該当しない事業主に生じた保険金支払事由については適用しません。
- (*1) 事業主が該当する場合には、その事業主に対する部分に限ります。

第11条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または所得補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

㊦家事従事者特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に所得補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当会社は、この特約により、所得補償基本特約第2条（用語の定義）の表を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇 所	読み替え後
①	②の就業不能	被保険者が身体障害を被り、その身体障害の治療のため、入院していることにより、炊事、掃除、洗濯および育児等の家事に終日従事できない状態をいいます。 なお、被保険者が死亡した後は含まれません。
②	④の所得	被保険者が家事を遂行することにより被保険者の世帯が享受している経済的利益をいいます。
③	⑦の平均月間所得額	別表に定める金額とし、所得補償基本特約の各条項においては、この額を適用するものとします。

第3条（所得補償基本特約の適用除外）

この特約については、所得補償基本特約第12条（保険金の請求）(3)⑤の表のウ.の規定は適用しません。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または所得補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

＜別表＞

183,000円

㊦入院のみ補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に所得補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当会社は、この特約により、所得補償基本特約第2条（用語の定義）の表の②の規定を次のとおり読み替えて適用します。

②	就業不能	被保険者が身体障害を被り、その身体障害の治療のため、入院していることにより保険証券記載の職業または職務に終日従事できない状態をいいます。 なお、被保険者が死亡した後は含まれません。
---	------	---

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または所得補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

㉔特定疾病等不担保特約（所得補償用）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に所得補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（特定疾病等の不担保）

当会社は、この特約により、**被保険者**の就業不能が、保険証券記載の**疾病**および**傷害**による就業不能である場合は、保険金（*1）を支払いません。

（*1）所得補償基本特約およびこれに付帯される他の特約の規定により支払われる保険金をいいます。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または所得補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

㉕天災危険補償特約（所得補償用）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に所得補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

（1）当会社は、この特約により、所得補償基本特約第5条（保険金をお支払いしない場合）（1）の表の②および④の規定にかかわらず、下表のいずれかに該当する事由によって生じた**身体障害**による就業不能に対しても、保険金（*1）を支払います。

①	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
②	次のいずれかに該当する事由 ア. ①の事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、所得補償基本特約第3条（この特約の補償内容）に規定する身体障害の原因となった事故の①の事由による拡大（*2） ウ. ①の事由に伴う秩序の混乱

（2）当会社は、この特約により、葬祭費用補償特約（所得補償用）第3条（保険金をお支払いしない場合）（1）の表の②および④の規定にかかわらず、下表のいずれかに該当する事由による**被保険者**の死亡に対しても、保険金（*3）を支払います。

①	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
②	次のいずれかに該当する事由 ア. ①の事由によって発生した事故の拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、葬祭費用補償特約（所得補償用）第2条（この特約の補償内容）に規定する身体障害の原因となった事故の①の事由による拡大（*2） ウ. ①の事由に伴う秩序の混乱

（*1）所得補償基本特約およびこれに付帯される他の特約の規定により支払われる保険金をいいます。

（*2）事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

（*3）葬祭費用補償特約（所得補償用）およびこれに付帯される他の特約の規定により支払われる保険金をいいます。

第3条（保険金の支払時期）

当会社は、普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）（2）の表の⑤の次に、⑥として次のとおり追加して適用します。

⑥	災害対策基本法に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における（1）の表の①から⑤までの事項の確認のための調査	365日
---	---	------

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または所得補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

㉖骨髄採取手術に伴う入院補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に所得補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

- (1) 当会社は、**被保険者**が骨髄採取手術を受け、その直接の結果としてこの保険契約の保険期間中に就業不能となった場合は、被保険者が被る損失について、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約にしたがい、保険金を支払います。
- (2) この特約において、保険金支払事由の原因とは、確認検査または骨髄採取手術をいいます。

第3条（用語の定義）

- (1) この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用 語	定 義
①	骨髄採取手術	組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する 手術 をいいます。（*1）
②	確認検査	組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的として、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型の適合等を確認するための検査のうち最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナー登録時の検査を除きます。
③	保険金	所得補償基本特約およびこれに付帯される他の特約の規定により支払われる保険金をいいます。

- (2) この特約については、普通保険約款【用語の定義】の表の**入院**の規定を下表のとおり読み替えて適用します。

入院	骨髄採取手術を直接の目的として、 病院等 に入り、常に 医師等 の管理下に置かれることをいいます。
----	---

- (3) この特約については、所得補償基本特約第2条（用語の定義）の表の②、③および⑥の規定を下表のとおり読み替えて適用します。

②	就業不能	被保険者が、骨髄採取手術を直接の目的として入院していることにより保険証券記載の職業または職務に終日従事できない状態をいいます。
③	就業不能期間	てん補期間内における被保険者の就業不能の日数に4日を加えた日数をいいます。
⑥	てん補期間	就業不能が開始した日から起算して保険証券記載の期間をいいます。

- （*1）骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

第4条（保険期間と支払責任の関係）

- (1) 第2条（この特約の補償内容）(1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、就業不能となった時が保険期間の初日からその日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。
- (2) 第2条（この特約の補償内容）(1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、就業不能となった時が、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。
- (3) 第2条（この特約の補償内容）(1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約の保険期間中に始まった就業不能が、この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかにおいて既に就業不能に該当していたときは、当会社は、重複しては保険金を支払いません。

第5条（普通保険約款の適用除外）

この特約については、普通保険約款基本条項第1節第2条（通知義務）の規定は適用しません。

第6条（普通保険約款および所得補償基本特約の読み替え）

- (1) この特約については、普通保険約款基本条項第4節第5条（当会社の指定する医師等の診断書提出等）(1)を下表のとおり読み替えて適用します。

	読み替え前	読み替え後
①	被保険者の 身体障害	被保険者の受けた骨髄採取手術
②	身体障害の程度	骨髄採取手術の内容

- (2) この特約については、所得補償基本特約を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇 所	読み替え前	読み替え後
①	第2条（用語の定義）の(*1)	この所得補償基本特約	この特約
②	第6条（お支払いする保険金）(2)	身体障害を被った時	確認検査を受けた時
③	第6条(3)	身体障害により	身体障害または骨髄採取手術により
④	第10条（就業不能が開始した時の義務）	身体障害	骨髄採取手術
⑤	第12条（保険金の請求）(3)②および同条の(*2)	身体障害の程度	骨髄採取手術の内容

第7条（他の特約との関係）

この保険契約に家事従事者特約が付帯されている場合には、同特約第2条（この特約の補償内容）の表の②および③の規定を適用した上で、この特約を適用することとします。この場合において、第3条（用語の定義）(3)の規定中「保険証券記載の職業または職務」とあるのは「炊事、掃除、洗濯および育児等の家事」と読み替えて適用します。

第8条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または所得補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

㊦精神障害補償特約（所得補償用）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に所得補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当社は、この特約により、所得補償基本特約第5条（保険金をお支払いしない場合）(4)の規定にかかわらず、**被保険者**が精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能のうち、下表の精神障害を原因とするものについては保険金(*1)を支払います。

①	平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F 04からF 09に該当する精神障害
②	平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F 20からF 51に該当する精神障害
③	平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F 53からF 54に該当する精神障害
④	平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F 59からF 63に該当する精神障害
⑤	平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F 68からF 69に該当する精神障害
⑥	平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F 84に該当する精神障害
⑦	平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F 88からF 89に該当する精神障害
⑧	平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F 91からF 92に該当する精神障害
⑨	平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F 95に該当する精神障害
⑩	平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F 99に該当する精神障害

(*1) 所得補償基本特約およびこれに付帯される他の特約の規定により支払われる保険金をいいます。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または所得補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

㊧入院による就業不能時追加補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に所得補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当社は、**被保険者**が**身体障害**を被り、その直接の結果として**入院**による就業不能になった場合は、被保険者が被る損失について、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約にしたがい、保険金(*1)を支払います。

(*1) 所得補償基本特約およびこれに付帯される他の特約の規定により支払われる保険金をいいます。

第3条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
① 入院による就業不能	被保険者が身体障害を被り、その身体障害の治療のため入院していることにより保険証券記載の職業または職務に終日従事できない状態をいいます。
② 特約免責期間	入院による就業不能が開始した日から起算して、継続して入院による就業不能である別表に定める期間をいい、この期間に対しては、当社は保険金(*1)を支払いません。
③ 特約てん補期間	特約免責期間が終了する日の翌日から起算して所得補償基本特約第2条（用語の定義）の表の⑨に規定する免責期間が終了する日までの期間をいいます。
④ 入院による就業不能期間	特約てん補期間内における被保険者の入院による就業不能の日数をいいます。なお、この日数には、臓器の移植に関する法律第6条の規定によって、同条第4項に定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた場合は、その後の、その身体への処置日数を含みます。ただし、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(*2)である場合に限りません。

(※1) 所得補償基本特約およびこれに付帯される他の特約の規定により支払われる保険金をいいます。
(※2) 臓器の移植に関する法律附則第11条に定める医療給付関係各法の適用がない場合は、同法附則第11条に定める医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

第4条（所得補償基本特約の読み替え）

この特約については、所得補償基本特約を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇 所	読み替え前	読み替え後
①	第2条（用語の定義）の表の②の就業不能を除くすべての規定	就業不能	入院による就業不能
②	第2条の表の③の就業不能期間を除くすべての規定	就業不能期間	入院による就業不能期間
③	第2条の表の⑥のてん補期間を除くすべての規定	てん補期間	特約てん補期間
④	第2条の表の⑨の免責期間を除くすべての規定	免責期間	特約免責期間
⑤	第2条の(※1)	この所得補償基本特約	この特約

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または所得補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

<別表>

特約免責期間：0日

③ 団体長期障害所得補償基本特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用 語	定 義
①	回復所得額	免責期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。ただし、免責期間開始時点と比べて物価の変動があった場合には、物価の変動による影響がなかったものとして算出します。
②	継続契約	団体長期障害所得補償保険契約(※1)の保険期間の末日(※2)を保険期間の初日とする団体長期障害所得補償保険契約(※1)をいいます。
③	最高保険金支払月額	1被保険者について、1か月あたりの保険金支払の最高限度となる保険証券記載の金額をいいます。
④	支払基礎所得額	保険金の算出の基礎となる保険証券記載の所得の額をいいます。
⑤	就業障害	被保険者が身体障害 を被り、その直接の結果として就業に支障が生じている保険証券記載の状態をいいます。なお、被保険者が死亡した後は、この特約においては、いかなる場合であっても就業障害とはいいません。
⑥	就業障害期間	てん補期間内における被保険者の就業障害の日数をいいます。
⑦	所得	業務に従事することにより得られる給与と所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業障害となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は除きます。
⑧	所得喪失率	次の算式によって算出された率をいいます。 1 － 免責期間が終了する日の翌日から起算した各月における回復所得額 免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額 ただし、所得の額について給与体系の著しい変動その他の特殊な事情の影響があった場合は、当会社は、所得喪失率の算出について公正な調整を行うものとします。
⑨	初年度契約	継続契約以外の団体長期障害所得補償保険契約(※1)をいいます。
⑩	てん補期間	免責期間が終了する日の翌日から起算して保険証券記載の期間をいいます。
⑪	平均月間所得額	就業障害が開始した日の属する月の直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。
⑫	免責期間	就業障害が開始した日から起算して、継続して就業障害である保険証券記載の日数をいいます。
⑬	約定給付率	保険金の算出の基礎となる保険証券記載の率をいいます。

(※1) この団体長期障害所得補償基本特約またはこの団体長期障害所得補償基本特約以外のこの保険契約と支払責任が同一である普通保険約款もしくは特約に基づく保険契約をいいます。
(※2) その団体長期障害所得補償保険契約(※1)が末日前に解除されていた場合にはその解除日とします。

第3条（この特約の補償内容）

当会社は、第4条（被保険者）に規定する被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として第6条（お支払いする保険金）(1)の表の「保険金をお支払いする場合」欄に該当する場合は、被保険者が被る損失について、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約にしたがい、同条に規定する保険金を支払います。

第4条（被保険者）

- (1) この特約において被保険者とは、保険証券記載の被保険者をいいます。
- (2) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第5条（保険金をお支払いしない場合）

- (1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた身体障害による就業障害に対しては、保険金を支払いません。

①	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
②	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*1)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
④	次のいずれかに該当する事由 ア. ①から③までの事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、第3条（この特約の補償内容）に規定する身体障害の原因となった事故の①から③までの事由による拡大(*2) ウ. ①から③までの事由に伴う秩序の混乱

- (2) 当会社は、下表のいずれかに該当する身体障害による就業障害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失によって生じた身体障害 ア. 被保険者 イ. 保険金の受取人(*3)。ただし、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
②	被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた身体障害
③	被保険者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで自動車(*4)を運転している場合に生じた身体障害
④	被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(*5)、シンナー等(*6)を使用した状態で自動車(*4)を運転している場合に生じた身体障害
⑤	被保険者が、酒気を帯びて(*7)自動車(*4)を運転している場合に生じた身体障害
⑥	被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって生じた身体障害
⑦	被保険者に対する刑の執行によって生じた身体障害

- (3) 当会社は、被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(*5)、シンナー等(*6)の使用によって生じた身体障害による就業障害に対しては、保険金を支払いません。ただし、治療を目的として**医師等**が用いた場合には、保険金を支払います。

- (4) 当会社は、被保険者が精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害(*8)を被り、これを原因として生じた就業障害に対しては、保険金を支払いません。

- (5) 当会社は、被保険者の妊娠または出産による就業障害に対しては、保険金を支払いません。

- (6) 当会社は、被保険者の発熱等の他覚的症候のない感染(*9)による就業障害に対しては、保険金を支払いません。

(*1) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*2) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

(*3) 保険金の受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*4) 自動車には、原動機付自転車を含みます。

(*5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。

(*6) 毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。

(*7) 道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。

(*8) 平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F00からF99に規定された内容に準拠します。

(*9) 病原体が生体内に侵入、定着、増殖することをいいます。

〈団体長期障害所得補償基本特約 第5条(2)の表の③〉

「法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転」とは、以下のいずれかに該当する者が自動車を運転している状態等をいいます。

1. 道路交通法等法令に定められた運転免許を持たない者*
2. 運転免許効力の一時停止処分を受けている者
3. 運転免許によって運転できる自動車の種類以外の自動車を運転している者

*運転免許証記載事項の変更届出中、紛失等による再交付申請中または運転免許証不携帯の者は該当しません。

第6条（お支払いする保険金）

(1) 当会社は、就業障害期間に対して、下表の規定にしたがい、保険金を支払います。

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金の受取人
この保険契約の保険期間中に就業障害になった場合	支払基礎所得額をもとに保険証券記載の保険金支払方法(*1)により算出した額 ただし、就業障害期間1か月について最高保険金支払月額を限度とします。 また、同一の身体障害(*2)による就業障害に対してはてん補期間を限度とします。	被保険者

(2) (1)の規定にかかわらず、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合には、平均月間所得額を約定給付率で除した額を支払基礎所得額としてお支払いする保険金の額を算出します。

(3) 当会社は、原因または時を異にして発生した身体障害により就業障害期間が重複する場合、その重複する期間に対して重ねては保険金を支払いません。

(4) 免責期間を超えて継続する就業障害が終了した後、その就業障害の原因となった身体障害と同一の身体障害(*2)によって再び就業障害になった場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなし、後の就業障害については、新たに免責期間およびてん補期間の規定を適用しません。

(5) (4)の規定にかかわらず、就業障害が終了した日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業障害になった場合は、後の就業障害は前の就業障害とは異なった就業障害として取り扱います。この場合において、後の就業障害について保険金を支払うべきときは、新たに免責期間およびてん補期間の規定を適用します。

(6) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由により、第3条（この特約の補償内容）の身体障害が重大となった場合は、その事由がなかったときに相当する額を支払います。

①	保険金支払の対象となっていない身体障害が影響したこと。
②	正当な理由がなくて被保険者が治療を怠ったこと。
③	正当な理由がなくて保険契約者または保険金の受取人が被保険者に治療をさせなかったこと。

(7) 当会社は、被保険者または保険金の受取人の故意または重大な過失により、就業障害期間が延長した場合も、(6)と同様の方法で支払います。

(8) 同一の身体障害(*2)による就業障害について、被保険者1名に対し当会社が支払うべき保険金の額は、(1)から(7)までの規定による額とします。

(*1) 就業障害期間については、第2条（用語の定義）の表の⑥の規定にかかわらず、月数単位とし、1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割計算により算出します。

(*2) 医学上重要な関係がある身体障害は、同一の身体障害とみなします。

第7条（保険期間と支払責任の関係）

(1) 第6条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、就業障害の原因となった身体障害を被った時が保険期間の開始時の直前1年以内であるときは、当会社は、保険金を支払いません。

(2) 第6条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、就業障害の原因となった身体障害を被った時が、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の開始時の直前1年以内であるときは、当会社は、保険金を支払いません。

(3) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、この保険契約の保険期間の初日からその日を含めて1年を経過した後に就業障害が始まったときは、当会社は、その就業障害はこの保険契約の保険期間の開始時より後に被った身体障害を原因とするものとみなして取り扱います。

(4) (2)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて1年を経過した後に就業障害が始まったときは、当会社は、その就業障害はこの保険契約の保険期間の開始時より後に被った身体障害を原因とするものとみなして取り扱います。

(5) 第6条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約の保険期間中に始まった就業障害が、この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかにおいて既に就業障害に該当していたときは、当会社は、重複しては保険金を支払いません。

第8条（支払基礎所得額の調整）

(1) 保険契約の締結の際、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が保険期間が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額を超えていたことについて、保険契約者および被保険者が善意で、かつ、重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社はそのことを通知し、その超過していた部分について、この特約を取り消すことができます。

(2) 保険契約の締結の後、直近12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、保険契約者は、当会社はそのことを通知し、将来に向かって、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額について、減少後の直近12か月における被保険者の所得の平均月間額に至るまでの減額を請求することができます。

(3) 当会社は、(1)または(2)の通知を受けた場合には、保険契約者に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができます。

〈団体長期障害所得補償基本特約 第8条〉

超過していた部分について保険契約を取り消した場合には、第14条の規定により取り消した分の保険料を返還します。

第9条（被保険者による特約の解除請求）

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合には、保険契約者との別段の合意があるときを除き、その被保険者は、保険契約者に対し、この特約のその被保険者に対する部分を解除することを求めることができます。
- (2) 保険契約者は、被保険者から(1)に規定する解除請求があった場合は、当会社に対する通知をもって、この特約のその被保険者に対する部分を解除しなければなりません。
- (3) 当会社は、(2)の通知を受けた場合には、保険契約者に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができます。

第10条（就業障害が開始した時の義務）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人は、就業障害が開始した場合は、下表のことを履行しなければなりません。

①	就業障害が開始した日からその日を含めて30日以内に、身体障害の内容ならびに就業障害の状況および程度等の詳細を当会社に書面等により通知すること。
②	他の保険契約等の有無および内容(*1)について、遅滞なく、当会社に通知すること。
③	他人に損害賠償の請求(*2)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
④	所得の喪失を防止または軽減するため業務復帰に努めること。
⑤	①から④までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害または身体障害の調査に協力すること。

- (2) 当会社は、被保険者が就業障害の状態になった場合には、保険契約者または被保険者と、被保険者の業務復帰援助のために協議することがあります。
- (3) 当会社は、(2)の協議の結果として社会通念上被保険者の業務復帰のために有益と認められる費用を支払います。

(*1) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

(*2) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第11条（就業障害が開始した時の義務違反）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて第10条（就業障害が開始した時の義務）(1)の表の規定に違反した場合は、当会社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

① 第10条(1)の表の①、同表の②、同表の④または同表の⑤	第10条(1)の表の①、同表の②、同表の④または同表の⑤の規定に違反したことによって当会社が被った損害の額
② 第10条(1)の表の③	他人に損害賠償の請求(*1)をすることによって取得することができたと認められる額

- (2) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて第10条（就業障害が開始した時の義務）(1)の表の①もしくは同表の⑤に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第12条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、下表のいずれか早い時から発生し、これを行使することができるものとします。

①	就業障害が終了した時
②	就業障害である期間がてん補期間を超えて継続した場合は、てん補期間が終了した時
③	被保険者が、てん補期間の初日からてん補期間の末日までの就業障害中に死亡した場合は、被保険者が死亡した時

- (2) 就業障害期間が1か月以上継続する場合または医師等の診断により就業障害期間が1か月以上継続することがあらかじめ想定される場合には、当会社は、被保険者または保険金の受取人の申し出によって、保険金の内払を行います。この場合、(1)の規定にかかわらず、保険金請求権は、就業障害期間が1か月に到達した時ごと、または医師等の診断があった時に発生し、これを行使することができるものとします。

- (3) 被保険者または保険金の受取人が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 身体障害の程度を証明する書類(*1)
- ③ 被保険者または保険金の受取人が死亡した場合は、被保険者または保険金の受取人の除籍および被保険者または保険金の受取人のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
- ④ 普通保険約款基本条項第4節第4条（指定代理請求人）に規定する被保険者または保険金の受取人の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類
- ⑤ ①から④までのほか、下表の書類または証拠

〈団体長期障害所得補償基本特約 第10条〉

就業障害が開始した場合は、上記の記載事項のご対応をお願いいたします。

- ア. 公の機関が発行する事故証明書またはこれに代わるべき書類
 イ. 当会社の定める就業障害状況報告書(*2)
 ウ. 所得を証明する書類および公的給付控除対象となる額を証明する書類
 エ. 当会社が被保険者の所得および公的給付控除対象となる額について事業主または公的機関に照会し説明を求めることについての同意書

- ⑥ ①から⑤までのほか、当会社が普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (4) 当会社は、身体障害の内容または程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対して、(3)に規定するものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (5) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて(4)の規定に違反した場合または(3)もしくは(4)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (*1) 身体障害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料、治療等に必要とした費用の領収書および休業損害の額を示す書類をいいます。
- (*2) 原則として事業主の証明を必要とします。

第13条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

他の保険契約等がある場合において、保険金を支払うべき就業障害期間が重複したときは、当会社は、下表の額を就業障害期間1か月あたりの保険金として支払います。

①	この保険契約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、この保険契約の支払責任額(*1)
②	他の保険契約等によってこの保険契約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合において、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額が他の保険契約等によって支払われる、または支払われた、就業障害期間1か月あたりの保険金または共済金の合計額を超えるときは、その超過額。ただし、この保険契約の支払責任額(*1)を限度とします。

(*1) 他の保険契約等がないものとして算出した就業障害期間1か月あたりの保険金の額をいいます。

第14条（支払基礎所得額の調整に伴う保険料の返還）

- (1) 第8条（支払基礎所得額の調整）(1)の規定により、保険契約者が特約の一部を取り消した場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料のうち、取り消した部分に対応する保険料を返還します。
- (2) 当会社は、第8条（支払基礎所得額の調整）(2)の通知を受けた場合において、保険料を変更する必要があるときは、普通保険約款基本条項の規定に準じ、保険料を返還します。

第15条（被保険者の請求により特約を解除する場合の保険料の返還）

保険契約者が、第9条（被保険者による特約の解除請求）(2)の規定により、この特約のその被保険者に対する部分を解除した場合は、普通保険約款基本条項付表2に規定する保険料を返還します。

第16条（代 位）

- (1) 就業障害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(*1)を取得した場合において、当会社がその就業障害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合は、被保険者が取得した債権の全額
②	①以外の場合は、被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2) (1)の表の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(*1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第17条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

㊦精神障害補償特約（D）（団体長期障害所得補償用）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に団体長期障害所得補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当会社は、この特約により、団体長期障害所得補償基本特約第5条（保険金をお支払いしない場合）(4)の規定にかかわらず、**被保険者**が精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害のうち、下表の精神障害を原因とするものについては保険金(*1)を支払います。ただし、この特約による保険金(*1)の支払は、免責期間が終了する日の翌日から起算して保険証券記載の精神

障害てん補期間を限度とします。

①	平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F 00からF 09に該当する精神障害
②	平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F 20からF 99に該当する精神障害

(※1) 団体長期障害所得補償基本特約およびこれに付帯される他の特約の規定により支払われる保険金をいいます。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または団体長期障害所得補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

④治療と仕事の両立支援特約（三大疾病用）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に団体長期障害所得補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当社は、この特約により、団体長期障害所得補償基本特約第2条（用語の定義）の表の⑤の規定を次のとおり読み替えて適用します。

⑤	就業障害	被保険者が 身体障害 を被り、その直接の結果として就業に支障が生じている保険証券記載の状態をいいます。ただし、被保険者が三大疾病を被り、その直接の結果として就業に支障が生じている場合は下表の状態とします。なお、被保険者が死亡した後は、この特約においては、いかなる場合であっても就業障害とはいいません。	
		状 態	
		免責期間中	身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができないこと。
		てん補期間中	保険証券記載の状態

第3条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用 語	定 義
①	三大疾病	がん、急性心筋梗塞および脳卒中をいいます。
②	がん (*1)(*2)	平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、下記の基本分類コードに規定される内容によるものとします。なお、がんの診断確定は、病理組織学的所見(*3)により、 医師等 によって診断されることを必要とします。ただし、病理組織学的検査(*3)が行われなかった場合には、病理組織学的検査(*3)が行われなかった理由が明らかであり、その他の所見(*4)による診断確定の根拠が合理的であると認められるときに限り、その他の所見(*4)による診断確定も認めることがあります。 ア. 口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞…基本分類コードC 00-C 14 イ. 消化器の悪性新生物＜腫瘍＞…基本分類コードC 15-C 26 ウ. 呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞…基本分類コードC 30-C 39 エ. 骨及び関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞…基本分類コードC 40-C 41 オ. 皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞…基本分類コードC 43-C 44 カ. 中皮及び軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞…基本分類コードC 45-C 49 キ. 乳房の悪性新生物＜腫瘍＞…基本分類コードC 50 ク. 女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞…基本分類コードC 51-C 58 ケ. 男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞…基本分類コードC 60-C 63 コ. 腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞…基本分類コードC 64-C 68 サ. 眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞…基本分類コードC 69-C 72 シ. 甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞…基本分類コードC 73-C 75 ス. 部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞…基本分類コードC 76-C 80 セ. リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞、原発と記載された又は推定されたもの…基本分類コードC 81-C 96 ソ. 独立した（原発性）多部位の悪性新生物＜腫瘍＞…基本分類コードC 97 タ. 上皮内新生物＜腫瘍＞…基本分類コードD 00-D 07、D 09 チ. 真正赤血球増加症＜多血症＞…基本分類コードD 45 ツ. 骨髄異形成症候群…基本分類コードD 46 テ. リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物＜腫瘍＞（D 47）中の ・慢性骨髄増殖性疾患…基本分類コードD 47.1 ・本態性（出血性）血小板血症…基本分類コードD 47.3 ・骨髄線維症…基本分類コードD 47.4 ・慢性好酸球性白血病[好酸球増加症候群]…基本分類コードD 47.5

③	急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った 疾病 であり、原則として以下の3項目を満たす疾病とし、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、虚血性心疾患（I20-I25）のうち「急性心筋梗塞…基本分類コードI21」および「再発性心筋梗塞…基本分類コードI22」に規定される内容によるものをいいます。 ア. 典型的な胸部痛の病歴 イ. 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 ウ. 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
④	脳卒中	脳血管の異常(*5)により血管の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病とし、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、下記の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。 脳血管疾患（I60-I69）のうち、 ・くも膜下出血…基本分類コードI60 ・脳内出血…基本分類コードI61 ・脳梗塞…基本分類コードI63

(※1) 厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を含みます。

(※2) 厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学（NCC監修）第3版（2012年改正版）」により、新生物の性状を表す第5桁コードとしてそれぞれ次のコード番号が付されたものであることを必要とします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁コードが「悪性新生物」または「上皮内新生物」とされた新生物があるときには、その新生物を含みます。

新生物の性状を表す第5桁コード	
悪性新生物	コード番号
	／3 悪性、原発部位
	／6 悪性、転移部位
	悪性、続発部位
上皮内新生物	／9 悪性、原発部位又は転移部位の別不詳
	／2 上皮内癌 ^{がん}
	上皮内
	非浸潤性 非侵襲性

(※3) 生検を含みます。

(※4) 細胞学的検査、臨床検査等により認められる異常所見をいいます。

(※5) 脳組織の梗塞、出血および頭蓋外部からの塞栓が含まれます。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または団体長期障害所得補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

④介護と仕事の両立支援特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に団体長期障害所得補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当社は、介護対象者が要介護状態となり、その直接の結果として**被保険者**が第5条（お支払いする保険金）（1）の表の「保険金をお支払いする場合」欄に該当する場合は、被保険者が被る損失について、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約にしたい、同条に規定する保険金を支払います。

第3条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用 語	定 義
①	介護対象者	被保険者の 親族 のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第2条第4号に定める対象家族(*1)をいいます。
②	介護による休業	要介護状態である介護対象者を介護することを目的として、被保険者が取得する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第11条に定める休業(*1)をいいます。

〈治療と仕事の両立支援特約（三大疾病用） 第3条(*2)〉

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）編「国際疾病分類－腫瘍学（NCC監修）第3.1版」を対象としています（新たな分類が施行された場合には変更となることがあります）。

なお、国立がん研究センターが公表している「国際疾病分類腫瘍学第3.2版（ICD-O-3.2）院内がん登録実務用」等は、「厚生労働省大臣官房統計情報部編『国際疾病分類－腫瘍学』において、新たな分類が施行された場合」には含みません。

③ 継続契約	介護と仕事の両立支援保険契約(*2)の保険期間の末日(*3)を保険期間の初日とする介護と仕事の両立支援保険契約(*2)をいいます。						
④ 就業障害	介護対象者が要介護状態となり、その直接の結果として被保険者の就業に支障が生じている下表の状態をいいます。なお、被保険者または介護による休業もしくは就業制限の原因となった介護対象者が死亡した後は、この特約においては、いかなる場合であっても就業障害とはいいません。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>状 態</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>免責期間中</td><td> 以下のいずれかに該当する状態をいいます。 ①介護による休業をしていること。 ②就業制限により、就業に支障が生じる直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができないこと。 </td></tr> <tr> <td>てん補期間中</td><td> 以下のいずれかに該当し、かつ所得喪失率が20%超である状態をいいます。 ①介護による休業をしていること。 ②就業制限により、就業に支障が生じる直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができないこと。 </td></tr> </tbody> </table>		状 態	免責期間中	以下のいずれかに該当する状態をいいます。 ①介護による休業をしていること。 ②就業制限により、就業に支障が生じる直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができないこと。	てん補期間中	以下のいずれかに該当し、かつ所得喪失率が20%超である状態をいいます。 ①介護による休業をしていること。 ②就業制限により、就業に支障が生じる直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができないこと。
	状 態						
免責期間中	以下のいずれかに該当する状態をいいます。 ①介護による休業をしていること。 ②就業制限により、就業に支障が生じる直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができないこと。						
てん補期間中	以下のいずれかに該当し、かつ所得喪失率が20%超である状態をいいます。 ①介護による休業をしていること。 ②就業制限により、就業に支障が生じる直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができないこと。						
⑤ 就業障害期間	てん補期間内における就業障害の日数をいいます。ただし、被保険者が離職(*4)した場合における離職後の期間は含みません。						
⑥ 就業制限	要介護状態である介護対象者を介護することを目的として、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第16条の9、第18条、第20条、第23条第3項および第26条に定める労働時間の短縮、制限や配置に関する配慮等、事業主が被保険者に対して講じる就業上の措置(*1)をいいます。						
⑦ 初年度契約	継続契約以外の介護と仕事の両立支援保険契約(*2)をいいます。						
⑧ 免責期間	就業障害が開始した日から起算して、通算して就業障害である保険証券記載の日数をいいます。						
⑨ 要介護状態	介護対象者が次の①または②のいずれかに該当する状態をいいます。 ① 負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により、厚生労働省令で定める期間にわたり常時介護を必要とする状態 ② ①以外の場合で、被保険者に適用される就業規則等および育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に準ずる他の法令の規定に基づく介護を必要とする状態						

(*1) 被保険者に適用される就業規則等および育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に準ずる他の法令の規定に基づく介護に関連するものを含みます。

(*2) この介護と仕事の両立支援特約またはこの介護と仕事の両立支援特約以外のこの保険契約と支払責任が同一である普通保険約款もしくは特約に基づく保険契約をいいます。

(*3) その介護と仕事の両立支援保険契約(*2)が末日前に解除されていた場合にはその解除日とします。

(*4) 被保険者の勤務先の関与する子会社、関連会社その他関係先への転籍を除きます。

第4条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた介護対象者の要介護状態を原因とする就業障害に対しては、保険金を支払いません。

①	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
②	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*1)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
④	次のいずれかに該当する事由 ア. ①から③までの事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、第2条(この特約の補償内容)に規定する介護対象者の要介護状態の原因となった事故の①から③までの事由による拡大(*2) ウ. ①から③までの事由に伴う秩序の混乱

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する介護対象者の要介護状態を原因とする就業障害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失によって生じた要介護状態 ア. 被保険者 イ. 介護対象者 ウ. 保険金の受取人(*3)。ただし、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
②	介護対象者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態
③	介護対象者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで自動車(*4)を運転している間の事故により生じた要介護状態

〈介護と仕事の両立支援特約 第4条(2)の表の③〉

「法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転」とは、以下のいずれかに該当する者が自動車を運転している状態等をいいます。

1. 道路交通法等法令に定められた運転免許を持たない者*
2. 運転免許効力の一時停止処分を受けている者
3. 運転免許によって運転できる自動車の種類以外の自動車を運転している者

*運転免許証記載事項の変更届出中、紛失等による再交付申請中または運転免許証不携帯の者は該当しません。

④	介護対象者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(*5)、シンナー等(*6)を使用した状態で自動車(*4)を運転している間の事故により生じた要介護状態
⑤	介護対象者が、酒気を帯びて(*7)自動車(*4)を運転している間の事故により生じた要介護状態
⑥	介護対象者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(*5)、シンナー等(*6)の使用によって生じた要介護状態。ただし、治療を目的として医師等がこれらのものを用いた場合は、この規定は適用しません。
⑦	介護対象者のアルコール依存、薬物依存(*8)または薬物乱用によって生じた要介護状態。ただし、治療を目的として医師等が薬物を用いた場合は、この規定は適用しません。
⑧	介護対象者に対する刑の執行によって生じた要介護状態

- (3) 当会社は、介護対象者が頸部症候群(*9)、腰痛その他の症状を訴え要介護状態となったことにより、被保険者が就業障害になった場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因が何であるかにかかわらず、保険金を支払いません。
- (4) 当会社は、正当な理由がなく、介護対象者が治療を怠ったことまたは保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人が治療をさせなかったことにより、介護対象者が要介護状態となり、被保険者が就業障害になった場合は、保険金を支払いません。

(*1) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*2) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

(*3) 保険金の受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*4) 自動車には、原動機付自転車を含みます。

(*5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。

(*6) 毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。

(*7) 道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。

(*8) 平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」に定められた分類項目中の基本分類コードF11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、あへん、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

(*9) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第5条（お支払いする保険金）

- (1) 当会社は、就業障害期間に対して、下表の規定にしたがい、保険金を支払います。

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金の受取人
この保険契約の保険期間中に就業障害になった場合	支払基礎所得額をもとに保険証券記載の保険金支払方法(*1)により算出した額 ただし、就業障害期間1か月について最高保険金支払月額を限度とします。 また、同一の介護対象者の要介護状態を原因とする就業障害に対してはてん補期間を限度とします。	被保険者

- (2) (1)の規定にかかわらず、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合には、平均月間所得額を約定給付率で除した額を支払基礎所得額としてお支払いする保険金の額を算出します。

- (3) 当会社は、被保険者が複数の介護対象者を介護することにより就業障害期間が重複する場合、その重複する期間に対して重ねては保険金を支払いません。

- (4) 免責期間を超えて継続する就業障害が終了した後、その就業障害の原因となった介護対象者と同一の介護対象者の介護のため再び被保険者が就業障害になった場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなし、後の就業障害については、新たに免責期間およびてん補期間の規定を適用しません。

- (5) (4)の規定にかかわらず、就業障害が終了した日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降にその介護対象者の介護のため被保険者が再び就業障害になった場合は、後の就業障害は前の就業障害とは異なった就業障害として取り扱います。この場合において、後の就業障害について保険金を支払うべきときは、新たに免責期間およびてん補期間の規定を適用します。

- (6) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由により、第2条（この特約の補償内容）の介護対象者の要介護状態が重大となった場合は、その事由がなかったときに相当する額を支払います。

①	保険金支払の対象となっていない要介護状態の原因となった事由が影響したこと。
②	正当な理由がなく介護対象者が治療を怠ったこと。
③	正当な理由がなく保険契約者、被保険者または保険金の受取人が介護対象者に治療をさせなかったこと。

- (7) 当会社は、被保険者、介護対象者または保険金の受取人の故意または重大な過失により、就業障害期間が延長した場合も、(6)と同様の方法で支払います。

- (8) 同一の介護対象者の要介護状態による就業障害について、被保険者1名に対し当会社が支払うべき保険金の額は、(1)から(7)までの規定による額とします。

(*1) 就業障害期間については、第3条（用語の定義）の表の⑤の規定にかかわらず、月数単位とし、1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割計算により算出します。

第6条（保険期間と支払責任の関係）

- (1) 第5条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、介護対象者の要介護状態の原因となった事由が発生した時が保険期間の開始日より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。

- (2) 第5条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、介護対象者の要介護状態の原因となった事由が発生した時が、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の開始日より前であるとき

は、当会社は、保険金を支払いません。

- (3) (2)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、介護対象者の要介護状態が初年度契約の保険期間の開始時より後に発生し、かつ、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて1年を経過した後に就業障害が始まったときは、当会社は、その就業障害はこの保険契約の保険期間の開始時より後に発生した事由を原因とする要介護状態によるものとみなして取り扱います。
- (4) 第5条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約の保険期間中に始まった就業障害が、この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかにおいて既に就業障害に該当していたときは、当会社は、重複しては保険金を支払いません。

第7条（就業障害が開始した時の義務）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人は、就業障害が開始した場合は、下表のことを履行しなければなりません。

①	就業障害が開始した日からその日を含めて30日以内に、介護対象者の要介護状態の内容ならびに就業障害の状況および程度等の詳細を当会社に書面等により通知すること。
②	他の保険契約等の有無および内容(*1)について、遅滞なく、当会社に通知すること。
③	他人に損害賠償の請求(*2)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
④	所得の喪失を防止または軽減するため業務復帰に努めること。
⑤	①から④までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害、就業障害または介護対象者の要介護状態の調査に協力すること。

- (2) 当会社は、被保険者が就業障害の状態になった場合には、保険契約者または被保険者と、被保険者の業務復帰援助のために協議することがあります。

(*1) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

(*2) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第8条（就業障害が開始した時の義務違反）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて第7条（就業障害が開始した時の義務）(1)の表の規定に違反した場合は、当会社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

①第7条(1)の表の①、同表の②、同表の④または同表の⑤	第7条(1)の表の①、同表の②、同表の④または同表の⑤の規定に違反したことによって当会社が被った損害の額
②第7条(1)の表の③	他人に損害賠償の請求(*1)をすることによって取得することができたと認められる額

- (2) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて第7条（就業障害が開始した時の義務）(1)の表の①もしくは同表の⑤に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第9条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、下表のいずれか早い時から発生し、これを行使することができるものとします。

①	就業障害が終了した時
②	就業障害である期間がてん補期間を超えて継続した場合は、てん補期間が終了した時
③	被保険者または就業障害の原因となった介護対象者が、てん補期間の初日からてん補期間の末日までの就業障害中に死亡した場合は、被保険者または介護対象者が死亡した時

- (2) 就業障害期間が1か月以上継続する場合または勤務先への申請等により就業障害期間が1か月以上継続することがあらかじめ想定される場合には、当会社は、被保険者または保険金の受取人の申し出によって、保険金の内払を行います。この場合、(1)の規定にかかわらず、保険金請求権は、就業障害期間が1か月に到達した時ごと、または勤務先への申請等があった時に発生し、これを行使することができるものとします。

- (3) 被保険者または保険金の受取人が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 介護対象者の要介護状態の程度を証明する書類(*1)
- ③ 被保険者または保険金の受取人が死亡した場合は、被保険者または保険金の受取人の除籍および被保険者または保険金の受取人のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
- ④ 普通保険約款基本条項第4節第4条（指定代理請求人）に規定する被保険者または保険金の受取人の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類
- ⑤ ①から④までのほか、下表の書類または証拠

〈介護と仕事の両立支援特約 第7条〉

就業障害が開始した場合は、上記の記載事項のご対応をお願いいたします。

- ア. 公の機関が発行する事故証明書またはこれに代わるべき書類
 イ. 当会社の定める就業障害状況報告書(*2)
 ウ. 所得を証明する書類および公的給付控除対象となる額を証明する書類
 エ. 当会社が被保険者の所得および公的給付控除対象となる額について事業主または公的機関に照会し説明を求めることについての同意書
 オ. 就業規則その他これに準ずるもの（介護による休業または就業制限の根拠が分かる書類であって、介護による休業給付に係る支給決定通知書および介護による休業または就業制限に係る承認通知書等を含みます。）
 カ. 被保険者と介護対象者の関係を確認できる戸籍謄本

⑥ ①から⑤までのほか、当会社が普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

- (4) 当会社は、介護対象者の要介護状態の内容または程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対して、(3)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (5) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて(4)の規定に違反した場合または(3)もしくは(4)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 介護対象者の要介護状態の程度を証明する医師の診断書および当会社の定める診療明細書(*3)をいいます。

(*2) 原則として事業主の証明を必要とします。

(*3) 当会社の定める様式とします。

第10条（普通保険約款の適用除外）

この特約については、普通保険約款基本条項第1節第1条（告知義務）(2)の規定は適用しません。

第11条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第4節第2条（保険金の支払）(1)の表の①	身体障害	介護対象者の要介護状態
		身体障害発生	介護対象者の要介護状態発生
		被保険者	被保険者または介護対象者
②	第4節第2条(1)の表の③	身体障害	介護対象者の要介護状態
③	第4節第5条（当会社の指定する医師等の診断書提出等）(1)	被保険者の身体障害	介護対象者の要介護状態
		身体障害の程度	介護対象者の要介護状態の程度
④	第4節第5条(1)の表の②	被保険者	介護対象者
⑤	第5節第2条（保険契約の無効または失効）(2)	この保険契約	この特約
⑥	第5節第2条(2)の表の①	被保険者が死亡し、この保険契約に付帯される特約に規定する被保険者がなくなったこと。	被保険者または介護対象者が死亡し、この保険契約に付帯される特約に規定する被保険者または介護対象者がなくなったこと。

第12条（特定疾病等不担保特約（団体長期障害所得補償用）の適用除外）

この特約が付帯された保険契約に特定疾病等不担保特約（団体長期障害所得補償用）が付帯されている場合は、この特約については、同特約の規定は適用しません。

第13条（他の特約との関係）

この保険契約に天災危険補償特約（団体長期障害所得補償用）が付帯されている場合には、同特約第2条（この特約の補償内容）の規定を適用した上で、この特約を適用することとします。この場合において、同特約を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第2条	団体長期障害所得補償基本特約第5条（保険金をお支払いしない場合）	介護と仕事の両立支援特約第4条（保険金をお支払いしない場合）
		身体障害	介護対象者の要介護状態
②	第2条の表の②	団体長期障害所得補償基本特約第3条（この特約の補償内容）に規定する身体障害	介護と仕事の両立支援特約第2条（この特約の補償内容）に規定する介護対象者の要介護状態

第14条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または団体長期障害所得補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

④2 妊娠に伴う身体障害補償特約（団体長期障害所得補償用）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に団体長期障害所得補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当会社は、この特約により、団体長期障害所得補償基本特約第5条（保険金をお支払いしない場合）(2)の表の⑥の規定にかかわらず、**被保険者**の妊娠、出産、早産または流産によって生じた**身体障害**による就業障害に対しても保険金(*1)を支払います。ただし、この特約に適用される免責期間は、団体長期障害所得補償基本特約に規定する免責期間または90日のいずれか長い期間とします。

(*1) 団体長期障害所得補償基本特約およびこれに付帯される他の特約の規定により支払われる保険金をいいます。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または団体長期障害所得補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

④3 特定疾病等不担保特約（団体長期障害所得補償用）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に団体長期障害所得補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（特定疾病等の不担保）

当会社は、この特約により、**被保険者**の就業障害が、保険証券記載の**疾病**および**傷害**による就業障害である場合は、保険金(*1)を支払いません。

(*1) 団体長期障害所得補償基本特約およびこれに付帯される他の特約の規定により支払われる保険金をいいます。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または団体長期障害所得補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

④4 天災危険補償特約（団体長期障害所得補償用）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に団体長期障害所得補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当会社は、この特約により、団体長期障害所得補償基本特約第5条（保険金をお支払いしない場合）(1)の表の②および④の規定にかかわらず、下表のいずれかに該当する事由によって生じた**身体障害**による就業障害に対しても、保険金(*1)を支払います。

①	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
②	次のいずれかに該当する事由 ア. ①の事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、団体長期障害所得補償基本特約第3条（この特約の補償内容）に規定する身体障害の原因となった事故の①の事由による拡大(*2) ウ. ①の事由に伴う秩序の混乱

(*1) 団体長期障害所得補償基本特約およびこれに付帯される他の特約の規定により支払われる保険金をいいます。

(*2) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

第3条（保険金の支払時期）

当会社は、普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）(2)の表の⑤の次に、⑥として次のとおり追加して適用します。

⑥	災害対策基本法に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における(1)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査	365日
---	---	------

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または団体長期障害所得補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

㊦業務上の身体障害不担保特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に団体長期障害所得補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（業務上の身体障害不担保）

当会社は、この特約により、団体長期障害所得補償基本特約第3条（この特約の補償内容）の規定にかかわらず、**被保険者**が下表に定める**傷害**または**疾病**を被り、その直接の結果として就業障害となった場合に被保険者が被る損失に対しては、保険金(*1)を支払いません。

①	業務上の傷害	被保険者が業務上の事由または通勤により被った傷害をいいます。なお、通勤とは、労災保険法等(*2)の通勤災害に対する保険給付または補償に関する規定において通勤として定めるものをいいます。
②	業務上の疾病	被保険者が業務上の事由により被った疾病であってその疾病に関し労災保険法等(*2)に定める保険給付または補償の支給決定が行われたものをいいます。

(*1) 団体長期障害所得補償基本特約およびこれに付帯される他の特約の規定により支払われる保険金をいいます。

(*2) 労働者災害補償保険法、船員保険法またはその他日本国の労働災害補償法令をいいます。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または団体長期障害所得補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

㊦医療補償基本特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用 語	定 義
①	1回の入院	次のいずれかに該当する 入院 をいいます。 ア. 入院を開始した時から、終了する時までの継続した入院 イ. 入院を終了した後、その入院の原因となった 身体障害 と同一の身体障害(*1)によって再入院した場合は、再入院と前の入院とを合わせた入院をいいます。ただし、入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に 被保険者 が再入院した場合は、前の入院とは異なった入院として取扱います。
②	継続契約	医療保険契約(*2)の保険期間の末日(*3)を保険期間の初日とする医療保険契約(*2)をいいます。
③	初年度契約	継続契約以外の医療保険契約(*2)をいいます。
④	保険金支払事由	保険金の種類ごとに第6条（お支払いする保険金）(1)の表の「保険金をお支払いする場合」欄に該当する事由をいいます。

(*1) 医学上重要な関係がある身体障害は、同一の身体障害とみなします。

(*2) この医療補償基本特約またはこの医療補償基本特約以外のこの保険契約と支払責任が同一である普通保険約款もしくは特約に基づく保険契約をいいます。

(*3) その医療保険契約(*2)が末日前に解除されていた場合にはその解除日とします。

第3条（この特約の補償内容）

- (1) 当会社は、被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として保険金支払事由が発生した場合は、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約にしたがい、第6条（お支払いする保険金）に規定する保険金を支払います。
- (2) 当会社は、(1)の保険金のうち、保険証券に記載のものについてのみ支払責任を負うものとします。

第4条（被保険者）

- (1) この特約において被保険者とは、保険証券記載の被保険者をいいます。
- (2) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第5条（保険金をお支払いしない場合）

- (1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた身体障害に対しては、保険金を支払いません。ただし、これらに該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、当会社は、その程度に応じ、保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

①	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
②	地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*1)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
④	次のいずれかに該当する事由 ア. ①から③までの事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、第3条（この特約の補償内容）(1)に規定する身体障害の原因となった事故の①から③までの事由による拡大(*2) ウ. ①から③までの事由に伴う秩序の混乱

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する身体障害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失によって生じた身体障害 ア. 被保険者 イ. 保険金の受取人(*3)。ただし、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
②	被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた身体障害
③	被保険者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで自動車(*4)を運転している場合に生じた身体障害
④	被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(*5)、シンナー等(*6)を使用した状態で自動車(*4)を運転している場合に生じた身体障害
⑤	被保険者が、酒気を帯びて(*7)自動車(*4)を運転している場合に生じた身体障害
⑥	被保険者に対する刑の執行によって生じた身体障害

(3) 当会社は、被保険者が、精神障害を原因とする事故によって被った**傷害**に対しては、保険金を支払いません。

(4) 当会社は、被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(*5)、シンナー等(*6)の使用によって生じた身体障害に対しては、保険金を支払いません。ただし、治療を目的として**医師等**が用いた場合には、保険金を支払います。

(5) 当会社は、被保険者のアルコール依存および薬物依存(*8)により発生した保険金支払事由に対しては、保険金を支払いません。

(*1) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*2) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

(*3) 保険金の受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*4) 自動車には、原動機付自転車を含みます。

(*5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。

(*6) 毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。

(*7) 道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。

(*8) 平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」に定められた分類項目中の基本分類コードF11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、あへん、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

第6条（お支払いする保険金）

(1) 当会社は、下表の規定にしたがい、保険金を支払います。

保険金の名称	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金の受取人
① 傷害入院保険金	傷害を被り、その直接の結果として、医師等の治療を必要とし、かつ、この保険契約の保険期間中にその傷害の治療を直接の目的とする入院を開始した場合(*1)。 ただし、介護保険法に定める介護医療院における入院を除きます。	$\begin{array}{l} \text{傷害入院保険金日額}(*2) \times \\ \left(\frac{\text{傷害入院日数}(*3)}{\text{傷害入院免責日数}(*4)} \right) \\ = \text{保険金の額} \end{array}$ ただし、1回の入院について、傷害入院支払限度日数(*5)を限度とします。なお、この日数には、傷害入院免責日数は含みません。	被保険者

〈医療補償基本特約 第5条(2)の表の③〉

「法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転」とは、以下のいずれかに該当する者が自動車を運転している状態等をいいます。

1. 道路交通法等法令に定められた運転免許を持たない者*
2. 運転免許効力の一時停止処分を受けている者
3. 運転免許によって運転できる自動車の種類以外の自動車を運転している者

*運転免許証記載事項の変更届出中、紛失等による再交付申請中または運転免許証不携帯の者は該当しません。

②	傷害手術保険金	傷害を被り、この保険契約の保険期間中(*6)に病院等(*7)において、その傷害の治療を直接の目的として<u>公的医療保険制度</u>における医科診療報酬点数表(*8)により手術料の算定対象として列挙されている手術(*9)(*10)を受けた場合(*11)。ただし、次に定める手術を除きます。 ア. 傷の処置(創傷処理、デブリードマン) イ. 切開術(皮膚、鼓膜) ウ. 骨・関節の非観血整復術、非観血整復固定術および非観血的授動術 エ. 抜歯(*12) オ. 異物除去(外耳、鼻腔内) カ. 鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲介粘膜) キ. 魚の目、タコ手術(鶏眼・胼胝切除術)	$\begin{array}{l} \text{傷害入院保険金} \\ \text{日額(*2)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{手術の種類に対応} \\ \text{する別表 1 に規定} \\ \text{する倍率} \end{array} = \begin{array}{l} \text{保険金の額} \end{array}$	被保険者
③	疾病入院保険金	疾病を被り、その直接の結果として、医師等の治療を必要とし、かつ、この保険契約の保険期間中にその疾病の治療を直接の目的とする入院(*13)を開始した場合(*1)。 ただし、介護保険法に定める介護医療院における入院を除きます。	$\begin{array}{l} \text{疾病入院保険金日} \\ \text{額(*14)} \end{array} \times \left(\begin{array}{l} \text{疾病入院日数} \\ \text{(*15)} \end{array} - \begin{array}{l} \text{疾病入院免責} \\ \text{日数(*16)} \end{array} \right) = \begin{array}{l} \text{保険金の額} \end{array}$ ただし、1回の入院について、疾病入院支払限度日数(*17)を限度とします。なお、この日数には、疾病入院免責日数は含みません。	被保険者
④	疾病手術保険金	疾病を被り、この保険契約の保険期間中(*6)に病院等(*7)において、その疾病の治療を直接の目的として公的医療保険制度における医科診療報酬点数表(*8)により手術料の算定対象として列挙されている手術(*10)(*18)(*19)を受けた場合(*11)。ただし、次に定める手術を除きます。 ア. 傷の処置(創傷処理、デブリードマン) イ. 切開術(皮膚、鼓膜) ウ. 骨・関節の非観血整復術、非観血整復固定術および非観血的授動術 エ. 抜歯(*12) オ. 異物除去(外耳、鼻腔内) カ. 鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲介粘膜) キ. 魚の目、タコ手術(鶏眼・胼胝切除術)	$\begin{array}{l} \text{疾病入院保険金} \\ \text{日額(*14)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{手術の種類に対応} \\ \text{する別表 1 に規定} \\ \text{する倍率} \end{array} = \begin{array}{l} \text{保険金の額} \end{array}$	被保険者
⑤	放射線治療保険金	傷害または疾病を被り、この保険契約の保険期間中(*6)に病院等(*7)において、その傷害または疾病の治療を直接の目的として、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表(*8)により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療(*18)(*20)(*21)を受けた場合(*11)	$\begin{array}{l} \text{疾病入院保険金日額} \\ \text{(*14)} \end{array} \times \begin{array}{l} 10 \end{array} = \begin{array}{l} \text{保険金の額} \end{array}$ ただし、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。	被保険者

- (2) 傷害入院保険金および疾病入院保険金において、傷害入院日数および疾病入院日数には、臓器の移植に関する法律第6条の規定によって、同条第4項に定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた場合は、その後の、その身体への処置日数を含みます。ただし、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(*22)である場合に限りま。
- (3) 傷害入院保険金において、被保険者が傷害入院保険金の支払を受けられる入院中にさらに傷害入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては傷害入院保険金を支払いません。
- (4) 疾病入院保険金において、被保険者が疾病入院保険金の支払を受けられる入院中にさらに疾病入院保険金の支払を受けられる疾病を被った場合においても、当会社は、重複しては疾病入院保険金を支払いません。
- (5) 傷害入院保険金および疾病入院保険金において、入院が終了した後、被保険者が、その入院の原因となった身体障害と同一の身体障害(*23)によって再入院した場合は、再入院とその前の入院とを合わせて1回の入院とみなします。この場合において、再入院については新たに傷害入院免責日数(*4)、疾病入院免責日数(*16)、傷害入院支払限度日数(*5)および疾病入院支払限度日数(*17)の規定を適用しません。
- (6) (5)の規定にかかわらず、入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、その再入院は前の入院とは異なった入院として取扱います。この場合において、再入院については新たに傷害入院免責日数(*4)、疾病入院免責日数(*16)、傷害入院支払限度日数(*5)および疾病入院支払限度日数(*17)の規定を適用します。

- (7) 傷害手術保険金および疾病手術保険金において、当会社は、被保険者が時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ傷害手術保険金または疾病手術保険金を支払います。なお、この規定は、保険金の種類ごとに適用するものとします。
- (8) 当会社は、被保険者が、傷害手術保険金または疾病手術保険金の保険金支払事由に該当する同一の手術を複数回受けた場合で、それらの手術が公的医療保険制度における医科診療報酬点数表(*8)において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術に該当するときは、それらの手術のうち支払う保険金の額の高いいずれか1回の手術についてのみ保険金を支払います。
- (9) 当会社は、被保険者が、傷害手術保険金または疾病手術保険金の保険金支払事由に該当する手術を受けた場合で、その手術が公的医療保険制度における医科診療報酬点数表(*8)において手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当するときは、その手術を受けた1日目についてのみ傷害手術保険金または疾病手術保険金を支払います。
- (10) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由により、第3条（この特約の補償内容）(1)の身体障害が重大となった場合は、その事由がなかったときに相当する額を支払います。

①	保険金支払の対象となっていない身体障害が影響したこと。
②	正当な理由がなくて被保険者が治療を怠ったこと。
③	正当な理由がなくて保険契約者または保険金の受取人が被保険者に治療をさせなかったこと。

- (*1) 被保険者が、保険金支払の対象となっていない入院中に、保険金を支払うべき他の身体障害を被った場合は、その身体障害の治療を開始した時に入院したものとみなします。
- (*2) 保険証券記載の傷害入院保険金日額をいいます。
- (*3) (1)の表の①の「保険金をお支払いする場合」欄の入院の日数をいいます。
- (*4) 保険証券記載の傷害入院免責日数をいいます。
- (*5) 保険証券記載の傷害入院保険金支払限度日数をいいます。
- (*6) この保険契約を継続前契約とする継続契約が締結されなかった場合においては、この保険契約が終了した後で、かつ、傷害入院保険金または疾病入院保険金の支払対象となる入院中(*24)に行われた、その傷害または疾病の治療を目的とする手術または放射線治療については、この保険契約の保険期間中に行われたものとみなします。なお、この規定は、保険金の種類ごとに適用するものとします。
- (*7) 患者が入院するための施設を有しないものを含みます。
- (*8) 手術または放射線治療を受けた時点において有効な厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
- (*9) 美容整形上等の手術は含みません。
- (*10) 公的医療保険制度における歯科診療報酬点数表(*25)により手術料の算定対象として列挙されている手術のうち、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表(*8)においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
- (*11) 手術または放射線治療開始後、手術または放射線治療中に死亡した場合であっても、手術または放射線治療を受けたものとし、麻酔処理の段階は除きます。
- (*12) 抜歯に伴い、骨の開削等を行った場合を含みます。
- (*13) 美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院、入院治療を必要としない介護を主たる目的とする入院等は除きます。分娩のための入院は、別表2に規定する異常分娩と認められる場合に限り、疾病の治療を目的とする入院とみなします。
- (*14) 保険証券記載の疾病入院保険金日額をいいます。
- (*15) (1)の表の③の「保険金をお支払いする場合」欄の入院の日数をいいます。
- (*16) 保険証券記載の疾病入院免責日数をいいます。
- (*17) 保険証券記載の疾病入院保険金支払限度日数をいいます。
- (*18) 分娩のための手術または放射線治療は、別表2に規定する異常分娩と認められる場合に限り、疾病の治療を目的とする手術または放射線治療とみなします。
- (*19) 美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断、検査(*26)のための手術等は含みません。
- (*20) 公的医療保険制度における歯科診療報酬点数表(*25)により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療のうち、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表(*8)においても放射線治療料の算定対象として列挙されているものを含みます。
- (*21) 血液照射を除きます。
- (*22) 臓器の移植に関する法律附則第11条に定める医療給付関係各法の適用がない場合は、同法附則第11条に定める医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
- (*23) 医学上重要な関係がある身体障害は、同一の身体障害とみなします。
- (*24) 傷害入院免責日数(*4)または疾病入院免責日数(*16)に規定する日数を含みます。
- (*25) 手術または放射線治療を受けた時点において有効な厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。
- (*26) 生検、腹腔鏡検査等をいいます。

第7条（保険期間と支払責任の関係）

- (1) 第6条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、被保険者が**身体障害を被った時**が保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。
- (2) 第6条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、被保険者が身体障害を被った時が、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。
- (3) (2)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて1年を経過した後に保険金支払事由が発生したときは、当会社は、その保険金支払事由はこの保険契約の保険期間の開始時より後に被った身体障害を原因とするものとみなして取扱います。
- (4) 第6条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約の保

〔医療補償基本特約 第6条(7)〕

「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

保険期間中に発生した保険金支払事由が、この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかにおいて既に保険金支払事由に該当していたときは、当会社は、重複しては保険金を支払いません。

第8条（保険金支払事由が発生した時の義務）

保険契約者、被保険者または保険金の受取人は、被保険者に保険金支払事由が発生した場合は、下表のことを履行しなければなりません。

①	保険金支払事由が発生した日からその日を含めて30日以内に、保険金支払事由の内容等の詳細を当会社に書面等により通知すること。
②	①のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う身体障害の調査に協力すること。

第9条（保険金支払事由が発生した時の義務違反）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて第8条（保険金支払事由が発生した時の義務）の表の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて第8条（保険金支払事由が発生した時の義務）の表に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、下表の左欄に規定する保険金ごとに、それぞれ対応する下表の右欄に規定する時から発生し、これを行行使することができるとします。

① 傷害入院保険金	被保険者の傷害の治療を直接の目的とする入院が終了した時または1回の入院にあたる入院日数の合計が保険証券記載の傷害入院保険金支払限度日数に到達した時のいずれか早い時
② 傷害手術保険金	被保険者が傷害の治療を目的として手術を受けた時
③ 疾病入院保険金	被保険者の疾病の治療を直接の目的とする入院が終了した時または1回の入院にあたる入院日数の合計が保険証券記載の疾病入院保険金支払限度日数に到達した時のいずれか早い時
④ 疾病手術保険金	被保険者が疾病の治療を目的として手術を受けた時
⑤ 放射線治療保険金	被保険者が傷害または疾病の治療を目的として放射線治療を受けた時

- (2) 入院が1か月以上継続する場合には、当会社は、被保険者または保険金の受取人の申し出によって、保険金の内払を行います。この場合、(1)の規定にかかわらず、傷害入院保険金および疾病入院保険金の保険金請求権は、入院が1か月に到達した時ごとに発生し、これを行行使することができるとします。
- (3) 被保険者または保険金の受取人が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 身体障害の程度を証明する書類(*1)
- ③ 被保険者または保険金の受取人が死亡した場合は、被保険者または保険金の受取人の除籍および被保険者または保険金の受取人のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
- ④ 普通保険約款基本条項第4節第4条（指定代理請求人）に規定する被保険者または保険金の受取人の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類
- ⑤ ①から④までのほか、下表の書類または証拠

- | |
|--------------------------------|
| ア. 公の機関が発行する事故証明書またはこれに代わるべき書類 |
| イ. 身体障害に対する治療内容を証明する書類(*2) |

- ⑥ ①から⑤までのほか、当会社が普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (4) 当会社は、身体障害の内容または程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対して、(3)に規定するものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (5) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて(4)の規定に違反した場合または(3)もしくは(4)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 身体障害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料および治療等に必要とした費用の領収書をいいます。

(*2) 身体障害に対する治療内容を記載した診断書および診療報酬明細書をいいます。

第11条（保険金の受取人の変更）

保険契約者は、保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

〈医療補償基本特約 第8条〉

保険金支払事由が発生した場合は、上記の記載事項のご対応をお願いいたします。

第12条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

<別表1> 第6条（お支払いする保険金）(1)の表の②および同表の④の手術

手術番号	手術の種類	倍率
1. 入院(*1)中に受けた手術		10
2. 1. 以外の手術		5

(*1) 以下の i. および ii. の条件を満たす入院をいいます。ただし、介護保険法に定める介護医療院における入院を除きます。

- 身体障害を被り、その直接の結果として医師等の治療を必要としたことによる入院
- i. の身体障害の治療を直接の目的とする入院

<別表2> 対象となる異常分娩

平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容を伴う分娩とし、保険期間の開始時以降に開始したものに限ります。分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年度版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
妊娠、分娩及び産じょく＜褥＞における浮腫、タンパク＜蛋白＞尿及び高血圧性障害	O10-O16
主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20-O29
胎児及び羊膜腔に関連する母体ケア並びに予想される分娩の諸問題	O30-O48
分娩の合併症	O60-O75
分娩（単胎自然分娩（O80）は除く）	O81-O84
主として産じょく＜褥＞に関連する合併症	O85-O92
その他の産科的病態、他に分類されないもの	O94-O99

④配偶者特約（医療用）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に医療補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
① 配偶者	本人の配偶者(*1)で、保険証券に本人の配偶者として記載された者をいいます。
② 本人	保険証券の本人欄に記載の者をいいます。

(*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

第3条（被保険者の範囲）

当会社は、この特約により、医療補償基本特約の被保険者に加えて、本人の配偶者を被保険者とします。

第4条（本人に対する部分の失効）

- 保険契約の締結の後、本人が死亡した場合(*1)には、死亡した時にこの保険契約の本人に対する部分は失効します。
- (1)の場合は、当会社は、普通保険約款基本条項付表1-1中「保険契約」とあるのを「保険契約の本人に対する部分」に読み替えて適用した保険料を返還します。
- (1)の規定によりこの保険契約の本人に対する部分が失効した場合でも、第3条（被保険者の範囲）の規定の適用は、その本人との続柄によるものとします。

(*1) 普通保険約款基本条項第5節第2条（保険契約の無効または失効）(2)に該当する場合を除きます。

第5条（特約の失効）

この特約は、下表のいずれかに該当する事実があった場合には、その事実が発生した時に失効します。

① 配偶者が本人の配偶者でなくなったこと。
② 配偶者が死亡したこと。

第6条（重大事由による保険契約の解除の特則）

- 普通保険約款基本条項第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(2)の規定にかかわらず、当会社は、下表のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(*1)を解除することができます。

① 本人が、普通保険約款基本条項第5節第5条(1)の表の③ア.からウ.までまたはオ.のいずれかに該当すること。

②	配偶者が、普通保険約款基本条項第5節第5条(1)の表の③ア.からウ.までまたはオ.のいずれかに該当すること。
---	--

- (2) (1)の規定による解除が保険金支払事由またはその原因が発生した後になされた場合であっても、(1)の表のいずれかの事由が発生した時から解除がなされた時までには保険金支払事由またはその原因が発生したときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。
- (3) (1)の表の②の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、普通保険約款基本条項第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の③ア.からウ.までまたはオ.のいずれにも該当しない被保険者に生じた保険金支払事由については適用しません。
- (4) (1)の表の①の規定により、当会社がこの保険契約のその家族(*2)に対する部分を解除した場合は、普通保険約款基本条項付表1－1に規定する保険料を返還します。

(*1) (1)の表の①の事由がある場合には、その家族(*2)に対する部分に限り、(1)の表の②の事由がある場合には、その被保険者に対する部分に限ります。
(*2) 第3条（被保険者の範囲）に規定する被保険者をいいます。

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または医療補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

④8 子供特約（医療用）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に医療補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用 語	定 義
①	子供	満23歳未満の本人の子で、当会社が <u>被保険者</u> となることを承認した者をいいます。
②	本人	保険証券の本人欄に記載の者をいいます。

第3条（被保険者の範囲）

- (1) 当会社は、この特約により、医療補償基本特約の被保険者に加えて、本人の子供を被保険者とします。
(2) (1)の規定にかかわらず、当会社は、保険期間の開始時(*1)の年齢が満23歳以上の子供は被保険者とはしません。

(*1) 保険契約を継続する場合においては継続契約の保険期間の開始時をいいます。

第4条（本人に対する部分の失効）

- (1) 保険契約の締結の後、本人が死亡した場合(*1)には、死亡した時にこの保険契約の本人に対する部分は**失効**します。
(2) (1)の場合でも、当会社は、普通保険約款基本条項付表1－1中「保険契約」とあるのを「保険契約の本人に対する部分」に読み替えて適用した保険料を返還します。
(3) (1)の規定によりこの保険契約の本人に対する部分が失効した場合でも、第3条（被保険者の範囲）の規定の適用は、その本人との続柄によるものとします。

(*1) 普通保険約款基本条項第5節第2条（保険契約の無効または失効）(2)に該当する場合を除きます。

第5条（被保険者資格の得喪）

- (1) 保険契約の締結の後に、本人の子供として新たに出生した子については、本人と同一戸籍に記載された日から自動的にこの保険契約の被保険者の資格を得るものとします。
(2) 保険契約の締結の後に、既に出生している者で新たに子供に該当することになった者がある場合には、保険契約者は当会社の定める書類を当会社に提出しなければなりません。この場合において、当会社が被保険者となることを承認した場合には、当会社が承認した日からこの保険契約の被保険者の資格を取得するものとします。
(3) 保険契約の締結の後、下表のいずれかに該当する事実があった場合には、その事実が発生した時にその子供はこの保険契約の被保険者の資格を喪失します。

①	戸籍上の異動により本人の子供に該当しなくなったこと。
②	子供が満23歳に達した日以降、最初にこの保険契約の保険期間の末日をむかえたこと。

第6条（重大事由による保険契約の解除の特則）

- (1) 普通保険約款基本条項第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(2)の規定にかかわらず、当会社は、下表のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(*1)を解除することができます。

①	本人が、普通保険約款基本条項第5節第5条(1)の表の③ア.からウ.までまたはオ.のいずれかに該当すること。
②	子供が、普通保険約款基本条項第5節第5条(1)の表の③ア.からウ.までまたはオ.のいずれかに該当すること。

- (2) (1)の規定による解除が保険金支払事由またはその原因が発生した後になされた場合であっても、(1)の表のいずれかの事由

が発生した時から解除がなされた時までには保険金支払事由またはその原因が発生したときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。

- (3) (1)の表の②の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、普通保険約款基本条項第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の③ア.からウ.までまたはオ.のいずれにも該当しない被保険者に生じた保険金支払事由については適用しません。
- (4) (1)の表の①の規定により、当会社がこの保険契約のその家族(*2)に対する部分を解除した場合は、普通保険約款基本条項付表1－1に規定する保険料を返還します。

(*1) (1)の表の①の事由がある場合には、その家族(*2)に対する部分に限り、(1)の表の②の事由がある場合には、その被保険者に対する部分に限りです。
(*2) 第3条（被保険者の範囲）に規定する被保険者をいいます。

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または医療補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

④退院後通院保険金特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に医療補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

- (1) 当会社は、**被保険者が身体障害**を被り、この保険契約の保険期間中に**入院**を開始した場合において、その身体障害の直接の結果として、**医師等**の治療を必要とし、かつ、下表のすべてに該当する**通院**をしたときは、その日数に対し、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約にしたがい、保険金を被保険者に支払います。

①	医療補償基本特約第6条（お支払いする保険金）に規定する傷害入院保険金または疾病入院保険金が支払われる入院をし、退院(*1)した後、その入院の直接の原因となった身体障害の治療を直接の目的とした通院であること。
②	通院支払対象期間(*2)内における通院であること。

- (2) (1)の保険金は、次の算式によって算出した額とします。

退院後通院保険金日額(*3)	×	(1)の表の①および②に該当した日数	=	保険金の額
----------------	---	--------------------	---	-------

- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、保険金の支払は、1回の入院(*4)の通院支払対象期間(*2)内の通院について、保険証券記載の通院保険金支払限度日数をもって限度とします。
- (4) 当会社は、被保険者が入院を2回以上した場合で、医療補償基本特約第6条（お支払いする保険金）(5)および(6)の規定により1回の入院とみなされるときは、下表のとおり取り扱います。

①	再入院のうち最終の入院(*5)の退院日を(1)の退院日とみなします。
②	(1)の表の②の規定にかかわらず、最初の入院の退院日の翌日から、最終の入院(*5)を開始した日の前日までの間の通院については通院支払対象期間(*2)内の通院とみなします。

- (5) 当会社は、被保険者が(1)に規定する入院を開始した場合において、その入院の直接の原因となった身体障害と異なる身体障害を被っていたときまたはその入院中に異なる身体障害を被ったときに、それぞれの身体障害による入院が医療補償基本特約第6条（お支払いする保険金）に規定する傷害入院保険金または疾病入院保険金の支払対象に相当するときは、その身体障害の治療を直接の目的とする通院も(1)に規定する通院に含めます。
- (6) 保険金支払事由が生じた場合であっても、医療補償基本特約第6条（お支払いする保険金）に規定する傷害入院保険金または疾病入院保険金が支払われる期間中の通院に対しては、当会社は保険金を支払いません。
- (7) 被保険者が同一の日に2回以上通院をした場合または2以上の身体障害の治療を目的とした1回の通院をした場合は、1回の通院とみなして取り扱い、当会社は、保険金を重複して支払いません。
- (8) 被保険者が治療を終了した時以降の通院に対しては、当会社は保険金を支払いません。

(*1) 入院が終了することをいいます。
(*2) 退院日の翌日からその日を含めて保険証券記載の通院保険金支払対象期間を経過した日までの期間をいいます。
(*3) 保険証券記載の退院後通院保険金日額をいいます。
(*4) 医療補償基本特約第6条（お支払いする保険金）(5)および(6)の規定により1回の入院とみなされる場合を含みます。
(*5) 1回の入院とみなされる日数が、入院支払限度日数(*6)を超えた場合は、入院支払限度日数(*6)に到達した日を含む入院をいいます。
(*6) 保険証券記載の傷害入院保険金支払限度日数または保険証券記載の疾病入院保険金支払限度日数をいいます。

第3条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、被保険者が医師等の治療を必要としない程度になおった時、1回の入院について、保険金の支払われる日数が保険証券記載の通院保険金支払限度日数に到達した時または退院日の翌日からその日を含めて保険証券記載の通院保険金支払対象期間を経過した時のいずれか早い時から発生し、これを行行使することができるものとします。

第4条（医療補償基本特約の読み替え）

この特約については、医療補償基本特約を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇 所	読み替え前	読み替え後
①	第2条（用語の定義）の(*2)	この医療補償基本特約	この特約
②	第7条（保険期間と支払責任の関係）(1)、(2)および(4)	第6条（お支払いする保険金）(1)の規定	この特約第2条（この特約の補償内容）(1)の規定

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または医療補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

⑤⑩傷害不担保特約（退院後通院保険金用）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に医療補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（傷害通院の不担保）

当会社は、この特約により、**被保険者**に生じた**身体障害**が普通保険約款【用語の定義】の表の**傷害**に該当する場合は、退院後通院保険金特約に規定する保険金を支払いません。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または医療補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

⑤⑪総合先進医療特約（医療用）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に医療補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当会社は、**被保険者**が**身体障害**を被り、その直接の結果として保険金支払事由が発生した場合は、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約にしたがい、第4条（お支払いする保険金）に規定する保険金を支払います。

第3条（被保険者）

この特約において被保険者とは、医療補償基本特約第4条（被保険者）(1)に規定する被保険者をいいます。

第4条（お支払いする保険金）

当会社は、下表の規定にしたがい、保険金を支払います。

	保険金の名称	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金の受取人
①	総合先進医療基本保険金	この保険契約の保険期間中に先進医療を受けた(*1)場合	被保険者が受けた先進医療にかかわる技術料(*2)。ただし、総合先進医療基本保険金の支払は、この特約の保険期間を通じ、保険証券記載の総合先進医療基本保険金額を限度とします。	被保険者
②	総合先進医療一時金	この保険契約の保険期間中に総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けた(*1)場合	保険証券記載の総合先進医療一時金額とします。ただし、総合先進医療一時金の支払は、この特約の保険期間を通じ、1回に限ります。	被保険者

(*1) 被保険者が、一連の先進医療を受けた場合は、最初に受けた日に保険金支払事由に該当したものとみなします。

(*2) 次の費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。

- i. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用（自己負担部分を含む）
- ii. 先進医療以外の評価療養のための費用
- iii. 選定療養のための費用
- iv. 食事療養のための費用
- v. 生活療養のための費用

第5条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、次の定義によります。

	用 語	定 義
①	先進医療	公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、主務官庁が定める先進医療をいいます。ただし、先進医療ごとに主務官庁が定める施設基準に適合する 病院等 において行われるものに限り、また、先進医療を受けた日現在において、公的医療保険制度に基づき給付の対象となる療養(*1)は除きます。 (*1) 次のいずれかに該当するものをいいます。 i. 診察 ii. 薬剤または治療材料の支給 iii. 処置、手術その他の治療
②	保険金支払事由	保険金の種類ごとに第4条（お支払いする保険金）の表の「保険金をお支払いする場合」欄に該当する事由をいいます。
③	一連の先進医療	同一の先進医療を複数の日にわたって受けた場合における先進医療を開始した時から、終了する時までの先進医療をいいます。

第6条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が先進医療を受けた時から発生し、これを行行使することができるものとします。
(2) 被保険者または保険金の受取人が保険金の支払を請求する場合は、医療補償基本特約第10条（保険金の請求）(3)⑤の表のイ.の次に、ウ.として、次のとおり追加して適用します。

ウ. 先進医療の技術料を支払ったことを示す領収証等の書類

第7条（医療補償基本特約の読み替え）

この特約については、医療補償基本特約を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇 所	読み替え前	読み替え後
①	第2条（用語の定義）の(*2)	この医療補償基本特約	この特約
②	第7条（保険期間と支払責任の関係）(1)、(2)および(4)	第6条（お支払いする保険金）(1)の規定	この特約第4条（お支払いする保険金）の規定

第8条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または医療補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

㊦入院一時金特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に医療補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

- (1) 当会社は、**被保険者が身体障害**を被り、その直接の結果として、医療補償基本特約第6条（お支払いする保険金）(1)の表の①または③の「保険金をお支払いする場合」欄の**入院**を開始した場合は、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約にしたがい、保険証券記載の入院一時金額を保険金として被保険者に支払います。ただし、被保険者が、保険証券記載の入院一時金免責日数を超えて入院した場合に限り、
(2) (1)の規定にかかわらず、当会社の保険金の支払は、医療補償基本特約第2条（用語の定義）の表の①に規定する1回の入院について1回限りとします。

第3条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、第2条（この特約の補償内容）(1)の入院の日数が保険証券記載の入院一時金免責日数を超えた時から発生し、これを行行使することができるものとします。

第4条（医療補償基本特約の読み替え）

この特約については、医療補償基本特約第2条（用語の定義）の(*2)を下表のとおり読み替えて適用します。

読み替え前	読み替え後
この医療補償基本特約	この特約

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または医療補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

㊦三大疾病・重度傷害一時金特約（医療用）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に医療補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されて

いる場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当会社は、**被保険者**が下表のいずれかの状態に該当した場合は、下表に規定する一時金を普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約にしたがい、保険金として支払います。ただし、下表の②から⑥までの**入院**については、介護保険法に定める介護医療院における入院を除きます。

① 悪性新生物一時金	次のいずれかに該当した場合 ア. がんが新たに生じたと診断確定された場合。なお、がんが再発または転移したと診断確定された場合は含みません。 イ. この保険契約が継続契約である場合において、原発がん(*1)が、治療したことにより、治癒または寛解状態(*2)となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定された場合
② 急性心筋梗塞入院一時金	急性心筋梗塞を発病し、冠動脈に狭窄あるいは閉塞があることが、心臓カテーテル検査によって 医師等 により診断され、その治療を直接の目的として入院を開始した場合
③ 脳卒中入院一時金	脳卒中を発病し、その 疾病 により言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的症状が急激に発生し、かつ、CTまたはMRIによってその責任病巣が医師等により確認され、その治療を直接の目的として入院を開始した場合
④ 脳挫傷入院一時金	事故(*3)を原因として脳挫傷と医師等により診断され、その治療を直接の目的として事故(*3)が発生した日からその日を含めて180日以内に入院を開始した場合
⑤ 脊髄損傷入院一時金	事故(*3)を原因として脊髄損傷と医師等により診断され、その治療を直接の目的として事故(*3)が発生した日からその日を含めて180日以内に入院を開始した場合
⑥ 内臓損傷入院一時金	事故(*3)を原因として内臓損傷と医師等により診断され、その治療を直接の目的として事故(*3)が発生した日からその日を含めて180日以内に入院を開始した場合

(*1) この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがんをいいます。
ただし、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の初日より前に診断確定されたがんが再発または転移したと診断確定されたがんを除きます。

(*2) がんが認められない状態をいいます。

(*3) 急激かつ偶然な外来の事故をいいます。

第3条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
① がん (*1)(*2)	平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、下記の基本分類コードに規定される内容によるものとします。なお、がんの診断確定は、病理組織学的所見(*3)により、医師等によって診断されることを必要とします。ただし、病理組織学的検査(*3)が行われない場合には、病理組織学的検査(*3)が行われなかった理由が明らかであり、その他の所見(*4)による診断確定の根拠が合理的であると認められるときに限り、その他の所見(*4)による診断確定も認めることがあります。 ア. 口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞…基本分類コードC00-C14 イ. 消化器の悪性新生物＜腫瘍＞…基本分類コードC15-C26 ウ. 呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞…基本分類コードC30-C39 エ. 骨及び関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞…基本分類コードC40-C41 オ. 皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞…基本分類コードC43-C44 カ. 中皮及び軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞…基本分類コードC45-C49 キ. 乳房の悪性新生物＜腫瘍＞…基本分類コードC50 ク. 女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞…基本分類コードC51-C58 ケ. 男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞…基本分類コードC60-C63 コ. 腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞…基本分類コードC64-C68 サ. 眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞…基本分類コードC69-C72 シ. 甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞…基本分類コードC73-C75 ス. 部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞…基本分類コードC76-C80 セ. リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞、原発と記載された又は推定されたものの…基本分類コードC81-C96 ソ. 独立した（原発性）多部位の悪性新生物＜腫瘍＞…基本分類コードC97 タ. 上皮内新生物＜腫瘍＞…基本分類コードD00-D07、D09 チ. 真正赤血球増加症＜多血症＞…基本分類コードD45 ツ. 骨髄異形成症候群…基本分類コードD46 テ. リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物＜腫瘍＞(D47)中の ・慢性骨髄増殖性疾患…基本分類コードD47.1 ・本態性（出血性）血小板血症…基本分類コードD47.3 ・骨髄線維症…基本分類コードD47.4 ・慢性好酸球性白血病[好酸球増加症候群]…基本分類コードD47.5

② 急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病とし、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、虚血性心疾患（I20-I25）のうち「急性心筋梗塞…基本分類コード I21」および「再発性心筋梗塞…基本分類コード I22」に規定される内容によるものをいいます。 ア. 典型的な胸部痛の病歴 イ. 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 ウ. 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
③ 脳卒中	脳血管の異常(*5)により血管の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病とし、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、下記の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。 脳血管疾患（I60-I69）のうち、 ・くも膜下出血…基本分類コード I60 ・脳内出血…基本分類コード I61 ・脳梗塞…基本分類コード I63
④ 脳挫傷	頭部に加えられた衝撃によって脳が器質的損傷を負った傷害(*6)とし、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、下記の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。 頭部損傷（S00-S09）のうち、 ・頭蓋骨及び顔面骨の骨折…基本分類コード S02のうち、 ・頭蓋穹隆部骨折 S02.0 ・頭蓋底骨折 S02.1 ・頭蓋骨及び顔面骨を含む多発骨折 S02.7 ・頭蓋骨及び顔面骨の骨折、部位不明 S02.9 ・頭蓋内損傷…基本分類コード S06 ・頭部の挫滅損傷…基本分類コード S07のうち、 ・頭蓋の挫滅損傷 S07.1 ・頭部のその他の部位の挫滅損傷 S07.8 ・頭部の挫滅損傷、部位不明 S07.9 ・頭部のその他及び詳細不明の損傷…基本分類コード S09のうち、 ・頭部の詳細不明の損傷 S09.9
⑤ 脊髄損傷	脊椎（背骨）に加えられた衝撃によって脊椎（背骨）の脱臼または骨折が生じ、受傷直後の神経症状がFrankel分類のA、BまたはCに該当した傷害とし、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、下記の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。 ア. 頸部損傷（S10-S19）のうち、 ・頸部の骨折…基本分類コード S12のうち、 ・第1頸椎骨折 S12.0 ・第2頸椎骨折 S12.1 ・その他の明示された頸椎骨折 S12.2 ・頸椎の多発骨折 S12.7 ・頸部の骨折、部位不明 S12.9 ・頸部の神経及び脊髄の損傷…基本分類コード S14 イ. 胸部＜郭＞損傷（S20-S29）のうち、 ・肋骨、胸骨及び胸椎骨折…基本分類コード S22のうち、 ・胸椎骨折 S22.0 ・胸椎の多発骨折 S22.1 ・胸部＜郭＞の神経及び脊髄の損傷…基本分類コード S24 ウ. 腹部、下背部、腰椎及び骨盤部の損傷（S30-S39）のうち、 ・腰椎及び骨盤の骨折…基本分類コード S32のうち、 ・腰椎骨折 S32.0 ・仙骨骨折 S32.1 ・尾骨骨折 S32.2 ・腰椎及び骨盤の多発骨折 S32.7 ・腰椎及び骨盤のその他及び部位不明の骨折 S32.8 ・腹部、下背部及び骨盤部の神経及び脊髄の損傷…基本分類コード S34 エ. 肩及び上腕の損傷（S40-S49）のうち、 ・肩及び上腕の神経損傷…基本分類コード S44

⑥	内臓損傷	身体外部から加えられた衝撃等によって内臓(*7)が器質的損傷を受けた傷害(*8)とし、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、下記の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。 ア. 胸部＜郭＞損傷（S20-S29）のうち、 ・心臓損傷…基本分類コード S26のうち、 ・心臓のその他の損傷 S26.8 ・心臓損傷、詳細不明 S26.9 ・その他及び詳細不明の胸腔内臓器の損傷…基本分類コード S27のうち、 ・その他の肺損傷 S27.3 ・気管支損傷 S27.4 ・胸部＜郭＞の気管損傷 S27.5 ・胸膜損傷 S27.6 ・胸腔内臓器の多発性損傷 S27.7 ・その他の明示された胸腔内臓器の損傷 S27.8 ・詳細不明の胸腔内臓器の損傷 S27.9 ・胸部＜郭＞の挫滅損傷及び外傷性切断…基本分類コード S28 ・胸部＜郭＞のその他及び詳細不明の損傷…基本分類コード S29のうち、 ・胸部＜郭＞の多発性損傷 S29.7 イ. 腹部、下背部、腰椎及び骨盤部の損傷（S30-S39）のうち、 ・腹腔内臓器の損傷…基本分類コード S36 ・腎尿路生殖器及び骨盤臓器の損傷…基本分類コード S37 ・腹部、下背部及び骨盤部のその他及び詳細不明の損傷…基本分類コード S39
⑦	身体障害を被った時	次のいずれかに該当した時をいいます。 ア. 第2条（この特約の補償内容）の表の①が適用される場合については、がんと診断確定された時 イ. 第2条の表の②が適用される場合については、急性心筋梗塞の原因となる疾病を発病した時 ウ. 第2条の表の③が適用される場合については、脳卒中の原因となる疾病を発病した時 エ. 第2条の表の④、⑤または⑥が適用される場合については、事故発生の時

(*1) 厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を含みます。

(*2) 厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学(NCC監修) 第3版(2012年改正版)」により、新生物の性状を表す第5桁コードとしてそれぞれ次のコード番号が付されたものであることを必要とします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁コードが「悪性新生物」または「上皮内新生物」とされた新生物があるときには、その新生物を含みます。

新生物の性状を表す第5桁コード	
悪性新生物	コード番号
	／3 悪性、原発部位
	／6 悪性、転移部位
	／9 悪性、原発部位又は転移部位の別不詳
上皮内新生物	／2 上皮内癌
	上皮内
	非浸潤性
	非侵襲性

(*3) 生検を含みます。

(*4) 細胞学的検査、臨床検査等により認められる異常所見をいいます。

(*5) 脳組織の梗塞、出血および頭蓋外部からの塞栓が含まれます。

(*6) その治療を直接の目的として開頭術を伴う手術を行なったものに限り、慢性硬膜下血腫は除きます。

(*7) 心臓、肺、胃、腸、肝臓、膵臓、脾臓、腎臓、膀胱をいいます。

(*8) その治療を直接の目的として開胸術または開腹術を伴う手術を行なったものに限ります。

第4条（お支払いする保険金）

(1) 当会社は、被保険者がこの保険契約の保険期間中に第2条（この特約の補償内容）の表の①の状態に該当した場合は、保険証券記載の三大疾病・重度傷害一時金額を保険金として被保険者に支払います。

(2) 当会社は、被保険者が第2条（この特約の補償内容）の表の②から⑥までに規定するいずれかの状態に該当した場合において、この保険契約の保険期間中に入院を開始したときは、1回の入院(*1)について保険証券記載の三大疾病・重度傷害一時金額を保険金として被保険者に支払います。

(3) 被保険者が保険金の支払対象とならない入院中に保険金の支払対象となる**身体障害**の治療を開始したと当社が認めた場合は、その治療を開始した日に、その身体障害の治療を直接の目的とする入院を開始したものとみなします。

(4) 被保険者が同一の事故により、第2条（この特約の補償内容）の表に規定する複数の一時金の保険金支払事由に該当した場合には、(1)および(2)の規定にかかわらず、当会社はいずれか1つの一時金を保険金として支払うものとし、重複しては支払

〈三大疾病・重度傷害一時金特約（医療用） 第3条(*2)〉

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）編「国際疾病分類－腫瘍学(NCC監修) 第3.1版」を対象としています（新たな分類が施行された場合には変更となることがあります）。

なお、国立がん研究センターが公表している「国際疾病分類腫瘍学第3.2版（ICD-O-3.2）院内がん登録実務用」等は、「厚生労働省大臣官房統計情報部編『国際疾病分類－腫瘍学』において、新たな分類が施行された場合」には含みません。

いません。

- (5) 当社が保険金を支払った場合は、その後被保険者が第2条（この特約の補償内容）の表のいずれかに該当したときであっても、当社は、保険金を支払いません。
- (6) この保険契約の保険期間中に保険金支払事由が発生した場合であっても、下表のいずれかの保険期間中に第2条（この特約の補償内容）の表に規定する同一の一時金の保険金支払事由に該当しており、その保険金支払事由に該当した日からその日を含めて1年以内であるときは、当社は、保険金を支払いません。

①	この保険契約の保険期間
②	この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間

(*1) 医療補償基本特約第2条（用語の定義）の表の①に規定する1回の入院をいいます。

第5条（保険期間と支払責任の関係）

- (1) 第4条（お支払いする保険金）(1)および(2)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、下表のいずれかに該当するときは、当社は、保険金を支払いません。

①	第2条（この特約の補償内容）の表の①が適用される場合において、被保険者ががんと診断確定(*1)された時が、保険期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前であるとき。
②	第2条の表の②から⑥までのいずれかが適用される場合においては、入院の原因となった身体障害を被った時が保険期間の開始日より前であるとき。

- (2) 第4条（お支払いする保険金）(1)および(2)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、下表のいずれかに該当するときは、当社は、保険金を支払いません。

①	第2条（この特約の補償内容）の表の①が適用される場合において、被保険者ががんと診断確定(*1)された時が、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前であるとき。
②	第2条の表の②から⑥までのいずれかが適用される場合においては、入院の原因となった身体障害を被った時がこの保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の開始日より前であるとき。

- (3) (2)の②の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、下表のすべてに該当したときは、当社は、その保険金支払事由はこの保険契約の保険期間の開始日より後に被った身体障害を原因とするものとみなして取り扱います。

①	第2条（この特約の補償内容）の表の②から⑥までのいずれかが適用される場合
②	この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて1年を経過した後に保険金支払事由が発生した場合

(*1) 被保険者が医師等である場合は、被保険者自身による診断確定を含みます。

第6条（保険金の請求）

当社に対する保険金請求権は、被保険者が第2条（この特約の補償内容）の表のいずれかの状態に該当した時から発生し、これを行行使することができるものとします。

第7条（医療補償基本特約の読み替え）

この特約については、医療補償基本特約第2条（用語の定義）の(*2)を下表のとおり読み替えて適用します。

読み替え前	読み替え後
この医療補償基本特約	この特約

第8条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または医療補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

⑤ 三大疾病のみ補償特約（三大疾病・重度傷害一時金（医療用）用）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に医療補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当社は、この特約により、三大疾病・重度傷害一時金特約（医療用）第2条（この特約の補償内容）の表に規定する一時金のうち、悪性新生物一時金、急性心筋梗塞入院一時金および脳卒中入院一時金のみを保険金として支払うものとします。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または医療補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

⑤女性医療特約

この特約は、この保険契約に医療補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第1章 女性入院補償条項

第1条（この条項の補償内容）

当会社は、**被保険者**が女性疾病等(*1)を被り、その直接の結果として、**入院**を開始した場合は、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約にしたがい、第3条（お支払いする保険金）に規定する女性入院保険金を支払います。

(*1) 別表1に定める**疾病**をいいます。

第2条（被保険者）

この条項において被保険者とは、医療補償基本特約第4条（被保険者）(1)に規定する被保険者をいいます。

第3条（お支払いする保険金）

- (1) 当会社は、被保険者が第1条（この条項の補償内容）の女性疾病等(*1)を被り、その直接の結果として、**医師等**の治療を必要とし、かつ、この保険契約の保険期間中にその女性疾病等(*1)の治療を直接の目的とする入院(*2)を開始した場合は、その入院日数に対し、女性入院保険金を被保険者に支払います。ただし、介護保険法に定める介護医療院における入院を除きます。
- (2) (1)の女性入院保険金は、次の算式によって算出した額とします。

女性入院保険金日額(*3)

×

(

女性入院日数(*4)

−

疾病入院免責日数(*5)

)

=

保険金の額

- (3) 当会社は、1回の入院について、疾病入院支払限度日数(*6)を限度として女性入院保険金を支払います。なお、この日数には、疾病入院免責日数(*5)は含みません。
- (4) 女性入院日数には、女性疾病等(*1)の直接の結果として、臓器の移植に関する法律第6条の規定によって、同条第4項に定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた場合は、その後の、その身体への処置日数を含みます。ただし、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(*7)である場合に限りします。
- (5) 被保険者が女性入院保険金の支払を受けられる入院中にさらに女性入院保険金の支払を受けられる女性疾病等(*1)を被った場合においても、当会社は、重複しては保険金を支払いません。
- (6) 被保険者が女性疾病等(*1)以外の事由による入院中に、女性疾病等(*1)を被り、その女性疾病等(*1)の治療を開始した場合には、その治療を開始した日に、女性疾病等(*1)の治療を直接の目的とする入院を開始したものとみなします。

(*1) 別表1に定める疾病をいいます。

(*2) 美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院、入院治療を必要としない介護を主たる目的とする入院等は除きます。分娩のための入院は、医療補償基本特約別表2に規定する異常分娩と認められる場合に限り、疾病の治療を目的とする入院とみなします。

(*3) 保険証券記載の女性入院保険金日額をいいます。

(*4) (1)の入院日数をいいます。

(*5) 保険証券記載の疾病入院免責日数をいいます。

(*6) 保険証券記載の疾病入院保険金支払限度日数をいいます。

(*7) 臓器の移植に関する法律附則第11条に定める医療給付関係各法の適用がない場合は、同法附則第11条に定める医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

第2章 女性形成治療補償条項

第1条（この条項の補償内容）

当会社は、被保険者が、**病院等**において治療を直接の目的とした下表に掲げる**手術**のいずれかを受けた場合は、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約の規定にしたがい、第4条（お支払いする保険金）に規定する女性形成治療保険金を支払います。

①	瘢痕に対する 瘢痕形成術
②	後天性変形に対する 変形形成術
③	乳房切除術

第2条（被保険者）

この条項において被保険者とは、医療補償基本特約第4条（被保険者）(1)に規定する被保険者をいいます。

第3条（用語の定義）

この条項において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用 語	定 義
①	身体障害	被保険者の受けた手術の種類によって次のとおりとします。 ア. 瘢痕形成術 瘢痕の原因となった傷害または疾病 イ. 変形形成術 後天性変形 ウ. 乳房切除術 乳房切除の原因となった傷害または疾病
②	身体障害を被った時	被保険者の受けた手術の種類によって次のとおりとします。 ア. 瘢痕形成術または乳房切除術 身体障害が傷害の場合には傷害の原因となった事故発生の時、また疾病のときには医師等の診断による発病の時 イ. 変形形成術 身体障害が初めて医師等により診断された時
③	手術	第1条（この条項の補償内容）の表に掲げる手術をいいます。
④	瘢痕	別表2に定める瘢痕をいいます。
⑤	瘢痕形成術	別表3に定める植皮術または瘢痕形成術をいいます。
⑥	後天性変形	別表2に定める足ゆびの後天性変形をいいます。
⑦	変形形成術	別表3に定める形成術をいいます。
⑧	乳房切除術	別表3に定める乳房切除術をいいます。
⑨	乳房の悪性新生物	別表1中、基本分類コードC50の悪性新生物をいいます。

第4条（お支払いする保険金）

- (1) 当会社は、被保険者が、身体障害を被り、この保険契約の保険期間中に病院等において、その身体障害の治療を直接の目的として手術(*1)を受けた場合(*2)は、女性形成治療保険金を被保険者に支払います。
- (2) (1)の女性形成治療保険金は、手術1回について次の算式によって算出した額とします。

女性入院保険金日額(*3)	×	手術の種類に対応する別表3に規定する倍率(*4)	=	保険金の額
---------------	---	--------------------------	---	-------

- (3) 被保険者が変形形成術を受けた後、同一の足ゆびについて後天性変形と診断された場合は、新たに身体障害を被ったものとして取り扱います。
- (4) 被保険者が後天性変形と診断された後、異なる足ゆびについて初めて後天性変形と診断された場合は、新たに身体障害を被ったものとして取り扱います。

- (*1) 美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断、検査(*5)のための手術等は含みません。
- (*2) 手術開始後、手術中に死亡した場合であっても、手術を受けたものとし、麻酔処理の段階は除きます。
- (*3) 保険証券記載の女性入院保険金日額をいいます。
- (*4) 時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合には、別表3に規定する倍率の最も高い手術についてのみ女性形成治療保険金を支払います。
- (*5) 生検、腹腔鏡検査等をいいます。

第5条（保険期間と支払責任の関係）

- (1) 第4条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、手術の原因となった身体障害を被った時が下表のいずれかに該当するときは、当会社は女性形成治療保険金を支払いません。

①	保険期間の開始時より前であるとき。
②	①の規定にかかわらず、身体障害の原因が乳房の悪性新生物である場合には、保険期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前であるとき。

- (2) 第4条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、手術の原因となった身体障害を被った時が下表のいずれかに該当するときは、当会社は、女性形成治療保険金を支払いません。

①	この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の開始時より前であるとき。
②	①の規定にかかわらず、身体障害の原因が乳房の悪性新生物である場合には、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前であるとき。

- (3) (2)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、下表の日からその日を含めて1年を経過した後に保険金支払事由が発生したときは、当会社は、その保険金支払事由はこの保険契約の保険期間の開始時より後に被った身体障害を原因とするものとみなして取り扱います。

①	この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の初日
②	①の規定にかかわらず、身体障害の原因が乳房の悪性新生物である場合には、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日

〈女性医療特約 第2章第4条(*4)〉

「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

第3章 基本条項

第1条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、下表の左欄に規定する保険金ごとに、それぞれ対応する下表の右欄に規定する時から発生し、これを行行使することができるものとします。

① 女性入院保険金	被保険者の別表1に定める女性疾病等の治療を直接の目的とする入院が終了した時または1回の入院にあたる入院日数の合計が保険証券記載の疾病入院保険金支払限度日数に到達した時のいずれか早い時
② 女性形成治療保険金	被保険者が手術を受けた時

第2条（医療補償基本特約等の読み替え）

(1) この特約については、医療補償基本特約第2条（用語の定義）の(*2)を下表のとおり読み替えて適用します。

読み替え前	読み替え後
この医療補償基本特約	この特約

(2) 第1章女性入院補償条項については、下表のとおり読み替えて適用します。

	箇 所	読み替え前	読み替え後
①	医療補償基本特約第5条（保険金をお支払いしない場合）(1)の表の④イ.	第3条（この特約の補償内容）(1)に規定する身体障害	この特約別表1に定める女性疾病等
②	医療補償基本特約第6条（お支払いする保険金）(10)	第3条（この特約の補償内容）(1)の身体障害	この特約別表1に定める女性疾病等
③	医療補償基本特約第7条（保険期間と支払責任の関係）(1)、(2)および(4)	第6条（お支払いする保険金）(1)の規定	この特約第1章女性入院補償条項第3条（お支払いする保険金）(1)の規定
④	普通保険約款およびこれに付帯される他の特約	身体障害	この特約別表1に定める女性疾病等

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または医療補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

<別表1> 第1章女性入院補償条項第1条（この条項の補償内容）の女性疾病等および第2章女性形成治療補償条項第3条（用語の定義）の乳房の悪性新生物

対象となる女性疾病等とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、下記の基本分類コードに規定される内容によるものとします。

女性疾病等の種類	分類項目	基本分類コード
新生物 (*1)(*2)	○口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞ ○消化器の悪性新生物＜腫瘍＞ ○呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞ ○骨及び関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞ ○皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞ ○中皮及び軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞ ○乳房の悪性新生物＜腫瘍＞ ○女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞ ○腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞ ○眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞ ○甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞ ○部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞ ○リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞、原発と記載された又は推定されたもの ○独立した（原発性）多部位の悪性新生物＜腫瘍＞ ○上皮内新生物＜腫瘍＞（D00-D09）中の ・口腔、食道及び胃の上皮内癌 ・その他及び部位不明の消化器の上皮内癌 ・中耳及び呼吸器系の上皮内癌 ・上皮内黒色腫 ・皮膚の上皮内癌 ・乳房の上皮内癌 ・子宮頸（部）の上皮内癌 ・その他及び部位不明の生殖器の上皮内癌（D07）中の ・子宮内膜 ・外陰部 ・膣	C00-C14 C15-C26 C30-C39 C40-C41 C43-C44 C45-C49 C50 C51-C58 C64-C68 C69-C72 C73-C75 C76-C80 C81-C96 C97 D00 D01 D02 D03 D04 D05 D06 D07.0 D07.1 D07.2

	・その他及び部位不明の女性生殖器 ・その他及び部位不明の上皮内癌 ○良性新生物＜腫瘍＞（D10-D36）中の ・乳房の良性新生物＜腫瘍＞ ・子宮平滑筋腫 ・子宮のその他の良性新生物＜腫瘍＞ ・卵巣の良性新生物＜腫瘍＞ ・その他及び部位不明の女性生殖器の良性新生物＜腫瘍＞ ・腎尿路の良性新生物＜腫瘍＞ ・甲状腺の良性新生物＜腫瘍＞ ○性状不詳又は不明の新生物＜腫瘍＞（D37-D48）中の ・女性生殖器の性状不詳又は不明の新生物＜腫瘍＞ ・腎尿路の性状不詳又は不明の新生物＜腫瘍＞ ・真正赤血球増加症＜多血症＞ ・骨髓異形成症候群 ・リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物＜腫瘍＞（D47）中の ・慢性骨髓増殖性疾患 ・本態性（出血性）血小板血症 ・骨髓線維症 ・慢性好酸球性白血病 [好酸球増加症候群] ・その他及び部位不明の性状不詳又は不明の新生物＜腫瘍＞（D48）中の ・乳房	D07.3 D09 D24 D25 D26 D27 D28 D30 D34 D39 D41 D45 D46 D47.1 D47.3 D47.4 D47.5 D48.6
内分泌、栄養及び代謝疾患	○甲状腺障害（E00-E07）中の ・ヨード欠乏による甲状腺障害及び類縁病態 ・無症候性ヨード欠乏性甲状腺機能低下症 ・その他の甲状腺機能低下症 ・その他の非中毒性甲状腺腫 ・甲状腺中毒症 [甲状腺機能亢進症] ・甲状腺炎 ・その他の甲状腺障害 ○その他の内分泌腺障害（E20-E35）中の ・クッシング＜Cushing＞症候群 ・卵巣機能障害	E01 E02 E03 E04 E05 E06 E07 E24 E28
糖尿病	○糖尿病（E10-E14）中の ・1型＜インスリン依存性＞糖尿病＜IDDM＞ ・2型＜インスリン非依存性＞糖尿病＜NIDDM＞ ・栄養障害に関連する糖尿病 ・その他の明示された糖尿病 ・詳細不明の糖尿病	E10 E11 E12 E13 E14
血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	○栄養性貧血（D50-D53）中の ・鉄欠乏性貧血 ・ビタミンB12欠乏性貧血 ・葉酸欠乏性貧血 ・その他の栄養性貧血 ○溶血性貧血（D55-D59）中の ・後天性溶血性貧血 ○無形成性貧血及びその他の貧血（D60-D64）中の ・後天性赤芽球ろう＜癆＞ [赤芽球減少症] ・その他の無形成性貧血 ・急性出血後貧血 ・他に分類される慢性疾患における貧血 ・その他の貧血 ○凝固障害、紫斑病及びその他の出血性病態（D65-D69）中の ・紫斑病及びその他の出血性病態（D69）中の ・アレルギー性紫斑病 ・血小板機能異常症 ・その他の血小板非減少性紫斑病 ・特発性血小板減少性紫斑病 ・その他の原発性血小板減少症 ・続発性血小板減少症 ・血小板減少症、詳細不明	D50 D51 D52 D53 D59 D60 D61 D62 D63 D64 D69.0 D69.1 D69.2 D69.3 D69.4 D69.5 D69.6
心疾患	○慢性リウマチ性心疾患 ○虚血性心疾患 ○肺性心疾患及び肺循環疾患 ○その他の型の心疾患	I05-I09 I20-I25 I26-I28 I30-I52

高血圧性疾患	○高血圧性疾患	I10-I15
脳血管疾患	○脳血管疾患	I60-I69
循環器系の疾患	○静脈、リンパ管及びリンパ節の疾患、他に分類されないもの（I80-I89）中の ・下肢の静脈瘤 ・その他の部位の静脈瘤（I86）中の ・外陰静脈瘤 ○循環器系のその他及び詳細不明の障害（I95-I99）中の ・循環器系の処置後障害、他に分類されないもの（I97）中の ・乳房切断後リンパ浮腫症候群 ・低血圧（症） ○全身性結合組織障害（M30-M36）中の ・その他のえく壊＞死性血管障害（M31）中の ・大動脈弓症候群〔高安病〕	I83 I86.3 I97.2 I95 M31.4
消化器系の疾患	○胆のう＜嚢＞、胆管及び膵の障害（K80-K87）中の ・胆石症 ・胆のう＜嚢＞炎 ・胆のう＜嚢＞のその他の疾患 ・胆道のその他の疾患	K80 K81 K82 K83
腎尿路生殖器系の疾患	○糸球体疾患（N00-N08）中の ・急性腎炎症候群 ・急速進行性腎炎症候群 ・反復性及び持続性血尿 ・慢性腎炎症候群 ・ネフローゼ症候群 ・詳細不明の腎炎症候群 ・明示された形態学的病変を伴う単独タンパク＜蛋白＞尿 ・遺伝性腎症＜ネフロパシー＞、他に分類されないもの ・他に分類される疾患における糸球体障害 ○腎尿細管間質性疾患（N10-N16）中の ・急性尿細管間質性腎炎 ・慢性尿細管間質性腎炎 ・尿細管間質性腎炎、急性又は慢性と明示されないもの ・閉塞性尿路疾患及び逆流性尿路疾患 ・薬物及び重金属により誘発された尿細管間質及び尿細管の病態 ・その他の腎尿細管間質性疾患 ・他に分類される疾患における腎尿細管間質性障害 ○腎不全（N17-N19）中の ・慢性腎臓病（N18）中の ・慢性腎臓病、ステージ4 ・慢性腎臓病、ステージ5 ○尿路結石症（N20-N23）中の ・腎結石及び尿管結石 ・下部尿路結石 ・他に分類される疾患における尿路結石 ○腎及び尿管のその他の障害（N25-N29）中の ・腎及び尿管のその他の障害、他に分類されないもの ・他に分類される疾患における腎及び尿管のその他の障害 ○尿路系のその他の疾患（N30-N39）中の ・膀胱炎 ・神経因性膀胱（機能障害）、他に分類されないもの ・その他の膀胱障害 ・他に分類される疾患における膀胱障害 ・尿道炎及び尿道症候群 ・尿道狭窄 ・尿道のその他の障害 ・他に分類される疾患における尿道の障害 ・尿路系のその他の障害 ○乳房の障害 ○女性骨盤臓器の炎症性疾患 ○女性生殖器の非炎症性障害 ○腎尿路生殖器系の処置後障害、他に分類されないもの	N00 N01 N02 N03 N04 N05 N06 N07 N08 N10 N11 N12 N13 N14 N15 N16 N18.4 N18.5 N20 N21 N22 N28 N29 N30 N31 N32 N33 N34 N35 N36 N37 N39 N60-N64 N70-N77 N80-N98 N99
妊娠、分娩及び産じょく＜褥＞	○流産に終わった妊娠 ○妊娠、分娩及び産じょく＜褥＞における浮腫、タンパク＜蛋白＞尿及び高血圧性障害	O00-O08 O10-O16

	○主として妊娠に関連するその他の母体障害 ○胎児及び羊膜腔に関連する母体ケア並びに予想される分娩の諸問題 ○分娩の合併症 ○分娩（単胎自然分娩（O80）は除く） ○主として産じょく＜褥＞に関連する合併症 ○その他の産科的病態、他に分類されないもの	O20-O29 O30-O48 O60-O75 O81-O84 O85-O92 O94-O99
筋骨格系及び結合組織の疾患	○炎症性多発性関節障害（M05-M14）中の ・血清反応陽性関節リウマチ ・その他の関節リウマチ ・若年性関節炎 ・他に分類される疾患における若年性関節炎 ○全身性結合組織障害（M30-M36）中の ・全身性エリテマトーデス＜紅斑性狼瘡＞＜SLE＞ ・皮膚（多発性）筋炎 ・全身性硬化症 ・その他の全身性結合組織疾患（M35）中の ・乾燥症候群〔シェーグレン＜Sjogren＞症候群〕 ・その他の重複症候群 ・リウマチ性多発筋痛症 ・その他の明示された全身性結合組織疾患 ・全身性結合組織疾患、詳細不明	M05 M06 M08 M09 M32 M33 M34 M35.0 M35.1 M35.3 M35.8 M35.9

（*1）厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を含みます。

（*2）厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学（NCC監修）第3版（2012年改正版）」により、新生物の性状を表す第5桁コードとしてそれぞれ次のコード番号が付されたものであることを必要とします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁コードが「悪性新生物」または「上皮内新生物」とされた新生物があるときには、その新生物を含みます。

新生物の性状を表す第5桁コード	
悪性新生物	コード番号
	／3 悪性、原発部位
	／6 悪性、転移部位
	悪性、続発部位
上皮内新生物	／9 悪性、原発部位又は転移部位の別不詳
	／2 上皮内癌
	上皮内
	非浸潤性
良性新生物	非侵襲性
	／0 良性
性状不詳または不明の新生物	／1 良性又は悪性の別不詳
	境界悪性
	低悪性度
	悪性度不明

＜別表2＞ 第2章女性形成治療補償条項第3条（用語の定義）の癬痕および足ゆびの後天性変形

1. 癬痕

「癬痕」とは、皮膚組織が損傷を受け、その真皮乳頭層より深部まで障害されたことにより生じた欠損部分が結合組織で置換された状態をいいます。

2. 足ゆびの後天性変形

対象とする足ゆびの後天性変形は、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、下記の基本分類コードに規定される内容によるものとします。

分類項目	基本分類コード
外反母趾（後天性）	M20.1
強剛母趾	M20.2
母趾のその他の変形（後天性）	M20.3
その他のつち＜槌＞（状）趾＜足ゆび＞（後天性）	M20.4
趾＜足ゆび＞のその他の変形（後天性）	M20.5
趾＜足ゆび＞の後天性変形、詳細不明	M20.6

＜女性医療特約 ＜別表1＞（*2）＞

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）編「国際疾病分類－腫瘍学（NCC監修）第3.1版」を対象としています（新たな分類が施行された場合には変更となることがあります）。

なお、国立がん研究センターが公表している「国際疾病分類腫瘍学第3.2版（ICD-O-3.2）院内がん登録実務用」等は、「厚生労働省大臣官房統計情報部編『国際疾病分類－腫瘍学』において、新たな分類が施行された場合」には含みません。

<別表3> 第2章女性形成治療補償条項第3条（用語の定義）の手術

手 術 の 種 類	倍率
植皮術	
1. 顔面部に対する植皮術	20
2. その他の部位に対する植皮術（直径2cm未満は除く）	20
瘢痕形成術（非観血手術を除く）	
3. 顔面部に対する瘢痕形成術	20
4. その他の部位に対する瘢痕形成術（瘢痕の長さが3cm未満は除く）	20
足ゆびの後天性変形に対する形成術（非観血手術を除く）	
5. 足趾骨の切除あるいは切断を伴う矯正術または関節の形成術	20
乳房切除術（生検を除く）	
6. 皮膚を切開し、病変部を切除する手術	40

注1 「顔面部」とは、いわゆる顔といわれている部分で、その範囲は、下顎の骨の稜線と通常髪の毛の生えている部分の生えぎわ（上縁は眉毛の上5cm程度とします。）で囲まれた部分をいいます。

注2 顔面部およびその他の部位にまたがる植皮術・瘢痕形成術は、顔面部における植皮術・瘢痕形成術とみなします。

56 葬祭費用補償特約（医療用）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に医療補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当社は、**被保険者が身体障害**を被り、その直接の結果としてこの保険契約の保険期間中に死亡した場合は、被保険者の**親族**が葬祭費用を負担することによって被る損害（*1）に対して、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約にしたがい、保険証券記載の葬祭費用保険金額を限度としてその費用の負担者に、保険金を支払います。

（*1）被保険者の生前中に発生した損害は含みません。また、第5条（死亡の推定）の規定により死亡したものと推定した場合には、死亡したものと推定された日より前に発生した損害は含みません。

第3条（被保険者）

この特約において被保険者とは、医療補償基本特約第4条（被保険者）（1）に規定する被保険者をいいます。

第4条（保険金をお支払いしない場合）

当社は、保険契約者（*1）の故意または重大な過失によって生じた身体障害に対しては、保険金を支払いません。

（*1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第5条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している**航空機**または**船舶**が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第2条（この特約の補償内容）の身体障害によって死亡したものと推定します。

第6条（死亡時の義務）

（1）保険契約者または保険金の受取人は、被保険者が死亡した場合は、下表のことを履行しなければなりません。

①	被保険者が死亡した日からその日を含めて30日以内に、死亡の状況および経過を当会社に 書面等 により通知すること。
②	他の保険契約等 の有無および内容（*1）について、遅滞なく、当会社に通知すること。
③	損害賠償の請求（*2）についての訴訟を提起し、または提起された場合には、遅滞なく当会社に通知すること。
④	他人に損害賠償の請求（*2）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
⑤	①から④までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

（2）保険契約者または保険金の受取人は、被保険者が搭乗している航空機または船舶に下表の左欄に該当する事由が生じた場合は、その事由が発生した日からその日を含めて30日以内に、下表の右欄に規定することを履行しなければなりません。

① 行方不明となった場合	行方不明の状況を当会社に書面等により通知すること。
② 遭難した場合	遭難発生の状況を当会社に書面等により通知すること。

（*1）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

（*2）損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第7条（死亡時の義務違反）

（1）保険契約者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて第6条（死亡時の義務）（1）の表または（2）の規定に違反した場合は、当社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

① 第6条(1)の表の①から③まで もしくは同表の⑤または(2)	第6条(1)の表の①から③までもしくは同表の⑤または(2)の規定に違反したことによっ て当会社が被った損害の額
② 第6条(1)の表の④	他人に損害賠償の請求(*1)をすることによって取得することができたと認められる額

(2) 保険契約者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて第6条（死亡時の義務）(1)の表の①、同表の⑤もしくは(2)の表に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第8条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者の親族が第2条（この特約の補償内容）の費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 保険金の受取人が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 死亡診断書または死体検案書
- ③ 被保険者の除籍および被保険者のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本ならびに保険金の受取人が死亡した場合は、保険金の受取人の除籍および保険金の受取人のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
- ④ 普通保険約款基本条項第4節第4条（指定代理請求人）に規定する保険金の受取人の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類
- ⑤ ①から④までのほか、下表の書類または証拠

- | |
|--------------------------------|
| ア. 公の機関が発行する事故証明書またはこれに代わるべき書類 |
| イ. 葬祭費用の支出を証明する書類 |

⑥ ①から⑤までのほか、当会社が普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(3) 当会社は、費用の額等に応じ、保険契約者または保険金の受取人に対して、(2)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 保険契約者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

他の保険契約等がある場合は、下表の額を支払保険金の額とします。

- | |
|--|
| ① この特約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額 |
| ② 他の保険契約等によってこの特約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合において、被保険者の親族が負担した費用が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額(*1) |

(*1) 他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額を限度とします。

第10条（代 位）

(1) 第2条（この特約の補償内容）の損害が生じたことにより被保険者の親族が損害賠償請求権その他の債権(*1)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

- | |
|--|
| ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合は、被保険者の親族が取得した債権の全額 |
| ② ①以外の場合は、被保険者の親族が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額 |

(2) (1)の表の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者の親族が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(*1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第11条（普通保険約款および医療補償基本特約の読み替え）

(1) この特約については、普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）(1)の表の⑤を次のとおり読み替えて適用します。

- | |
|---|
| ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者の親族が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項 |
|---|

(2) この特約については、医療補償基本特約を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇 所	読み替え前	読み替え後
①	第2条（用語の定義）の(*2)	この医療補償基本特約	この特約
②	第7条（保険期間と支払責任の関係）(1)、(2)および(4)	第6条（お支払いする保険金）(1)の規定	この特約第2条（この特約の補償内容）の規定

第12条（重大事由による解除の特則）

- (1) 当会社は、保険契約者または保険金の受取人が、普通保険約款基本条項第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約（*1）を解除することができます。
- (2) (1)の規定による解除が保険金支払事由またはその原因が発生した後になされた場合であっても、(1)の解除の原因となる事由が発生した時から解除がなされた時までには、保険金支払事由またはその原因が発生したときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。
- (3) (1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、普通保険約款基本条項第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の③ア.からウ.までまたはオ.のいずれにも該当しない保険金の受取人に生じた保険金支払事由については適用しません。

（*1）保険金の受取人が該当する場合には、その保険金の受取人に対する部分に限ります。

第13条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または医療補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

⑦成人病追加支払特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に医療補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

- (1) 当会社は、**被保険者**が成人病(*1)を被り、その直接の結果として、**医師等**の治療を必要とし、かつ、この保険契約の保険期間中にその成人病(*1)の治療を直接の目的とする**入院**(*2)を開始した場合は、その入院日数に対し、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約にしたがい、成人病入院保険金を被保険者に支払います。ただし、介護保険法に定める介護医療院における入院を除きます。
- (2) (1)の成人病入院保険金は、次の算式によって算出した額とします。
- $$\text{疾病入院保険金日額}(*3) \times (\text{成人病入院日数}(*4) - \text{疾病入院免責日数}(*5)) = \text{保険金の額}$$
- (3) 当会社は、1回の入院について、疾病入院支払限度日数(*6)を限度として成人病入院保険金を支払います。なお、この日数には、疾病入院免責日数(*5)は含みません。
- (4) 成人病入院日数には、成人病(*1)の直接の結果として、臓器の移植に関する法律第6条の規定によって、同条第4項に定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた場合は、その後の、その身体への処置日数を含みます。ただし、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(*7)である場合に限り、適用されます。
- (5) 被保険者が成人病入院保険金の支払を受けられる入院中にさらに成人病入院保険金の支払を受けられる成人病(*1)を被った場合においても、当会社は、重複しては成人病入院保険金を支払いません。
- (6) 被保険者が成人病(*1)以外の事由による入院中に、成人病(*1)を被り、その成人病(*1)の治療を開始した場合には、その治療を開始した日に、成人病(*1)の治療を直接の目的とする入院を開始したものとみなします。
- (7) 当会社は、被保険者が成人病(*1)を被り、この保険契約の保険期間中(*8)に**病院等**(*9)において、その成人病(*1)の治療を直接の目的として、**公的医療保険制度**における医科診療報酬点数表(*10)により手術料の算定対象として列挙されている**手術**(*11)(*12)を受けた場合(*13)は、成人病手術保険金を被保険者に支払います。ただし、下表に定める手術を除きます。

①	傷の処置（創傷処理、デブリードマン）
②	切開術（皮膚、鼓膜）
③	骨・関節の非観血整復術、非観血整復固定術および非観血的授動術
④	抜歯(*14)
⑤	異物除去（外耳、鼻腔内）
⑥	鼻焼灼術（鼻粘膜、下甲介粘膜）
⑦	魚の目、タコ手術（鶏眼・胼胝切除術）

- (8) (7)の成人病手術保険金は、手術1回(*15)について次の算式によって算出した額とします。

$$\text{疾病入院保険金日額}(*3) \times \left(\begin{array}{l} \text{手術の種類に対応する} \\ \text{医療補償基本特約別表1に規定する倍率} \end{array} \right) = \text{保険金の額}$$

- (9) 当会社は、被保険者が、(7)に規定する成人病手術保険金の保険金支払事由に該当する同一の手術を複数回受けた場合で、

それらの手術が公的医療保険制度における医科診療報酬点数表(*10)において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術に該当するときは、それらの手術のうち支払う保険金の額の高いいずれか1回の手術についてのみ成人病手術保険金を支払います。

- (10) 当会社は、被保険者が、(7)に規定する成人病手術保険金の保険金支払事由に該当する手術を受けた場合で、その手術が公的医療保険制度における医科診療報酬点数表(*10)において手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当するときは、その手術を受けた1日目についてのみ成人病手術保険金を支払います。
- (11) 当会社は、被保険者が成人病(*1)を被り、この保険契約の保険期間中(*8)に病院等(*9)において、その成人病(*1)の治療を直接の目的として、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表(*10)により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療(*16)(*17)を受けた場合(*13)は、成人病放射線治療保険金を被保険者に支払います。ただし、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。
- (12) (11)の成人病放射線治療保険金は、放射線治療1回について次の算式によって算出した額とします。

疾病入院保険金日額(*3)	×	10	=	保険金の額
---------------	---	----	---	-------

- (*1) 別表に定めるいずれかの成人病をいいます。
- (*2) 美容上の処置、**疾病**を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院、入院治療を必要としない介護を主たる目的とする入院等は除きます。
- (*3) 保険証券記載の疾病入院保険金日額をいいます。
- (*4) (1)の入院日数をいいます。
- (*5) 保険証券記載の疾病入院免責日数をいいます。
- (*6) 保険証券記載の疾病入院保険金支払限度日数をいいます。
- (*7) 臓器の移植に関する法律附則第11条に定める医療給付関係各法の適用がない場合は、同法附則第11条に定める医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
- (*8) この保険契約を継続前契約とする継続契約が締結されなかった場合においては、この保険契約が終了した後で、かつ、成人病入院保険金の支払対象となる入院中(*18)に行われた、その成人病(*1)の治療を目的とする手術または放射線治療については、この保険契約の保険期間中に行われたものとみなします。
- (*9) 患者が入院するための施設を有しないものを含みます。
- (*10) 手術または放射線治療を受けた時点において有効な厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
- (*11) 公的医療保険制度における歯科診療報酬点数表(*19)により手術料の算定対象として列挙されている手術のうち、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表(*10)においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
- (*12) 美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断、検査(*20)のための手術等は含みません。
- (*13) 手術または放射線治療開始後、手術または放射線治療中に死亡した場合であっても、手術または放射線治療を受けたものとし、麻酔処理の段階は除きます。
- (*14) 抜歯に伴い、骨の開削等を行った場合を含みます。
- (*15) 時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ成人病手術保険金を支払います。
- (*16) 公的医療保険制度における歯科診療報酬点数表(*19)により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療のうち、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表(*10)においても放射線治療料の算定対象として列挙されているものを含みます。
- (*17) 血液照射を除きます。
- (*18) 疾病入院免責日数(*5)に規定する日数を含みます。
- (*19) 手術または放射線治療を受けた時点において有効な厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。
- (*20) 生検、腹腔鏡検査等をいいます。

第3条（被保険者）

この特約において被保険者とは、医療補償基本特約第4条（被保険者）(1)に規定する被保険者をいいます。

第4条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、下表の左欄に規定する保険金ごとに、それぞれ対応する下表の右欄に規定する時から発生し、これを行使用することができるものとします。

① 成人病入院保険金	被保険者の別表に定めるいずれかの成人病の治療を直接の目的とする入院が終了した時または1回の入院にあたる入院日数の合計が保険証券記載の疾病入院保険金支払限度日数に到達した時のいずれか早い時
② 成人病手術保険金	被保険者が別表に定めるいずれかの成人病の治療を目的として手術を受けた時
③ 成人病放射線治療保険金	被保険者が別表に定めるいずれかの成人病の治療を目的として放射線治療を受けた時

第5条（医療補償基本特約等の読み替え）

- (1) この特約については、医療補償基本特約を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇 所	読み替え前	読み替え後
①	第2条（用語の定義）の(*1)	医学上重要な関係がある 身体障害	病名を異にする場合でも、この特約別表中同一の成人病の種類に属する疾病および成人病の種類を異にしても医学上重要な関係がある疾病
②	第2条の(*2)	この医療補償基本特約	この特約

〈成人病追加支払特約 第2条(*15)〉

「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

③	第5条（保険金をお支払いしない場合）(1)の表の④イ.	第3条（この特約の補償内容）(1)に規定する身体障害	この特約別表に定めるいずれかの成人病
④	第6条（お支払いする保険金）(10)	第3条（この特約の補償内容）(1)の身体障害	この特約別表に定めるいずれかの成人病
⑤	第6条の(*23)	医学上重要な関係がある身体障害	病名を異にする場合でも、この特約別表中同一の成人病の種類に属する疾病および成人病の種類を異にしても医学上重要な関係がある疾病
⑥	第7条（保険期間と支払責任の関係）(1)、(2)および(4)	第6条（お支払いする保険金）(1)の規定	この特約第2条（この特約の補償内容）(1)、(7)および(11)の規定

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または医療補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付随される特約の規定を準用します。

<別表> 第2条（この特約の補償内容）の成人病

対象となる成人病の範囲は、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、下記の基本分類コードに規定される内容によるものとします。

成人病の種類	分類項目	基本分類コード
悪性新生物(*1)(*2)	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍> 消化器の悪性新生物<腫瘍> 呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍> 骨及び関節軟骨の悪性新生物<腫瘍> 皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物<腫瘍> 中皮及び軟部組織の悪性新生物<腫瘍> 乳房の悪性新生物<腫瘍> 女性生殖器の悪性新生物<腫瘍> 男性生殖器の悪性新生物<腫瘍> 腎尿路の悪性新生物<腫瘍> 眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍> 甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍> 部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物<腫瘍> リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>、原発と記載された又は推定されたもの 独立した（原発性）多部位の悪性新生物<腫瘍> 上皮内新生物<腫瘍> 真正赤血球増加症<多血症> 骨髄異形成症候群 慢性骨髄増殖性疾患 本態性（出血性）血小板血症 骨髄線維症 慢性好酸球性白血病 [好酸球増加症候群]	C00-C14 C15-C26 C30-C39 C40-C41 C43-C44 C45-C49 C50 C51-C58 C60-C63 C64-C68 C69-C72 C73-C75 C76-C80 C81-C96 C97 D00-D07、D09 D45 D46 D47.1 D47.3 D47.4 D47.5
糖尿病	糖尿病	E10-E14
心疾患	慢性リウマチ性心疾患 虚血性心疾患 肺性心疾患及び肺循環疾患 その他の型の心疾患	I05-I09 I20-I25 I26-I28 I30-I52
高血圧性疾患	高血圧性疾患	I10-I15
脳血管疾患	脳血管疾患	I60-I69

(*1) 厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を含みます。

(*2) 厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学（NCC監修）第3版（2012年改正版）」により、新生物の性状を表す第5桁コードとしてそれぞれ次のコード番号が付されたものであることを必要とします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁コードが「悪性新生物」または「上皮内新生物」とされた新生物があるときには、その新生物を含みます。

<成人病追加支払特約 <別表>(*2)>

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）編「国際疾病分類－腫瘍学（NCC監修）第3.1版」を対象としています（新たな分類が施行された場合には変更となることがあります）。

なお、国立がん研究センターが公表している「国際疾病分類腫瘍学第3.2版（ICD-O-3.2）院内がん登録実務用」等は、「厚生労働省大臣官房統計情報部編『国際疾病分類－腫瘍学』において、新たな分類が施行された場合」には含みません。

	新生物の性状を表す第5桁コード
悪性新生物	コード番号 ／3 悪性、原発部位 ／6 悪性、転移部位 悪性、続発部位 ／9 悪性、原発部位又は転移部位の別不詳
上皮内新生物	／2 上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性

㊦成人病手術保険金等不担保特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に医療補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（成人病手術保険金および成人病放射線治療保険金の不担保）

当会社は、この特約により、成人病追加支払特約に規定する成人病手術保険金および成人病放射線治療保険金を支払いません。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または医療補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

㊧特定傷害特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に医療補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当会社は、**被保険者**が特定傷害（*1）を被り、その直接の結果として、この保険契約の保険期間中、かつ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、**病院等**で特定傷害に対する治療を受けた場合は、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約にしたがい、保険証券記載の特定傷害保険金額を保険金として被保険者に支払います。

（*1）特定傷害の原因となった事故を含みます。

第3条（被保険者）

この特約において被保険者とは、医療補償基本特約第4条（被保険者）（1）に規定する被保険者をいいます。

第4条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
① 治療	医師等 が必要であると認め、医師等が行う治療をいいます。
② 特定傷害	急激かつ偶然な外来の事故を直接の原因とする次のいずれかをいいます。 ア. 骨折 骨の構造上の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、病的骨折（*1）を除きます。 イ. 関節脱臼 関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した状態をいいます。ただし、先天性脱臼、病的脱臼および反復性脱臼は除きます。 ウ. 腱の断裂 腱の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、 疾病 を原因とする 腱 の断裂を除きます。

（*1）特発骨折を含みます。

第5条（保険期間と支払責任の関係）

- 第2条（この特約の補償内容）の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、治療の原因となった特定傷害を被った時が保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。
- 第2条（この特約の補償内容）の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、治療の原因となった特定傷害を被った時がこの保険契約が継続されてきた初年度契約の開始時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。
- （2）の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険

期間の初日からその日を含めて1年を経過した後に治療を受けたときは、当社は、その治療はこの保険契約の保険期間の開始時より後に被った特定傷害を原因とするものとみなして取り扱います。

- (4) 第2条（この特約の補償内容）の規定にかかわらず、同一の事故により保険金が支払われる複数の治療を受けた場合においても、当社は、いずれか1つの事由による保険金を1回に限り支払うものとします。

第6条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、被保険者が病院等で特定傷害に対する治療を受けた時から発生し、これを行使することができるものとします。

第7条（普通保険約款等の読み替え）

- (1) この特約については、普通保険約款【用語の定義】の**身体障害を被った時**を下表のとおり読み替えて適用します。

読み替え前	読み替え後
傷害については、傷害の原因	特定傷害の原因

- (2) この特約については、医療補償基本特約を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇 所	読み替え前	読み替え後
①	第2条（用語の定義）の(*2)	この医療補償基本特約	この特約
②	第5条（保険金をお支払いしない場合）(1)の表の④イ.	第3条（この特約の補償内容）(1)に規定する 身体障害	特定傷害
③	第6条（お支払いする保険金）(10)	第3条（この特約の補償内容）(1)の 身体障害	特定傷害

- (3) この特約については、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約を下表のとおり読み替えて適用します。

読み替え前	読み替え後
身体障害	特定傷害

第8条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または医療補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

⑥0 特定疾患保険金特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に医療補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

- (1) 当社は、**被保険者**が特定疾患を被り、その直接の結果として、**医師等**の治療を必要とし、この保険契約の保険期間中、かつ、受給者証等の有効期間中にその特定疾患の治療を直接の目的として**入院**(*)を開始した場合は、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約にしたがい、保険金を被保険者に支払います。ただし、介護保険法に定める介護医療院における入院を除きます。
- (2) (1)の保険金は、次の算式によって算出した額とします。

疾病入院保険金日額(*2)	×	30	=	保険金の額
---------------	---	----	---	-------

- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、下表のいずれかに該当する場合には、受給者証等の有効期間中に開始した入院とみなして(1)および(2)の規定を適用します。

①	入院中またはその入院の退院日の翌日から起算して180日以内にその特定疾患にかかる受給者証等の交付を受けた場合
②	被保険者が、社会通念上妥当と認められる特別の事情により受給者証等の交付を受けられない場合

- (4) (1)から(3)までの規定にかかわらず、当会社の保険金の支払は、医療補償基本特約第2条（用語の定義）の表の①に規定する1回の入院について1回限りとします。

(*)1 美容上の処置、**疾病**を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院、入院治療を必要としない介護を主たる目的とする入院等は除きます。

(*)2 保険証券記載の疾病入院保険金日額をいいます。

第3条（被保険者）

この特約において被保険者とは、医療補償基本特約第4条（被保険者）(1)に規定する被保険者をいいます。

第4条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用 語	定 義
①	特定疾患	別表に定める疾患をいいます。ただし、都道府県が独自に医療費助成を行っている疾患は対象とはなりません。
②	特定疾患医療受給者証	公的医療保険制度において、①の特定疾患による医療費助成の対象者に交付される受給者証をいいます。なお、名称は都道府県によって異なる場合があります。
③	特定疾患登録者証	②に規定する医療費助成の対象とならない軽快者に交付されるものをいいます。なお、名称は都道府県によって異なる場合があります。
④	医療受給者証	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき交付される医療受給者証をいいます。なお、名称は都道府県によって異なる場合があります。
⑤	受給者証等	その特定疾患により交付された特定疾患医療受給者証、特定疾患登録者証または医療受給者証をいいます。

第5条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が入院を開始した時から発生し、これを行することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金の受取人が保険金の支払を請求する場合は、医療補償基本特約第10条（保険金の請求）(3)⑤の表のイ.の次に、ウ.として、次のとおり追加して適用します。

ウ. 特定疾患医療受給者証、特定疾患登録者証または医療受給者証の写し

第6条（医療補償基本特約等の読み替え）

- (1) この特約については、医療補償基本特約を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇 所	読み替え前	読み替え後
①	第2条（用語の定義）の(*2)	この医療補償基本特約	この特約
②	第5条（保険金をお支払いしない場合）(1)の表の④イ.	第3条（この特約の補償内容）(1)に規定する 身体障害	特定疾患
③	第6条（お支払いする保険金）(10)	第3条（この特約の補償内容）(1)の 身体障害	特定疾患
④	第7条（保険期間と支払責任の関係）(1)、(2)および(4)	第6条（お支払いする保険金）(1)の規定	この特約第2条（この特約の補償内容）(1)の規定

- (2) この特約については、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約を下表のとおり読み替えて適用します。

読み替え前	読み替え後
身体障害	特定疾患

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または医療補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

<別表> 第4条（用語の定義）の特定疾患

対象とする疾患は、平成21年10月30日健発1030第3号厚生労働省健康局長通知「「特定疾患治療研究事業について」の一部改正について」で別紙「特定疾患治療研究事業実施要綱」第3「対象疾患」の別表1に記載されている下記のものとしします。

1. ペーチェット病
2. 多発性硬化症
3. 重症筋無力症
4. 全身性エリテマトーデス
5. スモン
6. 再生不良性貧血
7. サルコイドーシス
8. 筋萎縮性側索硬化症
9. 強皮症／皮膚筋炎及び多発性筋炎
10. 特発性血小板減少性紫斑病
11. 結節性動脈周囲炎
12. 潰瘍性大腸炎
13. 大動脈炎症候群
14. ビュルガー病
15. 天疱瘡
16. 脊髄小脳変性症
17. クローン病
18. 難治性の肝炎のうち劇症肝炎
19. 悪性関節リウマチ
20. パーキンソン病関連疾患
 - (1) 進行性核上性麻痺
 - (2) 大脳皮質基底核変性症

- (3) パーキンソン病
- 21. アミロイドーシス
- 22. 後縦靱帯骨化症
- 23. ハンチントン病
- 24. モヤモヤ病（ウィリス動脈輪閉塞症）
- 25. ウェゲナー肉芽腫症
- 26. 特発性拡張型（うっ血型）心筋症
- 27. 多系統萎縮症
 - (1) 線条体黒質変性症
 - (2) オリーブ橋小脳萎縮症
 - (3) シャイ・ドレーガー症候群
- 28. 表皮水疱症（接合部型及び栄養障害型）
- 29. 膿疱性乾癬
- 30. 広範脊柱管狭窄症
- 31. 原発性胆汁性肝硬変
- 32. 重症急性膵炎
- 33. 特発性大腿骨頭壊死症
- 34. 混合性結合組織病
- 35. 原発性免疫不全症候群
- 36. 特発性間質性肺炎
- 37. 網膜色素変性症
- 38. プリオン病
- 39. 肺動脈性肺高血圧症
- 40. 神経線維腫症
- 41. 亜急性硬化性全脳炎
- 42. バッド・キアリ（Budd-Chiari）症候群
- 43. 慢性血栓塞栓性肺高血圧症
- 44. ライソゾーム病
- 45. 副腎白質ジストロフィー
- 46. 家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）
- 47. 脊髄性筋萎縮症
- 48. 球脊髄性筋萎縮症
- 49. 慢性炎症性脱髄性多発神経炎
- 50. 肥大型心筋症
- 51. 拘束型心筋症
- 52. ミトコンドリア病
- 53. リンパ脈管筋腫症（LAM）
- 54. 重症多形滲出性紅斑（急性期）
- 55. 黄色靱帯骨化症
- 56. 間脳下垂体機能障害
 - (1) PRL分泌異常症
 - (2) ゴナドトロピン分泌異常症
 - (3) ADH分泌異常症
 - (4) 下垂体性TSH分泌異常症
 - (5) クッシング病
 - (6) 先端巨大症
 - (7) 下垂体機能低下症

⑥ 特定疾病等不担保特約（医療用）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に医療補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（特定疾病等の不担保）

当会社は、この特約により、**被保険者**に生じた**身体障害**が、保険証券記載の**疾病**および**傷害**に該当する場合は、保険金（*1）を支払いません。

（*1）医療補償基本特約およびこれに付帯される他の特約の規定により支払われる保険金をいいます。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または医療補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

⑥手術保険金等不担保特約（医療用）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に医療補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（傷害手術保険金、疾病手術保険金および放射線治療保険金の不担保）

当社は、この特約により、医療補償基本特約に規定する傷害手術保険金、疾病手術保険金および放射線治療保険金を支払いません。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または医療補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

⑦重大手術の支払倍率変更に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に医療補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（傷害手術保険金および疾病手術保険金の支払倍率の変更）

当社は、医療補償基本特約第6条（お支払いする保険金）（1）の表の②または同表の④に規定する保険金を支払う場合において、この特約により、同特約別表1を次のとおり読み替えて適用します。

＜別表1＞ 第6条（お支払いする保険金）（1）の表の②および同表の④の手術

手術番号	手術の種類	倍率
1.	次に定める手術。ただし、腹腔鏡・胸腔鏡・穿頭は除きます。 ○がん（*1）（*2）（*3）に対する開頭（*4）・開胸（*5）・開腹（*6）手術および四肢切断術（*7） ○脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭（*4）摘出術、縦隔腫瘍開胸（*5）摘出術 ○心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する、心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸（*5）・開腹（*6）術 ○日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓（*8）の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律に沿った場合に限るものとし、臓器提供者に対する摘出術は対象外とします。	40
2.	入院（*9）中に受けた手術。ただし、1.に規定する手術を除きます。	10
3.	1.および2.以外の手術	5

（*1）平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、下記の基本分類コードに規定される内容によるものとします。

- i. 口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞…基本分類コードC00-C14
- ii. 消化器の悪性新生物＜腫瘍＞…基本分類コードC15-C26
- iii. 呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞…基本分類コードC30-C39
- iv. 骨及び関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞…基本分類コードC40-C41
- v. 皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞…基本分類コードC43-C44
- vi. 中皮及び軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞…基本分類コードC45-C49
- vii. 乳房の悪性新生物＜腫瘍＞…基本分類コードC50
- viii. 女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞…基本分類コードC51-C58
- ix. 男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞…基本分類コードC60-C63
- x. 腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞…基本分類コードC64-C68
- xi. 眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞…基本分類コードC69-C72
- xii. 甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞…基本分類コードC73-C75
- xiii. 部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞…基本分類コードC76-C80
- xiv. リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞、原発と記載された又は推定されたもの…基本分類コードC81-C96
- xv. 独立した（原発性）多部位の悪性新生物＜腫瘍＞…基本分類コードC97
- xvi. 真正赤血球増加症＜多血症＞…基本分類コードD45
- xvii. 骨髄異形成症候群…基本分類コードD46
- xviii. リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物＜腫瘍＞（D47）中の
 - ・慢性骨髄増殖性疾患…基本分類コードD47.1
 - ・本態性（出血性）血小板血症…基本分類コードD47.3
 - ・骨髄線維症…基本分類コードD47.4
 - ・慢性好酸球性白血病〔好酸球増加症候群〕…基本分類コードD47.5

（*2）厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を含みます。

(※3) 厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学（NCC監修）第3版（2012年改訂版）」により、新生物の性状を表す第5桁コードとしてそれぞれ次のコード番号が付されたものであることを必要とします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁コードが「悪性新生物」とされた新生物があるときには、その新生物を含みます。

新生物の性状を表す第5桁コード	
悪性新生物	コード番号
	／3 悪性、原発部位
	／6 悪性、転移部位
	悪性、続発部位
	／9 悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

- (※4) 頭蓋を開き、脳を露出させる手術をいいます。
- (※5) 胸腔を開く手術で、**膿胸手術**、**胸膜**、**肺臓**、**心臓**、**横隔膜**、**縦隔洞**、**食道手術**等胸腔内に操作を加える際に行うものをいいます。
- (※6) 腹壁を切開し、**腹腔**を開く手術で、**胃**、**十二指腸**、**小腸**、**大腸**、**虫垂**、**肝臓**および**胆道**、**膵臓**、**脾臓**、**卵巣**および**子宮手術**等腹腔内に操作を加える際に行うものをいいます。
- (※7) 手指・足指の切断術を含みます。
- (※8) それぞれ、人工臓器を除きます。
- (※9) 以下の i. および ii. の条件を満たす入院をいいます。ただし、介護保険法に定める介護医療院における入院を除きます。
- i. 身体障害を被り、その直接の結果として医師等の治療を必要としたことによる入院
 - ii. i. の身体障害の治療を直接の目的とする入院

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または医療補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

64 法人契約特約（医療用）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に医療補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金の受取人の変更）

- (1) 当会社は、この特約により、医療補償基本特約およびこれに付帯される他の特約の規定にかかわらず、保険契約者が法人または個人事業主でその役員または従業員等を**被保険者**とする保険契約について、保険契約者を保険金(*1)の受取人とします。
- (2) (1)の規定による受取人が医療補償基本特約およびこれに付帯される他の特約の規定による保険金支払事由が発生する前に死亡した場合は、その死亡した受取人の死亡時の法定相続人(*2)を保険金の受取人とします。

- (※1) 医療補償基本特約およびこれに付帯される他の特約の規定により支払われる保険金をいいます。
- (※2) 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

第3条（保険契約の無効）

この特約が付帯される保険契約について、被保険者の同意を得なかった場合には、医療補償基本特約およびこれに付帯される他の特約については**無効**とします。

第4条（医療補償基本特約の適用除外）

この特約については、医療補償基本特約第11条（保険金の受取人の変更）の規定は適用しません。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または医療補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

65 がん補償基本特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
① がん(*1)(*2)	平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、下記の基本分類コードに規定される内容によるものとします。なお、がんの診断確定は、病理組織学的所見(*3)により、<u>医師等</u>によって診断されることを必要とします。ただし、病理組織学的検査(*3)が行われなかった理由が明らかであり、その他の所見(*4)による診断確定の根拠が合理的であると認められるときに限り、その他の所見(*4)による診断確定も認めることがあります。 ア. 口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞…基本分類コードC00-C14 イ. 消化器の悪性新生物＜腫瘍＞…基本分類コードC15-C26 ウ. 呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞…基本分類コードC30-C39 エ. 骨及び関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞…基本分類コードC40-C41 オ. 皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞…基本分類コードC43-C44 カ. 中皮及び軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞…基本分類コードC45-C49 キ. 乳房の悪性新生物＜腫瘍＞…基本分類コードC50 ク. 女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞…基本分類コードC51-C58 ケ. 男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞…基本分類コードC60-C63 コ. 腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞…基本分類コードC64-C68 サ. 眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞…基本分類コードC69-C72 シ. 甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞…基本分類コードC73-C75 ス. 部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞…基本分類コードC76-C80 セ. リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞、原発と記載された又は推定されたものの…基本分類コードC81-C96 ソ. 独立した（原発性）多部位の悪性新生物＜腫瘍＞…基本分類コードC97 タ. 上皮内新生物＜腫瘍＞…基本分類コードD00-D07、D09 チ. 真正赤血球増加症＜多血症＞…基本分類コードD45 ツ. 骨髄異形成症候群…基本分類コードD46 テ. リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物＜腫瘍＞（D47）中の ・慢性骨髄増殖性疾患…基本分類コードD47.1 ・本態性（出血性）血小板血症…基本分類コードD47.3 ・骨髄線維症…基本分類コードD47.4 ・慢性好酸球性白血病 [好酸球増加症候群] …基本分類コードD47.5
② 継続契約	がん保険契約(*5)の保険期間の末日(*6)を保険期間の初日とするがん保険契約(*5)をいいます。
③ 継続入院	入院 を開始した時から、終了する時までの継続した入院状態をいいます。
④ 初年度契約	継続契約以外のがん保険契約(*5)をいいます。
⑤ 保険金支払事由	保険金の種類ごとに第5条（お支払いする保険金）(1)の表の「保険金をお支払いする場合」欄に該当する事由をいいます。

(*1) 厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を含みます。

(*2) 厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学（NCC監修）第3版（2012年改正版）」により、新生物の性状を表す第5桁コードとしてそれぞれ次のコード番号が付されたものであることを必要とします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁コードが「悪性新生物」または「上皮内新生物」とされた新生物があるときには、その新生物を含みます。

新生物の性状を表す第5桁コード	
悪性新生物	コード番号
	／3 悪性、原発部位
	／6 悪性、転移部位
	悪性、続発部位
上皮内新生物	／9 悪性、原発部位又は転移部位の別不詳
	／2 上皮内癌
	上皮内
	非浸潤性
	非侵襲性

(*3) 生検を含みます。

(*4) 細胞学的検査、臨床検査等により認められる異常所見をいいます。

(*5) このがん補償基本特約またはこのがん補償基本特約以外のこの保険契約と支払責任が同一である普通保険約款もしくは特約に基づく保険契約をいいます。

(*6) そのがん保険契約(*5)が末日前に解除されていた場合にはその解除日とします。

第3条（この特約の補償内容）

(1) 当会社は、**被保険者**が**がん**と診断確定された場合で、保険金支払事由が発生したときは、普通保険約款およびこの保険契約

〈がん補償基本特約 第2条(*2)〉

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）編「国際疾病分類－腫瘍学（NCC監修）第3.1版」を対象としています（新たな分類が施行された場合には変更となることがあります）。

なお、国立がん研究センターが公表している「国際疾病分類腫瘍学第3.2版（ICD-O-3.2）院内がん登録実務用」等は、「厚生労働省大臣官房統計情報部編『国際疾病分類－腫瘍学』」において、新たな分類が施行された場合」には含みません。

に付帯される特約にしたがい、第5条（お支払いする保険金）に規定する保険金を支払います。
 (2) 当会社は、(1)の保険金のうち、保険証券に記載のもののについてのみ支払責任を負うものとします。

第4条（被保険者）

- (1) この特約において被保険者とは、保険証券記載の被保険者をいいます。
 (2) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第5条（お支払いする保険金）

- (1) 当会社は、下表の規定にしたがい、保険金を支払います。

	保険金の名称	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金の受取人
①	がん診断保険金	この保険契約の保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合 ア. 初めてがんと診断確定された場合 イ. この保険契約が継続契約である場合において、原発がん(*1)が、治療したことにより、治癒または寛解状態(*2)となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき。 ウ. 原発がん(*1)とは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合	保険証券記載のがん診断保険金額 ただし、がん診断保険金の支払は、同一の被保険者に対して、保険期間を通じて1回に限ります。	保険金受取人
②	がん入院保険金	がんと診断確定され、その診断確定されたがんを直接の原因として、医師等の治療を必要とし、かつ、この保険契約の保険期間中にその診断確定されたがんの治療を直接の目的とする入院を開始した場合(*3)。ただし介護保険法に定める介護医療院における入院を除きます。	がん入院保険金日額(*4) × がん入院期間(*5) = 保険金の額	保険金受取人
③	がん手術保険金	がんと診断確定され、この保険契約の保険期間中(*6)に 病院等 において、その診断確定されたがんの治療を直接の目的として別表に規定する 手術 (*7)を受けた場合(*8)	がん入院保険金日額(*4) × 手術の種類に対応する別表に規定する倍率 = 保険金の額	保険金受取人
④	がん退院後療養保険金	がんと診断確定され、②の「保険金をお支払いする場合」欄に規定するがん入院保険金の支払事由に該当する入院をこの保険契約の保険期間中に開始し、がん入院期間(*5)20日以上継続入院となった場合において、生存して退院(*9)したとき。	保険証券記載のがん退院後療養保険金額	保険金受取人
⑤	がん通院保険金	がんと診断確定され、②の「保険金をお支払いする場合」欄に規定するがん入院保険金の支払事由に該当する入院をこの保険契約の保険期間中に開始し、継続入院となった場合において、以下の条件をすべて満たす 通院 をしたとき。 ア. 診断確定されたがんを直接の原因として、医師等の治療を必要としている期間内に行われた通院であること。 イ. 継続入院の原因となったがんの治療を直接の目的とする通院であること。 ウ. 入院前通院期間(*10)または退院後通院期間(*11)のいずれかの期間内に行われた通院であること。	がん通院保険金日額(*12) × 「保険金をお支払いする場合」欄の ア.からウ.までの条件をすべて満たした通院の日数 = 保険金の額 ただし、1回の継続入院の原因となったがんの治療を目的とする通院について、425日をもって限度とします。	保険金受取人

(2) がん診断保険金において、(1)の表の①の規定にかかわらず、被保険者が、この保険契約の保険期間中に(1)の表の①の「保険金をお支払いする場合」欄に規定するがん診断保険金の支払事由に該当した場合であっても、その診断確定日が、下表のいずれかの保険期間中に(1)の表の①の「保険金をお支払いする場合」欄に規定するがん診断保険金の支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、当会社は、がん診断保険金を支払いません。

(3) がん入院保険金、がん退院後療養保険金およびがん通院保険金において、がん入院期間(*5)には、臓器の移植に関する法律第6条の規定によって、同条第4項に定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた場合は、その後の、その身体への処置日数を含みます。ただし、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(*14)である場合に限りします。

(4) がん入院保険金において、被保険者ががん入院期間(*5)中に、さらに(1)の表の①の「保険金をお支払いする場合」欄に規定するがん診断保険金の支払事由に該当した場合であっても、当会社は、重複してはがん入院保険金を支払いません。

(5) がん手術保険金において、当会社は、被保険者が時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合には、別表に規定する倍率の最も高い手術についてのみがん手術保険金を支払います。

(6) がん退院後療養保険金において、被保険者ががんの治療を直接の目的とする転入院または再入院をした場合で、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、社会通念上妥当と認められるときは、1回の継続入院とみなして、当会社は、(1)の表の④の規定を適用します。

(7) がん退院後療養保険金において、(1)の表の④の規定にかかわらず、がん退院後療養保険金が支払われることとなった退院日(*15)からその日を含めて30日以内に被保険者が開始した入院について、その後(1)の表の④の「保険金をお支払いする場合」欄に規定するがん退院後療養保険金の支払事由に該当した場合であっても、当会社は、がん退院後療養保険金を支払いません。

(8) がん通院保険金において、(1)の表の⑤の規定にかかわらず、がん入院期間(*5)中の通院に対しては、当会社は、がん通院保険金を支払いません。

(9) がん通院保険金において、被保険者が、退院後通院期間(*11)(*16)中にがん入院期間(*5)が開始したことにより新たに入院前通院期間(*10)が定められる場合には、(1)の表の⑤の規定にかかわらず、既に定められた退院後通院期間(*11)(*16)は新たながん入院期間(*5)の開始した日の前日に終了するものとし、そのがん入院期間(*5)に対しては入院前通院期間(*10)はないものとします。

(10) がん通院保険金において、被保険者が、退院後通院期間(*11)(*16)が終了した後にがん入院期間(*5)が開始したことにより新たに入院前通院期間(*10)が定められる場合で、既に定められた退院後通院期間(*11)(*16)と新たに定められる入院前通院期間(*10)に重複する期間がある場合には、(1)の表の⑤の規定にかかわらず、退院後通院期間(*11)(*16)が終了した日の翌日から新たに入院前通院期間(*10)が開始するものとします。

(11) がん重度一時金において、(1)の表の⑥の規定にかかわらず、被保険者が、この保険契約の保険期間中に(1)の表の⑥の「保険金をお支払いする場合」欄に規定するがん重度一時金の支払事由に該当した場合であっても、その診断確定日が、下表のいずれかの保険期間中に(1)の表の⑥の「保険金をお支払いする場合」欄に規定するがん重度一時金の支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、当会社は、がん重度一時金を支払いません。

(12) 当社が支払うべき保険金の額を算出する際に適用される支払条件は、保険金の種類ごとに下表のとおりとします。

「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

①	がん診断保険金	(1)の表の①の「保険金をお支払いする場合」欄に規定するがん診断保険金の支払事由に該当した時の保険契約で定められた支払条件
②	がん入院保険金	(1)の表の②の「保険金をお支払いする場合」欄に規定するがん入院保険金の支払事由に該当する入院が開始された時の保険契約で定められた支払条件
③	がん手術保険金	(1)の表の③の「保険金をお支払いする場合」欄に規定するがん手術保険金の支払事由に該当した時(*17)の保険契約で定められた支払条件
④	がん退院後療養保険金	(1)の表の④の「保険金をお支払いする場合」欄に規定するがん退院後療養保険金の支払事由に該当する入院が開始された時の保険契約で定められた支払条件
⑤	がん通院保険金	(1)の表の⑤の「保険金をお支払いする場合」欄に規定するがん通院保険金の支払事由に該当する入院が開始された時の保険契約で定められた支払条件
⑥	がん重度一時金	(1)の表の⑥の「保険金をお支払いする場合」欄に規定するがん重度一時金の支払事由に該当した時の保険契約で定められた支払条件

(13) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由により、第3条（この特約の補償内容）(1)のがんの病状が重大となった場合は、その事由がなかったときに相当する額を支払います。

①	がん以外の身体に生じた障害が影響したこと。
②	正当な理由がなくて被保険者が治療を怠ったこと。
③	正当な理由がなくて保険契約者または保険金受取人が被保険者に治療をさせなかったこと。

(*1) この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがんをいいます。

(*2) がんが認められない状態をいいます。

(*3) 被保険者が、がん以外の原因による入院中にがんの治療を開始した場合は、そのがんの治療を開始した日にがん入院期間(*5)が開始したものとみなします。

(*4) 保険証券記載のがん入院保険金日額をいいます。

(*5) (1)の表の②の「保険金をお支払いする場合」欄の入院の期間をいいます。

(*6) この保険契約を継続前契約とする継続契約が締結されなかった場合においては、この保険契約が終了した後で、かつ、がん入院保険金の支払対象となるがん入院期間(*5)中に行われた手術については、この保険契約の保険期間中に行われたものとみなします。

(*7) 診断、検査(*18)のための手術等は含みません。

(*8) 手術開始後、手術中に死亡した場合であっても、手術を受けたものとし、麻酔処理の段階は除きます。

(*9) 入院が終了することをいいます。

(*10) 継続入院の開始日の前日からその日を含めて遡及して60日以内の期間をいいます。

(*11) 継続入院の退院日の翌日からその日を含めて365日以内の期間をいいます。

(*12) 保険証券記載のがん通院保険金日額をいいます。

(*13) 国際対がん連合（UICC）の定めるTNM分類(*19)または同分類に準じてもしくはこれとは別の公的に定められたものとして当会社が認めた病期（ステージ）分類において、がんの進行度がステージⅣ(*20)に該当すると、医師等により病理組織学的分類に基づいて診断確定された状態をいい、重度状態ではないと診断された後に病状が悪化したことにより診断確定された場合を含みます。ただし、病理組織学的分類に基づいて診断することが適当でないとき当会社が認めた場合は、臨床分類に基づいてなされることを必要とします。

(*14) 臓器の移植に関する法律附則第11条に定める医療給付関係各法の適用がない場合は、同法附則第11条に定める医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(*15) この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかにおいてがん退院後療養保険金が支払われることとなった退院日を含みます。

(*16) この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかにおいて設定された退院後通院期間(*11)を含みます。

(*17) この保険契約を継続前契約とする継続契約が締結されなかった場合において、この保険契約が終了した後の保険金支払の対象となるがん入院期間(*5)中に行われた手術については、その入院を開始した時とします。

(*18) 生検、腹腔鏡検査等をいいます。

(*19) 内容が改定された場合は、改定後のものをいいます。

(*20) これと同等の病状にあると認められる場合を含みます。

第6条（保険期間と支払責任の関係）

(1) 第5条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、被保険者ががんと診断確定(*1)された時が、保険期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。

(2) 第5条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、被保険者ががんと診断確定(*1)された時が、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。

(3) 第5条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約の保険期間中に発生した保険金支払事由が、この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかにおいて既に保険金支払事由に該当していたときは、当会社は、重複しては保険金を支払いません。

(*1) 被保険者が医師等である場合は、被保険者自身による診断確定を含みます。

第7条（保険金支払事由が発生した時の義務）

保険契約者、被保険者または保険金受取人は、被保険者に保険金支払事由が発生した場合は、下表のことを履行しなければなりません。

①	保険金支払事由が発生した日からその日を含めて30日以内に、保険金支払事由の内容等の詳細を当会社に書面等により通知すること。
②	①のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う疾病の調査に協力すること。

第8条（保険金支払事由が発生した時の義務違反）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、正当な理由がなくて第7条（保険金支払事由が発生した時の義務）の表の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、正当な理由がなくて第7条（保険金支払事由が発生した時の義務）の表に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、下表の左欄に規定する保険金ごとに、それぞれ対応する下表の右欄に規定する時から発生し、これを行使用することができるものとします。

① がん診断保険金	第5条（お支払いする保険金）(1)の表の①の「保険金をお支払いする場合」欄のいずれかの状態に該当した時
② がん入院保険金	被保険者のがんの治療を直接の目的とする入院が終了した時
③ がん手術保険金	被保険者ががんの治療を目的として手術を受けた時
④ がん退院後療養保険金	被保険者が第5条(1)の表の④の「保険金をお支払いする場合」欄に規定する退院(*1)をした時
⑤ がん通院保険金	被保険者のがんの治療を直接の目的とする通院が終了した時または1回の継続入院の原因となったがんの治療を目的とする通院について第5条に規定する退院後通院期間を経過した時のいずれか早い時
⑥ がん重度一時金	第5条(1)の表の⑥の「保険金をお支払いする場合」欄のいずれかの状態に該当した時

- (2) 入院が1か月以上継続する場合には、当会社は、被保険者または保険金受取人の申し出によって、保険金の内払を行います。この場合、(1)の規定にかかわらず、がん入院保険金の保険金請求権は、入院が1か月に到達した時ごとに発生し、これを行使用することができるものとします。
- (3) 被保険者または保険金受取人が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑤までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 疾病の程度を証明する書類(*2)
 - ③ 被保険者または保険金受取人が死亡した場合は、被保険者または保険金受取人の除籍および被保険者または保険金受取人のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
 - ④ 普通保険約款基本条項第4節第4条（指定代理請求人）に規定する被保険者または保険金受取人の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類
 - ⑤ ①から④までのほか、当会社が普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (4) 当会社は、がんの程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金受取人に対して、(3)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (5) 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、正当な理由がなくて(4)の規定に違反した場合または(3)もしくは(4)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 入院が終了することをいいます。

(*2) 疾病の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MR I等の各種検査資料および治療等に必要とした費用の領収書をいいます。

第10条（保険金受取人の変更）

- (1) 保険契約の締結の際、保険契約者が保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者を保険金受取人とします。
- (2) 保険契約締結の後、保険金支払事由が発生するまでは、保険契約者は、当会社の規定する範囲において保険金受取人を変更することができます。
- (3) (2)の規定による保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その事実を当会社に通知しなければなりません。
- (4) (3)の規定による通知が当会社に到達した場合には、保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の保険金受取人に保険金を支払った場合は、

〈がん補償基本特約 第7条〉

保険金支払事由が発生した場合は、上記の記載事項のご対応をお願いいたします。

その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。

- (5) 保険契約者は、(2)の保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (6) (5)の規定による保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその事実を当会社へ通知しなければ、その変更を当会社に対抗することができません。なお、その通知が当会社へ到達する前に当会社の変更前の保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。
- (7) (2)および(5)の規定により、保険金受取人を被保険者以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。
- (8) 保険金受取人が保険金支払事由が発生する前に死亡した場合は、その死亡した保険金受取人の死亡時の法定相続人(*1)を保険金受取人として扱います。また、この結果、保険金受取人となった者が2名以上である場合には、その受取割合は均等とします。
- (9) 当会社は、(3)または(6)の通知を受けた場合には、(3)の通知のときは保険契約者に対して、(6)の通知のときは保険契約者の法定相続人に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができます。

(*1) 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人として扱います。

第11条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

<別表> 対象となる手術および倍率表

手 術 の 種 類	倍率
1. 悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術を除く。）	40
2. 悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回のがん手術保険金の支払を限度とする。）	10
3. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる悪性新生物手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回のがん手術保険金の支払を限度とする。）	10
4. その他の悪性新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術を除く。）	20
5. 悪性新生物根治放射線照射（悪性新生物の治療を目的とした照射で、施術の開始日から60日の間に1回のがん手術保険金の支払を限度とする。）	10

㊦がん通院保険金の対象期間延長特約（三大治療用）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約にがん補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当会社は、**被保険者**ががんと診断確定され、保険金支払事由が発生した場合は、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約にしたがい、第4条（お支払いする保険金）に規定するがん通院延長保険金を支払います。

第3条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
抗がん剤	次のア.またはイ.のいずれかに該当するものをいいます。 ア. 被保険者が診断確定されたがんの治療を目的として被保険者に投薬または処方された時点において主務官庁の承認を受けている医薬品のうち、次の(ア)または(イ)のいずれかに該当する医薬品 (ア) 次のa.およびb.のすべての条件を満たす医薬品 a. 主務官庁による製造販売の承認時に、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が主務官庁により認められたこと。 b. 医薬品の分類に関して、次のいずれかに該当すること。 (a) 主務官庁が定める日本標準商品分類において、「8742 腫瘍用薬」に分類されること。 (b) 世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類において、L01（抗悪性腫瘍薬）、L02（内分泌療法）、L03（免疫賦活薬）、L04（免疫抑制薬）またはV10（治療用放射性医薬品）に分類されること。 (イ) 次のいずれかの医薬品 a. レボホリナートカルシウム b. ホリナートカルシウム c. クロルマジノン酢酸エステル d. メチルテストステロン e. オクトレオチド酢酸塩 イ. 被保険者が診断確定されたがんの治療を目的として被保険者に投薬または処方された時点において主務官庁の承認を受けているヒト細胞加工製品等の再生医療等製品(*1)であって、主務官庁による製造販売の承認時に、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が主務官庁により認められたもの。

保険金支払事由	第4条（お支払いする保険金）（1）の表の「保険金をお支払いする場合」欄に該当する事由をいいます。
---------	--

（*1）ヒト細胞加工製品とは、再生医療等製品のうち、人の細胞に培養その他の加工を施したものをいい、がんの治療を目的とする免疫療法において、免疫細胞に人為的な増殖、活性化等を目的とした薬剤処理その他の加工を施したものを含みます。

第4条（お支払いする保険金）

（1）当社は、下表の規定にしたがい、保険金を支払います。

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額			保険金の受取人	
がんが診断確定され、そのがんを直接の原因として、 <u>医師等</u> の治療を必要とし、かつ、この保険契約の保険期間中にその診断確定されたがんの治療を直接の目的とする以下のいずれかの <u>通院</u> をした場合 ア. 別表に規定する <u>手術</u> (*1)のための通院 イ. 抗がん剤による治療のための通院	がん通院延長保険金日額(*2)	×	「保険金をお支払いする場合」欄の <i>ア</i> または <i>イ</i> に該当する通院の日数	= 保険金の額	保険金受取人

（2）（1）の表の規定にかかわらず、がん補償基本特約第5条（お支払いする保険金）（1）の表の⑤に規定するがん通院保険金がお支払われる日の通院およびがん入院期間（*3）中の通院に対しては、当社は、がん通院延長保険金を支払いません。

（3）（1）の表の規定にかかわらず、1回の通院が（1）の表の「保険金をお支払いする場合」欄に規定するがん通院延長保険金の支払事由の*ア*または*イ*のいずれにも該当する場合には、当社は、重複してがん通院延長保険金を支払いません。

（4）当社がお支払すべき保険金の額を算出する際に適用される支払条件は、保険金支払事由に該当する通院がこの保険契約の保険期間中に最初に開始された時の保険契約で定められた支払条件とします。

（*1）診断、検査（*4）のための手術等は含みません。

（*2）保険証券記載のがん通院延長保険金日額をいいます。

（*3）がん補償基本特約第5条（お支払いする保険金）（1）の表の②の「保険金をお支払いする場合」欄の**入院**の期間をいいます。

（*4）生検、腹腔鏡検査等をいいます。

第5条（保険金の請求）

当社に対する保険金請求権は、被保険者が第4条（お支払いする保険金）（1）の表の「保険金をお支払いする場合」欄に規定する通院が終了した時から発生し、これを行行使することができるものとします。

第6条（がん補償基本特約の読み替え）

この特約については、がん補償基本特約を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇 所	読み替え前	読み替え後
①	第2条（用語の定義）の（*5）	このがん補償基本特約	この特約
②	第6条（保険期間と支払責任の関係）	第5条（お支払いする保険金）（1）	この特約第2条（この特約の補償内容）

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約またはがん補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

<別表> 対象となる手術

手 術 の 種 類
1. 悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術を除く。） 2. 悪性新生物温熱療法 3. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる悪性新生物手術（検査・処置は含まない。） 4. その他の悪性新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術を除く。） 5. 悪性新生物根治放射線照射（悪性新生物の治療を目的とした照射）

⑦配偶者特約（がん用）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約にがん補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
① 配偶者	本人の配偶者（*1）で、保険証券に本人の配偶者として記載された者をいいます。

(2) (1)の規定にかかわらず、当会社は、保険期間の開始時(*1)の年齢が満23歳以上の子供は被保険者とはしません。

(※1) 保険契約を継続する場合においては継続契約の保険期間の開始時をいいます。

第4条（本人に対する部分の失効）

(1) 保険契約の締結の後、本人が死亡した場合(*1)には、死亡した時にこの保険契約の本人に対する部分は失効します。

(2) (1)の場合は、当会社は、普通保険約款基本条項付表1-1中「保険契約」とあるのを「保険契約の本人に対する部分」に読み替えて適用した保険料を返還します。

(3) (1)の規定によりこの保険契約の本人に対する部分が失効した場合でも、第3条（被保険者の範囲）の規定の適用は、その本人との続柄によるものとします。

(※1) 普通保険約款基本条項第5節第2条（保険契約の無効または失効）(2)に該当する場合を除きます。

第5条（被保険者資格の得喪）

(1) 保険契約の締結の後に、本人の子供として新たに出生した子については、本人と同一戸籍に記載された日から自動的にこの保険契約の被保険者の資格を得るものとします。

(2) 保険契約の締結の後に、既に出産している者で新たに子供に該当することになった者がある場合には、保険契約者は当会社の定める書類を当会社に提出しなければなりません。この場合において、当会社が被保険者となることを承認した場合には、当会社が承認した日からこの保険契約の被保険者の資格を取得するものとします。

(3) 保険契約の締結の後、下表のいずれかに該当する事実があった場合には、その事実が発生した時にその子供はこの保険契約の被保険者の資格を喪失します。

①	戸籍上の異動により本人の子供に該当しなくなったこと。
②	子供が満23歳に達した日以降、最初にこの保険契約の保険期間の末日をむかえたこと。

第6条（重大事由による保険契約の解除の特則）

(1) 普通保険約款基本条項第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(2)の規定にかかわらず、当会社は、下表のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(*1)を解除することができます。

①	本人が、普通保険約款基本条項第5節第5条(1)の表の③ア.からウ.までまたはオ.のいずれかに該当すること。
②	子供が、普通保険約款基本条項第5節第5条(1)の表の③ア.からウ.までまたはオ.のいずれかに該当すること。
③	保険契約者が保険金受取人を定めた場合における保険金受取人が、普通保険約款基本条項第5節第5条(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当すること。

(2) (1)の規定による解除が保険金支払事由またはその原因が発生した後になされた場合であっても、(1)の表のいずれかの事由が発生した時から解除がなされた時までには保険金支払事由またはその原因が発生したときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。

(3) (1)の表の②または③の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、普通保険約款基本条項第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の③ア.からウ.までまたはオ.のいずれにも該当しない被保険者に生じた保険金支払事由については適用しません。ただし、(1)の表の③の規定による解除がなされた場合において、その保険金支払事由に対して支払う保険金について、その保険金受取人が普通保険約款基本条項第5節第5条(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当するときには、その保険金受取人の受け取るべき金額に限り、(2)の規定を適用するものとします。

(4) (1)の表の①または③の規定により、当会社がこの保険契約のその家族(*2)に対する部分を解除した場合は、普通保険約款基本条項付表1-1に規定する保険料を返還します。

(※1) (1)の表の①または③の事由がある場合には、その家族(*2)に対する部分に限り、(1)の表の②の事由がある場合には、その被保険者に対する部分に限りません。

(※2) 第3条（被保険者の範囲）に規定する被保険者をいいます。

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約またはがん補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

69がん再発転移補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約にがん補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当会社は、**被保険者**ががんと診断確定され、その診断確定されたがんの治療を直接の目的として下表に掲げるいずれかの治療を受けた場合で、その治療を受けたがんが、この保険契約の保険期間中に再発または転移(*1)したと診断確定されたとき(*2)は、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約にしたがい、保険証券記載のがん再発転移保険金額を保険金として保険金受取人に支払います。ただし、がん再発転移保険金の支払は、同一の被保険者に対して、保険期間を通じて1回に限りません。

①	手術(*3)
②	放射線治療
③	抗がん剤治療
④	造血幹細胞移植

(*1) 他の臓器に転移した場合に限りします。なお、同一の種類の臓器が複数ある場合は、それらは同じ臓器とみなします。

(*2) 再発または転移(*1)したと診断確定された場合で、その診断確定より前にそのがんが再発または転移(*1)したと診断確定されていたときは、直近の診断確定日以降に、診断確定されたがんの治療を直接の目的として①から④までのいずれかの治療を受けたことを必要とします。

(*3) 診断、検査(*4)のための手術等は含みません。

(*4) 生検、腹腔鏡検査等をいいます。

第3条（被保険者）

この特約において被保険者とは、がん補償基本特約第4条（被保険者）(1)に規定する被保険者をいいます。

第4条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
① 抗がん剤	次のア.またはイ.のいずれかに該当するものをいいます。 ア. 被保険者が診断確定されたがんの治療を目的として被保険者に投薬または処方された時点において主務官庁の承認を受けている医薬品のうち、次の(ア)または(イ)のいずれかに該当する医薬品 (ア) 次のa.およびb.のすべての条件を満たす医薬品 a. 主務官庁による製造販売の承認時に、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が主務官庁により認められたこと。 b. 医薬品の分類に関して、次のいずれかに該当すること。 (a) 主務官庁が定める日本標準商品分類において、「8742 腫瘍用薬」に分類されること。 (b) 世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類において、L01（抗悪性腫瘍薬）、L02（内分泌療法）、L03（免疫賦活薬）、L04（免疫抑制薬）またはV10（治療用放射性医薬品）に分類されること。 (イ) 次のいずれかの医薬品 a. レボホリナートカルシウム b. ホリナートカルシウム c. クロルマジノン酢酸エステル d. メチルテストステロン e. オクトレオチド酢酸塩 イ. 被保険者が診断確定されたがんの治療を目的として被保険者に投薬または処方された時点において主務官庁の承認を受けているヒト細胞加工製品等の再生医療等製品(*1)であって、主務官庁による製造販売の承認時に、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が主務官庁により認められたもの。
② 抗がん剤治療	以下の条件をすべて満たす入院または通院をいいます。 ア. 診断確定されたがんを直接の原因として、 <u>医師等</u> の治療を必要とし、かつ、その診断確定されたがんの治療を直接の目的とする入院または通院。ただし介護保険法に定める介護医療院における入院および通院を除きます。 イ. <u>公的医療保険制度</u> に基づく医科診療報酬点数表(*2)または歯科診療報酬点数表(*3)により、抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院(*4)(*5)または通院(*6)(*7)。
③ 造血幹細胞移植	骨髓移植、末梢血幹細胞移植または臍帯血移植をいいます。

(*1) ヒト細胞加工製品とは、再生医療等製品のうち、人の細胞に培養その他の加工を施したものをいい、がんの治療を目的とする免疫療法において、免疫細胞に人為的な増殖、活性化等を目的とした薬剤処理その他の加工を施したものを含みます。

(*2) 医科診療報酬点数表とは、抗がん剤の投薬または処方が行われた時点において有効な厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

(*3) 歯科診療報酬点数表とは、抗がん剤の投薬または処方が行われた時点において有効な厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

(*4) 抗がん剤の投薬または処方が行われない日は抗がん剤治療には該当しません。

(*5) 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表(*2)もしくは歯科診療報酬点数表(*3)または主務官庁が定める診断群分類点数表により算定される診療報酬に、抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料に相当する費用が含まれる入院を含みます。

(*6) 薬剤料が算定されず、かつ、処方せん料が算定される通院については、被保険者がその処方せんに基づいて抗がん剤の支給を受けた場合に限りします。

(*7) 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表(*2)もしくは歯科診療報酬点数表(*3)または主務官庁が定める診断群分類点数表により算定される診療報酬に、抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料に相当する費用が含まれる通院を含みます。

第5条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、第2条（この特約の補償内容）の表に規定する治療を受けたがんが再発または転移(*1)したと診断確定された時から発生し、これを行行使することができるものとします。

(*1) 他の臓器に転移した場合に限りします。なお、同一の種類の臓器が複数ある場合は、それらは同じ臓器とみなします。

第6条（がん補償基本特約の適用除外）

この特約が付帯されている契約については、がん補償基本特約第5条（お支払いする保険金）(1)①イ.の規定は適用しません。

第7条（がん補償基本特約の読み替え）

(1) この特約については、がん補償基本特約第2条（用語の定義）の(*5)を下表のとおり読み替えて適用します。

読み替え前	読み替え後
このがん補償基本特約	この特約

(2) この特約については、がん補償基本特約第6条（保険期間と支払責任の関係）を次のとおり読み替えて適用します。

第6条（保険期間と支払責任の関係）

- (1) この特約第2条（この特約の補償内容）の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、被保険者がこの特約第2条の表に規定する治療を受けたがんが再発または転移(*1)したと診断確定(*2)された時が、保険期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。
- (2) この特約第2条（この特約の補償内容）の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、被保険者がこの特約第2条の表に規定する治療を受けたがんが再発または転移(*1)したと診断確定(*2)された時が、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。
- (3) この特約第2条（この特約の補償内容）の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約の保険期間中に発生した保険金支払事由が、この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかにおいて既に保険金支払事由に該当していたときは、当会社は、重複しては保険金を支払いません。

(*1) 他の臓器に転移した場合に限ります。なお、同一の種類の臓器が複数ある場合は、それらは同じ臓器とみなします。

(*2) 被保険者が医師等である場合は、被保険者自身による診断確定を含みます。

第8条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約またはがん補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

㊦がん生活支援特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約にがん補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当会社は、**被保険者**がこの保険契約の保険期間中にがんと診断確定された場合は、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約にしたがい、第5条（お支払いする保険金）に規定する保険金を支払います。

第3条（被保険者）

この特約において被保険者とは、がん補償基本特約第4条（被保険者）(1)に規定する被保険者をいいます。

第4条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
① 抗がん剤	次のア.またはイ.のいずれかに該当するものをいいます。 ア. 被保険者が診断確定されたがんの治療を目的として被保険者に投薬または処方された時点において主務官庁の承認を受けている医薬品のうち、次の(ア)または(イ)のいずれかに該当する医薬品 (ア) 次のa.およびb.のすべての条件を満たす医薬品 a. 主務官庁による製造販売の承認時に、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が主務官庁により認められたこと。 b. 医薬品の分類に関して、次のいずれかに該当すること。 (a) 主務官庁が定める日本標準商品分類において、「8742 腫瘍用薬」に分類されること。 (b) 世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類において、L01（抗悪性腫瘍薬）、L02（内分泌療法）、L03（免疫賦活薬）、L04（免疫抑制薬）またはV10（治療用放射性医薬品）に分類されること。 (イ) 次のいずれかの医薬品 a. レボホリナートカルシウム b. ホリナートカルシウム c. クロルマジノン酢酸エステル d. メチルテストステロン e. オクトレオチド酢酸塩 イ. 被保険者が診断確定されたがんの治療を目的として被保険者に投薬または処方された時点において主務官庁の承認を受けているヒト細胞加工製品等の再生医療等製品(*1)であって、主務官庁による製造販売の承認時に、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が主務官庁により認められたもの。

② 第2回以後がん生活支援保険金	被保険者が第5条（お支払いする保険金）の表の②の「保険金をお支払いする場合」欄に規定する治療を受けた時
------------------	---

第7条（特約の失効）

この特約は、被保険者がこの特約に基づき保険金が支払われるがんと診断確定された場合には、その事実が発生した時に失効します。

第8条（特約の失効による保険料の返還）

第7条（特約の失効）による特約の失効の場合は、当会社は、保険料は返還しません。

第9条（がん補償基本特約の読み替え）

この特約については、がん補償基本特約を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇 所	読み替え前	読み替え後
①	第2条（用語の定義）の(*5)	このがん補償基本特約	この特約
②	第6条（保険期間と支払責任の関係）	第5条（お支払いする保険金）(1)	この特約第2条（この特約の補償内容）

第10条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約またはがん補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

⑦がん先進医療特約（がん用）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約にがん補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当会社は、被保険者ががんと診断確定され、その診断確定されたがんの治療を直接の目的としてこの保険契約の保険期間中に先進医療を受けた場合は、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約にしたがい、被保険者が受けた先進医療にかかわる技術料(*1)を保険金として保険金受取人に支払います。ただし、保険金の支払は、この特約の保険期間を通じ、保険証券記載のがん先進医療保険金額を限度とします。

(*1) 次の費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。

- i. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用（自己負担部分を含む）
- ii. 先進医療以外の評価療養のための費用
- iii. 選定療養のための費用
- iv. 食事療養のための費用
- v. 生活療養のための費用

第3条（被保険者）

この特約において被保険者とは、がん補償基本特約第4条（被保険者）(1)に規定する被保険者をいいます。

第4条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、次の定義によります。

用 語	定 義
先進医療	公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、主務官庁が定める先進医療をいいます。ただし、先進医療ごとに主務官庁が定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限ります。また、先進医療を受けた日現在において、公的医療保険制度に基づき給付の対象となる療養(*1)は除きます。 (*1) 次のいずれかに該当するものをいいます。 i. 診察 ii. 薬剤または治療材料の支給 iii. 処置、手術その他の治療

第5条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が先進医療を受けた時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金受取人が保険金の支払を請求する場合は、がん補償基本特約第9条（保険金の請求）(3)⑤の次に、⑥として、次のとおり追加して適用します。

「

- ⑥ ①から⑤までのほか、下表の書類または証拠

ア. 先進医療の技術にかかわる費用を支払ったことを示す領収証等の書類

第6条（がん補償基本特約の読み替え）

この特約については、がん補償基本特約を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇 所	読み替え前	読み替え後
①	第2条（用語の定義）の(*5)	このがん補償基本特約	この特約
②	第6条（保険期間と支払責任の関係）	第5条（お支払いする保険金）(1)	この特約第2条（この特約の補償内容）

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約またはがん補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

⑫がん患者申出療養特約（がん用）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約にがん補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当会社は、**被保険者**ががんと診断確定され、その診断確定されたがんの治療を直接の目的としてこの保険契約の保険期間中に患者申出療養を受けた場合は、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約にしたがい、被保険者が受けた患者申出療養にかかわる技術料(*1)を保険金として保険金受取人に支払います。ただし、保険金の支払は、この特約の保険期間を通じ、保険証券記載のがん患者申出療養保険金額を限度とします。

- (*1) 次の費用等、患者申出療養にかかわる技術料以外の費用は含まれません。
- i. **公的医療保険制度**に基づき給付の対象となる費用（自己負担部分を含む）
 - ii. 評価療養のための費用
 - iii. 選定療養のための費用
 - iv. 食事療養のための費用
 - v. 生活療養のための費用

第3条（被保険者）

この特約において被保険者とは、がん補償基本特約第4条（被保険者）(1)に規定する被保険者をいいます。

第4条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、次の定義によります。

用 語	定 義
患者申出療養	公的医療保険制度のうち、主務官庁が定める患者申出療養をいいます。ただし、患者申出療養ごとに主務官庁が定める施設基準に適合する 病院等 において行われるものに限り、また、患者申出療養を受けた日現在において、公的医療保険制度に基づき給付の対象となる療養(*1)は除きます。 (*1) 次のいずれかに該当するものをいいます。 i. 診察 ii. 薬剤または治療材料の支給 iii. 処置、手術その他の治療

第5条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が患者申出療養を受けた時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金受取人が保険金の支払を請求する場合は、がん補償基本特約第9条（保険金の請求）(3)⑤の次に、⑥として、次のとおり追加して適用します。

「

⑥ ①から⑤までのほか、下表の書類または証拠
ア. 患者申出療養の技術にかかわる費用を支払ったことを示す領収証等の書類

」

- (3) (2)の規定にかかわらず、この特約が付帯された保険契約に、がん先進医療特約（がん用）が付帯されている場合で、被保険者または保険金受取人が保険金の支払を請求するときは、がん補償基本特約第9条（保険金の請求）(3)⑥の次に、⑦として、次のとおり追加して適用します。

「

⑦ ①から⑥までのほか、下表の書類または証拠
ア. 患者申出療養の技術にかかわる費用を支払ったことを示す領収証等の書類

」

第6条（がん補償基本特約の読み替え）

この特約については、がん補償基本特約を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇 所	読み替え前	読み替え後
①	第2条（用語の定義）の(*5)	このがん補償基本特約	この特約
②	第6条（保険期間と支払責任の関係）	第5条（お支払いする保険金）(1)	この特約第2条（この特約の補償内容）

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約またはがん補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

⑦3 抗がん剤治療補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約にがん補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

- (1) 当社は、**被保険者**がこの保険契約の保険期間中(*1)に抗がん剤治療を開始した場合(*2)は、抗がん剤治療をした日の属する各月(*3)について、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約にしたがい、抗がん剤治療を開始した時点の保険証券記載の抗がん剤治療保険金額を抗がん剤治療保険金として保険金受取人に支払います。ただし、抗がん剤治療保険金の支払限度月数は、60か月とします。
 - (2) 抗がん剤治療をした日の属する月の翌月以降に再び抗がん剤治療をした場合は、後の抗がん剤治療は前の抗がん剤治療から継続した抗がん剤治療とみなし、後の抗がん剤治療については、新たに支払限度月数の規定を適用しません。
 - (3) (2)の規定にかかわらず、抗がん剤治療をした日の属する月の翌月1日から、抗がん剤治療をすることなくその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に被保険者が再び抗がん剤治療をした場合は、後の抗がん剤治療は前の抗がん剤治療とは異なった抗がん剤治療とし、新たに抗がん剤治療を開始したものとして取り扱います。この場合において、後の抗がん剤治療について保険金を支払うべきときは、その新たに抗がん剤治療を開始した時点の保険証券記載の抗がん剤治療保険金額を抗がん剤治療保険金として保険金受取人に支払い、新たに支払限度月数の規定を適用します。
- (*)1 この保険契約が継続契約である場合は、この保険契約が継続されてきた初年度契約からこの保険契約までの連続した保険期間をいいます。
(*)2 被保険者が、がん以外の原因による**入院**中に抗がん剤治療を開始した場合は、その抗がん剤治療を開始した日に抗がん剤治療が開始したものとみなします。
(*)3 同一の月に複数の抗がん剤治療をしたときは、その月の最初の抗がん剤治療をした日に保険金支払事由に該当したものとみなし、当社は、重複しては保険金を支払いません。

第3条（被保険者）

この特約において被保険者とは、がん補償基本特約第4条(被保険者)(1)に規定する被保険者をいいます。

第4条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
① 抗がん剤	次のア.またはイ.のいずれかに該当するものをいいます。 ア. 被保険者が診断確定されたがんの治療を目的として被保険者に投薬または処方された時点において主務官庁の承認を受けている医薬品のうち、次の(ア)または(イ)のいずれかに該当する医薬品 (ア) 次のa.およびb.のすべての条件を満たす医薬品 a. 主務官庁による製造販売の承認時に、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が主務官庁により認められたこと。 b. 医薬品の分類に関して、次のいずれかに該当すること。 (a) 主務官庁が定める日本標準商品分類において、「8742 腫瘍用薬」に分類されること。 (b) 世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類において、L01（抗悪性腫瘍薬）、L02（内分泌療法）、L03（免疫賦活薬）、L04（免疫抑制薬）またはV10（治療用放射性医薬品）に分類されること。 (イ) 次のいずれかの医薬品 a. レボホリナートカルシウム b. ホリナートカルシウム c. クロルマジノン酢酸エステル d. メチルテストステロン e. オクトレオチド酢酸塩 イ. 被保険者が診断確定されたがんの治療を目的として被保険者に投薬または処方された時点において主務官庁の承認を受けているヒト細胞加工製品等の再生医療等製品(*1)であって、主務官庁による製造販売の承認時に、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が主務官庁により認められたもの。

②	抗がん剤治療	以下の条件をすべて満たす入院または通院をいいます。 ア. 診断確定されたがんを直接の原因として、 医師等 の治療を必要とし、かつ、その診断確定されたがんの治療を直接の目的とする入院または通院。ただし介護保険法に定める介護医療院における入院および通院を除きます。 イ. 公的医療保険制度 に基づく医科診療報酬点数表(*2)または歯科診療報酬点数表(*3)により、抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院(*4)(*5)または通院(*6)(*7)。
③	保険金支払事由	抗がん剤治療をしたことをいいます。

(*)1 ヒト細胞加工製品とは、再生医療等製品のうち、人の細胞に培養その他の加工を施したものをいい、がんの治療を目的とする免疫療法において、免疫細胞に人為的な増殖、活性化等を目的とした薬剤処理その他の加工を施したものを含みます。

(*)2 医科診療報酬点数表とは、抗がん剤の投薬または処方が行われた時点において有効な厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

(*)3 歯科診療報酬点数表とは、抗がん剤の投薬または処方が行われた時点において有効な厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

(*)4 抗がん剤の投薬または処方が行われない日は抗がん剤治療には該当しません。

(*)5 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表(*2)もしくは歯科診療報酬点数表(*3)または主務官庁が定める診断群分類点数表により算定される診療報酬に、抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料に相当する費用が含まれる入院を含みます。

(*)6 薬剤料が算定されず、かつ、処方せん料が算定される通院については、被保険者がその処方せんに基づいて抗がん剤の支給を受けた場合に限りです。

(*)7 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表(*2)もしくは歯科診療報酬点数表(*3)または主務官庁が定める診断群分類点数表により算定される診療報酬に、抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料に相当する費用が含まれる通院を含みます。

第5条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、抗がん剤治療をした日の属する各月において最初に抗がん剤治療をした時ごとに発生し、これを行行使することができるものとします。

(2) 被保険者または保険金受取人が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑤までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

① 保険金の請求書

② **疾病**の程度を証明する書類(*1)

③ 被保険者または保険金受取人が死亡した場合は、被保険者または保険金受取人の除籍および被保険者または保険金受取人のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本

④ 普通保険約款基本条項第4節第4条（指定代理請求人）に規定する被保険者または保険金受取人の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類

⑤ ①から④までのほか、当会社が普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する**書面等**において定めたもの

(3) 当会社は、がんの程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金受取人に対して、(2)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 疾病の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料および治療等に必要とした費用の領収書をいいます。

第6条（がん補償基本特約の読み替え）

この特約については、がん補償基本特約を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第2条（用語の定義）の(*5)	このがん補償基本特約	この特約
②	第6条（保険期間と支払責任の関係）	第5条（お支払いする保険金）(1)	この特約第2条（この特約の補償内容）

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約またはがん補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

⑦がん女性特定手術特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約にがん補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

(1) 当会社は、がん補償基本特約第5条（お支払いする保険金）(1)の表の③に規定するがん手術保険金が支払われる場合に、**被保険者**が、この保険契約の保険期間中(*1)に**病院等**において、当該がん(*2)の治療を直接の目的として下表に掲げるいずれかの手術(*3)を受けたとき(*4)は、1回の**手術**について、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約にしたがい、保険証券記載のがん女性特定手術保険金額を保険金として保険金受取人に支払います。

①	乳房切除術(*5)
②	子宮全摘除術
③	両側卵巢全摘除術

(2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が時期を同じくして2種類以上の(1)に規定する手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金を支払います。

(*1) この保険契約を継続前契約とする継続契約が締結されなかった場合においては、この保険契約が終了した後で、かつ、当該がん(*2)によりがん補償基本特約第5条（お支払いする保険金）(1)の表の②に規定するがん入院保険金の支払対象となるがん入院期間中に行われた手術については、この保険契約の保険期間中に行われたものとみなします。

(*2) がん補償基本特約第5条（お支払いする保険金）(1)の表の③でがん手術保険金が支払われるがんをいいます。

(*3) 診断、検査(*6)のための手術等は含みません。

(*4) 手術開始後、手術中に死亡した場合であっても、手術を受けたものとし、麻酔処理の段階は除きます。

(*5) 皮膚を切開し、病変部を切除する手術をいいます。ただし、生検を除きます。

(*6) 生検、腹腔鏡検査等をいいます。

第3条（被保険者）

この特約において被保険者とは、がん補償基本特約第4条（被保険者）(1)に規定する被保険者をいいます。

第4条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、被保険者が手術(*1)を受けた時から発生し、これを行行使することができるものとします。

(*1) 第2条（この特約の補償内容）(1)に規定する手術をいいます。

第5条（がん補償基本特約の読み替え）

この特約については、がん補償基本特約第2条（用語の定義）の(*5)を下表のとおり読み替えて適用します。

読み替え前	読み替え後
このがん補償基本特約	この特約

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約またはがん補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

㊦がん特定手術特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約にがん補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

(1) 当会社は、がん補償基本特約第5条（お支払いする保険金）(1)の表の③に規定するがん手術保険金が支払われる場合に、**被保険者が**、この保険契約の保険期間中(*1)に**病院等**において、当該がん(*2)の治療を直接の目的として下表に掲げるいずれかの**手術**(*3)を受けたとき(*4)は、1回の手術について、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約にしたがい、保険証券記載の**がん特定手術保険金額**を保険金として保険金受取人に支払います。

①	胃全摘除術
②	片側肺全摘除術
③	食道全摘除術
④	片側腎全摘除術
⑤	膀胱全摘除術
⑥	人工肛門造設術
⑦	喉頭全摘除術(*5)
⑧	四肢切断術(*6)

(2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が時期を同じくして2種類以上の(1)に規定する手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金を支払います。

(*1) この保険契約を継続前契約とする継続契約が締結されなかった場合においては、この保険契約が終了した後で、かつ、当該がん(*2)によりがん補償基本特約第5条（お支払いする保険金）(1)の表の②に規定するがん入院保険金の支払対象となるがん入院期間中に行われた手術については、この保険契約の保険期間中に行われたものとみなします。

(*2) がん補償基本特約第5条（お支払いする保険金）(1)の表の③でがん手術保険金が支払われるがんをいいます。

〈がん女性特定手術特約 第2条(2)〉

「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

〈がん特定手術特約 第2条(2)〉

「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

- (※3) 診断、検査(※7)のための手術等は含みません。
- (※4) 手術開始後、手術中に死亡した場合であっても、手術を受けたものとし、麻酔処理の段階は除きます。
- (※5) 発声機能の喪失を伴うものに限ります。
- (※6) 手指および足指を除きます。
- (※7) 生検、腹腔鏡検査等をいいます。

第3条（被保険者）
この特約において被保険者とは、がん補償基本特約第4条（被保険者）(1)に規定する被保険者をいいます。

第4条（保険金の請求）
当会社に対する保険金請求権は、被保険者が手術(※1)を受けた時から発生し、これを行使することができるものとします。
(※1) 第2条（この特約の補償内容）(1)に規定する手術をいいます。

第5条（がん補償基本特約の読み替え）
この特約については、がん補償基本特約第2条（用語の定義）の(※5)を下表のとおり読み替えて適用します。

読み替え前	読み替え後
このがん補償基本特約	この特約

第6条（準用規定）
この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約またはがん補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

76がん葬祭費用補償特約

第1条（この特約の適用条件）
この特約は、この保険契約にがん補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）
当会社は、被保険者ががんと診断確定され、その診断確定されたがんを直接の原因としてこの保険契約の保険期間中に死亡した場合は、被保険者の親族が葬祭費用を負担することによって被る損害(※1)に対して、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約にしたがい、保険証券記載のがん葬祭費用保険金額を限度としてその費用の負担者に、保険金を支払います。
(※1) 被保険者の生前中に発生した損害は含みません。

第3条（被保険者）
この特約において被保険者とは、がん補償基本特約第4条（被保険者）(1)に規定する被保険者をいいます。

第4条（死亡時の義務）
保険契約者または保険金の受取人は、被保険者が死亡した場合は、下表のことを履行しなければなりません。

①	被保険者が死亡した日からその日を含めて30日以内に、死亡の状況および経過を当会社に書面等により通知すること。
②	他の保険契約等の有無および内容(※1)について、遅滞なく、当会社に通知すること。
③	損害賠償の請求(※2)についての訴訟を提起し、または提起された場合には、遅滞なく当会社に通知すること。
④	他人に損害賠償の請求(※2)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
⑤	①から④までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

- (※1) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。
- (※2) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第5条（死亡時の義務違反）
(1) 保険契約者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて第4条（死亡時の義務）の表の規定に違反した場合は、当会社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

① 第4条の表の①から③までまたは同表の⑤	第4条の表の①から③までまたは同表の⑤の規定に違反したことによって当会社が被った損害の額
② 第4条の表の④	他人に損害賠償の請求(※1)をすることによって取得することができたと認められる額

(2) 保険契約者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて第4条（死亡時の義務）の表の①もしくは同表の⑤に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
(※1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第6条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者の親族が第2条（この特約の補償内容）の費用を負担した時から発生し、これを行行使うことができるものとします。
- (2) 保険金の受取人が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- ① 保険金の請求書
 - ② 死亡診断書または死体検案書
 - ③ 被保険者の除籍および被保険者のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本ならびに保険金の受取人が死亡した場合は、保険金の受取人の除籍および保険金の受取人のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
 - ④ 普通保険約款基本条項第4節第4条（指定代理請求人）に規定する保険金の受取人の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類
 - ⑤ ①から④までのほか、下表の書類または証拠
- | |
|---|
| ア. 公の機関が発行する事故証明書またはこれに代わるべき書類
イ. 葬祭費用の支出を証明する書類 |
|---|
- ⑥ ①から⑤までのほか、当会社が普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当会社は、費用の額等に応じ、保険契約者または保険金の受取人に対して、(2)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第7条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

他の保険契約等がある場合は、下表の額を支払保険金の額とします。

- | |
|---|
| ① この特約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額
② 他の保険契約等によってこの特約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合において、被保険者の親族が負担した費用が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額(*1) |
|---|

(*1) 他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額を限度とします。

第8条（代 位）

- (1) 第2条（この特約の補償内容）の損害が生じたことにより被保険者の親族が損害賠償請求権その他の債権(*1)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合は、被保険者の親族が取得した債権の全額
②	①以外の場合は、被保険者の親族が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2) (1)の表の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者の親族が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(*1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第9条（普通保険約款およびがん補償基本特約の読み替え）

- (1) この特約については、普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）(1)の表の⑤を次のとおり読み替えて適用します。

⑤	①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者の親族が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
---	---

- (2) この特約については、がん補償基本特約第2条（用語の定義）の(*5)を下表のとおりに読み替えて適用します。

読み替え前	読み替え後
このがん補償基本特約	この特約

第10条（重大事由による解除の特則）

- (1) 当会社は、保険契約者または保険金の受取人が、普通保険約款基本条項第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の③ア. からオ. までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約（*1）を解除することができます。
- (2) (1)の規定による解除が保険金支払事由またはその原因が発生した後になされた場合であっても、(1)の解除の原因となる事由が発生した時から解除がなされた時までには保険金支払事由またはその原因が発生したときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。

(3) (1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、普通保険約款基本条項第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の③ア.からウ.までまたはオ.のいずれにも該当しない保険金の受取人に生じた保険金支払事由については適用しません。

(※1) 保険金の受取人が該当する場合には、その保険金の受取人に対する部分に限ります。

第11条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約またはがん補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

⑦待機期間の不設定に関する特約（がん用）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約にがん補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（待機期間の不設定）

当会社は、この特約により、がん補償基本特約第6条（保険期間と支払責任の関係）(1)および(2)を次のとおり読み替えます。

- 「
- (1) 第5条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、**被保険者**ががんと診断確定(※1)された時が、保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。
 - (2) 第5条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、被保険者ががんと診断確定(※1)された時が、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。
- 」

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約またはがん補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

⑧介護補償基本特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用 語	定 義
①	公的介護保険制度	介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。
②	要介護状態	公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。
③	要介護状態の開始時	公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定の効力が生じた日の午前0時とします。
④	継続契約	介護保険契約(※1)の保険期間の末日(※2)を保険期間の初日とする介護保険契約(※1)をいいます。
⑤	初年度契約	継続契約以外の介護保険契約(※1)をいいます。

(※1) この介護補償基本特約またはこの介護補償基本特約以外のこの保険契約と支払責任が同一である普通保険約款もしくは特約に基づく保険契約をいいます。

(※2) その介護保険契約(※1)が末日前に解除されていた場合にはその解除日とします。

第3条（この特約の補償内容）

当会社は、**被保険者**がこの保険契約の保険期間中に要介護状態となった場合は、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約にしたがい、第6条（お支払いする保険金）に規定する保険金を支払います。

第4条（被保険者）

- (1) この特約において被保険者とは、保険証券記載の被保険者をいいます。
- (2) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第5条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた要介護状態に対しては、保険金を支払いません。ただし、これらに該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、当会社は、その程度に応じ、保険金のお支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

①	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
②	地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*1)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
④	次のいずれかに該当する事由 ア. ①から③までの事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、第3条（この特約の補償内容）に規定する要介護状態の原因となった事故の①から③までの事由による拡大(*2) ウ. ①から③までの事由に伴う秩序の混乱

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する要介護状態に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失によって生じた要介護状態 ア. 被保険者 イ. 保険金の受取人(*3)。ただし、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
②	被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態
③	被保険者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで自動車(*4)を運転している間の事故により生じた要介護状態
④	被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(*5)、シンナー等(*6)を使用した状態で自動車(*4)を運転している間の事故により生じた要介護状態
⑤	被保険者が、酒気を帯びて(*7)自動車(*4)を運転している間の事故により生じた要介護状態
⑥	被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(*5)、シンナー等(*6)の使用によって生じた要介護状態。ただし、治療を目的として 医師等 がこれらのものをを用いた場合は、この規定は適用しません。
⑦	被保険者のアルコール依存、薬物依存(*8)または薬物乱用によって生じた要介護状態。ただし、治療を目的として医師等が薬物を用いた場合は、この規定は適用しません。
⑧	被保険者の先天性疾患(*9)によって生じた要介護状態
⑨	被保険者に対する刑の執行によって生じた要介護状態

(3) 当会社は、被保険者が頸部症候群(*10)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る**医学的
他覚所見**のないものに対しては、その症状の原因が何であるかにかかわらず、保険金を支払いません。

(4) 当会社は、正当な理由がなく、被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金の受取人が治療をさせなかったことにより、被保険者が要介護状態となった場合は、保険金を支払いません。

(*1) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*2) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

(*3) 保険金の受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*4) 自動車には、原動機付自転車を含みます。

(*5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。

(*6) 毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。

(*7) 道路交通安全法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。

(*8) 平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」に定められた分類項目中の基本分類コードF11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、あへん、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

(*9) 平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号Q00からQ99に規定された内容に準拠します。

(*10) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第6条（お支払いする保険金）

(1) 当会社は、下表の規定にしたがい、保険金を支払います。

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金の受取人
この保険契約の保険期間中に要介護状態となった場合	保険証券記載の介護補償保険金額の全額	被保険者

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由により、要介護状態の程度が重大となった場合は、その事由がなかったときに相当する額を支払います。

①	保険金支払の対象となっていない 傷害、疾病 その他の要介護状態の原因となった事由が影響したこと。
②	正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったこと。
③	正当な理由がなく保険契約者または保険金の受取人が被保険者に治療をさせなかったこと。

(3) 本特約により被保険者が介護補償保険金の支払を受けられる場合において、さらに所定の要介護状態（要介護3用）の追加補償特約第5条（お支払いする保険金）(1)の表の「保険金をお支払いする場合」または所定の要介護状態（要介護2用）の追加補償特約第5条（お支払いする保険金）(1)の表の「保険金をお支払いする場合」に該当したときは、当会社は、重複し

〈介護補償基本特約 第5条(2)の表の③〉

「法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転」とは、以下のいずれかに該当する者が自動車を運転している状態等をいいます。

1. 道路交通安全法等法令に定められた運転免許を持たない者*
2. 運転免許効力の一時停止処分を受けている者
3. 運転免許によって運転できる自動車の種類以外の自動車を運転している者

*運転免許証記載事項の変更届出中、紛失等による再交付申請中または運転免許証不携帯の者は該当しません。

ては介護補償保険金を支払いません。

第7条（保険期間と支払責任の関係）

- (1) 第6条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、被保険者に傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が発生した時が保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。
- (2) 第6条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、被保険者に傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が発生した時が、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。
- (3) (2)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて1年を経過した後に要介護状態となったときは、当会社は、その要介護状態はこの保険契約の保険期間の開始時より後に発生した傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由を原因とするものとみなして取扱いします。

第8条（要介護状態となった時の義務）

保険契約者、被保険者または保険金の受取人は、被保険者が要介護状態となった場合は、下表のことを履行しなければなりません。

①	要介護状態となったその日から遅滞なく、公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類(*1)を添えて、要介護状態の内容および程度等の詳細を当会社に書面等により通知すること。
②	①のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う要介護状態の調査に協力すること。

(*1) 公的介護保険制度の被保険者証、要介護認定等の申請に必要とした書類の写し、被保険者が受領した要介護認定に関する通知書およびその他当会社が指定する書類をいいます。

第9条（要介護状態となった時の義務違反）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて第8条（要介護状態となった時の義務）の表の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて第8条（要介護状態となった時の義務）の表に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が要介護状態となった時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金の受取人が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 要介護状態の程度を証明する書類(*1)
- ③ 被保険者または保険金の受取人が死亡した場合は、被保険者または保険金の受取人の除籍および被保険者または保険金の受取人のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
- ④ 普通保険約款基本条項第4節第4条（指定代理請求人）に規定する被保険者または保険金の受取人の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類
- ⑤ ①から④までのほか、下表の書類または証拠

ア. 公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類(*2)

- ⑥ ①から⑤までのほか、当会社が普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当会社は、要介護状態の内容または程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対して、(2)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 要介護状態の内容を証明する医師の診断書および当会社の定める診療明細書(*3)をいいます。

(*2) 公的介護保険制度の被保険者証、要介護認定等の申請に必要とした書類の写し、被保険者が受領した要介護認定に関する通知書およびその他当会社が指定する書類をいいます。

(*3) 当会社の定める様式とします。

〈介護補償基本特約 第8条〉

要介護状態となった場合は、上記の記載事項のご対応をお願いいたします。

第11条（保険金の受取人の変更）

保険契約者は、保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

第12条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を下表のとおり読み替えて適用します。

読み替え前	読み替え後
身体障害	傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由

第13条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

㊦年金払介護補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に介護補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用 語	定 義
①	てん補期間	第1回年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して保険証券記載の期間をいいます。
②	保険金支払基準日	傷害、疾病 その他の要介護状態の原因となった事由が同一であるか否かを問わず、次のア.およびイ.をいいます。 ア. 第1回年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当した日 イ. 第1回年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当した日を含む年の翌年以降、毎年その日の応当日。毎年の応当日がない場合は、その月の末日をいうものとします。
③	保険金支払事由	第5条（お支払いする保険金）(1)の表の「保険金をお支払いする場合」欄に規定する保険金の支払対象となる要介護状態に該当することをいいます。

第3条（この特約の補償内容）

当社は、**被保険者**がこの保険契約の保険期間中に要介護状態となった場合は、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約にしたがい、第5条（お支払いする保険金）に規定する保険金を支払います。

第4条（被保険者）

- (1) この特約において被保険者とは、介護補償基本特約第4条（被保険者）(1)に規定する被保険者をいいます。
- (2) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第5条（お支払いする保険金）

- (1) 当社は、下表の規定にしたがい、保険金を支払います。

	保険金の名称	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金の受取人
①	第1回年金払介護補償保険金	この保険契約の保険期間中に要介護状態となった場合	保険証券記載の年金払介護補償保険金額	被保険者
②	第2回以後年金払介護補償保険金	既に第1回年金払介護補償保険金を支払われた場合で、てん補期間中の保険金支払基準日ごとに、被保険者が要介護状態に該当しているとき。 なお、第1回年金払介護補償保険金の支払後、てん補期間中の保険金支払基準日において、要介護状態から回復していたときは、保険金は支払いません。 また、その翌年度以降の保険金支払基準日において、再度、要介護状態に該当したときは、保険金の支払を再開します。		

- (2) (1)の規定にかかわらず、被保険者がてん補期間中に死亡した後の保険金支払基準日においては、当社は、保険金を支払いません。
- (3) 同一の保険金支払基準日において、当社は、重複しては保険金を支払いません。
- (4) 保険金支払われる要介護状態でなくなった後、再び保険金支払われるべき要介護状態になった場合は、後の要介護状態は前の要介護状態と同一の要介護状態とみなし、後の要介護状態については、新たにてん補期間の規定を適用しません。
- (5) 当社は、下表のいずれかに該当する事由により、要介護状態の程度が重大となった場合は、その事由がなかったときに相

当する額を支払います。

①	保険金支払の対象となっていない傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が影響したこと。
②	正当な理由がなくて被保険者が治療を怠ったこと。
③	正当な理由がなくて保険契約者または保険金の受取人が被保険者に治療をさせなかったこと。

(6) 当会社は、被保険者または保険金の受取人の故意または重大な過失により、要介護状態の期間が延長した場合も、(5)と同様の方法で支払います。

第6条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、下表の左欄に規定する保険金ごとに、それぞれ対応する下表の右欄に規定する時から発生し、これを行行使することができるものとします。

① 第1回介護補償保険金	被保険者が要介護状態となった時
② 第2回以後介護補償保険金	被保険者が要介護状態に該当している場合で、かつ、それぞれの保険金支払基準日が到来した時

(2) 被保険者または保険金の受取人が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 要介護状態の程度を証明する書類(*1)
- ③ 被保険者または保険金の受取人が死亡した場合は、被保険者または保険金の受取人の除籍および被保険者または保険金の受取人のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
- ④ 普通保険約款基本条項第4節第4条（指定代理請求人）に規定する被保険者または保険金の受取人の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類
- ⑤ ①から④までのほか、下表の書類または証拠

7. 公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類(*2)

- ⑥ ①から⑤までのほか、当会社が普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当会社は、要介護状態の内容または程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対して、(2)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 要介護状態の内容を証明する医師の診断書および当会社の定める診療明細書(*3)をいいます。

(*2) 公的介護保険制度の被保険者証、要介護認定等の申請に必要とした書類の写し、被保険者が受領した要介護認定に関する通知書およびその他当会社が指定する書類をいいます。ただし、それぞれの保険金支払基準日において有効な書類とします。

(*3) 当会社の定める様式とします。

第7条（介護補償基本特約の適用除外）

この特約については、介護補償基本特約の下表の規定は適用しません。

①	第6条（お支払いする保険金）
②	第10条（保険金の請求）

第8条（介護補償基本特約の読み替え）

(1) この特約については、介護補償基本特約（用語の定義）の表を下表のとおり読み替えて適用します。

	簡 所	読み替え後
①	②の要介護状態	公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。ただし、この保険契約の保険期間の開始時以降に公的介護保険制度の改正が行われた場合には、当会社は、その制度の改正の内容または程度等に応じ、この保険契約の保険期間の開始時点において有効な公的介護保険制度に基づく要介護3以上に相当すると認められる状態を要介護状態とみなします。
②	③の要介護状態の開始時	公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定の効力が生じた日の午前0時とします。ただし、この保険契約の保険期間の開始時以降に公的介護保険制度の改正が行われた場合には、当会社は、その制度の改正の内容または程度等に応じ、この保険契約の保険期間の開始時点において有効な公的介護保険制度に基づく要介護3以上に相当すると認められる日の午前0時を要介護状態の開始時とみなします。

(2) この特約については、介護補償基本特約を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇 所	読み替え前	読み替え後
①	第2条（用語の定義）の（*1）	この介護補償基本特約	この特約
②	第5条（保険金をお支払いしない場合） （1）④	第3条（この特約の補償内容）	この特約の第3条（この特約の補償内容）
③	第7条（保険期間と支払責任の関係） （1）および（2）	第6条（お支払いする保険金）	この特約の第5条（お支払いする保険金）

第9条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または介護補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

⑧ 公的介護保険制度連動補償部分の要介護3以上から要介護2以上への補償拡大に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に介護補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

（1）当社は、この特約により、介護補償基本特約第2条（用語の定義）の表の②および③の規定を次のとおり読み替えて適用します。

②	要介護状態	公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた状態をいいます。
③	要介護状態の開始時	公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定の効力が生じた日の午前0時とします。

（2）当社は、この特約により、年金払介護補償特約第8条（介護補償基本特約の読み替え）（1）の表の①および②の規定を次のとおり読み替えて適用します。

①	②の要介護状態	公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた状態をいいます。ただし、この保険契約の保険期間の開始時以降に公的介護保険制度の改正が行われた場合には、当社は、その制度の改正の内容または程度等に応じ、この保険契約の保険期間の開始時点において有効な公的介護保険制度に基づく要介護2以上に相当すると認められる状態を要介護状態とみなします。
②	③の要介護状態の開始時	公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定の効力が生じた日の午前0時とします。ただし、この保険契約の保険期間の開始時以降に公的介護保険制度の改正が行われた場合には、当社は、その制度の改正の内容または程度等に応じ、この保険契約の保険期間の開始時点において有効な公的介護保険制度に基づく要介護2以上に相当すると認められる日の午前0時を要介護状態の開始時とみなします。

（3）（1）の規定は、この保険契約に年金払介護補償特約が付帯されている場合には、適用しません。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または介護補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

⑧ 所定の要介護状態（要介護3用）の追加補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に介護補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用 語	定 義
①	認知症	正常に発達した知的機能が、脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷により、全般的かつ持続的に低下することをいいます。

②	所定の要介護状態	次のア.およびイ.のいずれにも該当する状態をいいます。 ア. 次のいずれかの行為の際に別表1に規定する状態であること。 (ア) 歩行 (イ) 寝返り (ウ) 立ち上がり (エ) 入浴 (オ) 排せつおよび食事 イ. 次のいずれかの状態であるため他人の介護が必要な状態であること。 (ア) 排せつまたは食事の際に別表2に規定する状態 (イ) 認知症により別表3に規定する問題行為が2項目以上見られる状態
③	所定の要介護状態の開始時	所定の要介護状態であることを <u>医師等</u> が診断した時とします。

第3条（この特約の補償内容）

当社は、**被保険者**がこの保険契約の保険期間中に所定の要介護状態となった場合は、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約にしたがい、第5条（お支払いする保険金）に規定する保険金を支払います。

第4条（被保険者）

この特約において被保険者とは、介護補償基本特約第4条（被保険者）(1)に規定する被保険者をいいます。

第5条（お支払いする保険金）

(1) 当社は、下表の規定にしたがい、保険金を支払います。

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金の受取人
この保険契約の保険期間中に第2条（用語の定義）の表の②に規定する所定の要介護状態であることを医師等により診断された場合において、その状態が、診断された日からその日を含めて90日を超えて継続した場合	保険証券記載の介護補償保険金額の全額	被保険者

(2) 当社は、下表のいずれかに該当する事由により、所定の要介護状態の程度が重大となった場合は、その事由がなかったときに相当する額を支払います。

①	保険金支払の対象となっていない 傷害、疾病 その他の所定の要介護状態の原因となった事由が影響したこと。
②	正当な理由がなくて被保険者が治療を怠ったこと。
③	正当な理由がなくて保険契約者または保険金の受取人が被保険者に治療をさせなかったこと。

(3) 本特約により被保険者が介護補償保険金の支払を受けられる場合において、さらに介護補償基本特約第6条（お支払いする保険金）(1)の表の「保険金をお支払いする場合」に該当したときは、当社は、重複しては介護補償保険金を支払いません。

第6条（所定の要介護状態となった時の義務）

保険契約者、被保険者または保険金の受取人は、被保険者が所定の要介護状態となった場合は、下表のことを履行しなければなりません。

①	所定の要介護状態となったその日から遅滞なく、所定の要介護状態の内容を証明する医師の診断書(*1)を添えて、所定の要介護状態の内容および程度等の詳細を当会社に 書面等 により通知すること。
②	①のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う所定の要介護状態の調査に協力すること。

(*1) 当社の定める様式とします。

第7条（所定の要介護状態となった時の義務違反）

- 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて第6条（所定の要介護状態となった時の義務）の表の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて第6条（所定の要介護状態となった時の義務）の表に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条（介護補償基本特約の適用除外）

この特約については、介護補償基本特約を下表の規定は適用しません。

①	第6条（お支払いする保険金）
②	第8条（要介護状態となった時の義務）
③	第9条（要介護状態となった時の義務違反）

第9条（介護補償基本特約等の読み替え）

(1) この特約については、介護補償基本特約を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇 所	読み替え前	読み替え後
①	第2条（用語の定義）の（*1）	この介護補償基本特約	この特約
②	第5条（保険金をお支払いしない場合）（1）、（2）および（4）	要介護状態	所定の要介護状態
③	第5条（1）④	第3条（この特約の補償内容）	この特約の第3条（この特約の補償内容）
④	第7条（保険期間と支払責任の関係）（1）、（2）および（3）	要介護状態	所定の要介護状態
⑤	第7条（1）および（2）	第6条（お支払いする保険金）	この特約の第5条（お支払いする保険金）
⑥	第10条（保険金の請求）（1）	要介護状態となった時	所定の要介護状態であることを医師等により診断された場合において、その状態が、診断された日からその日を含めて90日を超えて継続した時
⑦	第10条（2）②および（3）	要介護状態	所定の要介護状態
⑧	第10条（*1）	要介護状態	所定の要介護状態

（2）この特約については、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約を下表のとおり読み替えて適用します。

	読み替え前	読み替え後
①	身体障害	傷害、疾病その他の所定の要介護状態の原因となった事由
②	要介護状態	所定の要介護状態

第10条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または介護補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

<別表1> 第2条（用語の定義）の表の②の所定の要介護状態－その1

歩行	壁、手すり、いすの背または杖等につかまっても平らな床の上で両足をたったまま10秒間程度の立位の保持ができず、杖、義足、歩行器等を用いても5m程度の歩行ができない。
寝返り	ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまっても他人の介助なしでは寝返りができない。
立ち上がり	ベッド柵、手すり、壁、人の手等につかまってもいすやベッド、車いす等で膝がほぼ90度に屈曲して座っている状態から立ち上がることができない。
入浴	介護者に抱えられないと浴槽への出入りができない状態であり、かつ自分では全く洗身（スポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うこと）ができない。
排せつおよび食事	自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末（身体のおかれた部分を拭く行為およびトイレ内でよごれた部分を拭く行為）も全くすることができない状態であり、かつ自分では食事を全く摂取することができない。

<別表2> 第2条（用語の定義）の表の②の所定の要介護状態－その2

排せつ	自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末（身体のおかれた部分を拭く行為またはトイレ内でよごれた部分を拭く行為）をすることができない。（自分で排尿および排せつ後の身体のおかれたところを拭く行為ができる場合であっても、介助者に紙を用意してもらわないとできない場合を含む。）
食事	自分では食事を摂取することができない。 （小さく切る、ほぐす、皮をむくおよび魚の骨をとる等の介助が必要な場合を含む。）

<別表3> 第2条（用語の定義）の表の②の所定の要介護状態－その3

(1) ひどい物忘れがある。 (2) まわりのことに関心を示さないことがある。 (3) 物を盗られた等と被害的になることがある。 (4) 作話をし周囲に言いふらすことがある。 (5) 実際にはないものが見えたり、聞こえることがある。 (6) 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。 (7) 夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。 (8) 暴言や暴行のいずれかまたは両方が現れることがある。 (9) 口や物を使って周囲に不快な音を立てることがある。 (10) 周囲に迷惑となるような大声をだすことがある。 (11) 介護者の助言や介護に抵抗することがある。 (12) 目的もなく動き回ることがある。 (13) 自分がどこにいるかわからず「家に帰る」等と言い落ち着きが無いことがある。 (14) 外出すると病院、施設、家等に1人で戻れなくなることがある。 (15) 1人で外に出たがり目を離せないことがある。 (16) いろいろなものを集めたり、無断でもってくることがある。 (17) 火の始末や火元の管理ができないことがある。 (18) 物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。 (19) 排せつ物を意図的に弄んだり、尿をまき散らすことがある。 (20) 食べられないものを口に入れることがある。 (21) 周囲が迷惑している性的行動がある。

②所定の要介護状態（要介護2用）の追加補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に介護補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
① 認知症	正常に発達した知的機能が、脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷により、全般的かつ持続的に低下することをいいます。
② 所定の要介護状態	次のア.およびイ.のいずれにも該当する状態をいいます。 ア. 次のいずれかの行為の際に別表1に規定する状態であること。 (ア) 歩行 (イ) 寝返り (ウ) 入浴その他の複雑な動作等 (エ) 排せつ等日常生活上の一部の行為 イ. 次のいずれかの状態であるため他人の介護が必要な状態であること。 (ア) 衣類の着脱の際に別表2に規定する(1)から(4)までのうち2項目以上の行為ができない状態(*1)もしくは3項目以上の行為についてできない状態(*1)または見守りを必要とする状態(*2) (イ) 認知症により別表3に規定する問題行為が2項目以上見られる状態。ただし、(1)から(21)までの項目については、少なくとも1か月間に1回以上(*3)の頻度で現れる状態
③ 所定の要介護状態の開始時	所定の要介護状態であることを医師等が診断した時とします。

(*1) 部分的に介助が必要な場合を含みます。

(*2) 介護者が手を出して介助は行わないが見守りまたは指示が必要な状態をいいます。

(*3) 1項目で2つ以上の状態を例示している場合はいずれかが1回以上とします。

第3条（この特約の補償内容）

当社は、**被保険者**がこの保険契約の保険期間中に所定の要介護状態となった場合は、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約にしたがい、第5条（お支払いする保険金）に規定する保険金を支払います。

第4条（被保険者）

この特約において被保険者とは、介護補償基本特約第4条（被保険者）(1)に規定する被保険者をいいます。

第5条（お支払いする保険金）

(1) 当社は、下表の規定にしたがい、保険金を支払います。

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金の受取人
この保険契約の保険期間中に第2条（用語の定義）の表の②に規定する所定の要介護状態であることを医師等により診断された場合において、その状態が、診断された日からその日を含めて90日を超えて継続した場合	保険証券記載の介護補償保険金額の全額	被保険者

(2) 当社は、下表のいずれかに該当する事由により、所定の要介護状態の程度が重大となった場合は、その事由がなかったときに相当する額を支払います。

①	保険金支払の対象となっていない 傷害、疾病 その他の所定の要介護状態の原因となった事由が影響したこと。
②	正当な理由がなくて被保険者が治療を怠ったこと。
③	正当な理由がなくて保険契約者または保険金の受取人が被保険者に治療をさせなかったこと。

(3) 本特約により被保険者が介護補償保険金の支払を受けられる場合において、さらに介護補償基本特約第6条（お支払いする保険金）(1)の表の「保険金をお支払いする場合」に該当したときは、当社は、重複しては介護補償保険金を支払いません。

第6条（所定の要介護状態となった時の義務）

保険契約者、被保険者または保険金の受取人は、被保険者が所定の要介護状態となった場合は、下表のことを履行しなければなりません。

①	所定の要介護状態となったその日から遅滞なく、所定の要介護状態の内容を証明する医師の診断書(*1)を添えて、所定の要介護状態の内容および程度等の詳細を当会社に 書面等 により通知すること。
②	①のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う所定の要介護状態の調査に協力すること。

(*1) 当社の定める様式とします。

第7条（所定の要介護状態となった時の義務違反）

(1) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて第6条（所定の要介護状態となった時の義務）の表の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(2) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて第6条（所定の要介護状態となった時の義務）の表に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条（介護補償基本特約の適用除外）

この特約については、介護補償基本特約を下表の規定は適用しません。

①	第6条（お支払いする保険金）
②	第8条（要介護状態となった時の義務）
③	第9条（要介護状態となった時の義務違反）

第9条（介護補償基本特約等の読み替え）

(1) この特約については、介護補償基本特約を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇 所	読み替え前	読み替え後
①	第2条（用語の定義）の(*1)	この介護補償基本特約	この特約
②	第5条（保険金をお支払いしない場合）(1)、(2)および(4)	要介護状態	所定の要介護状態
③	第5条 (1)④	第3条（この特約の補償内容）	この特約の第3条（この特約の補償内容）
④	第7条（保険期間と支払責任の関係）(1)、(2)および(3)	要介護状態	所定の要介護状態
⑤	第7条 (1)および(2)	第6条（お支払いする保険金）	この特約の第5条（お支払いする保険金）
⑥	第10条（保険金の請求）(1)	要介護状態となった時	所定の要介護状態であることを医師等により診断された場合において、その状態が、診断された日からその日を含めて90日を超えて継続した時
⑦	第10条 (2)②および(3)	要介護状態	所定の要介護状態
⑧	第10条 (*1)	要介護状態	所定の要介護状態

(2) この特約については、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約を下表のとおり読み替えて適用します。

	読み替え前	読み替え後
①	身体障害	傷害、疾病その他の所定の要介護状態の原因となった事由

② 要介護状態	所定の要介護状態
---------	----------

第10条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または介護補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

<別表1> 第2条（用語の定義）の所定の要介護状態－その1

歩行	壁、手すり、いすの背または杖等につかまらなければ、平らな床の上で両足をたったまま10秒間程度の立位の保持ができず、杖、義足、歩行器等を用いても5m程度の歩行ができない。
寝返り	ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまっても他人の介助なしでは寝返りができない。
入浴その他の複雑な動作等	次のア.またはイ.のいずれかに該当する状態 ア. 車いす等への移乗および入浴時の洗身に支障がある状態 次の(ア)および(イ)のいずれにも該当する状態をいいます。 (ア) 他人により事故が起こらないよう見守られなければ、自分ではベッドから車いすもしくはいすへ、車いすからいすへ、ベッドからポータブルトイレへ、車いすもしくはいすからポータブルトイレへまたは畳からポータブルトイレへ等乗り移ることができない。 (イ) 自分では入浴時の洗身（浴室内でスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うことをいい、洗髪行為は含みません）を行うことが全くできないまたは介護者にスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけてもらわなければ、体の一部を自分で洗うことができない。 イ. 介護者に抱えられないと浴槽への出入りができない状態であり、かつ自分では全く洗身（スポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うこと）ができない。
排せつ等日常生活上の一部の行為	次のア.からウ.のいずれにも該当する状態 ア. 自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末（身体のおこれた部分を拭く行為またはトイレ内でよこれた部分を拭く行為）をすることができない。（自分で排尿および排せつ後の身体のおこれたところを拭く行為ができる場合であっても、介助者に紙を用意してもらわないとできない場合を含む。） イ. 歯磨きの一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。 ウ. 洗顔の一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。

<別表2> 第2条（用語の定義）の所定の要介護状態－その2

衣類の着脱	(1) ボタンのかけはずし (2) 上衣の着脱 (3) スボンまたはパンツ等の着脱 (4) 靴下の着脱
-------	--

<別表3> 第2条（用語の定義）の所定の要介護状態－その3

(1) ひどい物忘れがある。 (2) まわりのことに関心を示さないことがある。 (3) 物を盗られた等と被害的になることがある。 (4) 作話をし周囲に言いふらすことがある。 (5) 実際にはないものが見えたり、聞こえることがある。 (6) 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。 (7) 夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。 (8) 暴言や暴行のいずれかまたは両方が現れることがある。 (9) 口や物を使って周囲に不快な音を立てることがある。 (10) 周囲に迷惑となるような大声をだすことがある。 (11) 介護者の助言や介護に抵抗することがある。 (12) 目的もなく動き回ることがある。 (13) 自分がどこにいるかわからず「家に帰る」等と言い落ち着きが無いことがある。 (14) 外出すると病院、施設、家等に1人で戻れなくなることがある。 (15) 1人で外に出たがり目を離せないことがある。 (16) いろいろなものを集めたり、無断でもってくることがある。 (17) 火の始末や火元の管理ができないことがある。 (18) 物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。 (19) 排せつ物を意図的に弄んだり、尿をまき散らすことがある。 (20) 食べられないものを口に入れることがある。 (21) 周囲が迷惑している性的行動がある。 (22) 自力で内服薬を服用できない。（*1） (23) 金銭の管理ができない。 (24) 自分の生年月日および年齢のいずれも答えることができない。 (25) 現在の季節を理解できない。 (26) 今いる場所の認識ができない。	
--	--

(*1) 飲む時間もしくは飲む量の指示または水を用意する等の何らかの介助を要する状態を含みます。

83 個人賠償責任補償特約

この特約の適用にあたっては、下表の左欄の事項については対応する下表の右欄に記載された内容によります。

① 本人	保険証券の本人欄に記載の者
② 保険金額	保険証券記載の保険金額
③ 免責金額	保険証券記載の 免責金額
④ 保険期間	保険証券記載の保険期間

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

- (1) 当会社は、日本国内または国外において生じた下表のいずれかの事故に起因する他人の身体の障害(*1)、他人の**財物**(*2)の**損壊**(*3)または軌道上を走行する陸上の乗用具(*4)の運行不能(*5)により、第3条（被保険者）に規定する**被保険者**が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約および他の特約(*6)の規定にしたがい、保険金を支払います。

① 住宅(*7)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
② 被保険者の日常生活(*8)に起因する偶然な事故

- (2) 当会社は、第3条（被保険者）に規定する被保険者が管理する財物で(3)に規定する受託品が、日本国内または国外において生じた偶然な事故に起因して損壊または盗取されたことにより、被保険者が受託品について正当な権利を有する者に対し法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約および他の特約(*6)の規定にしたがい、保険金を支払います。

- (3) この特約において受託品は、被保険者が日本国内において受託した財物のうち、下表に規定する物を除いたものとします。

① 車両(*9)、船舶、航空機、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品
② ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型、ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらに類する物ならびにこれらの付属品
③ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物
④ 預貯金証書 、手形その他の有価証券、印紙、切手、プリペイドカード、 電子マネー 、商品券その他これらに類するもの
⑤ クレジットカード、ローンカードその他これらに類する物
⑥ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
⑦ 業務を行う者がその業務に関連して預託を受けている物
⑧ 動物、植物等の生物
⑨ 法令により被保険者の所有または所持が禁止されている物
⑩ 鉄道、船舶、航空機の乗車船券、航空券(*10)、宿泊券、観光券または旅行券
⑪ 通貨または小切手
⑫ 貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品その他これらに類する物
⑬ 不動産(*11)
⑭ 門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の附属建物
⑮ データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
⑯ ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設内の動産(*12)
⑰ 受託した地および時における価額が1個または1組で100万円を超える物
⑱ その他下欄記載の物 携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、ハンディターミナル、POS端末、音声翻訳機およびこれらの付属品

(*1) 生命または身体を害することをいいます。

(*2) (3)に規定する受託品を除きます。

(*3) ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設内の動産(*12)については、盗取されたことを含みます。

(*4) 軌道上を走行する陸上の乗用具とは、汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフト、ガイドウェイバス(*13)をいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。

(*5) 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいい、情報の流布(*14)のみに起因するものを除きます。

(*6) この特約に付帯される特約に限りです。

(*7) 被保険者の居住の用に供されている住宅をいい、別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。また、**敷地内**(*15)の動産および不動産を含みます。

〈個人賠償責任補償特約〉

「賠償事故解決に関する特約」により、国内事故に限り、被保険者の同意を得て相手方との折衝や示談等を行います。

ます。

(※8) 住宅(※7)以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

(※9) 自動車、原動機付自転車(※16)、軽車両(※17)、トロリーバスおよび鉄道車両をいいます。

(※10) 定期券を除きます。

(※11) 畳、建具その他の従物および電気、ガス、暖房、冷房設備その他の付属設備を含みます。

(※12) セイフティボックスのキーおよびルームキーについては、施設外に持ち出したときを含みます。

(※13) 専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。ただし、専用軌道のガイドに沿って走行している間に限り、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。

(※14) 特定の者への伝達を含みます。

(※15) 囲いの有無を問わず、被保険者の居住の用に供されている住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

(※16) 道路運送車両法第2条第3項に定める原動機付自転車をいいます。

(※17) 自転車および荷車その他人もしくは動物の力により、または他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車(※18)であって、小児用自転車以外の小児用の車、歩行補助車等および身体障害者用の車(※19)を除きます。

(※18) レールによらないで運転する車には、そりおよび牛馬を含みます。

(※19) 車いすを含みます。

第3条（被保険者）

(1) この特約における被保険者は、下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	本人
②	本人の配偶者(※1)
③	本人またはその配偶者(※1)の同居の親族
④	本人またはその配偶者(※1)の別居の未婚の子
⑤	本人が未成年者または責任無能力者である場合は、本人の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する者(※2)。ただし、本人に関する第2条（この特約の補償内容）の事故に限りします。
⑥	②から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(※3)。ただし、その責任無能力者に関する第2条の事故に限りします。

(2) (1)の本人またはその配偶者との続柄は、損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。

(3) (1)の本人として指定された者について、死亡その他の事由が生じた場合には、保険契約者または被保険者は、そのことを当会社に書面等により申し出て、本人の変更を請求することができます。ただし、当会社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。

(4) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、第5条（支払保険金の計算）(1)に規定する当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

(※1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

(※2) 監督義務者に代わって本人を監督する者は本人の親族に限りします。

(※3) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は責任無能力者の親族に限りします。

第4条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意 ア. 保険契約者(※1) イ. 被保険者 ウ. ア.またはイ.の法定代理人
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(※2)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
⑤	次のいずれかに該当する事由 ア. ②から④までの事由によって発生した事故の拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、事故の②から④までの事由による拡大(※3) ウ. ②から④までの事由に伴う秩序の混乱

(2) 当会社は、被保険者が下表の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任(※4)
②	もっぱら被保険者の職務の用に供される動産または不動産(※5)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任(※4)
③	第3条（被保険者）(1)の表の者およびこれらの者と同居する親族に対する損害賠償責任
④	被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害(※6)に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。
⑤	被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任

⑥	被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任(*7)。ただし、次に掲げる財物の損壊によって負担する損害賠償責任を除きます。 ア. ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設(*8) イ. ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設内の動産(*9) ウ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カート
⑦	被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
⑧	被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
⑨	航空機、船舶、車両(*10)または銃器(*11)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。ただし、原動力がもっぱら人力である船舶または車両(*10)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任を負担することによって被保険者が被る損害に対しては、この特約および他の特約(*12)にしたがい、保険金を支払います。
⑩	被保険者が実際に居住せず他人に賃貸されている住宅の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

(3) 当会社は、第2条（この特約の補償内容）(2)に規定する損害について、下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為に起因する損害
②	差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合、および施錠された被保険者の手荷物が、空港等における安全確認検査等の目的でその鍵を壊された場合を除きます。
③	受託品が通常有する性質や性能を欠いていることに起因する損害
④	受託品に次の事由が生じたことに起因する損害 ア. 自然の消耗または劣化 イ. 性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱その他類似の事由 ウ. ねずみ食いまたは虫食い等
⑤	受託品ごとにその受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、落書き、ゆがみ、たわみ、へこみその他単なる外観上の損傷または汚損(*13)が生じたことに起因する損害
⑥	受託品に対する加工、解体、据付、組立、修理、清掃、点検、検査、試験または調整等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害。ただし、これらの事由に起因して火災または破裂、爆発が発生した場合を除きます。
⑦	受託品の 電氣的または機械的事故 に起因する損害。ただし、これらの事故に起因して火災もしくは破裂、爆発が発生した場合またはこれらの事故が偶然な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。
⑧	受託品である液体の流出に起因する損害。ただし、その結果として他の受託品が損壊したことに起因する損害については、この規定は適用しません。
⑨	受託品の置き忘れまたは紛失(*14)に起因する損害
⑩	詐欺または横領に起因する損害
⑪	土地の沈下、移動、隆起、振動等に起因する損害
⑫	受託品のうち、電球、ブラウン管等の管球類のみの損壊に起因する損害
⑬	風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹き込み、浸み込みまたは漏入に起因する損害
⑭	受託品のうち、楽器について次の事由が生じたことに起因する損害 ア. 弦のみまたはピアノ線のみの切断 イ. 打楽器の打皮のみの破損 ウ. 楽器の音色または音質の変化
⑮	受託品の製造者または販売者が、受託品について正当な権利を有する者に対し法律上または契約上の責任(*15)を負うべき損害
⑯	受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害
⑰	被保険者がその受託品を使用不能にしたことに起因する損害(*16)
⑱	受託品について、通常必要とされる取り扱い上の注意に著しく反したこと、または、本来の用途以外に使用したことに起因する損害

(*1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*3) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

(*4) 被保険者がゴルフの競技または指導を職業としている者以外の場合は、ゴルフの練習、競技または指導(*17)中に生じた偶然な事故に起因する損害賠償責任を含みません。

(*5) 住宅(*18)の一部がもっぱら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。

(*6) 生命または身体を害することをいいます。

(*7) 第2条（この特約の補償内容）(1)に規定する損害賠償責任に限ります。

(*8) 被保険者の居住の用に供されている住宅を除きます。

〈個人賠償責任補償特約 第4条(2)の表の⑨〉

「原動力がもっぱら人力である船舶または車両」とは、手こぎボート、自転車、荷車、人力車、祭りの山車、乳幼児または小児用の車等があたります。

- (*9) セイフティボックスのキーおよびルームキーについては、施設外に持ち出したときを含みます。
- (*10) 車両には、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを含みません。
- (*11) 銃器には、空気銃を含みません。
- (*12) この特約に付帯される特約に限ります。
- (*13) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。
- (*14) 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。
- (*15) 法律上または契約上の責任には、保証書または延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます。
- (*16) 収益減少に基づく損害を含みます。
- (*17) ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事または入浴等の行為を含みます。
- (*18) 被保険者の居住の用に供されている住宅をいい、別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。また、敷地内(*19)の動産および不動産を含みます。
- (*19) 囲いの有無を問わず、被保険者の居住の用に供されている住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

第5条（支払保険金の計算）

- (1) 1回の事故について当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険金額を限度とします。

被保険者が被害者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

+

第6条（費用）の表の①から③までの費用

-

自賠償保険等の契約が締結されており、それによって支払われる金額がある場合にはその金額

-

被保険者が被害者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額

-

免責金額

=

保険金の額

- (2) 当会社は、(1)に規定する保険金のほか、下表の額の合計額を支払います。

①	第6条（費用）の表の④から⑥までの費用
②	被保険者が書面により当会社の同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

第6条（費用）

- 保険契約者または被保険者が支出した下表の費用は、これを損害の一部とみなします。ただし、収入の喪失は下表の費用に含まれません。

	費用	費用の説明
①	損害防止費用	基本条項特約（賠償）の事故発生時の義務に関する規定に定める損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
②	請求権の保全、行使手続費用	基本条項特約（賠償）の事故発生時の義務に関する規定に定める権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用
③	緊急措置費用	保険事故の原因となるべき偶然な事故が発生した場合で、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときにおいて、その手段を講じたことによって必要とした費用のうち、次のア.およびイ.の費用 ア. 応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために必要とした費用 イ. あらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
④	示談交渉費用	事故に関して被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が当会社の同意を得て支出した費用
⑤	協力義務費用	事故に関して被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が当会社の要求にしたがい、協力するために必要とした費用
⑥	争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が書面により当会社の同意を得て支出した次のア.からイ.までの費用 ア. 訴訟費用 イ. 弁護士報酬 ウ. 仲裁、和解または調停に必要な費用 エ. ア.からウ.までの費用のほか、権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用

84 ゴルフ賠償責任補償特約

第1条（この特約の適用条件）

- この特約は、この保険契約に個人賠償責任補償特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

- (1) 当会社は、この特約により、本人が行うゴルフの練習、競技または指導(*)中に生じた偶然な事故に起因して、第4条（被保険者）に規定する被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に限り、保険金(*2)を支払います。
- (2) (1)のゴルフには、ケイマンゴルフ、ターゲットバードゴルフまたはパターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツは含みません。
- (3) この特約については、個人賠償責任補償特約第4条（保険金をお支払いしない場合）(2)の表の①および同表の②の規定は適用しません。
- (4) この特約については、個人賠償責任補償特約第4条（保険金をお支払いしない場合）(2)の表の④の「家事使用人として使用する者」とあるのは「ゴルフの補助者として使用するキャディ」と読み替えて適用します。

174

- (*1) ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事または入浴等の行為を含みます。
 (*2) 個人賠償責任補償特約およびこれに付帯される他の特約の規定により支払われる保険金をいいます。

第3条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用 語	定 義
①	ゴルフの練習	ゴルフの技術の維持または向上を目標に、クラブ等(*1)を使用して繰り返しスイングを行うこと(*2)をいい、これに付随してその場所で通常行われる準備または整理等の行為を含みます。
②	ゴルフの競技	ゴルフ場においてゴルフをプレーすることをいいます。
③	ゴルフの指導	他人が行うゴルフの練習または競技に対し、指示、助言または監督等を行うことをいいます。
④	スイング	クラブ等(*1)を動かす意思でクラブ等(*1)を前後方向へ動かすことをいいます。
⑤	ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行う施設で、かつ、名目が何であるかにかかわらず、施設の利用について料金を徴収するものをいいます。
⑥	ゴルフ場敷地内	ゴルフ場として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。

(*1) ゴルフクラブまたはゴルフ練習用に特に考案され市販されている器具をいいます。

(*2) 場所がどこであるかにかかわらず。

第4条（被保険者）

この特約において被保険者とは、個人賠償責任補償特約第3条（被保険者）(1)の表の①または同表の⑤のいずれかに該当する者をいいます。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または個人賠償責任補償特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

⑤賠償事故解決に関する特約

この特約の適用にあたり、この特約が付帯される賠償責任補償特約は保険証券に記載されます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に、賠償責任補償特約(*1)に付帯して適用されます。

(*1) 保険証券に記載の賠償責任補償特約をいいます。

第2条（当会社による援助）

- (1) 被保険者(*1)が事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者(*1)の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者(*1)に対して支払責任を負う限度において、被保険者(*1)の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續について協力または援助を行います。
- (2) この特約において事故とは、賠償責任補償特約(*2)の補償内容に規定する事故のうち、賠償責任補償特約(*2)および賠償責任補償特約(*2)に付帯される他の特約の規定により保険金の支払われるべき事故をいいます。ただし、日本国内において生じた事故に限り、かつ、被保険者(*1)に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。
- (3) (1)に規定する協力または援助は、日本国内に所在する損害賠償請求権者または日本国内に所在するその者の代理人に対してのみ、かつ、日本国内においてのみ行います。

(*1) 賠償責任補償特約(*2)の被保険者をいいます。

(*2) 保険証券に記載の賠償責任補償特約をいいます。

第3条（当会社による解決）

- (1) 下表のいずれかに該当する場合には、当会社は、当会社が被保険者(*1)に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者(*1)の同意を得て、被保険者(*1)のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續(*2)を行います。

①	被保険者(*1)が事故にかかわる損害賠償の請求を受け、かつ、被保険者(*1)が当会社の解決条件に同意している場合
②	当会社が損害賠償請求権者から第4条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合

- (2) (1)の場合には、被保険者(*1)は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

- (3) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合は、(1)の規定にかかわらず、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續(*2)を行いません。

①	1回の事故について、被保険者(*1)が負担する法律上の損害賠償責任の総額が、賠償責任補償特約(*3)の保険金額を明らかに超える場合
②	損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
③	正当な理由がなく被保険者(*1)が(2)に規定する協力を拒んだ場合

④	免責金額(*4)がある場合は、1回の事故について、被保険者(*1)が負担する法律上の損害賠償責任の総額が免責金額(*4)を下回る場合
---	--

(4) (1)に規定する折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(*2)は、日本国内に所在する損害賠償請求権者または日本国内に所在するその者の代理人に対してのみ、かつ、日本国内においてのみ行います。

(*1) 賠償責任補償特約(*3)の被保険者をいいます。

(*2) 弁護士を選任を含みます。

(*3) 保険証券に記載の賠償責任補償特約をいいます。

(*4) 賠償責任補償特約(*3)について適用される免責金額をいいます。

第4条（損害賠償請求権者の直接請求権）

- (1) 事故によって被保険者(*1)の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当社が被保険者(*1)に対して支払責任を負う限度において、当社に対して(3)に規定する損害賠償額の支払を請求することができます。
- (2) 当社は、下表のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に規定する損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故について当社がこの保険契約に適用されている賠償責任補償特約(*2)およびこの特約にしたがい被保険者(*1)に対して支払うべき保険金の額(*3)を限度とします。

①	被保険者(*1)が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者(*1)と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
②	被保険者(*1)が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者(*1)と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
③	損害賠償請求権者が被保険者(*1)に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者(*1)に対して書面で承諾した場合
④	法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者(*1)について、次のいずれかに該当する事由があった場合 ア. 被保険者(*1)またはその法定相続人の破産または生死不明 イ. 被保険者(*1)が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

(3) 第3条（当社による解決）およびこの条の損害賠償額とは、被保険者(*1)が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額から、下表に掲げる額のうちいずれか大きい額を差し引くことにより算出される額をいいます。

①	被保険者(*1)が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額
②	免責金額(*4)

- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者(*1)の保険金の請求と競合した場合は、当社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (5) (2)または(7)の規定に基づき当社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当社が被保険者(*1)に、その被保険者(*1)の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- (6) (2)の表の①から③までのいずれかに該当する場合で、1回の事故について、被保険者(*1)が負担する法律上の損害賠償責任の総額(*5)が賠償責任補償特約(*2)の保険金額を超えると認められるときは、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することはできず、また、当社は、(2)の規定にかかわらず、損害賠償額を支払いません。
- (7) 下表のいずれかに該当する場合は、(2)および(6)の規定にかかわらず、当社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故について当社が賠償責任補償特約(*2)およびこの特約にしたがい被保険者(*1)に対して支払うべき保険金の額(*3)を限度とします。

①	損害賠償請求権者が被保険者(*1)に対して、事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者(*1)またはその法定相続人とも折衝することができないと認められるとき。
②	当社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者(*1)との間で、書面による合意が成立した場合

(*1) 賠償責任補償特約(*2)の被保険者をいいます。

(*2) 保険証券に記載の賠償責任補償特約をいいます。

(*3) 同一事故について既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(*4) 賠償責任補償特約(*2)について適用される免責金額をいいます。

(*5) 同一事故について既に当社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

第5条（損害賠償額の請求および支払）

(1) 損害賠償請求権者が損害賠償額の支払を請求する場合は、下表の①から⑥までの書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

①	損害賠償額の請求書
②	損害額を証明する書類(*1)または <u>傷害</u> の程度を証明する書類(*2)(*3)(*4)
③	死亡に関する損害賠償額の請求の場合は、損害賠償請求権者の戸籍謄本
④	公の機関が発行する交通事故証明書(*5)。ただし、提出できない相当な理由がある場合は提出する必要はありません。
⑤	被保険者(*6)が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
⑥	①から⑤までのほか、当社が(4)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当社が交付する <u>書面等</u> において定めたもの

(2) 当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(1)に規定するものの以外の書類もしくは証拠の提

出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (3) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなくて(2)の規定に違反した場合または(1)もしくは(2)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。
- (4) 当会社は、第4条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)の表のいずれかまたは同条(7)の表のいずれかに該当する場合は、請求完了日(*7)からその日を含めて30日以内に、当会社が損害賠償額を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。

①	損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者(*6)に該当する事実
②	損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において規定する事由に該当する事実の有無
③	損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において規定する解除、 無効 、 失効 または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤	①から④までのほか、 他の保険契約等 の有無および内容、損害について被保険者(*6)が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項

- (5) (4)に規定する確認をするため、下表の左欄の特別な照会または調査が不可欠な場合には、(4)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(*7)からその日を含めて下表の右欄の日数(*8)を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

①	災害救助法が適用された災害の被災地域における(4)の表の①から⑤までの事項の確認のために必要な調査	60日
②	(4)の表の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③	(4)の表の③の事項のうち、 後遺障害 の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④	(4)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会(*9)	180日
⑤	(4)の表の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

- (6) (4)および(5)に規定する確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(*10)には、これにより確認が遅延した期間については、(4)または(5)の期間に算入しないものとします。

- (*1) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書(*11)および被害が生じた物の写真(*12)をいいます。
- (*2) 死亡に関して支払われる保険金の請求の場合は、死亡診断書または死体検案書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。
- (*3) 後遺障害に関して支払われる保険金の請求の場合は、後遺障害もしくは傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。
- (*4) 傷害に関して支払われる保険金の請求の場合は、傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料、治療等に必要とした費用の領収書および休業損害の額を示す書類をいいます。
- (*5) 人の死傷を伴う事故の場合に限って提出するものとします。
- (*6) 賠償責任補償特約(*13)の被保険者をいいます。
- (*7) 損害賠償請求権者が(1)の手続を完了した日をいいます。
- (*8) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (*9) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (*10) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。
- (*11) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。
- (*12) 画像データを含みます。
- (*13) 保険証券に記載の賠償責任補償特約をいいます。

第6条（損害賠償請求権の行使期限）

第4条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定による請求権は、下表のいずれかに該当する場合には、これを行行使することはできません。

①	被保険者(*1)が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者(*1)と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
②	損害賠償請求権者の被保険者(*1)に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

- (*1) 賠償責任補償特約(*2)の被保険者をいいます。
- (*2) 保険証券に記載の賠償責任補償特約をいいます。

第7条（仮払金および供託金の貸付け等）

- (1) 第2条（当会社による援助）または第3条（当会社による解決）(1)の規定により当会社が被保険者(*1)のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、1回の事故について賠償責任補償特約(*2)の保険金額(*3)の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者(*1)に貸し付けます。また、この場合には、当会社は、1回の事故について賠償責任補償特約

- (※2)の保険金額(※3)の範囲内で、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付される利息と同率の利息で被保険者(※1)に貸し付けます。
- (2) (1)の規定により当会社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者(※1)は、当会社のために供託金(※4)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。
- (3) (1)の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、賠償責任補償特約(※2)の保険金額に関する支払保険金の計算の規定、第4条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)ただし書および同条(7)ただし書の規定は、その貸付金または供託金(※4)を既に支払った保険金とみなして適用します。
- (4) (1)の供託金(※4)が第三者に還付された場合には、その還付された供託金(※4)の限度で、(1)の当会社の名による供託金(※4)または貸付金(※4)が保険金として支払われたものとみなします。
- (5) 基本条項特約（賠償）の保険金の請求に関する規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。
- (※1) 賠償責任補償特約(※2)の被保険者をいいます。
- (※2) 保険証券に記載の賠償責任補償特約をいいます。
- (※3) 同一事故について既に当会社が支払った保険金または第4条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
- (※4) 利息を含みます。

第8条（個別適用）

この特約は、特に記載がないかぎり、賠償責任補償特約(※1)ごとに適用します。

(※1) 保険証券に記載の賠償責任補償特約をいいます。

⑧個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に個人賠償責任補償特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

(1) 当会社は、この特約により、個人賠償責任補償特約第2条（この特約の補償内容）(3)の表を次のとおり読み替えて適用します。

①	車両(※9)、船舶、航空機、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品
②	ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型、ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらに類する物ならびにこれらの付属品
③	義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物
④	預貯金証書、手形その他の有価証券、印紙、切手、プリペイドカード、電子マネー、商品券その他これらに類するもの
⑤	クレジットカード、ローンカードその他これらに類する物
⑥	稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
⑦	業務を行う者がその業務に関連して預託を受けている物
⑧	動物、植物等の生物
⑨	法令により被保険者の所有または所持が禁止されている物
⑩	鉄道、船舶、航空機の乗車船券、航空券(※10)、宿泊券、観光券または旅行券
⑪	通貨または小切手
⑫	貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品その他これらに類する物
⑬	不動産(※11)
⑭	門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物
⑮	ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設内の動産(※12)
⑯	その他下欄記載の物
	携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、ハンディターミナル、POS端末、音声翻訳機およびこれらの付属品

(2) 当会社は、この特約により、個人賠償責任補償特約第4条（保険金をお支払いしない場合）(2)の表の①および同表の②の規定を次のとおり読み替えて適用します。

①	被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任(※4)。ただし、職務については、アルバイトおよびインターンシップを除きます。
---	---

〈賠償事故解決に関する特約 第8条〉

「特に記載がないかぎり」とは、本特約以外で本特約の適用に関する制約条件等の記載がある場合は、本特約の規定に加えてその内容が適用されることを示しています。

ただし、現在団体総合生活保険において、ここでいう「特に記載」に該当する場合はありません。

②	もっぱら被保険者の職務の用に供される動産または不動産(*5)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任(*4)。ただし、職務については、アルバイトおよびインターンシップを除きます。
---	---

(3) 当会社は、この特約により、個人賠償責任補償特約の規定を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇 所	読み替え前	読み替え後
①	第2条（この特約の補償内容）(1)および(2)	第3条（被保険者）	この特約第4条（被保険者）
②	第4条（保険金をお支払いしない場合）(2)の表の③	第3条（被保険者）	この特約第4条（被保険者）

(4) 当会社は、この特約により、普通保険約款【用語の定義】の規定にかかわらず、個人賠償責任補償特約における財物には、情報機器等に記録された情報を含むものとします。

第3条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用 語	定 義
①	アルバイト	一時的、臨時的に収入を得るために行う仕事または勉学と両立させる形で行う仕事をいいます。
②	インターンシップ	在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した企業等内での就業体験を行うことをいいます。ただし、各種免許交付または資格付与の条件として法令に定められている実習、実地修練、実技または就業等を除きます。

第4条（被保険者）

(1) この特約における被保険者は、下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	本人
②	本人の配偶者(*1)
③	本人もしくはその親権者または本人の配偶者(*1)の同居の親族
④	本人もしくはその親権者または本人の配偶者(*1)の別居の未婚の子
⑤	本人の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する者。ただし、監督義務者に代わって本人を監督する者については、本人に関する個人賠償責任補償特約第2条（この特約の補償内容）の事故に限ります。
⑥	②から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(*2)。ただし、その責任無能力者に関する個人賠償責任補償特約第2条（この特約の補償内容）の事故に限ります。

(2) (1)の本人もしくはその親権者または本人の配偶者(*1)との続柄は、損害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。

(3) (1)の本人として指定された者について、死亡その他の事由が生じた場合には、保険契約者または被保険者は、そのことを当会社に書面等により申し出て、本人の変更を請求することができます。ただし、当会社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。

(4) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

(*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

(*2) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は責任無能力者の親族に限ります。

第5条（支払保険金の限度）

この特約により、1回の事故について当会社が個人賠償責任補償特約第2条（この特約の補償内容）に基づき支払う保険金の額は、保険金額を限度とします。ただし、情報機器等に記録された情報の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して当会社が支払う保険金の額は、保険証券記載の記録情報限度額または保険金額のいずれか低い額を限度とします。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または個人賠償責任補償特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

⑧7本人のみ補償特約（個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約用）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に個人賠償責任補償特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（被保険者）

個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約第4条（被保険者）(1)の規定にかかわらず、この特約における被保険者は、下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	本人
②	本人の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する者。ただし、監督義務者に代わって本人を監督する者については、本人に関する個人賠償責任補償特約第2条（この特約の補償内容）の事故に限ります。

第3条（この特約の補償内容）

当会社は、この特約により、個人賠償責任補償特約第2条（この特約の補償内容）を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇 所	読み替え前	読み替え後
①	(1)	第3条（被保険者）	この特約第2条（被保険者）
②	(1)の表の②および(3)	被保険者	本人
③	(2)	第3条（被保険者）に規定する被保険者	本人

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または個人賠償責任補償特約に適用される普通保険約款およびこれに付随される特約の規定を準用します。

⑧借家人賠償責任補償特約

この特約の適用にあたっては、下表の左欄の事項については対応する下表の右欄に記載された内容によります。

①	本人	保険証券の本人欄に記載の者
②	本人の借用する建物の戸室	保険証券記載の建物(*1)の戸室 (*1)保険証券記載の建物には、本人の借用する一戸建を含みます。
③	保険金額	保険証券記載の保険金額
④	保険期間	保険証券記載の保険期間

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容－借家人賠償責任）

当会社は、日本国内において生じた下表のいずれかの偶然な事故に起因して借用戸室(*1)を損壊することにより、第4条（被保険者）に規定する被保険者が、借用戸室(*1)についてその貸主(*2)に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約および他の特約(*3)の規定にしたがい、借家人賠償責任保険金を支払います。

①	火災
②	破裂または爆発(*4)
③	盗難
④	給排水設備(*5)の使用または管理に起因する漏水、放水等による水濡れ

- (*1) 借用戸室とは、本人の借用する建物の戸室をいいます。
- (*2) 貸主には、転貸人を含みます。
- (*3) この特約に付随される特約に限ります。
- (*4) 破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
- (*5) 給排水設備には、スプリンクラー設備・装置を含みます。

第3条（この特約の補償内容－借家人修理費用）

(1) 日本国内において生じた下表のいずれかの偶然な事故により、借用戸室(*1)に損害が生じた場合において、第4条（被保険者）に規定する被保険者がその貸主(*2)との契約に基づき、自己の費用で現実にこれを修理したときは、当会社は、その借家人修理費用(*3)に対して、この特約および他の特約(*4)の規定にしたがい、借家人修理費用保険金を支払います。ただし、下表の①、③、⑤または⑥の事故による損害に対し、被保険者が借用戸室(*1)の貸主(*2)に対して、法律上の損害賠償責任を負担する場合を除きます。

①	火災
②	落雷
③	破裂または爆発(*5)

〈借家人賠償責任補償特約〉

示談交渉は行いません。

〈借家人賠償責任補償特約 第3条(1)〉

①③⑤⑥の事故による損害で、被保険者が借用戸室の貸主に対して負担する法律上の損害賠償責任については、借家人賠償責任保険金の対象となります。

④	台風、旋風、竜巻、暴風等の風災(*6)、雹災または雪災(*7)。ただし、借戸室(*1)の内部については、借戸室(*1)の外側の部分(*8)が風災(*6)、雹災または雪災(*7)によって破損したために生じた損害(*9)に限ります。
⑤	盗難
⑥	給排水設備(*10)に生じた事故または被保険者以外の者が占有する借戸室(*1)で生じた事故に伴う漏水、放水等による水濡れ。ただし、水災(*11)または④の事故による損害を除きます。
⑦	借戸室(*1)の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来または水災(*11)、土砂崩れ(*12)もしくは④の事故による損害を除きます。
⑧	騒擾およびこれに類似の集団行動(*13)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為

(2) (1)の表の⑤の事故によって借戸室(*1)のドア(*14)の錠に損傷が生じた場合には、被保険者が貸主(*2)との契約に基づかずに負担したその錠の借家人修理費用(*3)に対しても、借家人修理費用保険金を支払います。

(*)1 借戸室とは、本人の借用する建物の戸室をいいます。

(*)2 貸主には、転貸人を含みます。

(*)3 借家人修理費用とは、借戸室(*1)を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。

(*)4 この特約に付帯される特約に限ります。

(*)5 破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

(*)6 洪水、高潮を除きます。

(*)7 雪災とは、降雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。

(*)8 借戸室(*1)の外側の部分とは、外壁、屋根、開口部等をいいます。

(*)9 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹き込み、浸み込みまたは漏入による損害を含みます。

(*)10 給排水設備には、スプリンクラー設備・装置を含みます。

(*)11 台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ(*12)、落石等の水災をいいます。

(*)12 土砂崩れとは、崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。

(*)13 多数の群衆により数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害されるかまたは被害が生ずる状態であって、暴動に至らないものをいいます。

(*)14 借戸室(*1)の出入りに通常使用するドアをいいます。

第4条（被保険者）

(1) 被保険者とは、下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	本人
②	本人が未成年者または責任無能力者である場合は、本人の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する者(*1)。ただし、第2条（この特約の補償内容－借家人賠償責任）については、本人に関する事故に限ります。

(2) (1)の本人として指定された者について、死亡その他の事由が生じた場合には、保険契約者または被保険者は、そのことを当会社に書面等により申し出て、本人の変更を請求することができます。ただし、当会社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。

(3) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、第8条（支払保険金の計算）(1)に規定する当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

(*)1 監督義務者に代わって本人を監督する者は本人の親族に限ります。

第5条（保険金をお支払いしない場合－借家人賠償責任）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、借家人賠償責任保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意 ア. 保険契約者(*1) イ. 被保険者(*1) ウ. ア.またはイ.の法定代理人
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*2)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
⑤	次のいずれかに該当する事由 ア. ②から④までの事由によって発生した事故の拡大 イ. 発生原因が何であるにかかわらず、事故の②から④までの事由による拡大(*3) ウ. ②から④までの事由に伴う秩序の混乱
⑥	被保険者の心神喪失
⑦	借戸室(*4)の改築、増築、取りこわし等の工事。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合については、この規定は適用しません。

(2) 当会社は、被保険者が下表の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被る損害に対しては、借家人賠償責任保険金を支払いません。

①	被保険者と借戸室(*4)の貸主(*5)との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
②	被保険者が借戸室(*4)を貸主(*5)に引き渡した後に発見された借戸室(*4)の損壊に起因する損害賠償責任

- (*)1 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(*)2 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
(*)3 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。
(*)4 借戸室とは、本人の借用する建物の戸室をいいます。
(*)5 貸主には、転貸人を含みます。

第6条（保険金をお支払いしない場合—借家人修理費用）

当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、借家人修理費用保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失。ただし、損害が、保険金の受取人またはその者の法定代理人の故意または重大な過失に起因して生じた場合においては、その保険金の受取人の受け取るべき金額についてのみ適用します。 ア. 保険契約者(*1) イ. 被保険者(*1) ウ. 保険金の受取人(*1) エ. 借戸室(*2)の貸主(*1)(*3) オ. ア.からエ.までの法定代理人
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*4)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
⑤	次のいずれかに該当する事由 ア. ②から④までの事由によって発生した事故の拡大 イ. 発生原因が何であるにかかわらず、事故の②から④までの事由による拡大(*5) ウ. ②から④までの事由に伴う秩序の混乱
⑥	借戸室のドア(*6)の開閉の用途に供するかが盗まれたことにより生じたかざおよびドア(*6)の錠の損害。ただし、ドア(*6)の錠が損傷を受けた場合のドア(*6)の錠の交換に必要な費用に対しては、保険金を支払います。

- (*)1 保険契約者、被保険者、保険金の受取人または借戸室(*2)の貸主(*3)が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(*)2 借戸室とは、本人の借用する建物の戸室をいいます。
(*)3 貸主には、転貸人を含みます。
(*)4 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
(*)5 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。
(*)6 借戸室(*2)の出入りに通常使用するドアをいいます。

第7条（保険金支払の対象となる借家人修理費用の範囲）

当会社が被保険者に支払う借家人修理費用保険金の範囲は、借戸室(*1)を実際に修理した費用のうち、下表のもの以外の修理費用とします。

①	壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部
②	玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔等の借戸室(*1)居住者の共同の利用に供せられるもの

- (*)1 借戸室とは、本人の借用する建物の戸室をいいます。

第8条（支払保険金の計算）

- (1) 当会社の支払う保険金の額は、次の①および②の規定により算出される額とします。ただし、1回の事故について保険金額を限度とします。

- ① 当会社の支払う借家人賠償責任保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。

被保険者が貸主(*1)に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	+	第9条（費用）の表の①の費用	-	被保険者が貸主(*1)に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額	=	借家人賠償責任保険金の額
---------------------------------	---	----------------	---	---	---	--------------

- ② 当会社の支払う借家人修理費用保険金の額は、借家人修理費用(*2)の額とします。
(2) 当会社は、(1)①に規定する保険金のほか、下表の額の合計額を支払います。

①	第9条（費用）②から④までの費用
②	被保険者が書面により当会社の同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

- (*)1 貸主には、転貸人を含みます。
(*)2 借家人修理費用とは、借戸室(*3)を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。
(*)3 借戸室とは、本人の借用する建物の戸室をいいます。

第9条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した下表の費用は、これを損害の一部とみなします。ただし、収入の喪失は下表の費用に含みません。

	費用	費用の説明
①	請求権の保全、行使手続費用	基本条項特約（賠償）の事故発生時の義務に関する規定に定める権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用
②	示談交渉費用	事故に関して被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が当会社の同意を得て支出した費用
③	協力義務費用	事故に関して被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が当会社の要求にしたがい、協力するために要した費用
④	争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が書面により当会社の同意を得て支出した次のア.からイ.までの費用 ア. 訴訟費用 イ. 弁護士報酬 ウ. 仲裁、和解または調停に必要とした費用 エ. ア.からウ.までの費用のほか、権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用

⑨借家人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に借家人賠償責任補償特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

（1）当会社は、この特約により、借家人賠償責任補償特約第2条（この特約の補償内容－借家人賠償責任）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「

当会社は、日本国内において生じた偶然な事故に起因して借戸室（*1）を**損壊**することにより、借家人賠償責任補償特約第4条（被保険者）に規定する**被保険者**が、借戸室（*1）についてその貸主（*2）に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、借家人賠償責任補償特約および他の特約（*3）の規定にしたがい、借家人賠償責任保険金を支払います。

（*1）借戸室とは、本人の借用する**建物**の戸室をいいます。

（*2）貸主には、転貸人を含みます。

（*3）借家人賠償責任補償特約に付帯される特約に限ります。

」

（2）この特約において、借戸室とは、本人の借用する建物の戸室をいい、転居した場合は転居先の建物の戸室をいいます。

（3）当会社は、この特約により、借家人賠償責任補償特約に規定する借家人修理費用保険金を支払いません。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または借家人賠償責任補償特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

⑩基本条項特約（賠償）

この特約は、保険証券に下表に規定する共通補償特約を適用することが記載されている場合にその特約に自動的に付帯して適用されます。

- ・個人賠償責任補償特約
- ・借家人賠償責任補償特約
- ・受託品賠償責任補償特約

第1条（事故発生時の義務）

保険契約者または**被保険者**は、事故が発生したことを知った場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

① 損害の発生および拡大の防止	損害の発生および拡大の防止に努めること。
② 事故発生の通知	事故の発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。

〈基本条項特約（賠償） 第1条〉

事故が発生したことを知った場合は、上記の記載事項をご対応いただきますようお願いいたします。

③ 事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、当会社に <u>書面等</u> により通知すること。 ア. 事故の状況(*1) イ. 事故の発生の日時、場所または事故の状況(*1)について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
④ 他の保険契約等の通知	他の保険契約等の有無および内容(*2)について、遅滞なく、当会社に通知すること。
⑤ 訴訟の通知	損害賠償の請求(*3)についての訴訟を提起し、または提起された場合には、遅滞なく当会社に通知すること。
⑥ 請求権の保全等	他人に損害賠償の請求(*3)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
⑦ 盗難の届出	盗難による損害が発生した場合には、遅滞なく警察官に届け出ること。
⑧ 責任の無断承認の禁止	損害賠償の請求(*3)を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
⑨ 調査の協力等	①から⑧までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

(*1) 事故の状況には、被害者の住所および氏名または名称を含みます。

(*2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

(*3) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第2条（事故発生時の義務違反）

- (1) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第1条（事故発生時の義務）の表の規定に違反した場合は、当会社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

① 第1条の表の①	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 第1条の表の②から⑤まで、同表の⑦または同表の⑨	第1条の表の②から⑤まで、同表の⑦または同表の⑨の規定に違反したことによって当会社が被った損害の額
③ 第1条の表の⑥	他人に損害賠償の請求(*1)をすることによって取得することができたと認められる額
④ 第1条の表の⑧	損害賠償責任がないと認められる額

- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第1条（事故発生時の義務）の表の③、同表の⑦もしくは同表の⑨に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第3条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、下表に規定する時から発生し、これを行行使することができるものとします。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時

- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 損害額を証明する書類(*1)または**傷害**の程度を証明する書類(*2) (*3) (*4)
- ③ 被保険者または損害賠償請求権者が死亡した場合は、被保険者または損害賠償請求権者の除籍および被保険者または損害賠償請求権者のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
- ④ 普通保険約款基本条項第4節第4条（指定代理請求人）に規定する被保険者の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類
- ⑤ ①から④までのほか、下表の書類

ア. 公の機関が発行する交通事故証明書(*5)。ただし、提出できない相当な理由がある場合は提出する必要はありません。
イ. 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
ウ. 盗難による損害の場合は、所轄警察官署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類

- ⑥ ①から⑤までのほか、当会社が普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当会社は、事故の内容、損害の額、傷害または**疾病**の程度等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った

損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- (※1) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書(※6)および被害が生じた物の写真(※7)をいいます。
- (※2) 死亡に関して支払われる保険金の請求の場合は、死亡診断書または死体検案書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。
- (※3) 後遺障害に関して支払われる保険金の請求の場合は、後遺障害もしくは傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MR I等の各種検査資料および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。
- (※4) 傷害に関して支払われる保険金の請求の場合は、傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MR I等の各種検査資料、治療等に必要とした費用の領収書および休業損害の額を示す書類をいいます。
- (※5) 人の死傷を伴う事故の場合に限って提出するものとします。
- (※6) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。
- (※7) 画像データを含みます。

第4条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

この特約が付帯される共通補償特約によって保険金が支払われる損害または費用に対して、他の保険契約等がある場合は、下表の額を支払保険金の額とします。

- | | |
|---|---|
| ① | この特約が付帯される共通補償特約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額 |
| ② | 他の保険契約等によってこの特約が付帯される共通補償特約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合において、損害の額または費用が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額(※1) |
| ③ | ②の損害の額または費用は、それぞれの保険契約または共済契約に <u>免責金額</u> の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。 |

(※1) 他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額を限度とします。

第5条（先取特権）

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(※1)について先取特権を有します。
- (2) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

- | | |
|---|---|
| ① | 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。
ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。 |
| ② | 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合 |
| ③ | 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合 |
| ④ | 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。
ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。 |

- (3) 保険金請求権(※1)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(※1)を質権の目的とし、または(2)の表の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)の表の①または同表の④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合は、この規定を適用しません。

(※1) 共通補償特約の費用に対する保険金請求権を除きます。

第6条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

共通補償特約の保険金額が、第5条（先取特権）(2)の表の②または同表の③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が共通補償特約の費用に関する規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第7条（損害賠償責任解決の特則）

当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第8条（特約の失効）

- (1) この保険契約の普通保険約款または補償条項のすべてが消滅した場合は、この特約が付帯される共通補償特約も同時に**失効**するものとします。この場合の保険料の返還は、この特約が付帯される共通補償特約と同時に消滅する普通保険約款または補償条項の保険料の返還に関する規定にしたがいます。
- (2) (1)の場合において、この保険契約の普通保険約款または補償条項が**無効**により消滅したときは、この特約が付帯される共通補償特約も同時に無効により消滅するものとします。この場合の保険料の返還は、この特約が付帯される共通補償特約と同時に消滅する普通保険約款または補償条項の保険料の返還に関する規定にしたがいます。
- (3) 保険期間を通じて支払う保険金の額に限度額を設定している共通補償特約において、限度額以上の保険金を支払うべき損害が発生した場合、その事実が発生した時にこの特約が付帯される共通補償特約は失効します。ただし、保険期間が1年を超える特約においては、最終保険年度を除き、この規定は適用しません。
- (4) 特約の失効が(3)の規定による場合は、当会社は既に払い込まれた保険料は返還しません。

第9条（代 位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(*1)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。
- | | |
|---|---|
| ① | 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合は、被保険者が取得した債権の全額 |
| ② | ①以外の場合は、被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額 |
- (2) (1)の表の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (*1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第10条（重大事由による解除の特則）

- (1) 当会社は、保険契約者または被保険者が、普通保険約款基本条項第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯される共通補償特約(*1)を解除することができます。
- (2) (1)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、(1)の解除の原因となる事由が発生した時以降に生じた事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。
- (3) (1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、下表の損害については適用しません。
- | | |
|---|--|
| ① | 普通保険約款基本条項第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の③ア.からオ.までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害 |
| ② | 普通保険約款基本条項第5節第5条(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当する被保険者に生じた損害(*2) |
- (*1) 本人以外の被保険者が該当する場合には、その被保険者に対する部分に限ります。
- (*2) この特約が付帯される共通補償特約により規定される費用のうち、普通保険約款基本条項第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当する被保険者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。

第11条（用語および共通補償特約ごとの適用等）

- (1) この特約に規定されていない用語については、各共通補償特約における規定を準用します。
- (2) この特約が付帯される共通補償特約において、特に記載のないかぎり、この特約により規定される用語の定義は、この特約に規定するところにしたがいます。
- (3) この特約において保険契約の締結とは、更新(*1)および、特に記載のないかぎり、この保険契約に新たな共通補償特約を追加する場合を含むものとします。
- (4) この特約が付帯される共通補償特約により規定される用語は、特に記載のないかぎり、特約ごとに適用します。
- (5) この特約は、特に記載のないかぎり、共通補償特約ごとに適用します。
- (*1) 更新とは、保険期間の末日においてこの特約が付帯される共通補償特約と同一の共通補償特約を引き続き締結することをいいます。

第12条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯される普通保険約款または補償条項に適用される基本条項の規定を準用します。ただし、複数の普通保険約款または補償条項がある場合は、この特約が付帯される共通補償特約の保険期間の初日において、保険期間の初日が最も遅い普通保険約款または補償条項に適用される基本条項の規定を準用します。

⑨ 携行品特約

この特約の適用にあたっては、下表の左欄の事項については対応する下表の右欄に記載された内容によります。

① 本人	保険証券の本人欄に記載の者
② 被保険者の型	保険証券記載の被保険者の型
③ 保険金額	保険証券記載の保険金額
④ 免責金額	保険証券記載の免責金額
⑤ 保険期間	保険証券記載の保険期間

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

- (1) 当会社は、日本国内または国外において、保険の対象について偶然な事故によって生じた損害に対して、この特約および他の特約(*1)の規定にしたがい、保険金を支払います。

〈基本条項特約（賠償） 第11条(2)～(5)〉

「特に記載のないかぎり」とは、本特約以外で本特約の適用に関する制約条件等の記載がある場合は、本特約の規定に加えてその内容が適用されることを示しています。

ただし、現在団体総合生活保険において、ここでいう「特に記載」に該当する場合はありません。

(2) この特約において、保険の対象とは、第3条（被保険者）に規定する被保険者によって住宅(*2)から一時的に持ち出されたまたは住宅(*2)外において携行中もしくは住宅(*2)外で取得し、住宅(*2)に持ち帰るまでの間の被保険者所有の家財をいいます。

(*)1 この特約に付帯される特約に限りです。

(*)2 被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地は含みません。その住宅が長屋または共同住宅の場合は、その占有部分および専用使用権のある部分に限りです。

第3条（被保険者）

(1) この特約における被保険者は、被保険者の型により下表の右欄に記載の被保険者となります。

- ① 本人
- ② 本人の配偶者(*1)
- ③ 本人またはその配偶者(*1)の同居の親族
- ④ 本人またはその配偶者(*1)の別居の未婚の子
- ⑤ 本人の同居の親族および別居の未婚の子。ただし、②を除きます。

被保険者の型	被保険者の範囲
本人型	①
夫婦型	①および②
家族型	①から④まで
家族型（配偶者不担保）	①および⑤

(2) (1)の本人またはその配偶者との続柄は、損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。

(3) (1)の本人として指定された者について、死亡その他の事由が生じた場合には、保険契約者または被保険者は、そのことを当会社に書面等により申し出て、本人の変更を請求することができます。ただし、当会社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。

(*)1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

第4条（保険の対象の範囲）

この特約において、保険の対象には、下表に規定する物を含みません。

①	車両(*1)、船舶、航空機、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品
②	ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型、ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらに類する物ならびにこれらの付属品
③	義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物
④	預貯金証書、手形その他の有価証券(*2)、印紙、切手、プリペイドカード、電子マネー、商品券その他これらに類するもの
⑤	クレジットカード、ローンカードその他これらに類する物
⑥	稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
⑦	商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備・什器等
⑧	業務を行う者がその業務に関連して預託を受けている物
⑨	動物、植物等の生物
⑩	法令により被保険者の所有または所持が禁止されている物
⑪	データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
⑫	その他下欄記載の物 携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、ハンディターミナル、POS端末、音声翻訳機、電子辞書、電子式卓上計算機、電子手帳、ボイスレコーダー、モバイルプリンターおよびこれらの付属品

(*)1 自動車、原動機付自転車(*3)、軽車両(*4)、トロリーバスおよび鉄道車両をいいます。

(*)2 小切手を含みません。

(*)3 道路運送車両法第2条第3項に定める原動機付自転車をいいます。

(*)4 自転車および荷車その他他人もしくは動物の力により、または他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車(*5)であって、小児用自転車以外の小児用の車、歩行補助車等および身体障害者用の車(*6)を除きます。

(*)5 レールによらないで運転する車には、そりおよび牛馬を含みます。

(*)6 車いすを含みます。

第5条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

〈携行品特約 第2条(2)〉

住宅外で取得とは、買い物等で自らの所有物になったときのことをいいます。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失 ア. 保険契約者(*1) イ. 被保険者(*1) ウ. ア.またはイ.の法定代理人 エ. ア.またはイ.の同居の親族
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*2)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
⑤	次のいずれかに該当する事由 ア. ②から④までの事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるにかかわらず、事故の②から④までの事由による拡大(*3) ウ. ②から④までの事由に伴う秩序の混乱

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害
②	被保険者が運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車(*4)を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(*5)、シンナー等(*6)を使用した状態で自動車または原動機付自転車(*4)を運転している場合、または酒気を帯びて(*7)自動車または原動機付自転車(*4)を運転している間に生じた事故による損害
③	差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合、および施錠された被保険者の手荷物が、空港等における安全確認検査等の目的でその鍵を壊された場合を除きます。
④	保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害。ただし、次のいずれかに該当する者が相当の注意をもってしても発見し得なかった場合を除きます。 ア. 保険契約者または被保険者 イ. ア.に規定する者に代わって保険の対象を管理する者 ウ. ア.またはイ.の使用人
⑤	保険の対象に次の事由に起因して生じた損害 ア. 自然の消耗または劣化 イ. 性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱その他類似の事由 ウ. ねずみ食いまたは虫食い等
⑥	保険の対象に生じた、すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、落書き、ゆがみ、たわみ、へこみその他単なる外観上の損傷または保険の対象の汚損(*8)であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
⑦	保険の対象に対する加工、解体、据付、組立、修理、清掃、点検、検査、試験または調整等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害。ただし、これらの事由に起因して火災または破裂、爆発が発生した場合を除きます。
⑧	保険の対象の 電氣的または機械的事故 に起因する損害。ただし、これらの事故に起因して火災もしくは破裂、爆発が発生した場合またはこれらの事故が偶然な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。
⑨	保険の対象である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害については、この規定は適用しません。
⑩	保険の対象の置き忘れまたは紛失(*9)に起因する損害
⑪	詐欺または横領に起因して保険の対象に生じた損害
⑫	土地の沈下、移動、隆起、振動等によって生じた損害
⑬	保険の対象のうち、電球、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害
⑭	風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹き込み、浸み込みまたは漏入により生じた損害
⑮	保険の対象のうち、楽器について生じた次のいずれかの損害 ア. 弦のみまたはピアノ線のみが切断した場合の弦またはピアノ線の損害 イ. 打楽器の打皮のみが破損した場合の打皮の損害 ウ. 楽器の音色または音質の変化の損害
⑯	保険の対象の製造者または販売者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任(*10)を負うべき損害

(*1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*3) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

(*4) 道路運送車両法第2条第3項に定める原動機付自転車をいいます。

(*5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。

(*6) 毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。

(*7) 道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。

- (※8) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。
- (※9) 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。
- (※10) 法律上または契約上の責任には、保証書または延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます。

第6条（支払保険金の計算）

- (1) 1回の事故について当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。また、この特約の保険期間が1年を超える場合には、**保険年度**ごとに保険金額を限度とします。

損害額	－	免責金額	=	保険金の額
-----	---	------	---	-------

- (2) (1)の損害額とは、保険の対象について次の算式により算出される額をいいます。ただし、次の算式により算出される額が、損害が生じた地および時における保険の対象の価額以上となる場合は、その損害が生じた地および時における保険の対象の価額とします。

修理費	+	(3)に規定する費用	－	修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額	=	(1)の損害額
-----	---	------------	---	-------------------------	---	---------

- (3) (2)の費用とは、保険契約者または被保険者が支出した下表の費用をいいます。ただし、収入の喪失は下表の費用に含まれません。

①	基本条項特約（財産）の保険契約者または被保険者の事故発生時の義務に関する規定に定める損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
②	基本条項特約（財産）の保険契約者または被保険者の事故発生時の義務に関する規定に定める権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用
③	盗取された保険の対象を引き取るために必要であった費用のうち当社が必要と認めたもの

- (4) (1)の損害額のうち、回収金(※1)がある場合において、回収金(※1)の額が保険証券記載の免責金額を超過するときには、その超過額を(1)の保険金の額から差し引きます。
- (5) (1)から(4)までの規定にかかわらず、保険の対象が**乗車券等**の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用および保険契約者または被保険者が負担した(3)の表の費用の額の合計額を(1)の損害額とします。
- (6) 保険の対象が乗車券等または通貨もしくは小切手である場合は、保険の対象の**再取得価額**を修理費とみなして(2)の規定を適用し、保険の対象の(1)の損害額の合計が保険証券記載のこの特約の保険金額を超えるときは、保険証券記載のこの特約の保険金額をもって(1)の損害額とします。

(※1) 回収金とは、第三者が負担すべき金額で、被保険者のために既に回収されたものをいいます。

⑨2 ゴルフ用品補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に携行品特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

- (1) 当会社は、この特約により、ゴルフ場敷地内において、保険の対象について、下表に規定する事由により生じた損害に限り、保険金(※1)を支払います。

①	盗難 (※2)。ただし、ゴルフボールの盗難(※2)については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限りま。
②	ゴルフクラブの破損または曲損

- (2) この特約において、保険の対象とは、携行品特約第2条(この特約の補償内容)(2)の規定にかかわらず、第4条(被保険者)に規定する**被保険者**が所有するゴルフ用品をいいます。
- (3) (2)に規定するゴルフ用品とは、ゴルフクラブ、ゴルフボール、その他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいい、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は含みません。

(※1) 携行品特約およびこれに付帯される他の特約の規定により支払われる保険金をいいます。

(※2) 盗難には、盗賊または不法侵入者による損傷もしくは汚損を含みます。

第3条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用 語	定 義
①	ゴルフの練習	ゴルフの技術の維持または向上を目標に、クラブ等(※1)を使用して繰り返しスイングを行うこと(※2)をいい、これに付随してその場所で通常行われる準備または整理等の行為を含みます。
②	ゴルフの競技	ゴルフ場においてゴルフをプレーすることをいいます。
③	スイング	クラブ等(※1)を動かす意思でクラブ等(※1)を前後方向へ動かすことをいいます。
④	ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行う施設で、かつ、名目が何であるかにかかわらず、施設の利用について料金を徴収するものをいいます。
⑤	ゴルフ場敷地内	ゴルフ場として区画された 敷地内 をいい、駐車場および更衣室等の附属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。

(※1) ゴルフクラブまたはゴルフ練習用に特に考案され市販されている器具をいいます。
(※2) 場所がどこであるかわかりません。

第4条（被保険者）
この特約において被保険者とは、携行品特約第3条（被保険者）(1)①に規定する本人をいいます。

第5条（準用規定）
この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または携行品特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

93携行品特約の一部変更に関する特約

第1条（この特約の適用条件）
この特約は、この保険契約に携行品特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（保険の対象の範囲）
当会社は、この特約により、携行品特約第4条（保険の対象の範囲）の表を次のとおり読み替えて適用します。

①	車両(※1)、船舶、航空機、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品
②	ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型、ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらに類する物ならびにこれらの付属品
③	義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物
④	預貯金証書、手形その他の有価証券(※2)、印紙、切手、プリペイドカード、電子マネー、商品券その他これらに類するもの
⑤	クレジットカード、ローンカードその他これらに類する物
⑥	稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
⑦	商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備・什器等
⑧	業務を行う者がその業務に関連して預託を受けている物
⑨	動物、植物等の生物
⑩	法令により被保険者の所有または所持が禁止されている物
⑪	データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
⑫	その他下欄記載の物 携帯電話、スマートフォン、モバイルデータ通信機能を有するタブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、ハンディターミナル、POS端末、音声翻訳機およびこれらの付属品

第3条（被保険者）
この特約において被保険者とは、携行品特約第3条（被保険者）(1)の①に規定する本人をいいます。

第4条（携行品特約の読み替え）
当会社は、この特約により、携行品特約第2条（この特約の補償内容）(2)の規定を下表のとおり読み替えて適用します。

読み替え前	読み替え後
第3条（被保険者）	この特約第3条（被保険者）

第5条（準用規定）
この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または携行品特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

94住宅内生活用動産特約

この特約の適用にあたっては、下表の左欄の事項については対応する下表の右欄に記載された内容によります。

① 本人	保険証券の本人欄に記載の者
② 居住の用に供される住宅	保険証券記載の住宅および被保険者の居住の用に供される住宅
③ 被保険者の型	保険証券記載の被保険者の型
④ 保険金額	保険証券記載の保険金額
⑤ 免責金額	保険証券記載の免責金額
⑥ 保険期間	保険証券記載の保険期間

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

- (1) 当社は、日本国内において、保険の対象について偶然な事故によって生じた損害に対して、この特約および他の特約(*1)の規定にしたがい、損害保険金を支払います。
- (2) この特約において、保険の対象とは、第3条（被保険者）に規定する被保険者の住宅(*2)内に所在する家財で、被保険者が所有する物をいいます。ただし、住宅(*2)内に所在する間に限ります。
- (3) 当社は、(1)の損害保険金が支払われる場合において、その事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、この特約および他の特約(*1)の規定にしたがい、臨時費用保険金を支払います。
- (4) 当社は、(1)の損害保険金が支払われる場合において、その事故によって損害が生じた保険の対象の残存物取片づけ費用(*3)に対して、この特約および他の特約(*1)の規定にしたがい、残存物取片づけ費用保険金を支払います。
- (5) 当社は、下表に掲げる①の事故によって②の損害が生じた場合には、それによって生ずる見舞金等の費用に対して、この特約および他の特約(*1)の規定にしたがい、失火見舞費用保険金を支払います。

①	保険の対象または保険の対象を収容する 建物 から発生した火災、破裂または爆発。ただし、第三者(*4)の所有物で被保険者以外の者が占有する部分(*5)から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。
②	第三者(*4)の所有物(*6)の 損壊 。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。

(*1) この特約に付帯される特約に限りです。

(*2) 被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地は含みません。その住宅が長屋または共同住宅の場合は、その占有部分および専用使用权のある部分に限りです。

(*3) 残存物の取片づけに必要な取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。

(*4) 保険契約者と被保険者が異なる保険契約の場合の保険契約者を含み、被保険者の**同居の親族**を除きます。

(*5) 区分所有建物の共用部分を含みます。

(*6) 動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その者の占有する**敷地内**に所在するものに限りです。

第3条（被保険者）

- (1) この特約における被保険者は、被保険者の型により下表の右欄に記載の被保険者となります。

- ① 本人
- ② 本人の配偶者(*1)
- ③ 本人またはその配偶者(*1)の同居の親族
- ④ 本人またはその配偶者(*1)の別居の**未婚**の子
- ⑤ 本人の同居の親族および別居の未婚の子。ただし、②を除きます。

被保険者の型	被保険者の範囲
本人型	①
夫婦型	①および②
家族型	①から④まで
家族型（配偶者不担保）	①および⑤

- (2) (1)の本人またはその配偶者との続柄は、損害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。

- (3) (1)の本人として指定された者について、死亡その他の事由が生じた場合には、保険契約者または被保険者は、そのことを当会社に**書面等**により申し出て、本人の変更を請求することができます。ただし、当社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。

(*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

第4条（保険の対象の範囲）

- (1) この特約において、保険の対象には、下表に規定する物を含みません。

①	車両(*1)、 船舶、航空機 、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品
②	ハングライダー、パラライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型、ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらに類する物ならびにこれらの付属品
③	義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物
④	動物、植物等の生物
⑤	預貯金証書 、手形その他の有価証券(*2)、印紙、切手、プリペイドカード、 電子マネー 、商品券その他これらに類するもの
⑥	クレジットカード、ローンカードその他これらに類する物
⑦	稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
⑧	商品・製品等 、業務の目的のみに使用される 設備・什器等
⑨	業務を行う者がその業務に関連して預託を受けている物
⑩	法令により被保険者の所有または所持が禁止されている物
⑪	データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物

⑫	その他下欄記載の物 携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、ハンディターミナル、POS 端末、音声翻訳機、電子辞書、電子式卓上計算機、電子手帳、ボイスレコーダー、モバイルプリンターおよびこれらの 付属品
---	--

(2) 建物と家財の所有者が異なる場合において、下表のいずれかに該当する物のうち、保険の対象の所有者の所有する生活用のものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。

①	畳、建具その他これらに類する物
②	電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
③	浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの
④	建物の共用部分に収容されている物

(※1) 自動車、原動機付自転車(※3)、軽車両(※4)、トロリーバスおよび鉄道車両をいいます。

(※2) 小切手を含みません。

(※3) 道路運送車両法第2条第3項に定める原動機付自転車をいいます。

(※4) 自転車および荷車その他人もしくは動物の力により、または他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車(※5)であって、小児用自転車以外の小児用の車、歩行補助車等および身体障害者用の車(※6)を除きます。

(※5) レールによらないで運転する車には、そりおよび牛馬を含みます。

(※6) 車いすを含みます。

第5条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失 ア. 保険契約者(※1) イ. 被保険者(※1) ウ. ア.またはイ.の法定代理人 エ. ア.またはイ.の同居の親族
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(※2)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
⑤	次のいずれかに該当する事由 ア. ②から④までの事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるにかかわらず、事故の②から④までの事由による拡大(※3) ウ. ②から④までの事由に伴う秩序の混乱

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害
②	被保険者が運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車(※4)を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(※5)、シンナー等(※6)を使用した状態で自動車または原動機付自転車(※4)を運転している場合、または酒気を帯びて(※7)自動車または原動機付自転車(※4)を運転している間に生じた事故による損害
③	差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
④	保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害。ただし、次のいずれかに該当する者が相当の注意をもってしても発見し得なかった場合を除きます。 ア. 保険契約者または被保険者 イ. ア.に規定する者に代わって保険の対象を管理する者 ウ. ア.またはイ.の使用人
⑤	保険の対象に次の事由に起因して生じた損害 ア. 自然の消耗または劣化 イ. 性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱その他類似の事由 ウ. ねずみ食いまたは虫食い等
⑥	保険の対象に生じた、すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、落書き、ゆがみ、たわみ、へこみその他単なる外観上の損傷または保険の対象の汚損(※8)であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
⑦	保険の対象に対する加工、解体、据付、組立、修理、清掃、点検、検査、試験または調整等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害。ただし、これらの事由に起因して火災または破裂、爆発が発生した場合を除きます。

⑧	保険の対象の電氣的または機械的事故に起因する損害。ただし、これらの事故に起因して火災もしくは破裂、爆発が発生した場合またはこれらの事故が偶然な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。
⑨	保険の対象である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害については、この規定は適用しません。
⑩	保険の対象の置き忘れまたは紛失(*9)に起因する損害
⑪	詐欺または横領に起因して保険の対象に生じた損害
⑫	土地の沈下、移動、隆起、振動等によって生じた損害
⑬	保険の対象のうち、電球、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害
⑭	風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹き込み、浸み込みまたは漏入により生じた損害
⑮	保険の対象のうち、楽器について生じた次のいずれかの損害 ア. 弦のみまたはピアノ線のみが切断した場合の弦またはピアノ線の損害 イ. 打楽器の打皮のみが破損した場合の打皮の損害 ウ. 楽器の音色または音質の変化の損害
⑯	保険の対象の製造者または販売者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任(*10)を負うべき損害

- (*1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(*2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
(*3) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。
(*4) 道路運送車両法第2条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
(*5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。
(*6) 毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。
(*7) 道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。
(*8) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。
(*9) 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。
(*10) 法律上または契約上の責任には、保証書または延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます。

第6条（支払保険金の計算）

- (1) 1回の事故について当会社の支払う第2条（この特約の補償内容）(1)の損害保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。また、この特約の保険期間が1年を超える場合においては、**保険年度**ごとに保険金額を限度とします。

損害額	－	免責金額	=	損害保険金の額
-----	---	------	---	---------

- (2) (1)の損害額とは、保険の対象について次の算式により算出される額をいいます。ただし、次の算式により算出される額が、損害が生じた地および時における保険の対象の価額以上となる場合は、その損害が生じた地および時における保険の対象の価額とします。

修理費	+	(3)に規定する費用	－	修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額	=	(1)の損害額
-----	---	------------	---	-------------------------	---	---------

- (3) (2)の費用とは、保険契約者または被保険者が支出した下表の費用をいいます。ただし、収入の喪失は下表の費用に含まれません。

①	基本条項特約（財産）の保険契約者または被保険者の事故発生時の義務に関する規定に定める損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
②	基本条項特約（財産）の保険契約者または被保険者の事故発生時の義務に関する規定に定める権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用
③	盗取された保険の対象を引き取るために必要であった費用のうち当社が必要と認めたもの

- (4) (1)の損害額のうち、回収金(*1)がある場合において、回収金(*1)の額が保険証券記載の免責金額を超過するときには、その超過額を(1)の保険金の額から差し引きます。
(5) (1)から(4)までの規定にかかわらず、保険の対象が**乗車券等**の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用および保険契約者または被保険者が負担した(3)の表の費用の額の合計額を(1)の損害額とします。
(6) 保険の対象が乗車券等または通貨もしくは小切手である場合は、保険の対象の**再取得価額**を修理費とみなして(2)の規定を適用し、保険の対象の(1)の損害額の合計が5万円を超えるときは、5万円をもって(1)の損害額とします。
(7) 保険の対象が貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻品その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるものである場合において、保険の対象の(1)の損害額の合計が30万円を超えるときは、30万円をもって(1)の損害額とします。
(8) 当社は、第2条（この特約の補償内容）(1)の損害保険金の30%に相当する額を、同条(3)の臨時費用保険金として、支払います。ただし、1回の事故について、100万円を限度とします。
(9) (8)の場合において、当社は、(8)の規定によって支払うべき臨時費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、支払います。
(10) 当社は、第2条（この特約の補償内容）(1)の損害保険金の10%に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を同条(4)の残存物取片づけ費用保険金として、支払います。
(11) (10)の場合において、当社は、(10)の規定によって支払うべき残存物取片づけ費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、支払います。

- (12) 当会社は、第2条（この特約の補償内容）(5)の失火見舞費用保険金として、被災世帯(*2)の数に1被災世帯(*2)あたりの支払額として50万円を乗じて得た額を支払います。ただし、1回の事故につき、保険金額(*3)の20%に相当する額を限度とします。
- (13) (12)の場合において、当会社は、(12)の規定によって支払うべき失火見舞費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、支払います。
- (※1) 回収金とは、第三者が負担すべき金額で、被保険者のために既に回収されたものをいいます。
- (※2) 第2条（この特約の補償内容）(5)の表の②の損害が生じた世帯または法人をいいます。
- (※3) 保険金額が損害が生じた地および時における保険の対象の価額を超える場合は、その損害が生じた地および時における保険の対象の価額とします。

⑨⑤臨時費用保険金不担保特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（臨時費用保険金の不担保）

当会社は、この特約により、住宅内生活用動産特約に規定する臨時費用保険金を支払いません。

⑨⑥残存物取片づけ費用保険金不担保特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（残存物取片づけ費用保険金の不担保）

当会社は、この特約により、住宅内生活用動産特約に規定する残存物取片づけ費用保険金を支払いません。

⑨⑦失火見舞費用保険金不担保特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（失火見舞費用保険金の不担保）

当会社は、この特約により、住宅内生活用動産特約に規定する失火見舞費用保険金を支払いません。

⑨⑧住宅外等追加補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に住宅内生活用動産特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

- (1) この特約において、保険の対象とは、住宅内生活用動産特約第2条（この特約の補償内容）(2)の規定にかかわらず、第3条（被保険者）に規定する**被保険者**が所有する家財をいいます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、**親族**が居住する**建物**内に所在する家財は、保険の対象に含みません。ただし、賃貸借契約を締結して被保険者が単独で居住している建物の戸室内の家財については、この規定は適用しません。
- (3) 当会社は、この特約により、住宅内生活用動産特約に規定する臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金および失火見舞費用保険金を支払いません。
- (4) 当会社は、この特約により、住宅内生活用動産特約第4条（保険の対象の範囲）の規定を次のとおり読み替えて適用します。
- 「
- (1) この特約において、保険の対象には、下表に規定する物を含みません。

①	車両(*1)、 船舶、航空機 、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品
②	ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型、ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらに類する物ならびにこれらの付属品
③	義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物
④	動物、植物等の生物
⑤	預貯金証書 、手形その他の有価証券(*2)、印紙、切手、プリペイドカード、 電子マネー 、商品券その他これらに類するもの
⑥	クレジットカード、ローンカードその他これらに類する物
⑦	稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
⑧	商品・製品等 、業務の目的のみに使用される 設備・什器等
⑨	業務を行う者がその業務に関連して預託を受けている物
⑩	法令により被保険者の所有または所持が禁止されている物

⑪	データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
⑫	通貨および小切手
⑬	定期券および乗車券等
⑭	貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品
⑮	その他下欄記載の物 携帯電話、スマートフォン、モバイルデータ通信機能を有するタブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、ハンディターミナル、POS端末、音声翻訳機およびこれらの付属品

(2) 建物と家財の所有者が異なる場合において、下表のいずれかに該当する物のうち、保険の対象の所有者の所有する生活用のものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。

①	畳、建具その他これらに類する物
②	電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
③	浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの
④	建物の共用部分に収容されている物

(※1) 自動車、原動機付自転車(※3)、軽車両(※4)、トロリーバスおよび鉄道車両をいいます。

(※2) 小切手を含みません。

(※3) 道路運送車両法第2条第3項に定める原動機付自転車をいいます。

(※4) 荷車その他人もしくは動物の力により、または他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車(※5)であって、自転車、小児用自転車等の小児用の車、歩行補助車等および身体障害者用の車(※6)を除きます。

(※5) レールによらないで運転する車には、そりおよび牛馬を含みます。

(※6) 車いすを含みます。

」

第3条（被保険者）

この特約において被保険者とは、住宅内生活用動産特約第3条（被保険者）(1)の①に規定する本人をいいます。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または住宅内生活用動産特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

㊦基本条項特約（財産）

この特約は、保険証券に下表に規定する共通補償特約を適用することが記載されている場合にその特約に自動的に付帯して適用されます。

- ・携行品特約
- ・住宅内生活用動産特約

第1条（事故発生時の義務）

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

① 損害の発生および拡大の防止	損害の発生および拡大の防止に努めること。
② 事故発生の通知	事故の発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社へ通知すること。
③ 事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、当会社へ書面等により通知すること。 ア. 事故の状況 イ. 事故の発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
④ 他の保険契約等の通知	他の保険契約等の有無および内容(※1)について、遅滞なく、当会社へ通知すること。
⑤ 訴訟の通知	損害賠償の請求(※2)についての訴訟を提起し、または提起された場合には、遅滞なく当会社へ通知すること。
⑥ 請求権の保全等	他人に損害賠償の請求(※2)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。

〈基本条項特約（財産） 第1条〉

事故が発生したことを知った場合は、上記の記載事項をご対応いただきますようお願いいたします。

⑦ 盗難の届出	盗難による損害が発生した場合には、次のこと。 ア. 遅滞なく警察官に届け出ること。 イ. 盗取された保険の対象に小切手が含まれる場合は、その小切手の振出人(*3)および支払金融機関へ届け出ること。 ウ. 盗取された保険の対象に <u>乗車券等</u> が含まれる場合は、その運輸機関(*4)または発行者へ届け出ること。
⑧ 修理着工の事前承認	保険の対象を修理する場合には、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、必要な応急の仮手当を行う場合を除きます。
⑨ 調査の協力等	①から⑧までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること(*5)。

(*1) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

(*2) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(*3) 被保険者が振出人である場合を除きます。

(*4) 宿泊券の場合はその宿泊施設をいいます。

(*5) 保険の対象について損害が生じた場合、当社が、事故が生じた建物もしくは敷地内を調査することまたはその建物もしくは敷地内に収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他の場所に移転することに協力することを含みます。

第2条（事故発生時の義務違反）

- (1) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第1条（事故発生時の義務）の表の規定に違反した場合は、当社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

① 第1条の表の①	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 第1条の表の②から⑤まで または同表の⑦から⑨まで	第1条の表の②から⑤までまたは同表の⑦から⑨までの規定に違反したことによって当社が被った損害の額
③ 第1条の表の⑥	他人に損害賠償の請求(*1)をすることによって取得することができたと認められる額

- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第1条（事故発生時の義務）の表の③、同表の⑦もしくは同表の⑨に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第3条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、損害が発生した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 損害額を証明する書類(*1)
- ③ 被保険者が死亡した場合は、被保険者の除籍および被保険者のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
- ④ 普通保険約款基本条項第4節第4条（指定代理請求人）に規定する被保険者の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類
- ⑤ ①から④までのほか、下表の書類

ア. 所轄消防署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類 イ. 盗難による損害の場合は、所轄警察官署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類 ウ. 保険金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合において、被保険者に保険金を支払うときは、質権者または譲渡担保権者からの保険金支払指図書

- ⑥ ①から⑤までのほか、当社が普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
(3) 当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
(4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書(*2)および被害が生じた物の写真(*3)をいいます。

(*2) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(*3) 画像データを含みます。

第4条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

この特約が付帯される共通補償特約によって保険金が支払われる損害または費用に対して、他の保険契約等がある場合は、下表の額を保険金の額とします。

- ① この特約が付帯される共通補償特約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額
- ② 他の保険契約等によってこの特約が付帯される共通補償特約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合において、損害の額または費用が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるとときは、その超過額(*1)
- ③ ②の損害の額または費用は、それぞれの保険契約または共済契約に**免責金額**の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

(*1) 他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額を限度とします。

第5条（現物による支払）

当会社は、保険の対象の損害に対し代品の交付または修繕をもって保険金の支払に代えることができるものとします。

第6条（残存物および盗難品の帰属）

- (1) 当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当会社がこれを取得することの意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。
- (2) 盗取された保険の対象について、当会社が保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、その保険の対象を回収するために支出した必要な費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。
- (3) 盗取された保険の対象について、当会社が保険金を支払った場合は、その保険の対象の所有権その他の物権は、支払った保険金の額の保険の対象の価額に対する割合によって、当会社に移転します。
- (4) (3)の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた保険金に相当する額(*1)を当会社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

(*1) 支払を受けた保険金に相当する額とは、この特約が付帯される共通補償特約の支払保険金の計算に関する規定に定める回収するために支出した必要な費用に対する保険金に相当する額を差し引いた残額をいいます。

第7条（特約の失効）

- (1) この保険契約の普通保険約款または補償条項のすべてが消滅した場合は、この特約が付帯される共通補償特約も同時に**失効**するものとします。この場合の保険料の返還は、この特約が付帯される共通補償特約と同時に消滅する普通保険約款または補償条項の保険料の返還に関する規定にしたがいます。
- (2) (1)の場合において、この保険契約の普通保険約款または補償条項が**無効**により消滅したときは、この特約が付帯される共通補償特約も同時に無効により消滅するものとします。この場合の保険料の返還は、この特約が付帯される共通補償特約と同時に消滅する普通保険約款または補償条項の保険料の返還に関する規定にしたがいます。
- (3) 保険期間を通じて支払う保険金の額に限度額を設定している共通補償特約において、限度額以上の保険金を支払うべき損害が発生した場合、その事実が発生した時にこの特約が付帯される共通補償特約は失効します。ただし、保険期間が1年を超える特約においては、最終保険年度を除き、この規定は適用しません。
- (4) 特約の失効が(3)の規定による場合は、当会社は既に払い込まれた保険料は返還しません。

第8条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(*1)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合は、被保険者が取得した債権の全額
②	①以外の場合は、被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2) (1)の表の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(*1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第9条（重大事由による解除の特則）

- (1) 当会社は、保険契約者または被保険者が、普通保険約款基本条項第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯される共通補償特約(*1)を解除することができます。
- (2) (1)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、(1)の解除の原因となる事由が発生した時以降に生じた事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。
- (3) (1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、普通保険約款基本条項第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の③ア.からウ.までまたはオ.のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

(*1) 本人以外の被保険者が該当する場合には、その被保険者に対する部分に限ります。

第10条（用語および共通補償特約ごとの適用等）

- (1) この特約に規定されていない用語については、各共通補償特約における規定を準用します。
- (2) この特約が付帯される共通補償特約において、特に記載のないかぎり、この特約により規定される用語の定義は、この特約に規定するところにしたがいます。
- (3) この特約において保険契約の締結とは、更新(*1)、および、特に記載のないかぎり、この保険契約に新たな共通補償特約を追加する場合を含むものとします。
- (4) この特約が付帯される共通補償特約により規定される用語は、特に記載のないかぎり、特約ごとに適用します。
- (5) この特約は、特に記載のないかぎり、共通補償特約ごとに適用します。

(*1) 更新とは、保険期間の末日においてこの特約が付帯される共通補償特約と同一の共通補償特約を引き続き締結することをいいます。

第11条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯される普通保険約款または補償条項に適用される基本条項の規定を準用します。ただし、複数の普通保険約款または補償条項がある場合は、この特約が付帯される共通補償特約の保険期間の初日において、保険期間の初日が最も遅い普通保険約款または補償条項に適用される基本条項の規定を準用します。

100ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

この特約の適用にあたっては、下表の左欄の事項については対応する下表の右欄に記載された内容によります。

① 本人	保険証券の本人欄に記載の者
② 被保険者の型	保険証券記載の被保険者の型
③ 保険金額	保険証券記載の保険金額
④ 保険期間	保険証券記載の保険期間

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

- (1) 当会社は、被保険者がゴルフ場においてゴルフ競技中に(2)の表に規定するホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、慣習として下表の費用を負担することによって被る損害に対して、1回のホールインワンまたはアルバトロスにつき、保険金額を限度に、この特約および他の特約(*1)の規定にしたがい、保険金を支払います。

① 贈呈用記念品購入費用。ただし、下記の購入費用を含みません。 ア. 貨幣または紙幣 イ. 有価証券 ウ. 商品券等の物品切手 エ. プリペイドカード(*2)	
② 祝賀会費用	
③ ゴルフ場に対する記念植樹費用	
④ 同伴キャディに対する祝儀	
⑤ その他慣習として支出することが適当な社会貢献、自然保護またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用。ただし、保険金額の10%を限度とします。	

- (2) 当会社は、ホールインワンまたはアルバトロスが下表のいずれかに該当する場合にのみ、保険金を支払います。

① 次に規定する者の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス。ただし、公式競技の場合は、次に規定する者のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロスとします。 ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外の第三者	
② 記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス	

- (3) この特約において事故とは、被保険者が(2)の表に規定するホールインワンまたはアルバトロスを達成したことをいいます。

(*1) この特約に付帯される特約に限ります。

(*2) 被保険者がホールインワンまたはアルバトロス達成を記念して特に作成したプリペイドカードの購入費用は、贈呈用記念品購入費用に含まれます。

第3条（被保険者）

- (1) この特約における被保険者は、被保険者の型により下表の右欄に記載の被保険者となります。ただし、ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う者をいい、ゴルフの競技または指導を職業としている者を除きます。
 - ① 本人
 - ② 本人の配偶者(*1)

〈基本条項特約（財産） 第10条(2)～(5)〉

「特に記載のないかぎり」とは、本特約以外で本特約の適用に関する制約条件等の記載がある場合は、本特約の規定に加えてその内容が適用されることを示しています。

ただし、現在団体総合生活保険において、ここでいう「特に記載」に該当する場合はありません。

- ③ 本人またはその配偶者(*1)の同居の親族
 ④ 本人またはその配偶者(*1)の別居の未婚の子
 ⑤ 本人の同居の親族および別居の未婚の子。ただし、②を除きます。

被保険者の型	被保険者の範囲
本人型	①
夫婦型	①および②
家族型	①から④まで
家族型（配偶者不担保）	①および⑤

- (2) (1)の本人またはその配偶者との続柄は、損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。
 (3) (1)の本人として指定された者について、死亡その他の事由が生じた場合には、保険契約者または被保険者は、そのことを当会社に書面等により申し出て、本人の変更を請求することができます。ただし、当会社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。
 (4) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

(*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

第4条（用語の定義）

この特約において、下表に規定する用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
① ゴルフ場	日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、かつ、名目が何であるにかかわらず、施設の利用について料金を徴するものをいいます。
② ゴルフ競技	ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴し(*1)、基準打数（パー）35以上の9ホールを正規にラウンドすることをいいます(*2)。ゴルフ競技には、ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みません。
③ ホールインワン	各ホールの第1打によってボールが直接ホール（球孔）に入ることをいいます。
④ アルバトロス	各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でボールがホール（球孔）に入ることをいいます。ただし、ホールインワンの場合を除きます。
⑤ 贈呈用記念品購入費用	ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、同伴競技者、友人等に贈呈する記念品の購入代金および郵送費用をいいます。
⑥ 祝賀会費用	ホールインワンまたはアルバトロスを達成した日から3か月以内に開催された祝賀会に必要な費用をいいます。なお、祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から当会社にゴルフ競技を行う時期について告げ、当会社がこれを認めたときは、ホールインワンまたはアルバトロスを達成した日から1年以内に開催されたゴルフ競技に必要な費用(*3)を含めることができます。
⑦ ゴルフ場に対する記念植樹費用	ホールインワンまたはアルバトロスの記念としてホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場に植える樹木の代金をいいます。
⑧ 同伴キャディに対する祝儀	同伴キャディに対して、ホールインワンまたはアルバトロスを達成した記念の祝金として贈与する金銭をいいます。
⑨ ゴルフの指導	他人が行うゴルフの練習または競技に対し、指示、助言、監督等を行うことをいいます。
⑩ 公式競技	ゴルフ場、ゴルフ練習場、国または地方公共団体が主催、共催もしくは後援するゴルフ競技をいいます。
⑪ 同伴競技者	被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に、被保険者と同一組で競技していた者をいいます。
⑫ 同伴競技者以外の第三者	同伴キャディ、他の組の競技者等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、被保険者または同伴競技者のゴルフ競技に帯同する、ゴルフ競技を行わない者を除きます。

- (*1) 公式競技の場合は、他の競技者との同伴の有無を問いません。
 (*2) 雨天等の事情により競技を中止した場合も正規にラウンドしたものとみなします。
 (*3) 当該ゴルフ競技と同日に行う祝賀会に必要な費用を含みます。

第5条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、下表のホールインワンまたはアルバトロスに対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者がゴルフ場の経営者である場合、その被保険者が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス
②	被保険者がゴルフ場の使用人(*1)である場合、その被保険者が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス

- (*1) 臨時雇いを含みます。

第6条（他の保険契約等がある場合の取扱いの特則）

基本条項特約（費用）第4条（他の保険契約等がある場合の取扱い）を以下のとおり読み替えます。

- 「
- (1) **他の保険契約等**がある場合には、下表の額を支払保険金の額とします。
- | |
|--|
| ① この特約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額 |
| ② 他の保険契約等によってこの特約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合は、(2)に規定する支払限度額から、他の保険契約等から支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額を限度とします。 |
- (2) 支払限度額は、それぞれの保険契約または共済契約のうち最も保険金額の高い保険契約または共済契約により、その契約において他の保険契約等がないものとした場合に支払われるべき保険金または共済金の額とします。
- 」

第7条（保険金の請求の特則）

被保険者が、この特約の規定にしたがい、保険金を請求しようとする場合は、基本条項特約（費用）に規定する保険金の支払を請求するときに当会社に提出する書類に加え、下表に規定する書類または証拠を、当会社に提出しなければなりません。

① 公式競技で達成したホールインワンまたはアルバトロスの場合	次のア.およびイ.の書類または証拠 ア. 被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者が署名または記名捺印した当会社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書 イ. 次のいずれかの書類または証拠 (ア) 同伴競技者が署名または記名捺印した当会社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書 (イ) 同伴競技者以外の第三者が署名または記名捺印した当会社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書 (ウ) 第2条（この特約の補償内容）(2)の表の②に規定するホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等
② 公式競技以外で達成したホールインワンまたはアルバトロスの場合	次のア.からウ.までのすべての書類または証拠 ア. 被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者が署名または記名捺印した当会社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書 イ. 同伴競技者が署名または記名捺印した当会社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書 ウ. 次のいずれかの書類または証拠 (ア) 同伴競技者以外の第三者が署名または記名捺印した当会社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書 (イ) 第2条(2)の表の②に規定するホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等

㊦ 救援者費用等補償特約

この特約の適用にあたっては、下表の左欄の事項については対応する下表の右欄に記載された内容によります。

① 本人	保険証券の本人欄に記載の者
② 被保険者の型	保険証券に記載の 被保険者 の型
③ 居住の用に供される住宅	保険証券記載の住宅および被保険者の居住の用に供される住宅
④ 保険金額	保険証券記載の保険金額
⑤ 保険期間	保険証券記載の保険期間

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

- (1) 当会社は、第3条（被保険者）に規定する被保険者が日本国内または国外において、下表に掲げる場合のいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者または被保険者の**親族**が費用を負担することによって被る損害に対して、その費用の負担者を保険金の受取人とし、その者にこの特約および他の特約(*1)の規定にしたがい、保険金を支払います。

① 保険期間中に、被保険者が搭乗している 航空機 または 船舶 が行方不明になった場合または遭難した場合
② 保険期間中に、急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索もしくは救助活動を必要とする状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合
③ 保険期間中に住宅(*2)外においてその身体に被った 傷害 を直接の原因として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合または継続して14日以上 入院 (*3)した場合

- (2) (1)の表に掲げる場合のいずれかに該当したことを「事故」として、第3条（被保険者）(2)および基本条項特約（費用）の規定を適用します。
- (3) 当会社は、普通保険約款【用語の定義】の規定にかかわらず、この特約における傷害には、日射または熱射によって生ずる熱中症を含むものとします。

(※1) この特約に付帯される特約に限りです。

(※2) 被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地(※4)を含みます。

(※3) 他の病院等に移転した場合には、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師等が必要と認めた場合に限りです。

(※4) 囲いの有無を問わず、被保険者の居住の用に供される住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

第3条（被保険者）

(1) この特約における被保険者は、被保険者の型により下表の右欄に記載の被保険者となります。

- ① 本人
- ② 本人の配偶者(※1)
- ③ 本人またはその配偶者(※1)の同居の親族
- ④ 本人またはその配偶者(※1)の別居の未婚の子
- ⑤ 本人の同居の親族および別居の未婚の子。ただし、②を除きます。

被保険者の型	被保険者の範囲
本人型	①
夫婦型	①および②
家族型	①から④まで
家族型（配偶者不担保）	①および⑤

(2) (1)の本人またはその配偶者との続柄は、損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。

(3) (1)の本人として指定された者について、死亡その他の事由が生じた場合には、保険契約者または被保険者は、そのことを当会社に書面等により申し出て、本人の変更を請求することができます。ただし、当会社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。

(4) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

(※1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

第4条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失。ただし、損害が、保険金の受取人またはその者の法定代理人の故意または重大な過失に起因して生じた場合においては、その保険金の受取人の受け取るべき金額についてのみ適用します。 ア. 保険契約者(※1) イ. 被保険者(※1) ウ. 保険金の受取人(※1) エ. ア.からウ.までの法定代理人
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(※2)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
⑤	次のいずれかに該当する事由 ア. ②から④までの事由によって発生した事故の拡大 イ. 発生原因が何であるにかかわらず、事故の②から④までの事由による拡大(※3) ウ. ②から④までの事由に伴う秩序の混乱

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
②	被保険者が運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車(※4)を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(※5)、シンナー等(※6)を使用した状態で自動車または原動機付自転車(※4)を運転している場合、または酒気を帯びて(※7)自動車または原動機付自転車(※4)を運転している場合に生じた事故
③	被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
④	被保険者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
⑤	被保険者に対する刑の執行

⑥	被保険者が次に掲げる運動等を行っている間に生じた事故 山岳登山(*8)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(*9)操縦(*10)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(*11)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
---	---

- (*)1 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(*)2 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
(*)3 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。
(*)4 道路運送車両法第2条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
(*)5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。
(*)6 毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。
(*)7 道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。
(*)8 ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。
(*)9 グライダーおよび飛行船を除きます。
(*)10 職務として操縦する場合を除きます。
(*)11 モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(*12)を除きます。
(*)12 パラプレーン等をいいます。

第5条（支払保険金の計算）

- (1) 当会社は、第6条（費用）の費用のうち、社会通念上妥当と認められる部分についてのみ保険金を支払います。ただし、被保険者または保険金の受取人が第三者から損害の賠償として支払を受けることができた場合には、その支払を受けた金額に対しては、保険金を支払いません。
(2) 当会社の支払う保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。ただし、この特約の保険期間が1年を超える場合においては、**保険年度**ごとに保険金額を限度とします。

第6条（費用）

第2条（この特約の補償内容）(1)の費用とは、下表のいずれかに該当するものをいいます。

①	搜索救助費用	遭難した被保険者を搜索等(*1)する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用をいいます。
②	交通費	被保険者の搜索等(*1)、看護または事故処理を行うために現地(*2)へ赴く救援者(*3)の現地(*2)までの汽車、電車、船舶、航空機等の1往復分の運賃をいい、救援者(*3)2名分を限度とします。ただし、第2条（この特約の補償内容）(1)の表の②の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な搜索もしくは救助活動が終了した後に現地(*2)に赴く救援者(*3)にかかる費用は除きます。
③	宿泊料	現地(*2)および現地(*2)までの行程における救援者(*3)のホテル、旅館等の宿泊料をいい、救援者(*3)2名分を限度とし、かつ、1名につき14日分を限度とします。ただし、第2条（この特約の補償内容）(1)の表の②の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な搜索もしくは救助活動が終了した後に現地(*2)に赴く救援者(*3)にかかる費用は除きます。
④	移送費用	死亡した被保険者を現地(*2)から住宅(*4)に移送するために必要とした遺体輸送費用または治療を継続中の被保険者を現地(*2)から住宅(*4)もしくはその住宅(*4)の所在する国の病院等へ移転するために必要とした移転費(*5)をいいます。ただし、被保険者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃はこの費用の額から控除します。
⑤	諸雑費	救援者(*3)の渡航手続費(*6)および救援者(*3)または被保険者が現地(*2)において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費等をいい、次のいずれかの金額を限度とします。 ア. これらの費用が、被保険者が日本国外において第2条（この特約の補償内容）(1)の表のいずれかの場合に該当したことにより発生した場合は、20万円 イ. これらの費用が、被保険者が日本国内において第2条（この特約の補償内容）(1)の表のいずれかの場合に該当したことにより発生した場合は、3万円

- (*)1 搜索、救助または移送をいいます。
(*)2 事故発生地または被保険者の収容地をいいます。
(*)3 被保険者の親族をいい、これらの者の代理人を含みます。
(*)4 被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地(*7)を含みます。
(*)5 治療のため医師または職業看護師が付添うことを必要とする場合には、その費用を含みます。
(*)6 旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。
(*)7 囲いの有無を問わず、被保険者の居住の用に供される住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されことなく、これを連続した土地とみなします。

㊦ 救援者費用等補償特約の一部変更に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に救援者費用等補償特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（救援者費用等補償特約の読み替え）

当会社は、この特約により、救援者費用等補償特約の規定を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇 所	読み替え前	読み替え後
①	第2条（この特約の補償内容）(1)	第3条（被保険者）	この特約第3条（被保険者）
②	第2条(1)の表の③	継続して14日以上入院(*3)した場合	継続して3日以上入院(*3)した場合
③	第6条（費用）の(*4)および(*7)	<u>被保険者</u> の居住の用に供される住宅	被保険者の居住の用に供される住宅または扶養者の生活の本拠となる住宅

第3条（被保険者）

この特約において被保険者とは、救済者費用等補償特約第3条（被保険者）(1)の①に規定する本人をいいます。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または救済者費用等補償特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

103 一事故支払限度額の適用に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約が付帯される特約の読み替え）

当社は、この特約により、この特約が付帯される共通補償特約の第5条（支払保険金の計算）(2)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「(2) 1回の事故について当会社の支払う保険金の額は、保険金額を限度とします。」

104 基本条項特約（費用）

この特約は、保険証券に下表に規定する共通補償特約を適用することが記載されている場合にその特約に自動的に付帯して適用されます。

- ・ホールインワン・アルバトロス費用補償特約
- ・救済者費用等補償特約

第1条（事故発生時の義務）

保険契約者、被保険者または保険金の受取人は、事故が発生したことを知った場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

① 損害の発生および拡大の防止	損害の発生および拡大の防止に努めること。
② 事故発生時の通知	事故の発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
③ 事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、当会社に <u>書面等</u> により通知すること。 ア. 事故の状況 イ. 事故の発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
④ <u>他の保険契約等</u> の通知	他の保険契約等の有無および内容(*1)について、遅滞なく、当会社に通知すること。
⑤ 訴訟の通知	損害賠償の請求(*2)についての訴訟を提起し、または提起された場合には、遅滞なく当会社に通知すること。
⑥ 請求権の保全等	他人に損害賠償の請求(*2)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
⑦ <u>盗難</u> の届出	盗難による損害が発生した場合には、遅滞なく警察官に届け出ること。
⑧ 調査の協力等	①から⑦までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害または <u>傷害</u> の調査に協力すること。

(*1) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

(*2) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第2条（事故発生時の義務違反）

(1) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて第1条（事故発生時の義務）の表の規定に違反した場合は、当社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

① 第1条の表の①	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
-----------	---------------------------------

〈基本条項特約（費用） 第1条〉

事故が発生したことを知った場合は、上記の記載事項をご対応いただきますようお願いいたします。

② 第1条の表の②から⑤まで、同表の⑦または同表の⑧の⑧	第1条の表の②から⑤まで、同表の⑦または同表の⑧の規定に違反したことによって当会社が被った損害の額
③ 第1条の表の⑥	他人に損害賠償の請求(*1)をすることによって取得することができたと認められる額

(2) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて第1条（事故発生時の義務）の表の③、同表の⑦もしくは同表の⑧に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第3条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、損害が発生した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
(2) 被保険者または保険金の受取人が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 損害額を証明する書類(*1)または傷害の程度を証明する書類(*2) (*3) (*4)
- ③ 被保険者または保険金の受取人が死亡した場合は、被保険者または保険金の受取人の除籍および被保険者または保険金の受取人のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
- ④ 普通保険約款基本条項第4節第4条（指定代理請求人）に規定する被保険者または保険金の受取人の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類
- ⑤ ①から④までのほか、下表の書類

- | |
|--|
| 7. 公の機関が発行する交通事故証明書(*5)。ただし、提出できない相当な理由がある場合は提出する必要はありません。
1. 盗難による損害の場合は、所轄警察官署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類 |
|--|

- ⑥ ①から⑤までのほか、当会社が普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当会社は、事故の内容、損害の額、傷害または疾病の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対して、(2)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- (*1) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書(*6)および被害が生じた物の写真(*7)をいいます。
(*2) 死亡に関して支払われる保険金の請求の場合は、死亡診断書または死体検案書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。
(*3) 後遺障害に関して支払われる保険金の請求の場合は、後遺障害もしくは傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。
(*4) 傷害に関して支払われる保険金の請求の場合は、傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料、治療等に必要とした費用の領収書および休業損害の額を示す書類をいいます。
(*5) 人の死傷を伴う事故の場合に限って提出するものとします。
(*6) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。
(*7) 画像データを含みます。

第4条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

この特約が付帯される共通補償特約によって保険金が支払われる損害または費用に対して、他の保険契約等がある場合は、下表の額を支払保険金の額とします。

- | |
|--|
| ① この特約が付帯される共通補償特約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額
② 他の保険契約等によってこの特約が付帯される共通補償特約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合において、損害の額または費用が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額(*1) |
|--|

(*1) 他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額を限度とします。

第5条（特約の失効）

- (1) この保険契約の普通保険約款または補償条項のすべてが消滅した場合は、この特約が付帯される共通補償特約も同時に失効するものとします。この場合の保険料の返還は、この特約が付帯される共通補償特約と同時に消滅する普通保険約款または補償条項の保険料の返還に関する規定にしたがいます。
- (2) (1)の場合において、この保険契約の普通保険約款または補償条項が無効により消滅したときは、この特約が付帯される共通補償特約も同時に無効により消滅するものとします。この場合の保険料の返還は、この特約が付帯される共通補償特約と同時に消滅する普通保険約款または補償条項の保険料の返還に関する規定にしたがいます。
- (3) 保険期間を通じて支払う保険金の額に限度額を設定している共通補償特約において、限度額以上の保険金を支払うべき損害が発生した場合、その事実が発生した時にこの特約が付帯される共通補償特約は失効します。ただし、保険期間が1年を超える特約においては、最終保険年度を除き、この規定は適用しません。
- (4) 特約の失効が(3)の規定による場合は、当会社は既に払い込まれた保険料は返還しません。

第6条（代 位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者または保険金の受取人が損害賠償請求権その他の債権(*1)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合は、被保険者または保険金の受取人が取得した債権の全額
②	①以外の場合は、被保険者または保険金の受取人が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2) (1)の表の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者または保険金の受取人が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(*1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第7条（重大事由による解除の特則）

- (1) 当会社は、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、普通保険約款基本条項第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯される共通補償特約(*1)を解除することができます。
- (2) (1)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、(1)の解除の原因となる事由が発生した時以降に生じた事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。
- (3) (1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、普通保険約款基本条項第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の③ア.からオ.までのいずれにも該当しない被保険者または保険金の受取人に生じた損害については適用しません。

(*1) 本人以外の被保険者または保険金の受取人が該当する場合には、その被保険者またはその保険金の受取人に対する部分に限ります。

第8条（用語および共通補償特約ごとの適用等）

- (1) この特約に規定されていない用語については、各共通補償特約における規定を準用します。
- (2) この特約が付帯される共通補償特約において、特に記載のないかぎり、この特約により規定される用語の定義は、この特約に規定するところにしがいます。
- (3) この特約において保険契約の締結とは、更新(*1)、および、特に記載のないかぎり、この保険契約に新たな共通補償特約を追加する場合を含むものとします。
- (4) この特約が付帯される共通補償特約により規定される用語は、特に記載のないかぎり、特約ごとに適用します。
- (5) この特約は、特に記載のないかぎり、共通補償特約ごとに適用します。

(*1) 更新とは、保険期間の末日においてこの特約が付帯される共通補償特約と同一の共通補償特約を引き続き締結することをいいます。

第9条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯される普通保険約款または補償条項に適用される基本条項の規定を準用します。ただし、複数の普通保険約款または補償条項がある場合は、この特約が付帯される共通補償特約の保険期間の初日において、保険期間の初日が最も遅い普通保険約款または補償条項に適用される基本条項の規定を準用します。

⑩弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）

この特約の適用にあたっては、下表の左欄の事項については対応する下表の右欄に記載された内容によります。

① 本人	保険証券の本人欄に記載の者
② 保険期間	保険証券記載の保険期間

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

- (1) 当会社は、保険金の受取人が、原因事故によって発生した下表の①について法律上の損害賠償請求を行う場合または原因事故によって発生した下表の②もしくは③について弁護士委任(*1)を行う場合に、あらかじめ当会社の同意を得た弁護士費用を負担することによって被る損害に対して、この特約および他の特約(*2)の規定にしたがい、弁護士費用保険金を支払います。

①	被害に関する紛争
②	人格権侵害に関する紛争
③	その他の侵害に関する紛争

〈基本条項特約（費用） 第8条(2)～(5)〉

「特に記載のないかぎり」とは、本特約以外で本特約の適用に関する制約条件等の記載がある場合は、本特約の規定に加えてその内容が適用されることを示しています。

ただし、現在団体総合生活保険において、ここでいう「特に記載」に該当する場合はありません。

- (2) 当会社は、保険金の受取人があらかじめ当会社の同意を得て、原因事故によって発生した(1)の表の①について法律上の損害賠償請求に関する法律相談を行う場合または原因事故によって発生した(1)の表の②もしくは③について法律相談を行う場合に法律相談費用を負担することによって被る損害に対して、この特約および他の特約(*2)の規定にしたがい、法律相談費用保険金を支払います。
- (3) 当会社は、原因事故が保険証券記載の保険期間中に発生した場合にのみ、保険金を支払います。ただし、被害が、**被保険者**が身体に障害を被ることである場合には、その障害を被った時が保険証券記載の保険期間中である場合に限りま。
- (4) 当会社は、被害の発生および賠償義務者を知った日または人格権侵害もしくはその他の侵害の発生を知った日からその日を含めて3年以内に、保険金の受取人が弁護士委任(*3)または法律相談を開始した場合に限り、保険金を支払います。

第3条（被保険者および保険金の受取人）

①	本人
②	本人の配偶者(*1)
③	本人またはその配偶者(*1)の <u>同居の親族</u>
④	本人またはその配偶者(*1)の別居の <u>未婚の子</u>

①	被保険者
②	被保険者の法定相続人。 ただし、被保険者が死亡した場合に限り、保険金の受取人とします。
③	次のいずれかに該当する者 ア. 被保険者の配偶者(*1) イ. 被保険者の父母または子

第4条（用語の定義）

	用 語	定 義
①	原因事故	法律相談または弁護士委任(*)に至る紛争の原因となった、日本国内において発生した偶然な事故または事由をいいます。ただし、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなし、最初の原因事故が発生した時にすべての原因事故が発生したものとみなします。また、被害に関する紛争の原因事故については、法律相談または弁護士委任に至る紛争の原因となった、日本国内において発生した急激かつ偶然な外来の事故をいいます。
②	人格権侵害	被保険者が、不当な身体の拘束による自由の侵害、口頭による表示または文書もしくは図画等での表示による名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害を受けることにより、精神的苦痛を被ることをいいます。ただし、同一の原因から生じた一連の人格権侵害は、一つの人権侵害とみなし、最初の人権侵害が発生した時にすべての人権侵害が発生したものとみなします。また、警察へ提出した被害届の受理番号、告訴状の受理番号、これらを提出したことの証明書または警察等の公的機関、学校、企業の相談窓口もしくはこれらに代わる機関等への相談の事実が確認できる記録等および具体的な表示物(*2)の提示等により、侵害の発生を客観的に証明できるものに限りします。
③	その他の侵害	被保険者が、痴漢(*3)、ストーカー行為(*4)、いじめ(*5)または嫌がらせ(*6)を受けることにより、精神的苦痛を被ることをいいます。ただし、同一の原因から生じた一連のその他の侵害は、一つのその他の侵害とみなし、最初のその他の侵害が発生した時にすべてのその他の侵害が発生したものとみなします。また、警察へ提出した被害届の受理番号、告訴状の受理番号またはこれらを提出したことの証明書(*7)の提示等により、侵害の発生を客観的に証明できるものに限りします。
④	賠償義務者	被害、人格権侵害またはその他の侵害にかかわる法律上の損害賠償請求を受ける者をいいます。
⑤	被害	被保険者が被る次のいずれかに該当するものをいいます。ただし、同一の原因から生じた一連の被害は、一つの被害とみなし、最初の被害が発生した時にすべての被害が発生したものとみなします。 ア. 身体障害(*8) イ. 財物の損壊等(*9)

⑥	紛争	保険金の受取人が法律相談または弁護士委任(*1)による解決を要する状態をいいます。
⑦	弁護士費用	あらかじめ当会社に通知して保険金の受取人が委任した弁護士等(*10)および裁判所等(*11)に対して、当会社の承認を得て支出する次の費用。ただし、法律相談費用を除きます。 ア. 弁護士等(*10)への報酬 イ. 訴訟費用 ウ. 仲裁、和解または調停に必要とした費用 エ. アからウまでのほか、権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用
⑧	法律相談	次の行為をいいます。 ア. 弁護士が行う法律相談(*12) イ. 司法書士が行う次の行為 (ア) 司法書士法第3条第1項第5号および同項第7号に定める相談(*12) (イ) 司法書士法第3条第1項第2号および同項第4号に定める書類の作成 ウ. 行政書士が行う次の行為 (ア) 行政書士法第1条の4第1項第4号に定める相談(*12) (イ) 行政書士法第1条の3および第1条の4第1項第3号に定める書類の作成
⑨	法律相談費用	法律相談の対価として弁護士、司法書士または行政書士に対して、当会社の承認を得て支出する費用をいいます。
⑩	保険金	弁護士費用保険金および法律相談費用保険金をいいます。

(*1) 第2条（この特約の補償内容）(1)の表の②または③においては、インターネット投稿の削除請求、発信者情報の開示請求、告訴、被害者参加制度その他の損害賠償請求以外の手続きの委任を含みます。

(*2) 侵害の原因となったインターネット投稿の画像、音声、書面等をいいます。

(*3) 下表のいずれかに該当するものをいいます。

①	次に掲げる行為または事由その他これらに類する行為または事由により、同意しない意思を形成し、表明しもしくは全うすることが困難な状態にさせまたはその状態にあることに乗じて、わいせつな行為または性交等(*13)をすること。 ア. 暴行もしくは脅迫を用いることまたはそれらを受けたこと。 イ. 心身の障害を生じさせることまたはそれがあること。 ウ. アルコールもしくは薬物を摂取させることまたはそれらの影響があること。 エ. 睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせることまたはその状態にあること。 オ. 同意しない意思を形成し、表明しまたは全うするいとまがないこと。 カ. 予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、もしくは驚愕させることまたはその事態に直面して恐怖し、もしくは驚愕していること。 キ. 虐待に起因する心理的反応を生じさせることまたはそれがあること。 ク. 経済的または社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させることまたはそれを憂慮していること。
②	行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、もしくは行為をする者について人違いをさせ、またはそれらの誤信もしくは人違いをしていることに乗じて、わいせつな行為または性交等(*13)をすること。
③	満13歳未満の者に対してわいせつな行為もしくは性交等(*13)をすることまたは満13歳以上満16歳未満の者に対して、その者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者がわいせつな行為もしくは性交等(*13)をすること。
④	満18歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為または性交等(*13)をすること。
⑤	①から④までのいずれかの未遂
⑥	人を著しく羞恥させ、または人に不安を覚えさせるような次のいずれかに該当する行為をすること。 ア. 公共の場所または公共の乗物において、衣服その他の身に着ける物の上からまたは直接に人の身体に触れること。 イ. 次のいずれかに掲げる場所または乗物における、通常衣服で隠されている下着または身体を、写真機その他の機器を用いて撮影するまたは撮影する目的で写真機その他の機器を差し向けるもしくは設置すること。 (ア) 住居、便所、浴場、更衣室その他人が通常衣服の全部または一部を着けない状態であるような場所 (イ) (ア)以外の場所または乗物で、公共の場所、公共の乗物、学校、事務所、タクシーその他不特定もしくは多数の者が利用または出入りするところ ウ. アおよびイのほか、人に対し、公共の場所または公共の乗物において、卑わいな言動をすること。

(*4) 特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情またはそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その特定の者またはその特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対して行う、下表のいずれかに該当するものをいいます。

①	つきまとい、待ち伏せ、進路への立ちふさがり、住居等(*14)への押し掛けまたは住居等(*14)の付近において見張りを行うこともしくはみだりにうろつくこと。
②	行動を監視していると思わせるような事項を告げることまたはそれを知り得る状態に置くこと。
③	面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。
④	著しく粗野または乱暴な言動をすること。
⑤	拒まれたにもかかわらず連続して電話をかけること、文書を送付すること、ファクシミリ装置を用いた送信をすることもしくは電子メールの送信等を行うことまたは無言電話をかけること。
⑥	汚物、動物の死体その他の著しく不快もしくは嫌悪の情を催させるような物を送付することまたはそれを知り得る状態に置くこと。
⑦	名誉を害する事項を告げることまたはそれを知り得る状態に置くこと。

⑧	以下のいずれかの行為をすることまたはそれを知り得る状態に置くこと。 ア. 性的羞恥心を害する事項を告げること。 イ. 性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を送付すること。 ウ. 性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信すること。
⑨	承諾を得ないでストーカー行為等の規制等に関する法律第2条第3項に規定する以下のいずれかの行為をすること。 ア. 位置情報を取得すること。 イ. 所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することまたは移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にすること。

(※5) 児童等(※15)に対して、その児童等(※15)が在籍する学校(※16)に在籍している等その児童等(※15)と一定の人的関係にある他の児童等(※15)が行う心理的または物理的な影響を与える行為(※17)であって、その行為の対象となった児童等(※15)が心身の苦痛を感じているものをいいます。

(※6) ストーカー行為(※4)以外のものであって、正当な理由なく、専ら、特定の者に対するねたみ、恨みその他の悪意の感情を充足する目的で、その特定の者またはその特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、不安を覚えさせるような行為であって、下表のいずれかに該当するものを反復して行うことをいいます。この場合において、①から④に掲げる行為のうち、電子メールの送信等に係る部分については、身体の安全、住居等(※14)の平穏もしくは名誉が害されるまたは行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合にすぎります。

①	つきまとい、待ち伏せ、進路への立ちふさがり、住居等(※14)への押し掛けまたは住居等(※14)の付近において見張りを行うこともしくはみだりにうろつくこと。
②	行動を監視していると思わせるような事項を告げることまたはそれを知り得る状態に置くこと。
③	著しく粗野または乱暴な言動をすること。
④	拒まれたにもかかわらず連続して電話をかけること、文書を送付すること、ファクシミリ装置を用いた送信をすることもしくは電子メールの送信等を行うことまたは無言電話をかけること。
⑤	汚物、動物の死体その他の著しく不快もしくは嫌悪の情を催させるような物を送付することまたはそれを知り得る状態に置くこと。
⑥	名誉を害する事項を告げることまたはそれを知り得る状態に置くこと。
⑦	以下のいずれかの行為をすることまたはそれを知り得る状態に置くこと。 ア. 性的羞恥心を害する事項を告げること。 イ. 性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を送付すること。 ウ. 性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信すること。
⑧	承諾を得ないでストーカー行為等の規制等に関する法律第2条第3項に規定する以下のいずれかの行為をすること。 ア. 位置情報を取得すること。 イ. 所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することまたは移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にすること。

(※7) いじめ(※5)については、警察等の公的機関、学校(※16)、企業の相談窓口またはこれらに代わる機関等への相談の事実が確認できる記録等を含みます。

(※8) 被保険者が身体に**傷害**または**疾病**を被ることをいいます。

(※9) 被保険者が所有、使用または管理する財物が損壊または盗取(※18)されることをいいます。

(※10) 弁護士等とは、弁護士または司法書士法第3条第2項に定める司法書士をいいます。

(※11) 裁判所等とは、裁判所またはあつせんもしくは仲裁を行う機関(※19)をいいます。

(※12) 口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等、一般的にその資格者の行う相談の範囲内と判断することが妥当である行為を含みます。

(※13) 性交、肛門性交、口腔性交または陰茎もしくは陰部に陰茎を除く身体の一部もしくは物を挿入する行為であってわいせつなものをいいます。

(※14) 住居、勤務先、学校その他の通常所在する場所または現に所在する場所をいいます。

(※15) 学校(※16)に在籍する児童または生徒をいいます。

(※16) 学校教育法に基づく小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校および幼稚部を除いた特別支援学校をいいます。

(※17) インターネットを通じて行われるものを含みます。

(※18) 盗取には、詐取を含みません。

(※19) 申立人の申立にもとづき和解のためのあつせんまたは仲裁を行うことを目的として弁護士会等が運営する機関をいいます。

第5条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失 ア. 保険契約者(※1) イ. 被保険者(※1) ウ. ア.またはイ.の法定代理人
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(※2)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
⑤	次のいずれかに該当する事由 ア. ②から④までの事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるにかかわらず、事故の②から④までの事由による拡大(※3) ウ. ②から④までの事由に伴う秩序の混乱

⑥	差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使
⑦	被保険者に対する刑の執行

(2) 当会社は、下表に該当する原因事故によって発生した第2条（この特約の補償内容）(1)の表のいずれかに該当する紛争について、保険金の受取人が弁護士費用または法律相談費用を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって、その本人について生じた原因事故。ただし、自殺行為については、この保険契約で支払対象となる紛争の原因事故による精神的苦痛によって自殺し、かつ、その原因事故の発生時期等この保険契約の支払条件を満たすことが明らかな場合を除きます。

(3) 当会社は、下表のいずれかに該当する身体の障害(*4)、財物の損壊等(*5)または精神的苦痛が発生した場合は、保険金を支払いません。

①	被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(*6)、シンナー等(*7)を使用した状態で発生した身体の障害(*4)、財物の損壊等(*5)または精神的苦痛
②	液体、気体(*8)もしくは固体の排出、流出もしくはいっ出により生じた身体の障害(*4)、財物の損壊等(*5)または精神的苦痛。ただし、不測かつ突発的な事由による場合には、この規定は適用しません。
③	財物の瑕疵、自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、侵食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由を理由とする財物の損壊等(*5)
④	被保険者が違法に所有または占有する財物の損壊等(*5)
⑤	労働災害により生じた身体の障害(*4)または精神的苦痛
⑥	被保険者が次の行為(*9)を受けたことによって生じた身体の障害(*4) ア. 診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防 イ. 医薬品または医療器具等の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示 ウ. 身体の整形 エ. あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅうまたは柔道整復等
⑦	石綿もしくは石綿を含む製品が有する発ガン性その他の有毒な特性または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品が有する発ガン性その他の石綿と同種の有害な特性に起因する身体の障害(*4)、財物の損壊等(*5)または精神的苦痛
⑧	外因性内分泌攪乱化学物質の有害な特性に起因する身体の障害(*4)、財物の損壊等(*5)または精神的苦痛
⑨	電磁波障害に起因する身体の障害(*4)または精神的苦痛
⑩	騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する身体の障害(*4)、財物の損壊等(*5)または精神的苦痛
⑪	被保険者の職務遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛
⑫	被保険者または賠償義務者の自動車または原動機付自転車(*10)の所有、使用または管理に起因して発生した身体の障害(*4)または財物の損壊等(*5)

(4) 当会社は、下表のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は、保険金を支払いません。

①	第3条（被保険者および保険金の受取人）(1)の表の①から④までに規定する者
②	次のいずれかに該当する者 ア. 被保険者の配偶者(*11) イ. 被保険者の父母または子

(5) 当会社は、保険金の受取人が下表のいずれかにかかわる弁護士費用または法律相談費用を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

①	自動車損害賠償保障法第16条に基づく損害賠償額の支払の請求その他の賠償責任保険の規定に基づく保険者(*12)に対する損害賠償額の支払の請求。 ただし、賠償義務者に対する法律上の損害賠償請求とあわせて行う場合はこの規定を適用しません。
②	社会通念上不当な損害賠償請求

- (*1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (*2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (*3) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。
- (*4) 被保険者が身体に傷害または疾病を被ることをいいます。
- (*5) 被保険者が所有、使用または管理する財物が損壊または盗取(*13)されることをいいます。
- (*6) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。
- (*7) 毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。
- (*8) 煙、蒸気、じんあい等を含みます。
- (*9) 不作為を含みます。
- (*10) 道路運送車両法第2条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
- (*11) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
- (*12) 共済金の請求が行われる共済契約の共済責任を負う者を含みます。
- (*13) 盗取には、詐欺を含みません。

第6条（お支払いする保険金）

- (1) 当社が支払うべき保険金の額は、1回の原因事故について、被保険者1名あたり合計で300万円を限度とします。
- (2) 当社は、保険金の受取人が弁護士費用のうち弁護士等(*1)への報酬を負担したことによって生じた損害に対しては、この特約の別表の「お支払いする弁護士費用保険金の上限額」欄の額に消費税の額を加えた額の範囲内で、(1)の規定にしたがい、弁護士費用保険金を支払います。

(*1) 弁護士等とは、弁護士または司法書士法第3条第2項に定める司法書士をいいます。

第7条（支払保険金の返還）

- (1) 当社は、下表のいずれかに該当する場合は、保険金の受取人に支払った保険金の返還を求めることができます。

①	弁護士、司法書士または行政書士への委任の取消等により保険金の受取人が支払った弁護士費用または法律相談費用の返還を受けた場合
②	原因事故に関して保険金の受取人が提起した訴訟の判決に基づき、保険金の受取人が賠償義務者からその訴訟に関する弁護士費用の支払を受けた場合で、次のイの額がアの額を超過するとき。 ア. 保険金の受取人がその訴訟について弁護士または司法書士に支払った費用の全額 イ. 判決で認定された弁護士費用の額と当社がこの特約の規定により既に支払った保険金の合計額

- (2) (1)の規定により当社が返還を求める保険金の額は、下表に規定するとおりとします。

①	(1)の表の①の場合は返還された弁護士費用または法律相談費用の金額。 ただし、この特約の規定により支払われた保険金の額を限度とします。
②	(1)の表の②の場合は超過額に相当する金額。ただし、この特約の規定により支払われた保険金の額を限度とします。

第8条（事故発生時の義務）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人は、事故が発生したことを知った場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

① 損害の発生および拡大の防止	損害の発生および拡大の防止に努めること。
② 事故発生時の通知	事故の発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当社に通知すること。
③ 事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、当社に書面等により通知すること。 ア. 事故の状況 イ. 事故の発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
④ 他の保険契約等の通知	他の保険契約等の有無および内容(*1)について、遅滞なく、当社に通知すること。
⑤ 訴訟の通知	損害賠償の請求(*2)についての訴訟を提起し、または提起された場合には、遅滞なく当社に通知すること。
⑥ 請求権の保全等	他人に損害賠償の請求(*2)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
⑦ 盗難の届出	盗難による損害が発生した場合には、遅滞なく警察官に届け出ること。
⑧ 調査の協力等	①から⑦までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害または傷害の調査に協力すること。

- (2) 原因事故が発生し、第2条（この特約の補償内容）(1)に該当する場合で、保険金の受取人が弁護士費用を支出しようとするとき、または同条(2)に該当する場合で、保険金の受取人が法律相談費用を支出しようとするときは、保険契約者または保険金の受取人は、弁護士、司法書士または行政書士へ委任することについて、委任契約の内容が記載された書面の提出により、あらかじめ当社に通知しなければなりません。

(*1) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

(*2) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第9条（事故発生時の義務違反）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて第8条（事故発生時の義務）(1)の表の規定に違反した場合は、当社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

① 第8条(1)の表の①	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害額
② 第8条(1)の表の②から⑤まで、同表の⑦または同表の⑧	第8条(1)の表の②から⑤まで、同表の⑦または同表の⑧の規定に違反したことによって当社が被った損害の額
③ 第8条(1)の表の⑥	他人に損害賠償の請求(*1)をすることによって取得することができたと認められる額

- (2) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて第8条（事故発生時の義務）(1)の表の③、同表の⑦もしくは同表の⑧に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- (3) 保険契約者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて第8条（事故発生時の義務）(2)の規定に違反した場合は、当会

社は、同項の規定に違反したことによって当社が被った損害の額を差し引いて弁護士費用保険金または法律相談費用保険金を支払います。

(※1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第10条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、損害が発生した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金の受取人が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑩までの書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 損害額を証明する書類(※1)または傷害の程度を証明する書類(※2)(※3)(※4)
 - ③ 当社の定める事故報告書
 - ④ 法律相談等を行った弁護士、司法書士または行政書士による法律相談の日時、所要時間および内容についての書類
 - ⑤ 弁護士費用または法律相談費用の内容を証明する書類
 - ⑥ 原因事故の内容を確認できる客観的書類
 - ⑦ 被保険者または保険金の受取人が死亡した場合は、被保険者または保険金の受取人の除籍および被保険者または保険金の受取人のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
 - ⑧ 普通保険約款基本条項第4節第4条（指定代理請求人）に規定する被保険者または保険金の受取人の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類
 - ⑨ ①から⑧までのほか、下表の書類

ア.	公の機関が発行する交通事故証明書(※5)。ただし、提出できない相当な理由がある場合は提出する必要はありません。
イ.	盗難による損害の場合は、所轄警察官署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類

- ⑩ ①から⑨までのほか、当社が普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当社は、事故の内容、損害の額、傷害または疾病の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対して、(2)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- (※1) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書(※6)および被害が生じた物の写真(※7)をいいます。
- (※2) 死亡に関して支払われる保険金の請求の場合は、死亡診断書または死体検案書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。
- (※3) 後遺障害に関して支払われる保険金の請求の場合は、後遺障害もしくは傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。
- (※4) 傷害に関して支払われる保険金の請求の場合は、傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料、治療等に必要とした費用の領収書および休業損害の額を示す書類をいいます。
- (※5) 人の死傷を伴う事故の場合に限って提出するものとします。
- (※6) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。
- (※7) 画像データを含みます。

第11条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

この特約によって保険金が支払われる損害に対して、他の保険契約等がある場合は、下表の額を支払保険金の額とします。

- | | |
|---|--|
| ① | この特約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当社の支払うべき保険金の額 |
| ② | 他の保険契約等によってこの特約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合において、損害の額が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額(※1) |

(※1) 他の保険契約等がないものとして算出した当社の支払うべき保険金の額を限度とします。

第12条（代 位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者または保険金の受取人が損害賠償請求権その他の債権(※1)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合は、被保険者または保険金の受取人が取得した債権の全額
②	①以外の場合は、被保険者または保険金の受取人が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2) (1)の表の②の場合において、当社に移転せずに被保険者または保険金の受取人が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(※1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第13条（重大事由による解除の特則）

- (1) 当社は、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、普通保険約款基本条項第5節第5条（重大事由による保険契約

の解除) (1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約(*1)を解除することができます。

(2) (1)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、(1)の解除の原因となる事由が発生した時以降に生じた事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。

(3) (1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、普通保険約款基本条項第5節第5条(重大事由による保険契約の解除) (1)の表の③ア.からオ.までのいずれにも該当しない被保険者または保険金の受取人に生じた損害については適用しません。

(*1) 本人以外の被保険者または保険金の受取人が該当する場合には、その被保険者またはその保険金の受取人に対する部分に限ります。

第14条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

<別表>

	弁護士等(*1)への報酬(*2)	お支払いする弁護士費用保険金の上限額	
①	損害賠償請求に関する着手金	弁護士等(*1)が行う1回の手続(*3)について、下表の「経済的利益の額(*4)」欄に対応する「上限額(*5)」欄の額とします。 ただし、同一の原因事故について、弁護士等(*1)が複数の手続(*3)を行う場合、1回の原因事故について、下表の「経済的利益の額(*4)」欄に対応する「上限額(*5)」欄の額の150%に相当する額とします。	
		経済的利益の額(*4)	上限額(*5)
		125万円以下の場合	10万円
		125万円を超えて300万円以下の場合	経済的利益の額(*4)の8%に相当する額
		300万円を超えて3,000万円以下の場合	経済的利益の額(*4)の5%に相当する額に9万円を加えた額
		3,000万円を超えて3億円以下の場合	経済的利益の額(*4)の3%に相当する額に69万円を加えた額
		3億円を超える場合	経済的利益の額(*4)の2%に相当する額に369万円を加えた額
②	損害賠償請求に関する報酬金	1回の原因事故について、下表の「経済的利益の額(*6)」欄に対応する「上限額(*5)」欄の額とします。	
		経済的利益の額(*6)	上限額(*5)
		125万円以下の場合	20万円
		125万円を超えて300万円以下の場合	経済的利益の額(*6)の16%に相当する額
		300万円を超えて3,000万円以下の場合	経済的利益の額(*6)の10%に相当する額に18万円を加えた額
		3,000万円を超えて3億円以下の場合	経済的利益の額(*6)の6%に相当する額に138万円を加えた額
		3億円を超える場合	経済的利益の額(*6)の4%に相当する額に738万円を加えた額
③	損害賠償請求以外の手続に関する費用(*7)	社会通念上必要かつ妥当な額とします。	
④	日当	弁護士等(*1)の出張1日について、下表の「目的地までの所要時間」欄に対応する「上限額」欄の額とします。	
		目的地までの所要時間	上限額
		所要時間が往復2時間を超えて4時間以内の場合	3万円
		所要時間が往復4時間を超えて7時間以内の場合	5万円
		所要時間が往復7時間を超える場合	10万円
⑤	その他実費	社会通念上必要かつ妥当な額とします。	

(*1) 弁護士等とは、弁護士または司法書士法第3条第2項に定める司法書士をいいます。

(*2) 保険金の受取人が着手金、報酬金および日当を負担していない場合で、着手金、報酬金および日当に代わるその他の弁護士等(*1)への報酬を負担したことによって損害が生じたときは、当会社は、その損害に対して保険金の受取人が着手金、報酬金および日当を負担したものとみなして計算した「お

<弁護士費用等補償特約(人格権侵害等) <別表>>

第6条(1)に規定する限度額(300万円)を超過する上限額の規定は、本特約と補償内容が同様の保険契約等を他にご契約されている場合で、他の保険契約等からも保険金が支払われるときに適用します。

- 支払いする弁護士費用保険金の上限額」欄の額の合計額の範囲内で弁護士費用保険金を支払います。
- (※3) 弁護士等(※1)が行う手続とは、示談または調停もしくは訴訟の手続をいいます。
- (※4) 事故内容および被保険者が原因事故によって被った被害、人格権侵害またはその他の侵害から計算されるべき損害賠償請求の額をいいます。ただし、既に保険金の受取人が受領済みの額を除きます。
- (※5) 通知された事故の内容および保険金の受取人が行う損害賠償請求の内容から、「上限額(※5)」欄に規定する額を上回る損害が生じることが妥当であると当社が認めた場合は、「上限額(※5)」欄に規定する額の130%に相当する額を「上限額(※5)」欄の額とします。
- (※6) 保険金の受取人が賠償義務者から取得した損害賠償金のうち、弁護士等(※1)が行った手続(※3)により取得することができた額をいいます。ただし、既に保険金の受取人が受領済みの額を除きます。
- (※7) インターネット投稿の削除請求、発信者情報の開示請求、告訴または被害者参加制度に関する費用等をいいます。ただし、日当およびその他実費を除きます。

106 本人のみ補償特約（弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）用）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（被保険者）

弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）第3条（被保険者および保険金の受取人）(1)の規定にかかわらず、この特約における被保険者は、保険証券記載の被保険者をいいます。

第3条（弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）の読み替え）

(1) 当社は、この特約により、弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）第5条（保険金をお支払いしない場合）(1)の表の①の規定を次のとおり読み替えて適用します。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失
	ア. 保険契約者(※1)
	イ. 被保険者(※1)
	ウ. 被保険者(※1)の配偶者(※11)
	エ. 被保険者(※1)またはその配偶者(※11)の同居の親族
	オ. 被保険者(※1)またはその配偶者(※11)の別居の未婚の子
	カ. ア.からエ.までの法定代理人

(2) 当社は、この特約により、弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）第5条（保険金をお支払いしない場合）(4)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

(4)	当社は、下表のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は、保険金を支払いません。
①	被保険者
②	被保険者の配偶者(※11)
③	被保険者またはその配偶者(※11)の同居の親族
④	被保険者またはその配偶者(※11)の別居の未婚の子
⑤	③または④の配偶者(※11)
⑥	①から⑤までの父母または子

(3) 当社は、この特約により、弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）第5条（保険金をお支払いしない場合）(2)において「本人」とあるのは、「被保険者」に読み替えて適用します。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

107 トラブル対策費用補償特約

この特約の適用にあたっては、下表の左欄の事項については対応する下表の右欄に記載された内容によります。

保険期間	保険証券記載の保険期間
------	-------------

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

(1) 当社は、保険金の受取人が、原因事故によって発生した下表のいずれかにより、あらかじめ当社の同意を得た第6条（お支払いする保険金）(1)に掲げる費用を負担することによって被る損害に対して、この特約および他の特約(※1)の規定にした

がい、トラブル対策費用保険金を支払います。

①	被害に関する紛争
②	人格権侵害に関する紛争
③	その他の侵害に関する紛争

(2) 当社は、原因事故が保険証券記載の保険期間中に発生した場合にのみ、保険金を支払います。ただし、被害が、**被保険者**が身体に障害を被ることである場合には、その障害を被った時が保険証券記載の保険期間中である場合に限り、支払います。

(3) 当社は、被害の発生日または人格権侵害もしくはその他の侵害の発生を知った日からその日を含めて3年以内に、保険金の受取人が第6条（お支払いする保険金）(1)に掲げる費用を負担した場合に限り、保険金を支払います。

(※1) この特約に付帯される特約に限り、支払います。

第3条（被保険者および保険金の受取人）

(1) この特約において被保険者とは、保険証券記載の被保険者をいいます。

(2) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第5条（保険金をお支払いしない場合）(1)の表の①の規定を除きます。

(3) この特約における保険金の受取人は、原因事故によって損害を被った下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	被保険者
②	被保険者の法定相続人。 ただし、被保険者が死亡した場合に限り、保険金の受取人として支払います。
③	次のいずれかに該当する者 ア. 被保険者の配偶者(※1) イ. 被保険者の父母または子

(※1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

第4条（用語の定義）

この特約において、下表に規定する用語は、それぞれ次の定義により、適用します。

	用 語	定 義
①	原因事故	保険金の受取人が第6条（お支払いする保険金）(1)に掲げる費用を負担するに至る紛争の原因となった、日本国内において発生した偶然な事故または事由をいいます。ただし、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなし、最初の原因事故が発生した時にすべての原因事故が発生したものとみなします。また、被害に関する紛争の原因事故については、保険金の受取人が第6条(1)に掲げる費用を負担するに至る原因となった、日本国内において発生した急激かつ偶然な外来の事故をいいます。
②	人格権侵害	被保険者が、不当な身体拘束による自由の侵害、口頭による表示または文書もしくは図画等での表示による名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害を受けることにより、精神的苦痛を被ることをいいます。ただし、同一の原因から生じた一連の人格権侵害は、一つの人格権侵害とみなし、最初的人格権侵害が発生した時にすべての人格権侵害が発生したものとみなします。また、警察へ提出した被害届の受理番号、告訴状の受理番号、これらを提出したことの証明書または警察等の公的機関、学校、企業の相談窓口もしくはこれらに代わる機関等への相談の事実が確認できる記録等および具体的な表示物(※1)の提示等により、侵害の発生を客観的に証明できるものに限り、適用します。
③	その他の侵害	被保険者が、痴漢(※2)、ストーカー行為(※3)、いじめ(※4)または嫌がらせ(※5)を受けることにより、精神的苦痛を被ることをいいます。ただし、同一の原因から生じた一連のその他の侵害は、一つのその他の侵害とみなし、最初その他の侵害が発生した時にすべてのその他の侵害が発生したものとみなします。また、警察へ提出した被害届の受理番号、告訴状の受理番号またはこれらを提出したことの証明書(※6)の提示等により、侵害の発生を客観的に証明できるものに限り、適用します。
④	賠償義務者	被害、人格権侵害またはその他の侵害にかかわる法律上の損害賠償請求を受ける者をいいます。
⑤	被害	被保険者が被る次のいずれかに該当するものをいいます。ただし、同一の原因から生じた一連の被害は、一つの被害とみなし、最初の被害が発生した時にすべての被害が発生したものとみなします。 ア. 身体障害(※7) イ. 財物の損壊等 (※8)
⑥	紛争	保険金の受取人が第6条(1)に掲げる費用を負担することによって解決を要する状態をいいます。

(※1) 侵害の原因となったインターネット投稿の画像、音声、**書面等**をいいます。

(※2) 下表のいずれかに該当するものをいいます。

①	次に掲げる行為または事由その他これらに類する行為または事由により、同意しない意思を形成し、表明しもしくは全うすることが困難な状態にさせまたはその状態にあることに乗じて、わいせつな行為または性交等(*9)をすること。 ア. 暴行もしくは脅迫を用いることまたはそれを受けたこと。 イ. 心身の障害を生じさせることまたはそれがあること。 ウ. アルコールもしくは薬物を摂取させることまたはそれらの影響があること。 エ. 睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせることまたはその状態にあること。 オ. 同意しない意思を形成し、表明しまたは全うするいとまがないこと。 カ. 予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、もしくは驚愕させることまたはその事態に直面して恐怖し、もしくは驚愕していること。 キ. 虐待に起因する心理的反応を生じさせることまたはそれがあること。 ク. 経済的または社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させることまたはそれを憂慮していること。
②	行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、もしくは行為をする者について人違いをさせ、またはそれらの誤信もしくは人違いをしていることに乗じて、わいせつな行為または性交等(*9)をすること。
③	満13歳未満の者に対してわいせつな行為もしくは性交等(*9)をすることまたは満13歳以上満16歳未満の者に対して、その者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者がわいせつな行為もしくは性交等(*9)をすること。
④	満18歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為または性交等(*9)をすること。
⑤	①から④までのいずれかの未遂
⑥	人を著しく羞恥させ、または人に不安を覚えさせるような次のいずれかに該当する行為をすること。 ア. 公共の場所または公共の乗物において、衣服その他の身に着ける物の上からまたは直接に人の身体に触れること。 イ. 次のいずれかに掲げる場所または乗物における、通常衣服で隠されている下着または身体を、写真機その他の機器を用いて撮影するまたは撮影する目的で写真機その他の機器を差し向けるもしくは設置すること。 (ア) 住居、便所、浴場、更衣室その他人が通常衣服の全部または一部を着けない状態でいるような場所 (イ) (ア)以外の場所または乗物で、公共の場所、公共の乗物、学校、事務所、タクシーその他不特定もしくは多数の者が利用または出入りするところ ウ. アおよびイのほか、人に対し、公共の場所または公共の乗物において、卑わいな言動をすること。

(※3) 特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情またはそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その特定の者またはその特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対して行う、下表のいずれかに該当するものをいいます。

①	つきまとい、待ち伏せ、進路への立ちふさがり、住居等(*10)への押し掛けまたは住居等(*10)の付近において見張りを行うこともしくはみだりにうつつくこと。
②	行動を監視していると思わせるような事項を告げることまたはそれを知り得る状態に置くこと。
③	面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。
④	著しく粗野または乱暴な言動をすること。
⑤	拒まれたにもかかわらず連続して電話をかけること、文書を送付すること、ファクシミリ装置を用いた送信をすることもしくは電子メールの送信等を行うことまたは無言電話をかけること。
⑥	汚物、動物の死体その他の著しく不快もしくは嫌悪の情を催させるような物を送付することまたはそれを知り得る状態に置くこと。
⑦	名誉を害する事項を告げることまたはそれを知り得る状態に置くこと。
⑧	以下のいずれかの行為をすることまたはそれを知り得る状態に置くこと。 ア. 性的羞恥心を害する事項を告げること。 イ. 性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を送付すること。 ウ. 性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信すること。
⑨	承諾を得ないでストーカー行為等の規制等に関する法律第2条第3項に規定する以下のいずれかの行為をすること。 ア. 位置情報を取得すること。 イ. 所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することまたは移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にすること。

(※4) 児童等(*11)に対して、その児童等(*11)が在籍する学校(*12)に在籍している等その児童等(*11)と一定の人的関係にある他の児童等(*11)が行う心理的または物理的な影響を与える行為(*13)であって、その行為の対象となった児童等(*11)が心身の苦痛を感じているものをいいます。

(※5) ストーカー行為(*3)以外のものであって、正当な理由なく、専ら、特定の者に対するねたみ、恨みその他の悪意の感情を充足する目的で、その特定の者またはその特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、不安を覚えさせるような行為であって、下表のいずれかに該当するものを反復して行うことをいいます。この場合において、①から④に掲げる行為のうち、電子メールの送信等に係る部分については、身体の安全、住居等(*10)の平穏もしくは名誉が害されるまたは行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合にかぎります。

①	つきまとい、待ち伏せ、進路への立ちふさがり、住居等(*10)への押し掛けまたは住居等(*10)の付近において見張りを行うこともしくはみだりにうつつくこと。
②	行動を監視していると思わせるような事項を告げることまたはそれを知り得る状態に置くこと。
③	著しく粗野または乱暴な言動をすること。
④	拒まれたにもかかわらず連続して電話をかけること、文書を送付すること、ファクシミリ装置を用いた送信をすることもしくは電子メールの送信等を行うことまたは無言電話をかけること。

⑤	汚物、動物の死体その他の著しく不快もしくは嫌悪の情を催させるような物を送付することまたはそれを知り得る状態に置くこと。
⑥	名誉を害する事項を告げることまたはそれを知り得る状態に置くこと。
⑦	以下のいずれかの行為をすることまたはそれを知り得る状態に置くこと。 ア. 性的羞恥心を害する事項を告げること。 イ. 性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を送付すること。 ウ. 性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信すること。
⑧	承諾を得ないでストーカー行為等の規制等に関する法律第2条第3項に規定する以下のいずれかの行為をすること。 ア. 位置情報を取得すること。 イ. 所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することまたは移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にすること。

(※6) いじめ(※4)については、警察等の公的機関、学校(※12)、企業の相談窓口またはこれらに代わる機関等への相談の事実が確認できる記録等を含みます。

(※7) 被保険者が身体に**傷害**または**疾病**を被ることをいいます。

(※8) 被保険者が所有、使用または管理する財物が損壊または盗取(※14)されることをいいます。

(※9) 性交、肛門性交、口腔性交または膣もしくは肛門に陰茎を除く身体の一部もしくは物を挿入する行為であってわいせつなものをいいます。

(※10) 住居、勤務先、学校その他の通常所在する場所または現に所在する場所をいいます。

(※11) 学校(※12)に在籍する児童または生徒をいいます。

(※12) 学校教育法に基づく小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校および幼稚部を除いた特別支援学校をいいます。

(※13) インターネットを通じて行われるものを含みます。

(※14) 盗取には、詐取を含みません。

第5条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失 ア. 保険契約者(※1) イ. 被保険者(※1) ウ. 被保険者(※1)の配偶者(※2) エ. 被保険者(※1)またはその配偶者(※2)の同居の親族 オ. 被保険者(※1)またはその配偶者(※2)の別居の未婚の子 カ. ア.からオ.までの法定代理人
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(※3)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
⑤	次のいずれかに該当する事由 ア. ②から④までの事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるにかかわらず、事故の②から④までの事由による拡大(※4) ウ. ②から④までの事由に伴う秩序の混乱
⑥	差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使
⑦	被保険者に対する刑の執行

(2) 当会社は、下表に該当する原因事故によって発生した第2条（この特約の補償内容）(1)の表のいずれかに該当する紛争について、保険金の受取人が第6条（お支払いする保険金）(1)に掲げる費用を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって、その被保険者について生じた原因事故。ただし、自殺行為については、この保険契約で支払対象となる紛争の原因事故による精神的苦痛によって自殺し、かつ、その原因事故の発生時期等この保険契約の支払条件を満たすことが明らかな場合を除きます。

(3) 当会社は、下表のいずれかに該当する身体の障害(※5)、財物の損壊等(※6)または精神的苦痛が発生した場合は、保険金を支払いません。

①	被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(※7)、シンナー等(※8)を使用した状態で発生した身体の障害(※5)、財物の損壊等(※6)または精神的苦痛
②	液体、気体(※9)もしくは固体の排出、流出もしくはいっ出により生じた身体の障害(※5)、財物の損壊等(※6)または精神的苦痛。ただし、不測かつ突発的な事由による場合には、この規定は適用しません。
③	財物の瑕疵、自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、侵食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由を理由とする財物の損壊等(※6)
④	被保険者が違法に所有または占有する財物の損壊等(※6)
⑤	労働災害により生じた身体の障害(※5)または精神的苦痛

⑥	被保険者が次の行為(*10)を受けたことによって生じた身体の障害(*5) ア. 診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防 イ. 医薬品または医療器具等の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示 ウ. 身体の整形 エ. あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅうまたは柔道整復等
⑦	石綿もしくは石綿を含む製品が有する発ガン性その他の有毒な特性または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品が有する発ガン性その他の石綿と同種の有害な特性に起因する身体の障害(*5)、財物の損壊等(*6)または精神的苦痛
⑧	外因性内分泌攪乱化学物質の有害な特性に起因する身体の障害(*5)、財物の損壊等(*6)または精神的苦痛
⑨	電磁波障害に起因する身体の障害(*5)または精神的苦痛
⑩	騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する身体の障害(*5)、財物の損壊等(*6)または精神的苦痛
⑪	被保険者の職務遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛
⑫	被保険者または賠償義務者の自動車または原動機付自転車(*11)の所有、使用または管理に起因して発生した身体の障害(*5)または財物の損壊等(*6)

(4) 当会社は、下表のいずれかに該当する者によって原因事故が発生した場合は、保険金を支払いません。

①	被保険者
②	被保険者の配偶者(*2)
③	被保険者またはその配偶者(*2)の同居の親族
④	被保険者またはその配偶者(*2)の別居の未婚の子
⑤	③または④の配偶者(*2)
⑥	①から⑤までの父母または子

- (*1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (*2) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
- (*3) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (*4) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。
- (*5) 被保険者が身体に傷害または疾病を被ることをいいます。
- (*6) 被保険者が所有、使用または管理する財物が損壊または盗取(*12)されることをいいます。
- (*7) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。
- (*8) 毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。
- (*9) 煙、蒸気、じんあい等を含みます。
- (*10) 不作為を含みます。
- (*11) 道路運送車両法第2条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
- (*12) 盗取には、詐取を含みません。

第6条（お支払いする保険金）

(1) 第2条（この特約の補償内容）(1)の費用とは、下表に掲げるものをいいます。ただし、社会通念上妥当な費用に限りします。

①	防犯対策費用	第2条(1)の表のいずれかに該当する紛争に関する防犯のために負担した、次のいずれかに該当する必要かつ有益な費用 ア. 防犯カギ、補助錠または防犯フィルムの設置費用 イ. ガラス破壊検知器の購入費用 ウ. 植栽の新規設置費用 エ. 防犯ガラスの設置費用 オ. ホームセキュリティ機器の賃貸、設置、警備員の派遣等のホームセキュリティサービスの利用費用。ただし、警備業務を業務として実施する法人が提供するサービスに限りします。 カ. 防犯カメラもしくは防犯センサー装置の賃貸もしくは設置費用または防犯用砂利等の購入費用 キ. ア.からカ.までのほか、当会社が認める防犯のために負担した費用
②	転校費用	第2条(1)の表のいずれかに該当する紛争に関する転校(*1)のために負担した必要かつ有益な費用(*2)
③	カウンセリング費用	第2条(1)の表のいずれかに該当する紛争により、被保険者が臨床心理士または国家資格を保持した心理カウンセラー(*3)にカウンセリングを受けるために負担した必要かつ有益な費用

(2) 当会社が支払うべき保険金の額は、1回の原因事故について、保険証券記載のトラブル対策費用保険金額を限度とします。

- (*1) 在籍していた学校を退学した後別の学校に入学することをいいます。
- (*2) 入学金、教材費等(*4)をいいます。ただし、被保険者が入学する学校から納付または購入の指示を受け、その学校に納付または業者から購入する費用に限りします。
- (*3) スクールカウンセラーとして従事する者を含みます。
- (*4) 制服代を含みます。

第7条（現物による支払）

当会社は、保険金の受取人が被った損害(*1)の全部または一部に対して、サービスの提供をもって保険金の支払に代えることができます。この場合、第10条（保険金の請求）(1)の規定は適用しません。

(※1) 第6条（お支払いする保険金）(1)の表の①の費用をいいます。

第8条（事故発生時の義務）

保険契約者、被保険者または保険金の受取人は、事故が発生したことを知った場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

①損害の発生および拡大の防止	損害の発生および拡大の防止に努めること。
②事故発生の通知	事故の発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
③事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、当会社に書面等により通知すること。 ア. 事故の状況 イ. 事故の発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
④他の保険契約等の通知	他の保険契約等の有無および内容(※1)について、遅滞なく、当会社に通知すること。
⑤訴訟の通知	損害賠償の請求(※2)についての訴訟を提起し、または提起された場合には、遅滞なく当会社に通知すること。
⑥請求権の保全等	他人に損害賠償の請求(※2)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
⑦盗難の届出	盗難による損害が発生した場合には、遅滞なく警察官に届け出ること。
⑧調査の協力等	①から⑦までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害または傷害の調査に協力すること。

(※1) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

(※2) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第9条（事故発生時の義務違反）

(1) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて第8条（事故発生時の義務）の表の規定に違反した場合は、当社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

①第8条の表の①	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害額
②第8条の表の②から⑥まで、同表の⑦または同表の⑧	第8条の表の②から⑥まで、同表の⑦または同表の⑧の規定に違反したことによって当社が被った損害の額
③第8条の表の⑥	他人に損害賠償の請求(※1)をすることによって取得することができたと認められる額

(2) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて第8条（事故発生時の義務）の表の③、同表の⑦もしくは同表の⑧に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(※1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第10条（保険金の請求）

(1) 当社に対する保険金請求権は、損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。ただし、第6条（お支払いする保険金）(1)の表の②の費用を負担することによって被る損害については、損害が発生した時または転校により入学した時のいずれか遅い時とします。

(2) 被保険者または保険金の受取人が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑩までの書類または証拠のうち、当社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 損害額を証明する書類(※1)または傷害の程度を証明する書類(※2)(※3)(※4)
- ③ 当社の定める事故報告書
- ④ カウンセリングの内容を証明する書類
- ⑤ 転校の事実を示す書類
- ⑥ 原因事故の内容を確認できる客観的書類
- ⑦ 第6条（お支払いする保険金）(1)に掲げる費用を支払ったことを示す領収書
- ⑧ 被保険者または保険金の受取人が死亡した場合は、被保険者または保険金の受取人の除籍および被保険者または保険金の受取人のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
- ⑨ 普通保険約款基本条項第4節第4条（指定代理請求人）に規定する被保険者または保険金の受取人の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類
- ⑩ ①から⑨までのほか、下表の書類

- | |
|--|
| ア. 公の機関が発行する交通事故証明書(※5)。ただし、提出できない相当な理由がある場合は提出する必要はありません。
イ. 盗難による損害の場合は、所轄警察官署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類 |
|--|

⑪ ①から⑩までのほか、当社が普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(3) 当社は、事故の内容、損害の額、傷害または疾病の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対して、

(2)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- (※1) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書(※6)および被害が生じた物の写真(※7)をいいます。
 (※2) 死亡に関して支払われる保険金の請求の場合は、死亡診断書または死体検案書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。
 (※3) 後遺障害に関して支払われる保険金の請求の場合は、後遺障害もしくは傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。
 (※4) 傷害に関して支払われる保険金の請求の場合は、傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料、治療等に必要とした費用の領収書および休業損害の額を示す書類をいいます。
 (※5) 人の死傷を伴う事故の場合に限って提出するものとします。
 (※6) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。
 (※7) 画像データを含みます。

第11条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

この特約によって保険金が支払われる損害に対して、他の保険契約等がある場合は、下表の額を支払保険金の額とします。

- | | |
|---|--|
| ① | この特約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額 |
| ② | 他の保険契約等によってこの特約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合において、損害の額が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額(※1) |

- (※1) 他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額を限度とします。

第12条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者または保険金の受取人が損害賠償請求権その他の債権(※1)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

- | | |
|---|---|
| ① | 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合は、被保険者または保険金の受取人が取得した債権の全額 |
| ② | ①以外の場合は、被保険者または保険金の受取人が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額 |

- (2) (1)の表の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者または保険金の受取人が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

- (※1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第13条（重大事由による解除の特則）

- (1) 当会社は、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、普通保険約款基本条項第5節第5条(重大事由による保険契約の解除) (1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約(※1)を解除することができます。
- (2) (1)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、(1)の解除の原因となる事由が発生した時以降に生じた事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。
- (3) (1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、普通保険約款基本条項第5節第5条(重大事由による保険契約の解除) (1)の表の③ア.からオ.までのいずれにも該当しない被保険者または保険金の受取人に生じた損害については適用しません。
- (※1) 保険金の受取人が該当する場合には、その保険金の受取人に対する部分に限ります。

第14条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

⑩共通補償特約の失効に関する特約

この特約は、保険証券に下表に規定する基本条項特約を適用することが記載されている場合にその特約に自動的に付帯して適用されます。

- | |
|-------------|
| ・基本条項特約（財産） |
| ・基本条項特約（賠償） |
| ・基本条項特約（費用） |

第1条（共通補償特約の失効に関する特則）

この特約が付帯される基本条項特約および共通補償特約については、下表の規定は適用せず、共通補償特約ごとに、普通保

険約款基本条項の規定を適用します。

①	基本条項特約（財産）第7条（特約の失効）（1）および（2）
②	基本条項特約（賠償）第8条（特約の失効）（1）および（2）
③	基本条項特約（費用）第5条（特約の失効）（1）および（2）

第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および基本条項特約の規定を準用します。

109 加入者への個別適用に関する特約

第1条（特約の適用等）

- (1) この特約は、加入者がこの保険契約の保険料の実質的負担者であり、この特約にしたがい、集金者を經由して保険料相当額を払い込む場合において、保険証券にこの特約を適用することが記載されているときに適用されます。
- (2) 当会社は、この特約を適用する場合、加入者に対しては下表の普通保険約款基本条項の規定は適用しません。

①	第2節第1条（保険料の払込方法等）
②	第2節第2条（保険料の払込方法－口座振替方式）
③	第2節第3条（保険料の払込方法－クレジットカード払方式）
④	第2節第4条（口座振替方式・クレジットカード払方式以外への変更）
⑤	第2節第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）
⑥	第6節第2条（追加保険料の払込み等－口座振替方式の場合の特則）
⑦	第6節第3条（追加保険料の払込み等－クレジットカード払方式の場合の特則）
⑧	第6節第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）

- (3) 当会社は、この特約を適用する場合、保険契約者に対しては下表の普通保険約款基本条項の規定は適用しません。

①	第2節第1条（保険料の払込方法等）（4）
②	第6節第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）

- (4) 当会社は、この特約により、普通保険約款基本条項付表2中「付表3の「短期料率」」および「日割」とあるのは、それぞれ「月割」に読み替えて適用します。

第2条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用 語	定 義
①	加入者	この保険契約への加入意思を有する者をいいます。
②	集金者	当会社との間に集金事務委託契約を締結した者をいいます。
③	集金事務委託契約	総合生活保険に関する保険料相当額の集金事務委託等に関する契約をいいます。
④	未払込保険料相当額	保険料相当額の払込方法が一時払の場合には未払込みの一時払保険料相当額をいい、一時払以外の場合にはその 保険年度 の年額保険料相当額から、既に払い込まれたその保険年度の保険料相当額の総額を差し引いた額をいいます。また、第5条（追加保険料相当額の払込み等）に規定する追加保険料相当額を含みます。

第3条（保険料相当額の払込方法）

- (1) 加入者は、この保険契約の加入部分に対する保険料相当額を、この保険契約の加入時（*1）に定めた回数および金額にしたがい払い込むものとし、初回保険料相当額を集金事務委託契約に規定する集金日までに、集金者を経て払い込まなければなりません。
- (2) 保険料相当額の払込方法が一時払以外の場合には、加入者は、第2回目以降の保険料相当額を集金事務委託契約に規定する集金日までに、集金者を経て払い込まなければなりません。

（*1）この保険契約に新たな**補償に関する特約**を付帯する場合を除きます。

第4条（初回保険料相当額領収前に発生した保険金支払事由またはその原因）

- (1) 初回保険料相当額払込前に加入者が加入するこの保険契約の加入部分に生じた保険金支払事由またはその原因に対しては、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約に定める**初回保険料**領収前に発生した保険金支払事由およびその原因の取扱いに関する規定を適用しません。
- (2) 初回保険料相当額の払い込まれる前に第6条（集金不能日）に規定する集金不能状態となった場合に、第7条（集金不能状態の未払込保険料相当額の払込み）に規定する期間内に未払込保険料相当額の全額が払い込まれず、かつ、保険契約者が、その加入者の未払込保険料相当額を保険料として払い込むことができないときは、(1)の規定は適用しません。

第5条（追加保険料相当額の払込み等）

- (1) 普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定に基づき当会社が**追加保険料**を請求した場合は、加入者は、集金事務委託

契約に規定する集金日までに、集金者を経て追加保険料相当額(*1)を払い込むことができるものとします。

- (2) (1)の規定にしたがって追加保険料相当額(*1)が払い込まれ、かつ、保険契約者が保険料として払い込んだ場合には、その加入者に対しては、普通保険約款基本条項第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(4)の規定を適用しません。
- (3) 普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定に基づき当社が保険料を返還する場合には、当社が認める場合に限り、当社の定める日に集金者を経て行うことができるものとします。
- (4) (3)の規定は、加入者からあらかじめ当社に反対の意思表示がされている場合には適用しません。

(*1) 返還保険料相当額がある場合は、これを差し引いた保険料相当額を追加保険料相当額とすることができます。ただし、第7条（集金不能状態の未払込保険料相当額の払込み）の加入者が払い込むべき未払込保険料相当額を除きます。

第6条（集金不能日）

下表の左欄のいずれかに該当する集金不能状態が発生した場合には、対応する下表の右欄に規定する時を集金不能日等といいます。ただし、保険契約者が、集金不能状態となった加入者の未払込保険料相当額を保険証券記載の払込期日までに保険料として当社に払い込んだ場合は、この規定は適用しません。

① 口座振替方式(*1)の場合において、加入者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料相当額が集金日(*2)の属する月の翌月末までに集金されなかったことが発生したとき。ただし、集金者が加入者にかわって保険料相当額を集金日(*2)までに払い込んだ場合を除きます。	集金日(*2)の属する月の翌月末
② 加入者が団体(*3)を退職（ただし、集金事務委託契約に定めるところにより集金される場合を除きます。）した場合。ただし、加入者が、退職（ただし、集金事務委託契約に定めるところにより集金される場合を除きます。）した後も引き続きこの特約にしたがい保険料相当額を払い込むことを集金日(*2)の属する月の翌々月末までに当社に通知した場合を除きます。	集金が不能となった最初の集金日(*2)
③ 口座振替方式(*1)以外の場合に、②以外の理由により集金者による保険料相当額の集金が不能となったとき。	集金が不能となった最初の集金日(*2)

(*1) 口座振替方式とは、加入者の指定する口座から、口座振替により保険料相当額の払込みを行うことをいいます。

(*2) 集金日とは、集金事務委託契約に規定する集金日をいいます。

(*3) 団体とは、官公署または公社、公団、会社等の企業体などをいい、法人・個人の別を問いません。

第7条（集金不能状態の未払込保険料相当額の払込み）

第6条（集金不能日）に規定する集金不能状態となった場合は、次に定める期日までに、加入者は未払込保険料相当額の全額を一時に払い込み、かつ、保険契約者はその加入者の未払込保険料相当額を保険料として当社に払い込まなければなりません。

(口座振替以外)：集金不能日等(*1)の属する月の翌々月末
(口座振替)：集金不能日等(*1)の属する月の翌月末

(*1) 集金不能日等とは、第6条（集金不能日）の表の右欄に規定する日をいいます。

第8条（未払込保険料相当額不払の場合の免責）

当社は、第7条（集金不能状態の未払込保険料相当額の払込み）に規定する期間内に未払込保険料相当額の全額が払い込まれず、かつ、保険契約者が、その加入者の未払込保険料相当額を保険料として払い込むことができない場合において、下表の①から③までのいずれかに該当するときは、未払込保険料相当額を支払わなかったその加入者の加入部分に対しては保険金を支払いません。

①	その集金不能日等(*1)から、その未払込保険料相当額の全額を払い込んだ時(*2)までの期間中に保険金支払事由の原因が発生していた場合
②	その集金不能日等(*1)から、その未払込保険料相当額の全額を払い込んだ時(*2)までの期間中に保険金支払事由が発生していた場合
③	保険金支払事由の原因の発生がこの保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険契約のその集金不能日等(*1)から、その未払込保険料相当額の全額を払い込んだ時(*2)までの期間中であった場合

(*1) 集金不能日等とは、第6条（集金不能日）の表の右欄に規定する日をいいます。

(*2) 保険契約者がその加入者の未払込保険料相当額を保険料として払い込んだ場合に限りです。

第9条（解除－未払込保険料相当額不払の場合）

- (1) 当社は、第7条（集金不能状態の未払込保険料相当額の払込み）に規定する期間内に未払込保険料相当額の全額が払い込まれず、かつ、保険契約者が、その加入者の未払込保険料相当額を保険料として払い込むことができない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約の一部(*1)を解除することができます。この場合において、普通保険約款基本条項第5節第6条（保険料不払による保険契約の解除）の規定は適用しません。
- (2) (1)に規定する解除は集金不能日等(*2)から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、集金不能日等(*2)が保険期間の末日の翌日以降となる場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (3) (1)の規定により、当社が保険契約を解除した場合は、普通保険約款基本条項第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(8)の表の④および⑤に該当するものとみなして同条(8)の規定を準用します。

(*1) この保険契約の一部とは、未払込保険料相当額を支払わなかったその加入者の加入部分をいいます。

(*2) 集金不能日等とは、第6条（集金不能日）の表の右欄に規定する日をいいます。

第10条（準用規定）
この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

Ⅲ返還保険料または追加保険料の計算方法の変更に関する特約

第1条（この特約の適用条件）
この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（普通保険約款の読み替え）
当社は、この特約により、普通保険約款基本条項付表2中「付表3の「短期料率」」および「日割」とあるのは、それぞれ「月割」に読み替えて適用します。

第3条（準用規定）
この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

Ⅳ保険料支払手段に関する特約

第1条（この特約の適用条件）
この特約は、保険契約者が、当社が指定する電子的な決済手段(*1)により、この保険契約の保険料(*2)を払い込む場合に適用されます。ただし、当社が指定した方法によりこの保険契約の保険料を払い込むことを求めた場合に限りです。
(*1) 以下この特約において「キャッシュレス決済手段」といいます。
(*2) **追加保険料**(*3)を含みます。以下この特約において同様とします。
(*3) 契約内容変更時等に当社が追加して請求する保険料をいいます。

第2条（保険料領収の時点）
当社は、保険契約者がキャッシュレス決済手段により保険料を払い込む場合は、保険契約者がキャッシュレス決済手段の会員規約またはサービス利用規約等に従い決済手続を行い、保険料相当額の決済手続を完了したことが手続画面に表示された時点で保険料が払い込まれたものとみなします。

第3条（保険料の返還）
当社は、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定により保険料を返還する場合は、金銭で返還するものとします。

第4条（準用規定）
この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

Ⅴ共同保険に関する特約

第1条（独立責任）
この保険契約は、保険証券記載の保険会社による共同保険契約であって、保険証券記載の保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引割割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う事項）
保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、保険証券記載の全ての保険会社のために下表に掲げる事項を行います。

①	保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
②	保険料の収納および受領または返戻
③	保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
④	保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
⑤	保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
⑥	保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険証券に対する裏書等
⑦	保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
⑧	事故発生もしくは損害発生 の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
⑨	損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および保険証券記載の保険会社の権利の保全
⑩	その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

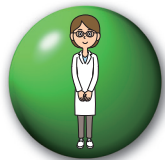
第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第2条（幹事保険会社の行う事項）の表に掲げる事項は、保険証券記載の全ての保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、保険証券記載の全ての保険会社に対して行われたものとみなします。

MEMO



メディカルアシスト

24時間365日対応 自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の緊急医療機関や最寄の医療機関をご案内します。

 **0120-708-110**

●緊急医療相談 ●医療機関案内 ●予約制専門医相談 ●がん専用相談窓口 ●転院・患者移送手配



介護アシスト

【受付時間】 平日午前9時～午後5時 自動セット

お電話にて介護に関するご相談に応じます。また、ご高齢の方の生活を支える各種サービスを優待条件でご紹介します。

 **0120-428-834**

●電話介護相談 ●各種サービス優待紹介

www.kaigonw.ne.jp

●インターネット介護情報サービス「介護情報ネットワーク」
ホームページを通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

事故のご連絡・ご相談は

事故受付センター(東京海上日動安心110番)

 **0120-720-110**

受付時間：
24時間365日

ネットでのご連絡はこちら ▶



お問い合わせ先

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

 **0120-691-300**

受付時間：平日・土日祝 午前9時～午後6時
(年末・年始を除く)

東京海上日動火災保険株式会社

www.tokiomarine-nichido.co.jp



マングローブ植林等の様子をご覧いただけます。
www.tokiomarine-nichido.co.jp/world/greengift/about/